



第3期 豊中市子育て・子育て支援行動計画

こどもすこやか 育みプラン・とよなか



すべてのこどもの人権が尊重され、
健やかに育ち、
社会全体で子育て家庭を支え、
こどもを愛情深く育むまち・とよなか



令和7年(2025年)2月
豊中市



は じ め に

本市では、家族形態や就労形態の多様化による環境の変化、地域のつながりの希薄化や児童虐待の顕在化等により、社会全体で子どもやその家庭を支える必要性が高まってきたことから、平成25年（2013年）4月に「すべての子どもの人権が尊重され、子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを愛情深く育むまち」の実現をめざし、「豊中市子ども健やか育み条例」を制定しました。

本条例の目的を達成するため、平成27年（2015年）から5年ごとに、豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」を策定し、児童福祉、母子保健、教育をはじめとした子どもに関わる様々な分野にわたる支援施策を総合的、計画的に推進してきました。

計画の推進にあたっては、保育所等の就学前施設や学校、地域の住民や各種団体、事業者、家庭、行政等の子どもに関わるすべての主体が相互に連携を図りながら取り組んでいただいております、関係する皆様のご理解とご協力に深く感謝申し上げます。

この度、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とする「第3期子育て・子育て支援行動計画」を策定し、さらなる施策の推進に取り組めます。この第3期計画では、引き続き子どもの人権の尊重をすべての取組みの基礎としつつ、第2期計画の取組みの成果や現状をふまえ、社会情勢の変化や新たな課題に対応していきます。また新たに、「こども基本法」に基づく市町村こども計画に位置づけ、こども大綱を勘案するとともに、若者自立支援計画や社会的養育推進計画も包含し、より一体的にこどものライフステージを通じたつながりある施策展開を行っていきます。

第3期計画においては、「確実に支援につなぐ」、「子育てはみんなで」、「こどもとともに」の3つを重点施策に掲げ、はぐくみセンターと令和7年（2025年）より開設する児童相談所を中心とした包括支援体制づくりなど、こどもと子育て家庭を切れめなく支援する子育て・子育て支援施策を展開します。

今後とも子どもに関わるすべての皆様とのつながりを深めながら、こどもが健やかに育つことができるよう、「こどもまんなか」社会の実現に向け、子育てしやすさ NO.1の取組みなど、こども施策の充実・強化に引き続き取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力をいただきました「豊中市こども審議会」の委員の皆様をはじめ、アンケートやヒアリング、意見公募手続き等に際して貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

令和7年（2025年）2月



豊中市長 長内 繁樹

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	3
第2章 計画の基本的な考え方	7
1 基本理念	8
2 施策体系	10
第3章 これまでの取組みと今後の課題	11
1 ニーズ等調査などからみる状況と課題	12
2 これまでの主な取組みと今後の課題	14
第4章 施策の展開	25
1 重点施策	26
施策の柱1 子育て支援	34
施策の柱2 子育て支援	46
施策の柱3 安心・安全なまちづくり	55
第5章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画	59
1 教育・保育提供区域の設定	60
2 量の見込みと確保方策	61
第6章 学校を拠点とした放課後の児童の居場所づくりの充実	83
第7章 ひとり親家庭への支援の充実（ひとり親家庭等自立促進計画）	87
第8章 こどもの未来応援施策の推進（こどもの貧困の解消に向けた対策計画）	91

第9章 若者自立支援計画	103
第10章 社会的養育推進計画	115
第11章 計画の推進に向けて	133
1 計画の推進体制	134
2 計画の進行管理	135
3 評価指標	136
資料編	143
1 事業一覧等	144
2 条例等	180
3 審議会等	189
4 計画策定にあたっての意見聴取	195
5 豊中市の現状（データ）	202
6 子育て・子育て支援の流れ	216
7 用語集	218

本計画書の年号の表記について

和暦と西暦の併記を基本としますが、図表については、スペースの都合上、和暦のみの表記とします。

本計画書で使用する用語について

こども	「こども基本法」に基づき、心身の発達の過程にある者。
若者	国の大綱等に基づき、おおむね中学生年代から40歳未満の者。
就学前	小学校または義務教育学校への就学前のこと。
就学前施設	幼稚園や保育所、認定こども園*など、就学前の教育・保育施設。
障害	障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の定義に従い、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害（政令で定める難病などによる障害を含む）のこと。

* は、資料編「7 用語集」をご覧ください

第 1 章

計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

第 2 期「こどもすこやか育みプラン・とよなか」の取組みの成果や課題をふまえ、社会情勢の変化や新たな課題、新たな法律・制度に対応し、子育て・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する第 3 期「こどもすこやか育みプラン・とよなか」を策定します。

わが国の合計特殊出生率*は平成 17 年（2005 年）に過去最低の 1.26 を記録した後、緩やかに回復の傾向がみられていましたが、近年減少傾向にあり、令和 5 年（2023 年）には 1.20 と過去最低を更新する状況となっています。こどもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育ての孤立化や経済的不安など課題が多分野にまたがり、ますます複雑化しています。

国においては、少子化対策を進めるなか、平成 24 年（2012 年）に子ども・子育て支援法を制定し、平成 27 年（2015 年）から「子ども・子育て支援新制度」を施行して、子ども・子育てを総合的に推進する施策が進められてきました。さらに、こども施策を社会全体で総合的・包括的かつ強力に推進していくために、令和 5 年（2023 年）にこども家庭庁が設立され、「こども基本法」が施行されました。次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしています。

本市では、平成 25 年（2013 年）に、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、こどもに関わるすべての人が、こどもや子育て家庭への支援に関心をもち、それぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めながら協力し、本市のこども一人ひとりが健やかに育ち、こどもを愛情深く育む地域社会の実現をめざす「豊中市子ども健やか育み条例」を制定しました。また条例などに基づき、平成 27 年（2015 年）に「豊中市子育て・子育て支援行動計画」、令和 2 年（2020 年）に第 2 期計画を策定し、子育て・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

このたび第 2 期計画が令和 6 年度（2024 年度）で計画期間を終了することから、これまでの取組みの成果や課題をふまえ、社会情勢の変化や新たな課題、また「こども基本法」などの新たな法律・制度に対応しながら、引き続き施策を推進するため、第 3 期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」（以下、「本計画」とします。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

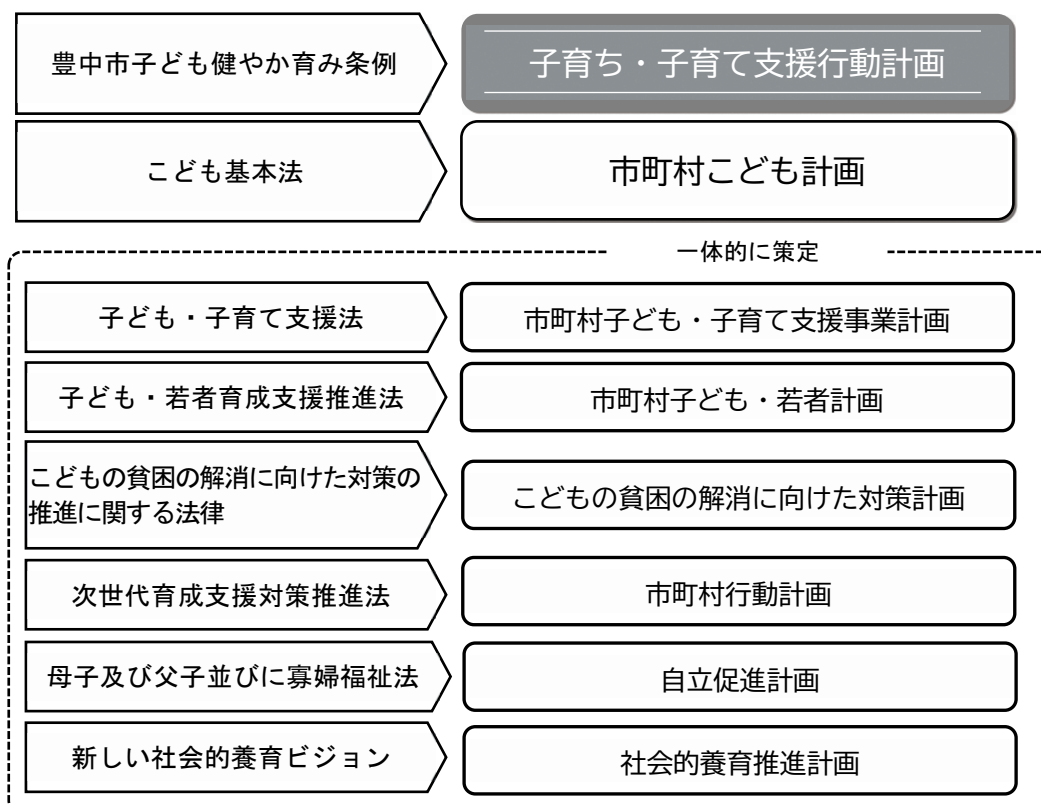
子育て・子育てに関わる計画と一体的に策定するもので、令和 7 年度(2025 年度)から令和 11 年度(2029 年度)までの 5 年間を計画期間とします。

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「豊中市子ども健やか育み条例」第 15 条に基づく「子育て・子育て支援行動計画」として策定し、「こども基本法」第 10 条に基づく「市町村こども計画」に位置づけるものです。

また「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」ほか、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「市町村子ども・若者計画」(「豊中市若者自立支援計画」)、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「自立促進計画」及び「児童福祉法」の理念を具体化するための「新しい社会的養育ビジョン」に基づく「社会的養育推進計画」と一体的に策定するものです。また、成育基本法等をふまえた母子保健医療体制の推進についても、「健康づくり計画・食育推進計画」とあわせて推進していきます。

[条例・法律等における位置づけ]



[条例・法律等]

豊中市子ども健やか育み条例（第 15 条）

市長は、こどもの健やかな育ちに関し、子育て・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第 11 条から前条までに定める施策を推進するため必要な事項（法第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている事項を含む。）を定める子育て・子育て支援行動計画を策定しなければならない。

こども基本法（第 10 条）

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

子ども・子育て支援法（第 61 条）

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

子ども・若者育成支援推進法（第 9 条）

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第 10 条）

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（第 8 条）

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

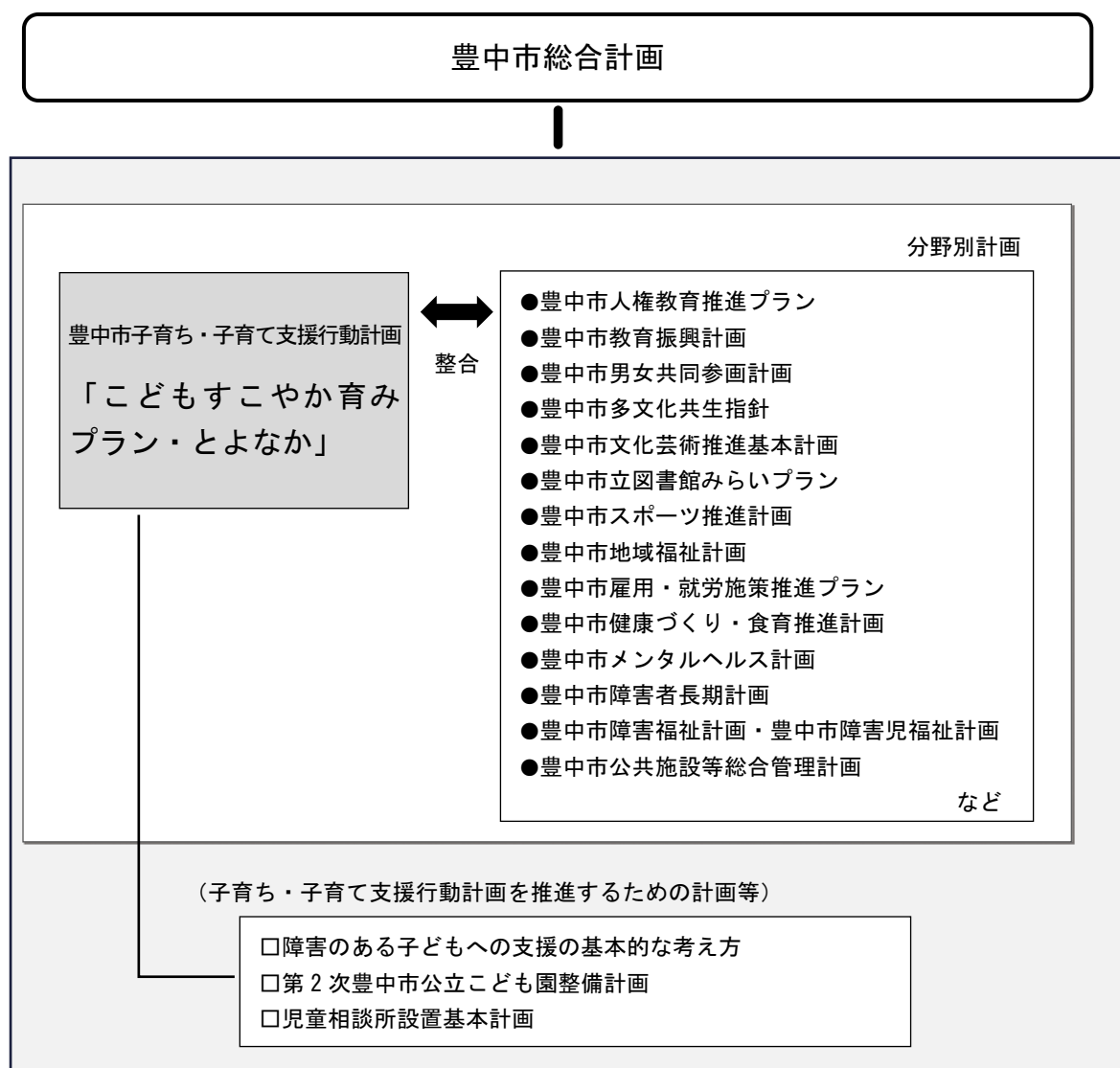
母子及び父子並びに寡婦福祉法（第 12 条）

都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であって母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

[こども、若者の定義]

○本計画においては、「こども基本法」に基づき、「こども」を「心身の発達の過程にある者」とします。また「若者」については、国の大綱等に基づき、おおむね中学生年代から 40 歳未満の者としてします。

本計画は、「豊中市総合計画」を上位計画とし、図に示す分野別の計画等と整合を図り、分野横断的に子育て・子育て支援を充実させていくものとします。



また、本市においては、持続可能な開発目標SDGs*の達成推進につながる施策展開を図っており、本計画は次の10の目標に関わる施策内容を含んでいます。



(2) 計画期間

本計画は、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間を計画期間とします。

[計画期間]

年度	令和 2 2020	令和 3 2021	令和 4 2022	令和 5 2023	令和 6 2024	令和 7 2025	令和 8 2026	令和 9 2027	令和 10 2028	令和 11 2029	令和 12 2030	令和 13 2031
本計画	第 2 期					第 3 期					第 4 期	
	・ 新・放課後子ども総合プラン ・ ひとり親家庭等自立促進計画 ・ 子どもの貧困対策計画					こども計画 ・ ひとり親家庭等自立促進計画 ・ こどもの貧困の解消に向けた対策計画						
	若者自立支援計画（改訂版）					・ 若者自立支援計画 ・ 社会的養育推進計画 など						
関連計画	「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画											
	公立こども園再整備計画（前期）					第 2 次豊中市公立こども園整備計画						
	児童相談所設置基本計画											
総合計画	第 4 次豊中市総合計画										第 5 次豊中市総合計画	
	前期基本計画					後期基本計画					前期基本計画	

第 2 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

「豊中市子ども健やか育み条例」に基づき、こどもが人とつながり、未来を切り拓く力を身につけるとともに、次代の担い手となるこどもを大切に育むことのできる大人となるよう、基本理念を以下のように設定します。

すべてのこどもの人権が尊重され、
健やかに育ち、
社会全体で子育て家庭を支え、
こどもを愛情深く育むまち・とよなか

あわせて、令和5年(2023年)4月1日施行のこども基本法に基づき、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて取組みを進めます。

こどもの人権の尊重をすべての取組みの基礎とします

こどもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることを大切にします。

こどもの健やかな育ちを支えます

こどもには、自ら育つ力と多くの可能性があります。こどもの力を信頼し、または認め、その個性や能力を発揮することができる機会を提供し、こどもの状況に応じた支援をすることで、こどもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長することをめざします。

自分自身のこと、家庭のこと、学校のことなど様々な理由から社会的援助が必要な状態のこどもや誰にも相談できず悩みを一人で抱え込んでいるこどもに対しては、関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を行うことをめざします。

こどもの年齢及び成長に応じ、その思いや意見を尊重し、こどもにとって何が最もよいことなのかをこどもと大人がともに考えることをめざします。

（こどもの健やかな育ちとは～豊中市子ども健やか育み条例より～）

こどもは、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園*、学校をはじめとする社会での多様な人との関わりや様々な体験を通して、基本的な生活習慣、自分を大切にする気持ちや他者への思いやり、個性や創造力、そして自ら考え、主体的に判断して行動する力などを養いながら、人とつながり、未来を切り拓く力を身につけていきます。

安心して子育てできるよう地域全体で家庭を支えます

こどもの育ちには、身近にいる特定の大人との愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成が大切であることから、保護者が安心して子育てできるよう、地域全体で保護者を支えることが、こどもの健やかな育ちにつながります。

子育てとは本来、こどもに限りない愛情を注ぎ、日々成長するこどもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。しかしながら、社会環境や生活基盤の変化など子育て家庭を取り巻く状況は厳しくなっており、不安や負担を抱えながら子育てをしている保護者もいます。こうした状況をふまえたうえで、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、保護者がこどもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう地域全体で子育て家庭を支えていく必要があります。

こどもを愛情深く育むまち・とよなかをめざします

保護者を含む地域住民、関係機関・団体、事業者、市民活動団体、学校、行政など、こどもに関わるすべての人がそれぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めるとともに、すべての人がこどもや子育て家庭に関心をもち、地域全体でこどもを育む仕組みづくりが必要です。

2 施策体系

基本理念のもと、「子育て支援」「子育て支援」「安心・安全なまちづくり」の3つを柱にして取り組みます。重点施策は、課題解決や他施策への波及効果などから特に優先して取り組むべき施策を下記のとおり位置づけます。

基本理念	すべてのこどもの人権が尊重され、健やかに育ち、社会全体で子育て家庭を支え、こどもを愛情深く育むまち・とよなか
------	--

重点施策	① 確実に支援に つなぐ ～寄り添い・つなぐ相談援助～ ② 子育ては みんなで ～子育ての社会化～ ③ こどもと ともに ～こども自身による多様な参画～
------	---

施策の柱 1	子育て支援 1-1 保育及び教育環境の充実 1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供 1-3 こどもの居場所づくり 1-4 こどもの悩みや不安に対する相談及び支援 1-5 若者の自立支援
--------	---

施策の柱 2	子育て支援 2-1 地域の子育て環境の整備 2-2 子育てに必要な情報提供等 2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援 2-4 子育てと仕事の両立の推進
--------	---

施策の柱 3	安心・安全なまちづくり 3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備 3-2 こどもの安全確保
--------	---

法 定 計 画
学校を拠点とした放課後の児童の居場所づくりの充実
ひとり親家庭の支援の充実（ひとり親家庭等自立促進計画）
こどもの未来応援施策の推進（こどもの貧困の解消に向けた対策計画）
若者自立支援計画
社会的養育推進計画

第 3 章

これまでの取組みと今後の課題

1 ニーズ等調査などからみる状況と課題

こどもや保護者、地域の支援者などのニーズ等については、令和5年（2023年）12月に実施した「豊中市子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」やヒアリング調査などにより把握し、以下のとおりこどもや子育て家庭をとりまく現状と課題をまとめました。

□ 保護者の不安感・負担感解消に向けた取組みが必要

- 保護者が子育てに関して、不安や精神的な負担を感じる声が増えています。
- 保護者自身が日ごろ悩んでいることとして、仕事や趣味など自分の時間が十分とれない保護者が増加しています。
- 自分の子育てが地域の人に支えられていると感じている保護者が減少している一方、安心して子育てするためには、地域ぐるみの活動が必要とする小学生保護者が増加しています。
- 子育て家庭と地域とを結び付ける取組みの促進など、地域の子育て支援のさらなる拡充・連携強化が必要となっています。

□ ニーズをとらえた事業や取組みの改善が必要

- 子育て・子育てに関する取組み・事業を知っていて利用したいと思っても、要件・日時などの利用条件で利用できていないとの意見があります。
- 一方で、地域の子育て・子育て支援関係機関からは、マンパワーや個人の知識・経験、他の機関との連携が不足しているとの意見があります。
- ニーズをとらえながら、各取組み・事業を可能な範囲で利用しやすくなるよう改善していくことが必要となっています。

□ こどものそれぞれの思いを大切にしていけることが必要

- 自分のことが好き、友だちというよりひとりで自分のしたいことをする方が好き、将来は自分の好きなように暮らすといったこどもが増加しています。
- 大人には、こどもの気持ちを見守り、こどもの取組みを認め、こどもの意見を否定しないことが求められており、不登校児童・生徒の支援では、こどもが希望する好きな活動を一緒に楽しみ、1対1の信頼関係を築いていくこと、こどもの生きる力を信じることが大切との意見があります。
- こどものそれぞれの思いや希望を丁寧に読み込み、それらひとつひとつを大切にしながら、こどもが社会の一員として主体的に参加できる機会の拡充につなげることが重要です。

□ 個々のニーズを把握し、確実に相談・支援につなげていくことが必要

- 相談先について、保護者ではパートナー、親せき、友人・知人、育児仲間に次いで、保育所や学校等の先生、こどもでは学校等の先生などが多くなっています。
- 相談相手がいない、相談していない理由について、保護者では、どこに相談すればよいかわからない、何を相談すればよいかわからない、自分自身で解決すべきだと思った、相談しても分かってもらえないが多くなっています。
- 子育て・子育て支援関係者では、居場所があってもそこにつなげることや、困り感があるご家庭を適切につなげる難しさがあるとの意見、活用できる制度・サービスの情報を自発的に入手しづらい世帯が多く、丁寧な情報提供体制が必要との意見があります。
- 相談・支援を求めた方はもちろん、悩みながらもSOSを発信できていない潜在的な支援ニーズを把握し、確実に相談・支援につなげていくことが必要となっています。

□ 子育て・子育てを社会全体で一丸となって進めていく考え方の醸成が必要

- こどもが生まれたときの育児休業の取得について、母親・父親ともに増加していますが、育児休業を取らずに働いた理由として、仕事が忙しかったとともに、特に父親では、まだまだ職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったとの意見が多くなっています。
- 安心して子育てするための地域での取組みでは、子育て中の親子が集まり、一緒に遊べる場を増やすとの意見が多く、特に小学生保護者では、地域ぐるみでこどもの安全や非行防止のための活動をする、今は難しいがいずれ協力したいとの意見が多くなっています。
- 子育て・子育て支援関係者からは、こども食堂やこども見守りなどにより地域の中でこどもたちを見守りながら育てているとの意見がある一方で、地域のつながりが薄れていく中でどう接したらよいかわからない、集団や社会になじめないこどもが増えている、こどもの立場で生きやすい・住みやすい地域が必要との意見があります。
- 子育て・子育てを一丸となって進めていく考え方の醸成が必要となっています。

□ 子育て・子育ての環境について

- こどもの遊び場について、雨の日に遊べる場所がない、思い切り遊ぶための十分な広さがない、遊具などの種類が充実していないとの意見が多くなっています。
- お子さんとの外出で困ること・困ったこととして、自動車の通行が多いにもかかわらず歩道や信号がない道路、歩道の段差などがベビーカーや自転車での通行の妨げになるとの意見が多くなっています。
- 子育てサークルなどの自主的な活動を行うにあたり、活動場所の提供（場所貸しなど）を支援してほしいとの意見が多くなっています。
- 子育て・子育てしやすい環境づくりの視点が必要となっています。

2 これまでの主な取組みと今後の課題

こどもや保護者、地域の支援者などのニーズ等については、令和5年（2023年）12月に実施し

（1）子育て支援について

①保育及び教育環境の充実について

これまでの主な取組み

- 民間園で認定こども園*への移行を促進し、**公立こども園**においてこどもたちが自分らしく過ごし、夢を育めるような施設づくりを推進
- 市独自のツール「**豊中市教育保育環境ガイドライン***」を公民一体で活用し、教育・保育の質の確保の取組みを推進
- 保育士・保育所支援センター*での相談対応・幹旋や子育て支援員研修・保育士試験対策講習の実施、市独自の助成金などにより**保育士の確保**を推進
- 幼保こ小連絡協議会**における連携、小学校入学に向けての情報提供など、幼少期から義務教育機関までつながりのある育ちの支援
- 「第2期豊中市教育振興計画」に基づき、こどもたちが自らの課題を見つけ、学び、考え、判断し学習の意義を共有しながら「**生きる力**」を育めるよう**教育環境の充実**を推進
- 市立小中学校児童生徒への**一人一台端末**を配備し、ICT*を活用した学び、個別最適化された学びの実現に向けた取組みの推進
- 35人学級**の推進
- 小・中学校及び義務教育学校 30校に**コミュニティ・スクール***を設置し、保護者や地域住民等の意向を把握して学校運営に反映する開かれた学校づくりを推進
- 義務教育学校「**庄内さくら学園**」開校
- 庄内コラボセンター**を開設し、南部地域において保育、教育、福祉、保健などの多様な主体が連携する仕組みづくりを推進

今後の課題

こどもが生きる力を身につけられるよう、つながりのある保育・教育のさらなる充実

- 今後の保育のあり方や少子化、はぐくみセンターや児童相談所の設置等をふまえ、**公民で多様化する子育てニーズに対応することが必要**
- 保育環境改善システム**のさらなる活用を推進し、より一層の保護者の利便性向上や職員の事務負担軽減が必要（公立こども園）
- 市域全体での教育・保育の質の向上を進めていくため、引き続き**豊中市教育保育環境ガイドライン***を活用し、**公民一体となった公開保育や実践報告会、研修会など学び合う場の充実が必要**
- 幼保こ小連絡協議会**における連携・協議や教職員への理解促進、各校区連絡会における取組みなどにより**幼保こ小の連携を推進**
- 関係機関や団体とも連携し、**親子が気軽にふれあえる場、仲間やつながりづくりの場などのより一層の充実と利用促進**
- 引き続き教育振興計画に基づいた教育環境の充実に係る取組みの推進
- 学校と地域のさらなる連携促進のため、学校支援コーディネーターの全校配置に向け、人材確保を推進
- 学校、保護者、地域住民、関係部局等と連携しながら、**小中一貫教育の取組みを推進**

②多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供について

これまでの主な取組み

- 音楽、スポーツ、高校生パフォーマンスフェスタなど多様な人との交流や体験など、**こども自身が主体となって参加する事業**を実施
- 事業者と連携したキャリア教育*の実施やライフデザイン支援情報誌の作成など、**自分らしい生き方の選択や自立して生きていくために必要なことを考える機会**を提供
- 「豊中子ども健やか育み条例」出前講座や人権教育・保育の取組み、「明日の親のための講座」などの実施により、**自分の大切さや命の大切さを考える機会**を提供
- こども自身の健康・思春期の性・メンタルヘルス、消費者教育など、**こども自身が身を守るために必要な情報の提供・教育**
- 子育て・子育て支援施策についてこどもへヒアリングを行うなど、本計画に基づく取組み内容を身近に感じ、**意見表明できる機会の充実**
- 「とよなか未来トーク」などその他の分野においても**こどもが意見表明できる機会を創出**

今後の課題

生きる力を身につけるための交流及び体験や学びの機会の充実とその周知の強化

- ニーズ等調査によると、コロナ禍での影響も想定されるものの高校生相当年代で学校以外での活動への参加経験が減少しており、**交流・体験機会の内容及び周知方法等の充実が必要**
- 引き続き、幅広い世代との交流や**こども自身がスタッフやボランティアとして参加できる機会**づくりが必要。スポーツや文化芸術等とあわせて**国際交流につながる機会の創出**
- ニーズ等調査によると「将来の夢をもっている」割合が減少しており、より一層、**自分らしい生き方の選択や生きる力を育む学びの場**が必要。社会動向に応じた金融経済教育や消費者教育などの推進の検討が必要
- 引き続き、様々な分野でのこどもの社会参加・意見表明の機会の提供に努めるとともに、**社会全体でこどもの権利についての理解・保障が浸透**するよう、**条例周知等の取組みを推進**

③こどもの居場所づくりについて

これまでの主な取組み

- 市内のこども食堂や無料・低額の学習支援などのこどもの居場所づくりを推進するため、コーディネーターを配置し、居場所の立ち上げ・運営支援、市域・圏域での学校関係者・地域活動関係者・関係機関等との交流会や、ボランティア連続講座の開催、ポータルサイト「いこっと」での情報発信、居場所に協力したい人材の派遣、市民や企業からの寄付等と居場所とのマッチング等を継続実施
- 前項と連動しながら、居場所団体の安定運営を図るため、定期的な開催や、食材等の提供を通じて**支援を必要とするこども・家庭の見守り等を行う団体に補助**を実施
- 放課後こどもクラブ、地域子ども教室に加え、**小学校の校庭などを開放した居場所づくり**を実施、また事業者委託等により、放課後こどもクラブを日祝も開設するなど、**学校を拠点とした放課後の居場所づくりの拡充**
- 地域における、こどもの居場所の運営支援、学習習慣を身につけるための**放課後・土日の学習支援モデル事業の実施**、青少年交流文化館いぶき等**公共施設の活用による居場所づくりの推進**
- 安心して読書ができる場所を提供するほか、自ら学ぶ場所も選択できるように**自学自習スペースを設置**
- 不登校児童生徒について、青少年交流文化館いぶきでの創造活動、若者支援の窓口へのつながりなどの**切れ目のない支援や青少年団体との交流・連携プログラムの実施**
- 高校生世代が不登校や高校中退などを理由にひきこもりになることを防ぐため、**多様な学びの場や体験の機会を提供**することを通じて、自分らしさを活かした働き方や将来の姿を具体的にイメージし、その実現に向かって歩むことができる力を習得できるように支援

今後の課題

こどもの居場所の継続的な運営の支援、連携強化、公民協働での推進

- 引き続き、全小学校区での展開に向けて、こどもの居場所づくりを推進するとともに、こどもの居場所相談支援ネットワークを構築し、**こどもの居場所の支援力を向上**する取組みを実施
- 放課後・土日の学習支援事業の全中学校区での開催**に向け、参加者数や状況に応じた効果的な実施体制の構築と実施場所の確保
- 学校を拠点とした地域社会全体でこどもたちの学びや育ちを支える環境づくりを推進するため、**地域子ども教室、放課後こどもクラブ事業及び放課後等の児童の居場所づくり事業が連携する仕組みづくり**が必要
- 引き続き、こどもの居場所について、学校・地域への丁寧な周知、信頼関係の構築を行うとともに、**役割分担の明確化**を行い、さらなる**連携の強化**

④こどもの悩みや不安に対する相談及び支援について

これまでの主な取組み

- こども総合相談窓口、こども専用フリーダイヤル（とよなかっ子ダイヤル）での24時間365日の相談受付、こども専用チャット相談（とよなかっ子ライン）をタブレット端末からも相談できるよう設定するなど、こどもからの相談体制を拡充し相談が増加。さらに市民向けのリーフレット・カードの配布やポスターの掲示を継続
- 児童相談所開設準備
- 「こころといのちを守る相談窓口のご案内」リーフレット作成、公立中学校との協働による「いのちの授業」の実施など、援助希求行動の推進や自殺対策等の取組みを推進
- 中学生対象のデートDV防止プログラムの作成、10代～30代の若年層に特化した「ガールズ相談」に加え、「ボーイズ相談」の開設
- 全小中学校・義務教育学校にスクールカウンセラー*を配置し、教育相談体制を充実するとともに、スクールサポーター*の効果的な配置により、学校支援を実施
- 「いじめ・不登校（長期欠席）・児童虐待対策連絡会議」での連携による予防事業の実施、「豊中市いじめ防止基本方針」に基づいた取組み、こどもたちが主体となっていじめ予防を含めた安心安全な学校づくりを進めていくための支援など「いじめや児童虐待から子どもを守るプロジェクト」の実施
- スクールソーシャルワーカー*の市内全小学校への配置及び中学校への事案対応派遣による早期支援により、学校内外の機関等による相談・指導を受けていない児童・生徒が減少、状況に合った不登校児童・生徒への相談活動や体験活動の実施援助
- 高校との連携により薬物乱用防止教室の実施

今後の課題

深刻な状況になる前に、こども自身が悩みを気軽に相談できる環境の充実、顕在化する新たな社会問題にも対応したこどもを守るための体制づくり・人材育成、特別な配慮を必要とするこどもが適切な支援を受けることができる取組みの推進

- ニーズ等調査ではこども自身が相談できる窓口の認知度は向上している一方、相談窓口を利用しようと思わない理由として「どんな人が話を聞いてくれるかわからない」が上位となっており、今後とも、各相談窓口がこどもにとって身近な相談窓口になるよう相談員の資質向上とともに、窓口のさらなる周知の工夫が必要
- 児童相談所を開設し、子育てに関する問題・不安を抱える家庭に対しての切れめのない包括的な支援の実施
- ニーズ等調査では、勉強や進路についての悩み、自分のことへの悩みは年代があがるにつれて増加傾向であり、悩みの相談や自殺対策に関する取組み、相談できる力を身につける教育等を様々な年代、多様な機会 で推進
- こどもの居場所に関する団体や福祉との連携をより一層強化し、家庭を背景とした課題を抱えるこどもの発見、包括的な支援の実施
- こども自身がいじめに対する理解を深める機会や、こどもが主体となって取り組むいじめ予防の啓発等の支援など、いじめ予防の取組みの推進
- 長期欠席につながる課題の早期発見及び早期支援に向けた取組みの推進
- 多様化するニーズに対応するため、公民連携した障害児通所支援の質の向上への取組みの推進
- 発達障害児の二次障害の予防を含めた高年齢児童への支援の充実
- 質的向上や人材育成など、特別な配慮を必要とするこどもへの支援の充実を図る必要があり、ヤングケアラーへの支援、社会的養護を必要とするこどもへの支援、非行や薬物乱用等の再発防止や自立支援等の推進が必要

④こどもの悩みや不安に対する相談及び支援について（続き）

これまでの主な取組み

- 若者支援総合相談窓口において困難を有する若者等からの相談受付、状況に応じた継続的な支援
- 通学支援サービスや児童発達支援センターの機能充実など障害のあるこどもへの支援
- 学習支援・居場所づくり、集いの場や国際教室など外国にルーツをもつこどもへの支援
- 学習支援教室、親子（面会）交流支援など、ひとり親家庭のこどもへの支援
- 理解促進と早期発見に向けた啓発、専任の「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置するなど、ヤングケアラー支援に関する専用相談窓口を設置
- 新型コロナウイルス感染症対策にかかる学校園の臨時休業等に伴い、見守りが必要なこども・家庭を支援するこども食堂を支援する補助を実施
- 児童育成支援拠点を設置・拡充するとともに、豊中型認定居場所を新設し、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供
- 前項の支援型居場所を拡充し、支援力を向上するとともに、チェックリスト活用等によりはぐくみセンターが中心となり全体のネットワークを進める子どもの居場所相談支援ネットワークの構築に向けた準備を実施

今後の課題

- ニーズ等調査では、ヤングケアラーについて年代が低くなるほど認知度が低い傾向があり、こどもも含めて啓発に引き続き取り組むとともに、関係機関との体制の強化を図り、より一層支援を充実
- ヤングケアラー支援のための専門性向上とこどもへのピアサポート*、レスパイトケア*等の実施
- こどもや若者に向けて、思春期における心身の変化について伝える機会を増やし、相談することの重要性や相談先の周知を行い、援助希求行動の促進を図る
- ひとり親家庭へのアンケート調査では、こどもの学習支援を望む割合が高くなっており、学習支援の継続や充実が必要
- 引き続き、児童育成支援拠点を圏域ごとに設置するとともに、豊中型認定居場所を拡充することで、全中学校区に支援型居場所を展開。
- こどもの居場所相談支援ネットワークを構築し、居場所を必要とするこどもやその家庭に対する支援力を強化

(2) 子育て支援について

①地域の子育て環境の整備について

これまでの主な取り組み

- 子育て家庭の孤立化が進む中で、気軽に相談できる場所を提供し、育児不安やストレスなどの軽減を図ることを目的に、**豊中市内の公園において、地域の見守り、「あおぞら相談」及び情報提供を実施**
- 公立こども園地域子育て支援センター、公立こども園（地域支援連携園）等において、**地域の親子が気軽に集い、ふれあう場や相談できる場を提供**
- 子育て支援コーディネーター***が**保育・教育施設や遊び場に関する相談**に対応。転入予定や来所が難しい家庭に対しては**オンライン相談**を実施し、一人ひとりのニーズに沿った支援を実施
- 庄内コラボセンター1階に**子育て支援センターほっぺ南部分室を開設**し、南部での子育て支援事業の充実を推進
- 庄内コラボセンターを開設**し、南部地域において保育、教育、福祉、保健などの多様な主体が連携する仕組みづくりを推進
- 庄内コラボセンター内に庄内図書館を移転し、**地域のボランティアや館内の施設と協力しながら、館内の様々な場所でおはなし会を実施**
- 地域福祉ネットワーク会議（こども部会）**における校区連絡会により、地域の教育・保育施設と地域子育て支援に係る関係者との連携を深め、**地域全体で子育て家庭を見守る環境づくりを推進**。また新たにこどもの居場所関係者の参加を呼びかけ、**地域や家庭の状況に応じた支援を実施**
- 市内全中学校区に地域教育協議会（すこやかネット）を設置**し、学校・家庭・地域のネットワークを深める事業を行い、地域教育を活性化
- 学校支援コーディネーターの配置を推進**し、学校と地域（自治会、PTA、地域教育協議会、地域子ども教室、地域ボランティア など）との連携を強化

今後の課題

子育てが孤立することなく、身近で交流や支えあいができる地域づくりのさらなる充実

- ニーズ調査によると、保護者においては、自分の時間が十分にとれない、子育てによる疲れなどの悩みが増加傾向で、**子育ての負担感などの軽減に向けた取り組み**がより一層必要
- 関係機関や団体と連携し、**親子が気軽にふれあえる場、仲間やつながりづくりの場などのより一層の充実と利用促進、転入世帯や外国人世帯などへも配慮した場づくりや情報発信が必要**
- 子育て支援センターほっぺ南部分室の開設を機に保健センターや教育委員会等との連携を進めており、今後も**公民協働による施設管理運営**により、**妊娠期の父親対象の講座を実施するなど取り組みの充実**
- 地域子育て支援に係る関係者との連携をより一層強化し、「顔の見える」つながりを深め、**各地域の実情やこどもの家庭状況に応じた支援の充実**

②子育てに必要な情報提供等について

これまでの主な取組み

- 子育て支援センターほっぺ（「基本型」）、市役所の窓口（「特定型」）、3カ所の保健センター（「母子保健型」）にそれぞれ「子育て支援コーディネーター*」（社会福祉職等）を配置し、**相互に連携して、適切な施設・事業等の利用を支援**
- ホームページや子育て・子育て応援アプリ「とよふぁみ」、SNS*（ほっぺちゃん通信）、とよなか子育て・子育て応援BOOK『みんなで』の発行など、**多様な媒体を活用したわかりやすい情報発信**
- 広報誌のリニューアルにあわせ、妊娠・出産から就学前の子育て情報を巻末の「すこやかひろば」に集約。また、アウトリーチ*の一環で、保護者対象の性教育講座を行い、**こどもへ伝えなければいけない知識や伝え方を発信・情報提供**
- 各種健康診査などの機会を活用した情報発信、子育て家庭への訪問事業を通じた訪問型の情報発信、育児に係る必要物品の提供支援での情報発信など様々な機会に**必要な情報が届くよう発信**
- 公立こども園での「育ちの講座」「親を学ぶプログラム」などの取組み、保護者支援オンライン講座、中学校区単位での家庭教育講演会の実施などを通して**子育てや家庭教育について情報提供**

今後の課題

内容の充実とともに、必要な情報が必要とする家庭に確実に届く工夫

- ニーズ調査等によると、制度やサービスのPR不足や情報を自発的に入手しづらい世帯への対応が挙がっており、**PRの充実と必要な情報を届ける取組みの推進**
- 「とよふぁみ」「ほっぺちゃん通信」などでの情報発信内容の充実、各施設からの情報発信推進とあわせて、**アプリ・SNS*のより一層の活用促進**
- 引き続き、**家庭教育支援にかかる学習機会の創出・充実と家庭の状況にあわせた効果的な情報提供の推進**

③保護者の悩みや不安に対する相談及び支援について

これまでの主な取組み

- 身近な相談場所として、**地域子育て支援センターや認定こども園***等に地域支援員を配置し、対面や電話での育児相談を実施
- 庄内コラボセンターに「**こども・教育総合相談窓口**」を開設し、南部地域の相談機能を強化
- 切れ目のない相談支援、分野横断的・重層的な相談支援をめざし、『**子ども家庭支援システム（こどもの支援情報一元化システム）**』を構築。こどもや家庭へ包括的な支援を推進
- 助産師や保健師による「新生児訪問・妊産婦・乳幼児家庭訪問」や、生後4か月までの乳児のいる家庭を保育士等が訪問する「**こんにちは赤ちゃん事業**」によって、**子育てに不安のある家庭等の支援**につなげる
- 自ら出向くことが困難な家庭への支援として、**地域支援員等が公園で相談対応等を行う「公園ほっとタイム」**を新たに実施
- すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、**子育て応援クーポンの配布や出産・子育て応援金を給付**
- 保育施設の多様な利用ニーズに応えるため、**休日保育や一時保育、緊急一時保育等を実施**
- 児童虐待の予防や早期発見、再発防止にむけ、相談体制や地域社会全体でこどもを見守る体制づくりとともに、**児童相談所の設置準備**を推進
- 家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭等の居宅を訪問支援員が訪問し、**家事・育児における必要な支援を行う子育て世帯訪問支援事業**を実施
- 保護者向け、民間通所支援事業者向けの相談会や講座を開催するなど、発達支援・療育支援の取組みを推進

今後の課題

保護者の不安感・負担感を軽減し、子育ての楽しさや意義を感じられるよう多様化・複雑化するニーズや課題へのきめ細やかな支援

- 引き続き分野横断的・重層的な支援体制のもと**子育ての相談支援の推進と利用促進**
- 「**こども・教育総合相談窓口**」の相談機能を充実させ、児童生徒に係る問題を早期に発見し、早期支援につなげられる取組みの推進
- オンライン相談や訪問支援等の充実など、自ら出向くことが困難な家庭や**積極的に子育て支援の機会・場に参加しづらい家庭を支援**するための取組みの推進
- 子育て世帯訪問支援事業のサービス量を拡充して実施
- 複合的な課題を抱えたケースが増加しているため、関係機関のさらなる連携強化と丁寧な支援の継続実施
- 児童虐待防止にむけた、国の動向や先進事例をふまえた**施策の検討・推進、体制の強化・充実**
- 公民連携による発達支援の充実やより身近な**地域における支援の拡充**
- 離婚前も含めたひとり親家庭に対して、個々の状況に応じた相談・支援を行えるよう、**相談窓口や支援策の周知**
- 利便性の向上に向けた**一時保育システムの導入**

③保護者の悩みや不安に対する相談及び支援について（続き）

これまでの主な取組み

- ひとり親家庭に対して、母子父子自立支援員による相談をはじめ、**自立支援給付金等の就業支援、生活支援等を実施**。また、ひとり親家庭支援の拠点である母子父子福祉センターにおいて、**弁護士・専門員相談や情報提供等を実施**
- こどもを家庭で養育することが一時的に難しくなった時に、7日間を限度にこどもを児童養護施設等で預かる**子育て短期支援事業**を実施
- 民間も含めた子育て支援サービスを一元化したプラットフォーム*から、保護者が自分に合ったサービスを利用することで、こどもと向き合える時間を確保するとともに、仕事も子育ても充実できるよう支援する**フリータイムプロジェクト**の検討
- 外国人市民や障害のある市民が読書を楽しめるよう多様な資料や情報を収集・提供・支援のきっかけとなるように、とよなか国際交流協会と連携して**外国人親子の居場所づくりを推進**

今後の課題

- 子育て短期支援事業のサービス量を拡充するため、**里親等の新たな受け皿で事業実施**
- フリータイムプロジェクト**は、マチカネポイントを活用した利用支援、AIチャットボット*を活用したサービスマッチング、機運醸成と多様なサービスの創出、人材育成と質の確保に向けた取組み等を実施し、**子育て支援を拡充**

④子育てと仕事の両立の推進について

これまでの主な取組み

- 保育施設の入所・入園手続きについて、**電子申請による受付の開始やLINEを活用した窓口予約の試行実施**、選考業務における作業の効率化のため**AIを導入**
- 保育定員の確保を図るため、補助金等を活用した**民間保育所の整備等**を推進
- 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備と、**社会全体で子育てを応援する機運を醸成するための講座**を実施
- 女性活躍やワーク・ライフ・バランス*にかかるセミナー開催や専門的な知識を有するアドバイザーの事業所への派遣などを通じ、**女性の職業生活における活躍を促進**

今後の課題

保育施設・保育人材の適正な確保と親の就業状況に影響されない支援の充実

- 保育所等の利用ニーズは増加しているため、待機児童等の状況をふまえ、引き続き**多様な手法による保育定員の確保**
- 公民協働の事業展開による**妊娠期の父親等対象の講座等**を充実

(3) 安心・安全なまちづくりについて

①生活環境、保健・医療体制等の整備について

これまでの主な取組み

- 母子健康手帳交付時の保健師、助産師等による保健指導や支援プラン作成、出産後の乳児家庭全戸訪問など、**妊娠期から出産・子育てまで、様々なニーズに即した伴奏型相談支援を実施し、母子の健康づくりに向けた啓発や学習機会を提供**
- 1歳6か月健康診査で屈折検査を実施
- 新生児聴覚検査費用の一部を助成
- 産後ケア事業の利用料減額を実施
- 初回産科支援受診事業を実施
- 小児慢性特定疾病、不妊症治療等の費用助成や医療的ケア児*支援ガイドブックの作成、医療職による相談支援など、**保健・福祉と医療との連携により推進**
- 千里中央公園において、魅力向上に向けた公民連携事業がスタートし、地域住民とともに公園での憩いやにぎわいを創出する施設が開設するなど、**安全で安心して楽しめる空間の創出**
- こどもと一緒に外出しやすい地域づくりのためのガイドブックや動画作成など、「とよなか子育て応援団」事業を進め、**こどもや保護者が安心して外出できる環境整備を推進**
- 認可保育施設等に在籍する第2子以降の保育料無償化に加え、児童手当、こども医療費助成、奨学金貸付及び貸付あっせん等、ひとり親家庭に対しては、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成、養育費確保支援などを実施し、**子育てに関する経済的負担を軽減**

今後の課題

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、情報提供や個々の状況に応じた支援

- 妊娠・出産・子育ての不安感を軽減できるよう、**こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及啓発・学習機会の充実、子育ての喜びや楽しさの発信、相談や指導の場の充実**
- 母子保健事業において、**妊産婦健康診査の助成回数拡充、受診勧奨、流産・死産経験者へのグリーフケアなどの支援の充実**
- 母子保健情報のデジタル化等の推進
- 医療的ケア児*支援連絡会議の定期的な開催など、**医療との連携による慢性疾病等を抱えるこどもへの支援の継続**
- 市立豊中病院における**子育て世帯・社会的支援が必要な患者への支援**
- 公民連携による公園の魅力向上などにより、**こどもや子育て家庭が安心して利用できる環境づくりの推進**
- 授乳やおむつ交換などが可能なスペースを提供できる施設を「赤ちゃんの駅」として開放し、**こどもや子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを推進**
- 養育費確保のための支援等、ひとり親家庭を含めた**子育てに関する経済的な支援及び制度に関する周知**を引き続き実施
- 奨学金制度について、基金残高が増加傾向である一方で貸付実績が減少傾向であることから、制度を見直し、**奨学基金の効率的な運用を推進**

②こどもの安全確保について

これまでの主な取組み

- 教育関係機関との連携・協力による青少年の犯罪予防活動、「こども 110 番の家*」活動の協力家庭・事業所の拡大、大阪府警察本部「安まちメール」を参考にした巡視活動等を進め、関係機関・団体や地域住民等と連携した防犯の取組みを推進
- 地域の見守り力を高め、小学生が安心・安全に地域で過ごせる環境整備を図るため、I C T*を活用した見守りサービス「O T T A D E」を導入
- 「地域のこどもの見守り」に重点をおいた活動により、「地域のこどもは地域で守り、育てる」意識の向上、青少年の健全育成のための地域環境の整備や啓発活動の実施
- 市内幼年消防クラブの協力で、こどもを中心とした市民向けビデオレターを作成し、啓発を行い、こども・子育て世代と幅広い世代がつながる火災予防活動を実施
- 校区自主防災組織等への支援、ジュニア救命サポーター事業の実施など災害等への安全対策や、見守りカメラの設置・管理、交通安全教室の実施など防犯・交通安全対策を実施
- 各教育施設における交通安全教室をオンライン形式と対面形式の選択制で実施

今後の課題

防犯、防災、交通安全対策など地域における取組みやこども自身が身を守る力を養えるような取組みの推進

- 地域での防犯・防災活動等の支援により、**地域の安全は地域で守る意識の醸成・取組みの推進**が必要
- 非行防止や問題行動の未然防止**のため、さらに積極的な**啓発活動の推進**が必要
- 健全育成への意識、活動について地域格差が生じており、豊中市青少年健全育成協議会役員校区会長会や青少年健全育成市民のつどい等で**好事例の情報交換・共有を図るなど、校区間での連携を深めることが必要**
- こどもに対する防災教育・学習機会の充実や災害時における避難・支援体制の確立**に向けた継続的な取組みが必要
- ニーズ等調査では、小学生保護者においては子育てをする中で必要な支援・対策として「こどもを対象にした犯罪・事故の軽減」とする意見が最も多く、**犯罪に対する安全対策の強化、交通安全活動の推進**が引き続き必要。サイバー犯罪等のインターネット上でのトラブルなど、**新たに社会問題となる犯罪についての対策教育の充実**が必要

第 4 章

施策の展開

1 重点施策

第3章で記載した今後の課題の解決や他施策への波及効果、こども・家庭の支援体制のさらなる強化に向けて、特に優先して取り組むべき3つの施策を重点施策として位置づけ、子育て・子育て支援を推進します。

重点施策 1

確実に支援に つなぐ
～寄り添い・つなぐ相談援助～

重点施策 2

子育ては みんなで
～子育ての社会化～

重点施策 3

こどもと ともに
～こども自身による多様な参画～

重点施策 1

確実に支援に つなぐ ～寄り添い・つなぐ相談援助～

近年、児童虐待相談件数・対応件数や不登校児童数は増加傾向にあり、また課題を抱えるこども・家庭の潜在化も見受けられることから、こども・家庭への迅速かつ丁寧で切れめのない支援と予防的な関わりの強化、より身近な場所での早期支援が求められます。また、こども・家庭の抱える課題が複合的なケースが増加していることから、その解決にむけては学校・地域、福祉など関係機関のさらなる連携強化が必要となっています。

施策の方向性

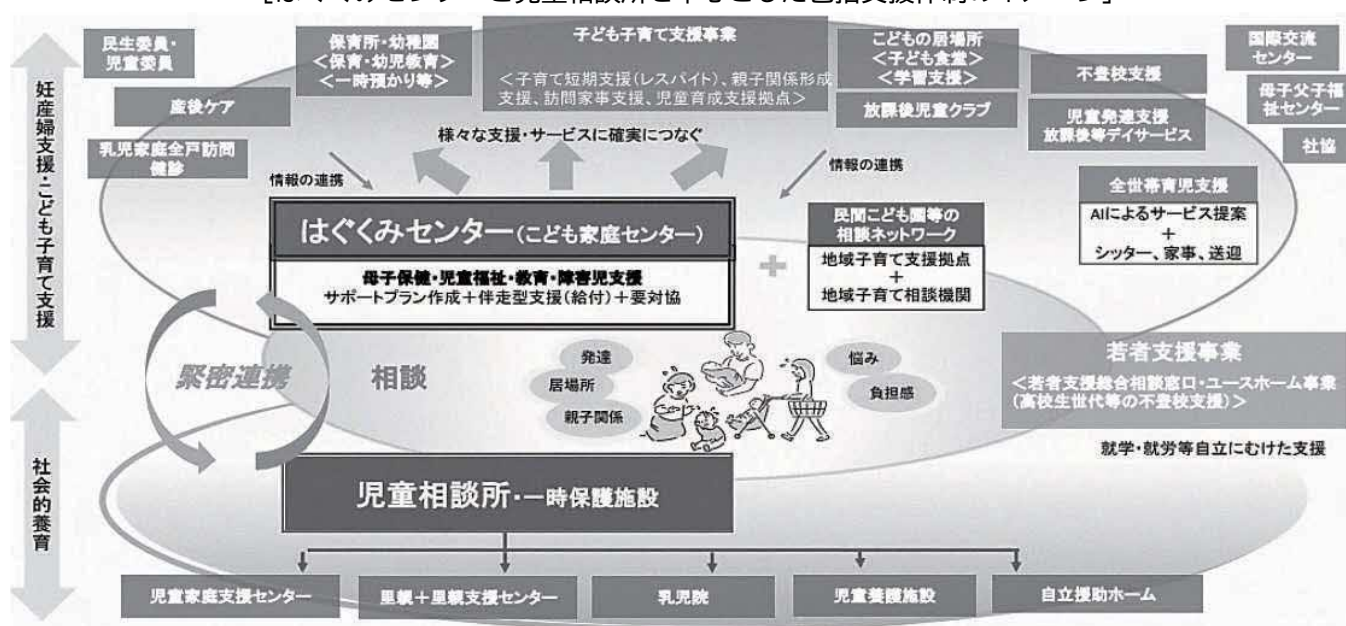
- ◆地域の身近なところで気軽に相談でき、ニーズに応じて関係機関や支援・サービスにつながる仕組みづくりをめざします。
- ◆支援・サービスの質・量・種類を確保し、すべての妊産婦、こども、子育て世帯へ一体的に相談支援を行う機能を有する「はぐくみセンター（こども家庭センター）」と、様々な措置機能を有する「児童相談所」を中心として、「若者支援総合相談窓口」など各相談窓口や関係機関が一体となった包括支援体制の構築をめざします。
- ◆個別に応じたサポートプラン等、一人ひとりのニーズに応じて切れめなく「確実に支援に結びつける」仕組みの構築をめざします。

施策展開

(1) はぐくみセンターと児童相談所を中心とした包括支援体制づくり

○必要な支援に確実につなぐため、はぐくみセンターと児童相談所を中心とした包括支援体制を築き、すべての妊産婦、こども、子育て世帯をまるごと支援します。

〔はぐくみセンターと児童相談所を中心とした包括支援体制のイメージ〕

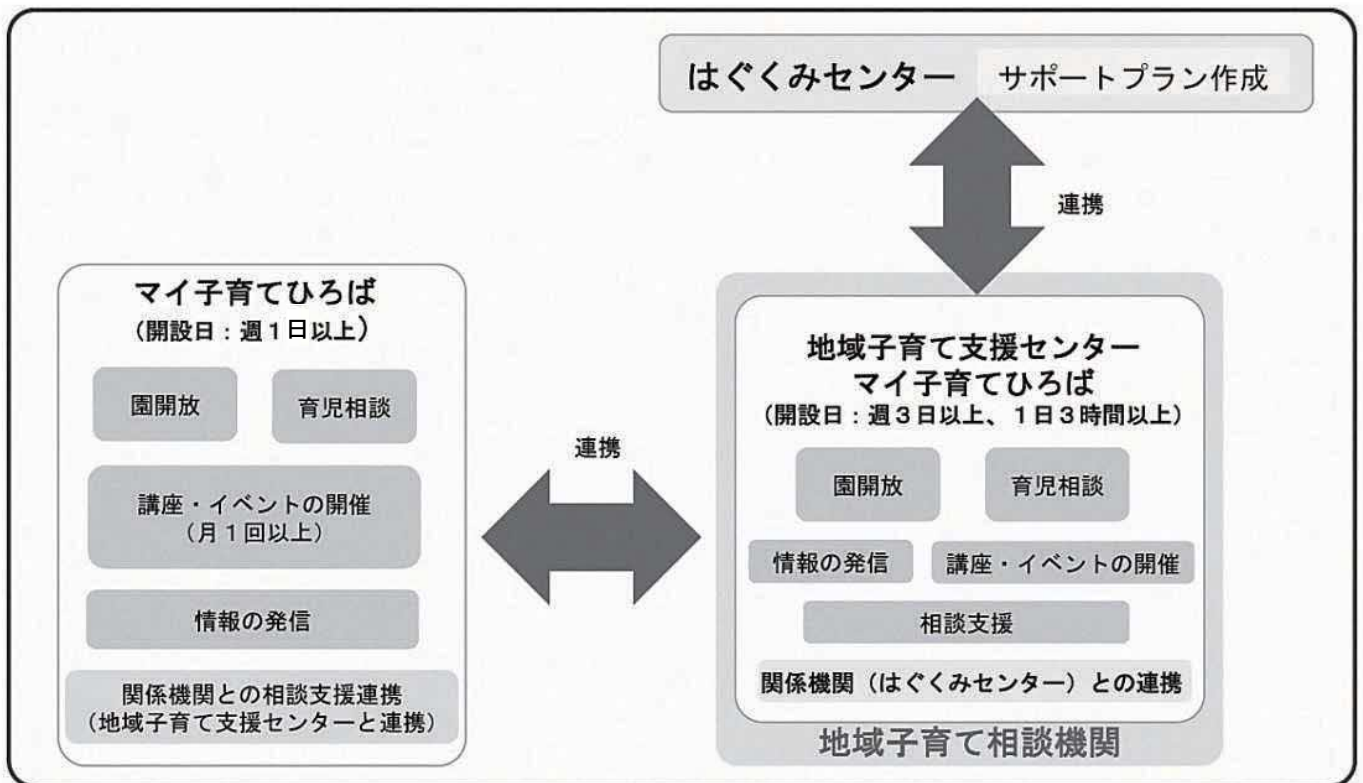


(2) 地域の身近な相談支援の推進

①こども園等における相談支援体制の構築（主に就学前）

- 妊婦及び子育て中の方を対象に、子育てに関する不安を解消するため、地域の身近な子育て支援の拠点として公立こども園及び民間保育施設に「マイ子育てひろば」※を導入します。
- はぐくみセンターや地域子育て支援センターが連携し、継続的な支援や専門的な支援が必要な方については、必要な支援に確実につなげます。

[こども園等における相談支援体制のイメージ]



※「マイ子育てひろば」とは、豊中市独自の取組みとして、妊婦や未就学児の保護者が利用者登録をして、より気軽に子育て相談やイベント、園庭開放を利用できるようにするもの。

■実施施設(令和6年(2024年)12月現在)■

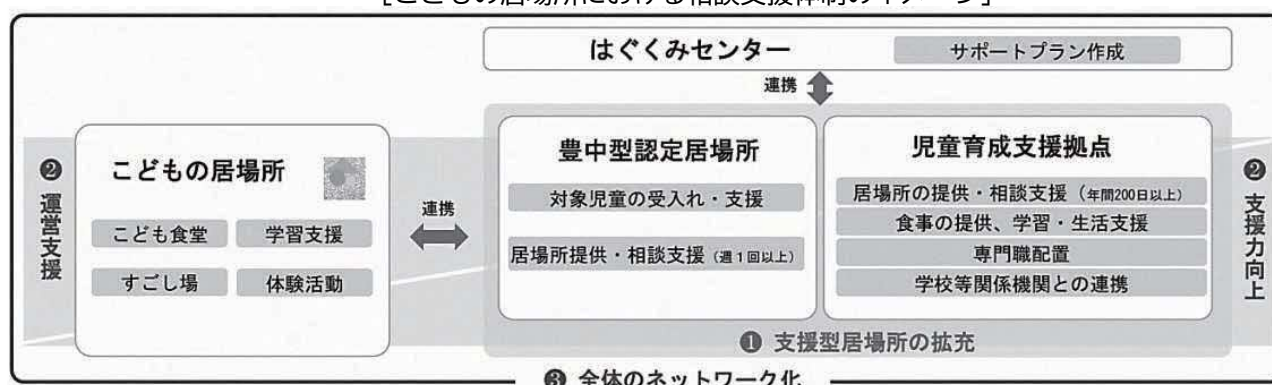
週1日以上実施のマイ子育てひろば…民間就学前施設 10 か所

週3日以上実施の地域子育て支援センターで実施しているマイ子育てひろば…公立こども園 16 か所

②こどもの居場所における相談支援体制の構築（主に学童期）

- こどもを地域全体で健やかに育む環境づくりを推進するため、こどもの居場所づくりを全小
学校区で推進します。
- 主に支援対象児童等を対象とする支援型居場所を拡充（①）し、対象者に応じて居場所の運
営支援や支援力向上を体系化（②）するとともに、既存の地域の居場所も含めた全体のネッ
トワーク化（チェックリスト作成、評価指標開発等）（③）を行い、継続的・専門的な支援が
必要なこども・家庭を、はぐくみセンターに確実につなぐ体制を構築します。

【こどもの居場所における相談支援体制のイメージ】



関連する取組み

- | | | |
|---------|------------------------------|--------|
| 1-4 (3) | こどもが安心して相談できる環境づくり | (→P42) |
| 1-5 (1) | 若者支援に係る相談・支援機能の充実 | (→P45) |
| 1-5 (2) | 支援ネットワークの強化 | (→P45) |
| 2-1 (1) | 身近に集える地域の子育ち・子育て支援の拠点（場）の活用 | (→P47) |
| 2-3 (1) | 包括的な相談・支援体制の充実 | (→P50) |
| 2-3 (3) | 多様な子育て支援の充実 | (→P51) |
| 3-1 (1) | 妊娠・出産・子育てに関する知識の普及、相談支援体制の充実 | (→P56) |

重点施策 2

子育ては みんなで ～子育ての社会化～

子育ての不安感や負担感を抱える保護者や、子育てに伴い仕事や自分の時間が十分とれないと感じている保護者が増加しており、調査では、「代わりに子どもをみてる人がいない」や「悩みを相談できる友人・知人、育児仲間がいない」など、子育てについて身近な人に頼れていない実態も明らかとなっています。

子育ての負担軽減、不安感の解消にむけて、子どもに関わるすべての人がそれぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めるとともに、子育て家庭と地域とを結び付け、より社会全体で子どもを育む環境づくり（子育ての社会化）が必要となっています。

施策の方向性

- ◆保護者の負担軽減・安心感の向上のため、子育ての楽しさや意義を感じ、余裕をもって子どもと向き合えるよう、多様なニーズに応える施策・事業の充実をめざします。
- ◆様々な人や組織が、子育て支援の担い手や支援者・団体として連携強化していく仕組みの構築をめざします。

施策展開

(1) 保護者の負担軽減・安心感向上の仕組みづくり

- こどもの一時預かりやベビーシッター・家事代行・送迎など、保護者の負担を軽減するためのサービスや取組みを進めます。
- マイ子育てひろばや子ども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）など、保護者が身近に頼れる環境をつくり、安心して子育てできるようにします。

(2) いろいろな人や組織が子育てに関わる仕組みづくり

- こどもの育ちを支える支援者など担い手の育成や、民間事業者等と協働で、地域で子育て家庭を支え、子どもたちが元気に安心して暮らせる環境づくりを推進します。

[こどもを養育する保護者を支え、こども・子育てを様々な人や組織が支える仕組みのイメージ]



関連する取組み

- 2-1 (3) 地域の多様な人材の育成・連携を強化した地域教育力の向上 (→P47)
- 2-3 (3) 多様な子育て支援の充実 (→P51)

重点施策③

こどもと ともに ～こども自身による多様な参画～

調査では、こどもの自己肯定感（「自分のことが好き」）が向上している一方で、将来の夢をもっているこどもや校外活動への参加経験をもつこどもは減少し、社会のために役に立つより、自分の好きなように暮らすことを好む声の増加傾向もあります。

次代の社会を担うこどもが、人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長できる社会（こどもまんなか社会）を実現するために、こどもの社会参加の促進とこどもが意見表明できる機会の拡充、こどもの権利や社会参画が保障される環境づくりが必要となっています。

施策の方向性

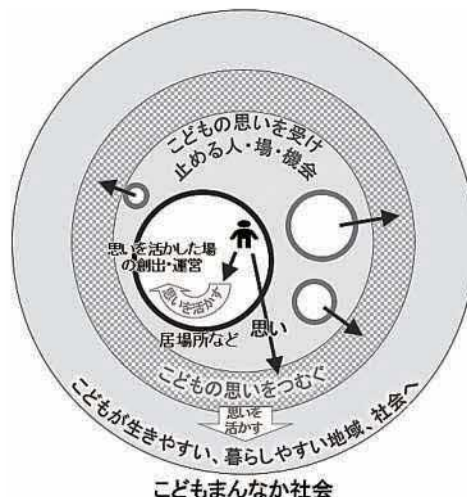
- ◆こどもが権利の主体であることを、こども自身も実感できる取組みの強化をめざします。
- ◆こどもが意見表明できる機会や役割をもって、主体的に社会参画できる機会の充実をめざします。
- ◆自分らしい生き方の選択や自立して生きていくために必要なこと、自分を守るすべを知る取組みの強化をめざします。
- ◆周囲の大人への啓発の強化（「こどもが意見や気持ちを言っている、表現している」という雰囲気づくりや機運醸成）をめざします。

施策展開

(1) こどもの思いを受け止める場の充実

- こども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現にむけ、日ごろより声をあげにくいこどもも含め、こどもの居場所など、こどもの思いを受け止める人・場・機会を拡充します。

[こどもまんなか社会の実現イメージ]



(2) こどもの社会参画・意見表明の仕組みづくり

- 若手ボランティアと市の事業の担い手のマッチングなど、こどもが地域社会やまちづくりをもっと身近に感じ、参画できる機会の創出・拡充を行います。
- 学校等でのこどもヒアリング実施に加えて、日ごろからこどもが過ごす居場所などに市職員等が出向き、信頼関係のできている支援者の同席等エンパワーされる環境の中で、こどもが希望するテーマでヒアリングを行うなど、こどもが安心して意見を表明できる場や機会を充実させます。
- 社会的養護を要するこどもの権利擁護については、「子どもの権利ノート」の作成・配布などこれまでの取組みを継承するとともに、一時保護施設や児童養護施設、里親家庭等における第三者によるこどもの意見表明支援の仕組みづくりなど、こども自身が権利を知り、自ら意見を表明できるよう支援を行います。

(3) こどもの自己実現支援

- 教育をはじめ、ライフデザインなど、こどもが将来の夢をもち、自らの個性や能力を最大限に発揮（自分らしい生き方を選択）できるよう支援を行います。

(4) 大人がこどもの思いを聴けるような社会づくり

- こどもが安心して「自分の意見や気持ちを言ってい、表現してい」という社会的な雰囲気形成されるよう、「豊中市子ども健やか育み条例」の周知や研修会・学習会等の実施など、大人がこどもの思いを“聴ける”、“汲み取れる”ような社会づくりを進めます。

関連する取組み

1-2 (1)	多様な人との交流や様々な体験活動（場）の充実	(→P37)
1-2 (2)	将来に向けた学びの場（機会）の提供	(→P38)
1-2 (3)	こども・若者に対する情報発信や意見表明の機会確保	(→P38)
1-3 (3)	地域におけるこどもが安心して、安全に遊びや学習等の活動が行える機会（場）の提供	(→P40)

施策の柱 1 子育て支援

こどもが社会で生きる力を身につけ、将来の社会の担い手として自立できるよう、一貫性をもって、就学前の教育・保育と学校教育の充実を図るとともに、こども・若者の健やかな成長の原点である遊びや体験活動をより充実させ、こどもが安心・安全に自分らしく過ごせる居場所づくりや相談支援体制の充実を図ります。

1-1 保育及び教育環境の充実

めざす姿

こどもが安心して、安全に遊びや学びにチャレンジし、一人ひとりの個性や創造力を伸ばすとともに、集団生活を通じて社会で生きる力を身につけることができる



みなさんの声

- ・おともだちがさそってくれて遊べるので、保育園が好き。(5 歳児)
- ・こどもの小学校入学にむけて、小学校生活はどのようなものなのか、こういった準備をしておくといふなどの情報発信があると安心できる。(保護者)

施策のポイント

～めざす姿の実現に向けて次のポイントで施策を展開～

- ★生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期において、多様な環境にあっても一人ひとりの育ちが保障されるよう、質の高い教育・保育を推進します。
- ★就学前の教育・保育から学校教育への移行の円滑化、義務教育 9 年間を見通した一貫性のある教育を推進します。
- ★教育における ICT*のさらなる活用等による個別最適な教育の推進とこどもの非認知能力*の育成に取り組みます。

施策展開

（１）就学前の教育・保育の一体的な推進

- 保育所・幼稚園等に対し、保護者の就労の有無に関わらず利用できる認定こども園*への移行を促進するための支援を行い、保育定員の確保にもつなげます。
- 幼児教育・保育の無償化や預かり保育の促進など、保護者の就労の有無に関わらず利用できる施策の拡充に取り組みます。

（２）就学前の教育・保育の質の向上

- 拡充** ○こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の推進など様々な機会を通じ、こどもの育ちに大切なことを発信し、保護者や地域とともにこどもが育つ環境づくりを推進します。
- 拡充** ○安心・安全な教育・保育環境を整え、こどもたちが自分らしく過ごし、夢を育めるよう、「第２次公立こども園整備計画」に基づき、公立こども園の計画的な適正配置及び再整備を引き続き推進します。
- 保育教諭等の負担を軽減することで、教育・保育時間を確保し、教育・保育の質が向上するよう、現場におけるＩＣＴ*の活用を推進します。
- 保育教諭等確保のため、保育士・保育所支援センター*での就職支援や市独自助成など、様々な手法で取り組みます。
- 市内のすべての就学前のこどもが質の高い教育・保育を受けられるよう、「豊中市教育保育環境ガイドライン*」や幼児教育サポーター*の活用を引き続き推進します。
- 公立こども園においては、多様化する保育ニーズに対応し、地域の特性にあわせて園ごとに特色ある教育・保育を提供するとともに、引き続き開かれた園づくりに取り組みます。
- 計画的・効果的な研修を実施し、人権保育の推進、幼保こ小連携や小学校との円滑な接続等に対応できる保育教諭等の資質向上に取り組みます。

（３）学校教育の充実

- こどもが夢や希望を持って力強く生き、社会の担い手として自立した存在となり、揺らぐことのない力を身につけていけるよう、第２期豊中市教育振興計画に基づき、関連施策を総合的・計画的に進めていきます。
- 小中一貫教育推進事業や小学校高学年教科担任制等の実施により、義務教育９年間を見通した一貫性のある教育を充実します。
- 拡充** ○学習意欲はあっても学校に通えない生徒が、特色あるカリキュラムや安心できる環境で学ぶことができるよう、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の開校に向けた取り組みを進めます。
- 児童生徒が他者や社会との関わりの中で役割の関係や価値を自ら判断し、取捨選択や創造を重ねることができるよう、教育活動全体の中でキャリア教育*に取り組みます。

- 「地域とともにある学校」への転換を図り、特色ある学校づくりにむけて、学校と地域住民等が力をあわせる学校運営に取り組みます。
- 児童生徒一人一台タブレット端末へのA I型学習ドリルの導入や教育データサイエンス機能の強化、保護者と学校との連絡システムの導入など、教育におけるI C T*の活用を一層促進します。
- 「庄内地域における『魅力ある学校』づくり計画」に基づき、義務教育9年間を見通した教育課程に基づき、系統的で一貫性のある教育を実践する施設一体型の義務教育学校として開校した「庄内さくら学園」に続き、「庄内よつば学園」の開校に向けた取組みを進めます。
- 学校施設については、児童生徒数との整合を図りながら「豊中市学校施設長寿命化計画」に基づいて、整備を進めます。
- 学校図書館の機能を活かして、多様な読書・学習活動の充実に努めます。

（４）幼少期から義務教育期間までのつながりのある育ちへの支援

- 幼保こ小連絡協議会における一貫した教育のあり方の研究や小学校向けの公開保育、こどもの交流等、各校区の実情に応じた幼保こ小の連携に取り組みます。
- こどもが安心して学校生活や学習活動が始められ、充実したものになるよう、「小学校・義務教育学校入学に向けて」など対象の家庭への情報提供を行い、小学校・義務教育学校へ入学することもや保護者の理解を促進し、不安の軽減に取り組みます。
- 「主体的・対話的で深い学び」を重視した教育・保育要領や学習指導要領をふまえ、学校園において、こどもの非認知能力*を育むとともに、保育、教育、福祉、保健等の関連する分野が中長期的な視点で連携しながらこどもの生きる力を育みます。

1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供

めざす姿

こども・若者が主体的に社会へ参加し、多様な人との交流や様々な体験ができる機会を通じて、身近な社会生活や自然等に興味や関心をもち、社会で生きる力を身につけることができる



みなさんの声

- ・体験活動を通じて、自分が必要とされる喜びや協働する力が身についた。(高校生)
- ・将来就いてみたい職業はあるが、自分に合わなかったらどうしようかと不安。人生の先輩の体験談などが聞けたり、相談できたりする場がほしい。(高校生)
- ・自分の考えや話を聞いてもらえる機会は貴重なので、これからも大切にしてほしい。(高校生)

施策のポイント

～めざす姿の実現に向けて次のポイントで施策を展開～

- ★こども・若者の健やかな成長の原点であり、社会性の源ともなる遊びや多様な人との交流、様々な体験機会を充実します。
- ★こども・若者の主体的な社会参画として、意見表明できる機会を充実します。
- ★生きる力を育むことや自分らしい生き方の選択につながる、学びの場や将来に向けて考える機会を提供します。

施策展開

重点施策③

(1) 多様な人との交流や様々な体験活動(場)の充実

- 公共施設等を活用したこども・若者が主体のイベントの実施や、自然体験のプログラム、土に触れる園芸体験、文化財に直接触れて歴史を学ぶ場など多様な交流や体験ができる機会を提供します。
- スポーツや文化芸術等とあわせて、国際交流につながる機会を創出します。
- こども・若者が青少年団体をはじめとする地域の諸団体による様々な活動に参加し、地域の中で幅広い世代との交流ができ、こども・若者自身が一員として運営に関わることで将来の担い手育成につながるよう、取組みを支援します。
- 学校や市社会福祉協議会、団体や事業所等と連携し、体験や学習による福祉共育*の推進や、地域活動を体験、参加するこども福祉委員・こども広報委員の取組を進めます。

重点施策 3

(2) 将来に向けた学びの場（機会）の提供

- 「豊中市子ども健やか育み条例」の周知啓発を小中学校、高校で実施するなど、こども・若者自身が権利の主体であることを実感し、自分を大切にする気持ち、他者への思いやりの大切さを育む機会づくりに引き続き取り組みます。
- こども・若者が自分の将来を具体的にイメージし、自分らしい生き方を選択できるよう、ライフデザインについて考える機会を提供します。
- 高校生を対象にした乳幼児との交流会の実施など、乳幼児とのふれあい、子育ての楽しさや意義を学べる機会を提供します。
- こども・若者が性別にとらわれることなく、それぞれの個性を生かしながら将来像を描き、その実現に向けて自ら行動できる力を養うため、ジェンダー平等教育啓発に取り組みます。
- こども園等におけるプライベートゾーンの指導、学校等における生命の安全教育など、こどもを性被害から守るための教育を行います。
- 金融経済教育や消費者教育など、社会生活に必要な知識や情報の提供に取り組みます。また、18歳成年年齢化による若年者の消費トラブルの未然防止に向けた啓発に取り組みます。
- 図書館では、「知的探究合戦 めざせ図書館の達人」を開催するほか、自ら学ぶ力、生きる力の育成をめざし、小・中・義務教育学校図書館への専任司書の配置を行っています。また、おはなし会や子育てサロンなどへの出前講座を実施し、多言語書籍の充実など読書環境を整え、こども・若者の読書を支える活動を推進します。

重点施策 3

(3) こども・若者に対する情報発信や意見表明の機会確保

- 本計画に基づく取組み内容や「豊中市子ども健やか育み条例」について、こども自身が身近に感じることができるよう情報発信に取り組みます。
- 拡充** ○こども・若者発信で意見を表明できる機会や本計画の進行管理に際してのヒアリングなど、様々な分野において、こども・若者の意見が尊重されるよう、意見表明できる機会をより一層充実します。
- 高校生や大学生などの若手ボランティアへの市民公益活動に関する情報提供などにより、こども・若者が社会参画できる機会づくりに取り組みます。
- 拡充** ○(重点施策3再掲) 社会的養護を要するこどもの権利擁護については、「子どもの権利ノート」の作成・配布などこれまでの取組みを継承するとともに、一時保護施設や児童養護施設、里親家庭等における第三者によるこどもの意見表明支援の仕組みづくりなど、こども自身が権利を知り、自ら意見を表明できるよう支援を行います。

1-3 こどもの居場所づくり

めざす姿

家庭づくりや学校・地域におけるこどもの居場所づくりが進み、こどもが安全に安心して自分らしく過ごすことができる



みなさんの声

- ・公共施設での自習スペースの充実や、勉強をみてもらえる場所がほしい。(中学生)
- ・通っていたこども食堂でお手伝いをするようになって、より積極的に参加できるようになった。(中学生)
- ・居場所にきてくれる、困り感をかかえる家庭を居場所や適切な支援につなげることに難しさを感じる。(支援者)

施策のポイント

～めざす姿の実現に向けて次のポイントで施策を展開～

- ★地域の居場所、公共施設における居場所・自習室の提供など、誰もが利用できる多様なこどもの居場所を充実します。
- ★支援型居場所の拡充など、こどもの居場所ごとの目的に応じて支援力の向上を進めます。
- ★各居場所運営の充実、必要な支援への確実なつながりに向け、居場所全体のネットワーク化を推進します。

施策展開

(1) こどもが安心して過ごせる家庭づくりの支援

- こどもが家族以外の人と関わる力を育てる機会の提供、保護者の悩みや不安に対する相談支援など、こどもが安心して過ごせる家庭づくりを支援します。

(2) 学校を拠点とした放課後の児童の居場所づくり

- すべての小学校就学児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、地域子ども教室や放課後等の児童の居場所づくり事業など、学校を拠点とした放課後の児童の居場所づくりを引き続き進めます。【第6章に記載】

(3) 地域におけるこどもが安心して 安全に遊びや学習等の活動が行える機会（場）の提供

○青少年交流文化館いびき、郷土資料館、公民館等における自習室の提供とあわせて、家庭学習の習慣と学力の定着をめざし、民間事業者と連携した公民館や公共施設等での学習支援事業に引き続き取り組みます。

○地域の多様な担い手によるこどもの居場所づくりを、全小学校区での展開をめざして推進します。

○地域に密着したコーディネーターを配置し、こどもの居場所の立ち上げ・運営支援、居場所ボランティア講座の実施、ポータルサイト「いこっと」の運営など、こどもの居場所ネットワーク事業による居場所の運営支援に、引き続き取り組みます。

拡充 ○養育環境などの課題を抱える児童を対象とする支援型居場所として、児童育成支援拠点、豊中型認定居場所のいずれかを各中学校区に1か所以上設置（全中学校に展開）することをめざして取り組みを進めます。

拡充 ○（重点施策1再掲）主に支援が必要なこどもを対象とする支援型居場所を拡充するとともに、目的に応じて居場所の運営支援や支援力向上を体系的に推進します。

拡充 ○（重点施策1再掲）地域の居場所も含めた全体のネットワーク化（チェックリスト作成、評価指標開発等）を行い、継続的・専門的な支援が必要なこども・若者や家庭をはぐくみセンターに確実につなぐ体制を構築します。

○高校生世代のひきこもりの未然防止をめざして、民間事業者と連携して、安心して過ごせる居場所を提供し、就学や就労など、社会的に自立できるよう支援します。

○利用するこどもに気になる点がある場合など、はぐくみセンターや学校などの支援につながるよう、各こどもの居場所との連携を充実します。

○社会福祉法人豊中市社会福祉協議会による子ども食堂ネットワークや校区福祉委員会、民生委員・児童委員*、主任児童委員*の地域団体によるこどもの居場所・食材支援及びこども宅食などの様々な地域の取組みと連携します。

1-4 こどもの悩みや不安に対する相談及び支援

めざす姿

こどもが安心して、気軽に自身の悩みや不安を相談できる場所があり、特別な配慮を必要とするこどもが、個別の状況に応じた適切な支援を受けることができる



みなさんの声

- 「全く知らない人のほうが相談しやすい」、「親しい人のほうが相談しやすい」と両方の声があり、多様な相談方法があることがよい。(中学生)(高校生)
- 不登校児童が通いやすい学校をつくってほしい。(支援者)

施策のポイント

～めざす姿の実現に向けて次のポイントで施策を展開～

- ★いろいろな方法・場で、こども自身が相談しやすい環境を充実します。
- ★深刻な状況になる前に、こども・若者の悩みへの支援、予防的な関わりができるよう取り組みます。
- ★福祉・保健・教育等が連携した包括的な支援体制を築き、こどもと子育て世帯をまるごと支援します。
- ★特別な配慮を必要とするこどもの個別の状況に応じた適切な支援が届くよう、取り組みを進めます。

施策展開

(1) こどもの相談窓口体制の充実

- こども総合相談窓口、こども専用フリーダイヤル(とよなかっ子ダイヤル)、こども専用チャット相談(とよなかっ子ライン)など、夜間・休日を含め、より一層こどもにとって身近な相談窓口になるよう相談員の資質向上とともに、窓口のさらなる周知に取り組みます。
- こども園や学校、様々な交流の機会やこどもの居場所など、身近な場所で、こどもが気軽につぶやいたり、思いを伝えることができたり、相談できる環境づくりを進めます。

(2) こどもの悩みへの支援の推進

○豊中市いじめ防止基本方針に基づいたいじめ対策を引き続き進めます。

拡充 ○不登校支援として、青少年交流文化館いぶきにおいて創造活動への登館援助・相談援助・訪問援助を行うほか、小学校の校内教育支援センターへの部分登校支援員の派遣、中学校及び義務教育学校の校内教育支援センターに常駐する別室登校支援員（ステップルームスタッフ）の派遣、不登校児童生徒が在籍校のオンライン指導を受けることや、自学自習を行うことをサポートするショコラまなびの場の運営に取り組んでいます。令和9年度(2027年度)開設予定の「学びの多様化学校」を包含した施策全体の見直しを行い、さらに取り組みを進めます。

○小中学校及び義務教育学校にスクールサポーター*を配置し、児童生徒の学習面や生活面などに関わる支援を引き続き行います。

○こども・若者を対象としたメンタルヘルスに関する相談窓口の周知、メンタルヘルスリテラシー教育の推進と、SOSの出し方を含む援助希求能力の向上及び自殺予防啓発に取り組めます。

○こども・若者の周囲の大人を対象としたメンタルヘルスに関する知識の普及や対応力向上について、関係機関との取り組みや課題を共有し、有機的に連携・協働しながら進めます。

○図書館において、とよなかつ子ラインで本の紹介を配信するなど多機関と連携し、病院や複合施設、障害児通所施設、こども文庫等における読書環境を整え、読書を通じての学びや育みにつなげる支援を行っています。

○生活保護世帯の中学2・3年生に対する高校進学支援等を行う、こども支援担当ケースワーカーを配置します。

○こども・若者世代に関する取り組みについて、周知を進めます。

重点施策 1

(3) こどもが安心して相談できる環境づくり

拡充 ○（重点施策1再掲）必要な支援に確実につなぐため、はぐくみセンターと児童相談所を中心とした包括支援体制を築き、こどもと子育て世帯をまるごと支援します。

○はぐくみセンターに属する各課による合同ケース会議にてサポートプランを作成し、一人ひとりのニーズに応じた支援を提供します。

○複雑化・複合化した課題を抱える家庭への課題解決にむけて、児童福祉や福祉、教育をはじめとした多機関協働を推進し、包括的な支援に取り組めます。

○今後、年齢・対象に関わらず、一体的なサービスが提供できるよう、介護・障害福祉、こども分野を含めた豊中市独自のサービス形態の提供に向け、必要な環境の整備をめざします。

(4) 支援を届ける環境づくり

<ヤングケアラーへの支援>

- 学校や医療機関、福祉等の他の支援の過程で発見される場合もあるため、本人が信頼する機関や関係者等、その家庭と関係が築けている機関等を窓口し、連携により信頼関係を築きながら段階的に支援に関わりつなげていくよう取り組みます。
- 家族や親が抱えている課題の負担軽減と並行してこどもの気持ちのサポートが必要であるため、多分野・多機関が連携して包括的な支援に取り組みます。
- ヤングケアラー専用相談窓口を中心として、関係分野が情報や支援方針を共有し連携して支援を行うとともに、こどもや家庭の思いを理解し丁寧に寄り添いながら必要な支援につなげていけるよう、関係機関職員などの伴走型支援力向上に取り組みます。
- 要保護児童対策協議会を軸とした関係機関の連携体制を強化し、支援の充実を図るとともに、同協議会に設置する「ヤングケアラー支援運営会議」にて支援の質の向上を図ります。
- こども向けのピアサポート*やレスパイトケア*の実施を検討します。
- こどもも含めて、ヤングケアラーについての周知啓発に引き続き取り組みます。

<障害のあるこども（家庭）への支援>

- 障害や発達に課題のあるこどもが、身近な地域で必要な支援を受けられる体制づくりに取り組みます。
- 「ともに学び ともに育つ教育」を一層推進し、障害や発達に課題のあるこどもが、合理的配慮を受けながら適切な指導や必要な支援を受けられる環境づくりを進めます。
- 図書館に来館できない方への郵送や宅配サービス、視覚に障害のある方などへの対面朗読など読書環境の整備を引き続き行います。

<ひとり親家庭、貧困の状況にあるこども（家庭）への支援>

- ひとり親家庭のこどもへの支援に取り組みます。【第7章に記載】
- 貧困の状況にあるこどもへの支援に取り組みます。【第8章に記載】

<外国にルーツを持つこども（家庭）への支援>

- 日本語の読み書きの指導や学校等への通訳派遣、外国にルーツを持つこどもへの学習支援、外国語資料の収集、提供等による読書環境づくりの充実に取り組みます。
- 日本語初期指導の強化を図ります。
- 学習支援や交流の場など、外国にルーツを持つこども・若者が自身の背景や悩みをうちあけられたり、大人になっていくうえでのつながりを築いていけるよう、交流できる場や居場所づくりなどに取り組みます。
- 多文化共生社会を推進するため、外国にルーツを持つこども（家庭）への理解促進や親子の交流の場の提供に取り組みます。

1-5 若者の自立支援

めざす姿

社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する若者が、個々の状況に応じた適切な支援を受けることができるとともに、安心して過ごすことができ、将来の夢を描くことができる



みなさんの声

- ・若者支援総合相談窓口を知っている高校2年生相当年齢のこどもの割合は「24%」(アンケート結果)
- ・高校2年生相当年齢のこどもが相談窓口を利用しようと思わないのは「どんな人が話を聞いてくれるかわからない」「相談しても解決できないと思う」「相談しても、わかってもらえるか不安」が多い(アンケート結果)
- ・高校2年生相当年齢のこどもが「学校に行けない、行きづらい経験」のある・あった割合は27.4%、そのうち「行けなくなった期間6か月以上」の割合が47.5%、「その後に学校等への登校ができるようになった理由」がよくわからないとする割合は「25.0%」(アンケート結果)

施策のポイント

～めざす姿の実現に向けて次のポイントで施策を展開～

- ★多様で複合的な課題に対し、包括的かつ段階的に支援するプログラムを組み立て、若者支援に係る相談・支援機能を充実します。
- ★各分野の相談支援窓口が連携し適切な支援ができる仕組みづくりとともに、学生から社会人へのスムーズな移行を支援するネットワークを強化します。
- ★社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する若者が、再チャレンジできるよう居場所づくりなど社会的自立に向けた取り組みを強化します。

施策展開

重点施策 1

(1) 若者支援に係る相談・支援機能の充実

- 多様で重層的な課題を有する若者の相談に対応するため、問題の全体像を把握し、包括的かつ段階的な支援のプログラムを組み立てるとともに、若者支援総合相談窓口での支援経過を見守ります。
- 若者支援総合相談窓口に、支援プログラムの策定から支援経過のモニタリングを実施するなど、支援全般についてコーディネート機能を付加します。

重点施策 1

(2) 支援ネットワークの強化

- 社会生活を円滑に営むうえで困難を有する若者の相談主訴は多岐にわたり、多様で複合的な課題を有することから、学校、児童福祉、医療、保健、福祉、障害、人権、就労等の相談支援窓口が連携することで、どの窓口にも最初の相談がきても適切な支援を提供できる仕組みづくりに取り組みます。
- 義務教育から高等学校、学生から社会人へのスムーズな移行を支援するため、中学校の卒業や高等学校の中途退学、年齢（18 歳）による制度の切れめ等で相談者への支援が途切れないよう取り組みます。

(3) 居場所など社会的自立に向けた取組みの強化

- 進路未定のまま学校を卒業した若者や高等学校の中途退学者、不登校やひきこもりを経験した若者の中には、人との交流や社会体験の不足から職業的自立の困難度が高くなる場合もあることから、再度の進路選択や、基礎学力の習得ができる機会の提供に向けて取り組む必要があります。
- 若年無業者、非正規雇用の若者、ひきこもり状態の若者については、個々の状況に応じた段階的な支援により自己肯定感や規範意識を育成するとともに、地域や民間団体の協力を得ながら、再チャレンジの機会創出に取り組みます。

施策の柱 2 子育て支援

支援を必要とするすべての家庭に情報が行き届き、確実に支援につなげるとともに、市民や関係機関・団体と一緒に、地域全体で子育て・子育てを支援する社会づくりを行います。

2-1 地域の子育て環境の整備

めざす姿

こどもや子育て家庭が地域の人々によって見守られ、支えられ、保護者同士も身近な場所でふれあい、支えあうことができる



みなさんの声

- ・子育てに関する交流や活動の拠点（場）について、住んでいる地域によっては利用が難しいので数を増やしてほしい。（保護者）
- ・支援の質を向上するために、各支援団体の人材体制や配置の拡大が必要。（支援者）

施策のポイント

～めざす姿の実現に向けて次のポイントで施策を展開～

- ★日常的に保護者同士が支えあうことができ、転入世帯など孤立しがちな保護者に対してもつながりやすいよう、身近な相談場所、遊び場、交流の場を創出します。
- ★関係機関の連携強化を図るとともに、子育て関連団体の活動支援を行います。
- ★子育て・子育てを支える人材・組織を育成します。

施策展開

重点施策 1

(1) 身近に集える地域の子育ち・子育て支援の拠点（場）の活用

- 拡充** ○すべての校区で公立こども園及び民間保育施設に「マイ子育てひろば」を設置し、育児相談や園庭開放、講座等を実施することで、安心して子育てできるよう取組みを進めます。
- 公共施設及び保護者やこどもが集まる場所では、絵本コーナーやキッズコーナー、プレイルームを設置するなど親子で集える場所・遊びの場を提供するとともに、様々な講座やイベント開催を通じて保護者同士の交流や仲間づくりに取り組みます。
- 0歳から就学前までのこどもと保護者の交流スペースとして、千里公民館や庄内公民館の保育室を自由解放します。

(2) 地域子育て・子育てネットワークの充実

- 関係機関が集まる連絡会の開催などを通じて、地域の教育・保育施設と住民との「顔の見える」つながりを深め、地域全体で子育て家庭を見守る環境づくりを進めます。
- 子育て・子育て関連のグループ活動を行っている公民館登録グループの取組みの支援、子ども服リユースなどの取組みを通じた子育てのサポート、公民が一体となって子育て情報の提供とともに各機関のPRを行うなど、市域全体で子育て支援の機運づくりに取り組みます。

重点施策 2

(3) 地域の多様な人材の育成・連携を強化した地域教育力の向上

- （重点施策2再掲）こどもの育ちを支える支援者などの担い手の育成や、民間事業者等との協働で、地域で子育て家庭を支え、こどもが元気に安心して暮らせる環境づくりを推進します。
- 地域の様々な人々が地域ぐるみで子育て・子育て支援をすることに関心をもち、主体的に参画できるよう、また担い手の確保・育成にもつながるよう、活動周知の強化やICT*化の推進を行うとともに、関係機関・団体と連携して各種講座や学習機会の提供に取り組みます。
- 保護者自身が支援者として地域の子育てに関わることができるよう、保護者同士のつながりの場などにおいて、みんなで子育て支援を行う意識の醸成、機運づくりを行います。
- 子育て支援センターでは、地域の子育て支援の担い手の育成のため、研修等の機会提供を行います。
- 図書館が中核となって子ども読書活動連絡会を開催し、市民や関係部局、関係機関と地域の情報や課題を共有し、すべてのこどもが安心して自由に読書を楽しめる環境づくりを進めます。また、こどもと本をつなぐボランティア講座を通し、こどもの育ちに大切なことを共有しながら読み聞かせについて学び、終了後は地域の活動につなげるほか、ボランティアフォローアップ研修講座を実施し、活動の継続に必要な学びの支援を行います。

2-2 子育てに必要な情報提供等

めざす姿

保護者が子育てに喜びを感じ、こどもとともに成長できていると感じることができる



みなさんの声

- ・子育てに関する情報をどこでどのように入手したらいいのかわからない。(保護者)
- ・転入者にも情報を入手しやすくしてほしい。(保護者)

施策のポイント

～めざす姿の実現に向けて次のポイントで施策を展開～

- ★情報を求める人に、必要な情報が確実に届くための、発信媒体の充実や情報提供できる機会（場）を充実します。
- ★支援・相談体制の再構築と関連部署、関連機関同士の連携を強化します。
- ★地域（社会）で子育てを支える意識・機運を醸成します。

施策展開

（１）はぐくみセンターを中心とした利用者支援体制の充実

○こども・子育て支援について、個別の子育て家庭のニーズを把握し、適切な施設・事業等を円滑に利用できるように、はぐくみセンターを中心とした利用者への情報提供を行います。また、利用者支援事業の子育て支援コーディネーター*（基本型）の計画的な配置を行うなど、利用者にとってより身近な場所で情報が入手できるような環境づくりを進めます。

（２）子育てに関する情報発信の充実

○子育て・子育て応援アプリ「とよふあみ」をはじめ、市ホームページ、広報とよなか、SNS*（ほっぺちゃん通信や市公式LINE等）など、多様なメディアを活用し、子育てに関するサービス内容や事業の実施状況などを情報発信します。また、スマートフォンのプッシュ通知機能の活用等により、情報を求める人に必要な情報が確実に、タイムリーに届くように取り組みます。

○「マイ子育てひろば」の拡充により、より身近な場所で情報が直接入手できる環境・体制

を構築します。

- 保護者同士の交流・情報交換の機会（場）を充実するとともに、学びの場づくりに取り組みます。
- 転入世帯への転入手続き時の情報提供や外国人世帯への多言語による情報提供など、周囲とのつながりが希薄になりがちな家庭に対して、個別の状況に応じて必要な情報が届く工夫に取り組みます。
- 子育て家庭への訪問事業や就学前施設等への出前講座などを通じて、訪問型（アウトリーチ*型）の情報発信を行います。
- 各種健康診査、子育てに関する講座や学習会、交流会、絵本等のおはなし会などの機会を活用し、出産やこどもの成長に応じた子育てに関する必要な情報提供を行います。
- 4 か月児健康診査で、ブックスタートパックの提供や絵本の読み聞かせを通じてこどもとのふれあいを促進し、こどもの本や親子で過ごす場所などの情報提供を行います。
- 関係機関及び市民に対し、里親制度等を周知します。
- 図書館や病院等において、子育てに必要な資料を収集し、コーナーを設置するなど、周知啓発や情報提供を行います。

（３）家庭教育支援の推進

- こどもの人権やこどもの育ちに大切なこと、子育ての意義、保護者がこどもとともに成長する喜びや楽しさなどの理解を深めるための機会（場）の創出や情報発信を充実させます。
- 出産経験のない人や妊娠中の人がかどもとふれあえる機会や高校生と乳幼児が交流できる機会、子育て家庭が交流できる機会など、当事者とふれあいながら学べる機会を充実させます。
- 関係部局、関係機関・団体等と連携しながら、家庭教育について学べる講座・イベントの開催、情報提供を行います。
- こどもとの関わり方等を学ぶプログラムを身近な場所や自宅で受講できるよう、提供場所、提供量の充実を図ります。

2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援

め ざ す 姿

保護者が身近な場所で相談できたり、必要な支援を受けられることで、安心して子育てできる



みなさんの声

- ・こどもと過ごせる時間が少なく、親がゆとりをもって子育てできる環境を整えることが必要。（保護者）
- ・子育て家庭が遠慮なく地域や行政・公的機関に「しんどい」「助けて」と言える関係性を日ごろからつくることが大切。（支援者）

施 策 の ポ イ ン ト

～めざす姿の実現に向けて次のポイントで施策を展開～

- ★必要な支援に確実につなぐための切れ目のない包括的な支援体制を構築します。
- ★より身近な場所で相談を受けることができる体制を構築します。
- ★多様な子育てニーズに応じられるよう、支援サービスを充実します。

施 策 展 開

重点施策 1

(1) 包括的な相談・支援体制の充実

- 拡充** ○（重点施策1再掲）必要な支援に確実につなぐため、はぐくみセンターと児童相談所を中心とした包括支援体制を築き、すべての妊産婦、こども、子育て世帯をまるごと支援します。
- 拡充** ○（重点施策1再掲）妊婦及び子育て中の方を対象に、子育てに関する不安を解消するため、地域の身近な子育て支援の拠点として公立こども園及び民間保育施設に「マイ子育てひろば」を導入します。
- 支援に必要な妊産婦、こども、子育て家庭を確実に支援につなぐため、はぐくみセンターに統括支援員（母子保健及び児童福祉の知識を持つ者）を配置し、専門職チームによりサポートプランを作成して継続的支援を行います。
- 児童相談所職員等に特定妊婦等への支援について研修を行うとともに、母子保健部門と児童相談所が連携し、適切な情報共有を図ります。
- 拡充** ○養育に課題のある家庭を確実に支援につなげられるよう、はぐくみセンターと児童相談所を中心とし、関係機関の連携を強化します。
- 拡充** ○はぐくみセンターにおいて、実際の支援現場から必要な支援メニュー及び適切な運用方法

を抽出・検討し、開拓します。また、こども家庭支援情報の一元化により、早期に確実な支援につなげます。

○児童虐待の早期発見にあたっては、はぐくみセンターと児童相談所等関係機関が緊密に連携し、ケースマネジメントを行う中で児童虐待予防につとめるとともに、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）*を通じた啓発や、通告対応による児童虐待の早期発見・早期対応の取組みを引き続き行います。

○児童相談所で支援を終えた後も途切れることなく、民間資源も活用しながらこどもや家庭の自立支援につなげていきます。

○ケース検討会議などにおいて、支援者のスキルアップを行います。

（２）自ら出向くことが困難な保護者などへの訪問型（アウトリーチ*型）支援体制の充実

拡充 ○新生児訪問やこんにちは赤ちゃん事業による生後４か月までの乳児家庭全戸訪問や、乳幼児健診未受診者への訪問、育児支援家庭訪問事業、子育て世帯訪問支援事業など、訪問型（アウトリーチ*型）の相談・支援事業を充実させ、子育てに対する不安感や負担感を軽減し、課題を抱える家庭を早期に発見し、ニーズに応じた支援、児童虐待の防止につなげます。

重点施策 2

（３）多様な子育て支援の充実

拡充 ○子育て家庭の自由時間の創出にむけて、マチカネポイントを活用した子育て支援サービスの利用促進に取り組みます。

拡充 ○民間も含めた子育て支援サービスを一元的に管理・発信するプラットフォーム*を構築するとともに、新サービスの創出に取り組みます。また、それに伴い必要となる人材（ベビーシッター等）の育成に取り組みます。

拡充 ○子育て家庭のライフスタイルに応じ、必要とする支援サービスをどの時間帯でも探し出せるよう、ＡＩを活用した家庭とサービスのマッチングに取り組みます。

○子育て世帯訪問支援事業を活用するなどにより、園の送迎や学校への送りだしなど、子育て世帯のニーズに対応したサービスに取り組みます。

拡充 ○こども・家庭を確実な支援につなぐため、また相談支援のきっかけを築くため、支援メニューの開拓、充実を図ります。

○各サービスの導入にあたっては、そのサービスによって、家庭の主体性を尊重し生活を回復できるような運用をめざし、家庭の自立につながるよう支援します。

拡充 ○乳児院を設置し、ニーズの高い０歳児の預かりを実施します。

拡充 ○養育里親の確保等によりショートステイ枠を拡充し、必要とする家庭をより支援につなげます。

拡充 ○一時保育予約システムの導入により、一時保育の一層の利用促進を図ります。

○子育て家庭のゆとりある読書時間の創出にむけて、図書館でのこどもの一時保育に取り組みます。

○保護者のこころの相談に、心理職や保健師、精神保健福祉士など専門職が対応し、子育て支援や医療的支援など必要となる適切な支援サービスにつなげます。

○支援を要する特定妊婦等への生活支援を行うため、妊産婦等生活援助事業などの制度につなげます。

拡充 ○乳児院や母子生活支援施設による妊産婦に対する養育相談・生活支援を継続するとともに、保護を要する乳児の受入枠を確保します。

(4) 必要な支援を届ける環境づくり

○DV（配偶者やパートナーからの暴力）によるこどもへの影響は深刻であり、電話相談など、配偶者暴力相談支援センターを中心としたDV対応と児童相談所との緊密な連携を図るとともに、DVについての正しい知識を身につけるための周知啓発に取り組みます。

○DV被害や生活困窮等の課題を抱えた母子を支援するため、母子生活支援施設との連携を図ります。

<障害のあるこども（家庭）への支援>

○こどもの発達に不安や悩みを抱える保護者が、地域の身近な場所で気軽に相談・支援を受けられるよう支援体制を整備します。

○関係機関が連携しながら、こどもの障害や発達の課題について、早期の気づきを適切な支援につなげていく発達支援の入り口としての相談体制の整備を進めます。

○「ともに生き ともに育ちあう」という視点のもと、障害のあるこどものこども園・幼稚園・保育所等や放課後こどもクラブなどへの受入れ体制の充実、小学校教育への円滑な接続を図ります。

○医療的ケア児*等支援ニーズの高いこどもにおいては、関係機関の連絡会議を活用し、必要な支援が提供できるための手法の検討と情報連携を図ります。

<ひとり親家庭、貧困の状況にあるこども（家庭）への支援>

○ひとり親家庭のこども（家庭）への支援に取り組みます。【第7章に記載】

○貧困の状況にあるこども（家庭）への支援に取り組みます。【第8章に記載】

<外国にルーツを持つこども（家庭）への支援>

○子育て・子育て支援にかかる行政情報についての多言語化や日本語の理解が難しい外国人の保護者が、こどもに頼らなくても窓口で相談できるよう、多言語による支援を行います。

○日々の子育ての悩み相談や、気軽に話ができる場として、外国にルーツを持つこども（家庭）の居場所づくりを充実し、地域とのつながりづくりを支援します。図書館で実施している「外国人ママのための場所『おやこ』」に広く参加してもらえるよう、取組みの周知に努めます。

2-4 子育てと仕事の両立の推進

めざす姿

必要に応じて多様な保育サービスが利用でき、子育てと仕事のバランスがとれていると感じることができる



みなさんの声

- ・就学前児童の保護者が必要と感じている支援・対策は、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」「保育サービスの充実」が6割を超えて多く、前回調査より1割増（アンケート結果）
- ・子育ては母親だけではなく、配偶者など周りの協力なしでは大変なものなので、パートナー（特に父親）に対する子育て・家事に対する意識を向上させるような取り組み・契機がほしい。（保護者）

施策のポイント

～めざす姿の実現に向けて次のポイントで施策を展開～

- ★多様な働き方に対応できるよう保育所等の整備や保育サービスを充実します。
- ★ワーク・ライフ・バランス*を実感するため、働き方や働きやすい職場づくり、父母ともに子育てに対する知識や方法を学べる機会を充実します。

施策展開

（1）保育所等の整備、多様な保育サービスの充実

- 拡充** ○待機児童等の状況をふまえ、保育所等の整備や保育人材の育成、幼稚園での延長保育（預かり保育など）の活用によって保育定員を確保していきます。
- 保護者が安心して働くことができる環境を整備するため、きめ細やかな利用者支援など引き続き多様な手法による保育サービスを充実させます。
- 拡充** ○保護者の多様な働き方に対応した教育・保育サービスを充実させ、保護者が安心して働くことができる環境整備を進めます。
- 午前7時から登校時間（午前8時）まで、通学する小学校及び義務教育学校の体育館等での児童の見守りを引き続き実施します。

(2) 家庭・企業・事業所等への啓発

- 子育て家庭に対して、ワーク・ライフ・バランス*に関する情報発信や学習の機会を提供します。
- 働きたい希望がありながら就労していない母親に対して（再）就職の支援、また、父親に対して育児に関する知識や方法を学べる機会を充実し、子育てを応援します。
- 企業・事業所に対して、ワーク・ライフ・バランス*・女性活躍推進の重要性や企業等におけるその効果を伝えるとともに、多様な働き方、働きやすい職場づくりに関する情報提供を進めます。

施策の柱 3 安心・安全なまちづくり

子育て・子育てにやさしい生活環境、保健・医療体制づくりや子育て家庭への経済的な支援を充実するとともに、地域・関係団体等と連携した見守り体制の充実、こどもを対象とした防災、防犯、安全対策の強化によりこどもの安全確保を図り、安心・安全なまちづくりを進めます。

3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備

めざす姿

地域の中で安心して安全に妊娠・出産・子育てができる



みなさんの声

- ・妊娠中の人が不安をかかえている時に気軽に相談できる場所や制度が充実するとうれしい。（保護者）
- ・就学前児童の保護者の子育てに関して不安や精神的な負担について「非常に感じる」「どちらかといえば感じる」は5割を占め、前回調査より1割増。（アンケート結果）

施策のポイント

～めざす姿の実現に向けて次のポイントで施策を展開～

- ★妊娠・出産・子育てに関する知識の普及と相談支援体制の充実に取り組みます。
- ★安心して安全に妊娠・出産・子育てができるよう母子保健事業や小児医療体制を推進します。
- ★住まいや外出において子育て・子育てにやさしい生活環境づくりを進めます。
- ★子育てに関する家庭への経済的な支援を行います。

施策展開

重点施策 1

(1) 妊娠・出産・子育てに関する

知識の普及、相談支援体制の充実

- 妊産婦及び家族が妊娠・出産期の健康づくりやメンタルヘルス、子育てに関して正しい知識をもつことができるよう、相談・保健指導などきめ細かな支援を行います。
 - プレコンセプション・ケア*や、不妊症、不育症に関する知識の啓発を行います。また、不妊症、不育症の医療費助成を行います。
 - 妊娠届出、乳幼児健康診査、健康教育、育児相談等、多様な意識啓発や学習機会の提供、相談支援の充実に取り組みます。
 - 子育ての喜びや楽しさを発信し、父母ともに妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を学ぶ場に参加しやすい環境づくりを進めます。
 - 妊産婦が安心して妊娠・出産及び産後期間の生活を過ごせるよう、不安や悩みの相談・支援の場を充実し、医療機関等と連携しながらサポートします。また、里帰り出産の場合も里帰り先自治体や医療機関と必要に応じた連携を行います。
- 拡充** ○産後の心身不安をやわらげるために、産後の母子を対象に、産後ケアサービスを拡充します。

(2) 母子保健事業の推進

- 疾患や障害の早期発見・早期支援につなぎ、こどもの健康の保持・増進に取り組むとともに、子育てを支援します。
- きめ細やかで継続性のある支援の実施にむけ、医療・福祉関係機関等と連携・調整した相談支援体制等を充実させます。
- 健康診査未受診者へのフォロー体制を充実させ、こどもの健康づくりの促進や子育て不安の軽減、支援が必要な家庭を早期に発見し対応します。
- マタニティブルーと産後うつに対応するための取組みとして、産前産後の心身の不調や育児への不安がある妊産婦や家族について、医療機関や関係機関と連携した支援に取り組めます。
- 流産・死産等経験者へのグリーフケア*などの支援を行います。

(3) 小児医療体制の確保

- 基礎疾患をもつ妊産婦やハイリスク妊婦*、救急医療が必要な乳幼児に対応するため、周産期医療体制を確保します。
- 小児救急医療についての周知を行うとともに、関係機関と連携しながら医療提供体制を確

保します。

- 医療と保健・福祉機関が連携しながら、産後うつ予防、児童虐待予防、慢性疾病をもつ子どもや医療的ケア児*の支援を行います。
- こどもの緊急の病気やケガに対する家庭での対処方法について、知識の普及・啓発を推進します。
- 子育て世帯・社会的支援が必要な患者への支援を行います。

(4) 子育て・子育てにやさしい生活環境づくり

- 拡充** ○こどもやベビーカー等の使用者が安全・快適に移動できるよう当事者の声を活かした歩行空間の整備や、オムツ替えや授乳等のためのスペースなどを提供し、こども連れでの外出を支援する「赤ちゃんの駅」や「とよなか子育て応援団」の充実など、子育てバリアフリーを推進します。
- 拡充** ○公園では、こどもが安心して遊び、地域の人交流する場となるよう、「公民連携」「遊具などの計画的な更新」「参画型」を基本に取組みを進めます。民間活力を導入したイベント等を充実するとともに、施設の魅力向上、地域住民との協働とパートナーシップによる運営を推進し、地域の人目が行き届いた安心できる施設とします。
- 拡充** ○市営住宅では、未就学児がいる世帯に収入制限の緩和や抽選時の倍率優遇措置のほか、子育て世帯向け住戸の募集を拡充します。また居住支援協議会を通じて民間賃貸住宅への入居を支援します。
- 書かない窓口を展開し、引越し等に伴う児童手当、こども医療、健康保険等の手続きの利便性を高めます。

(5) 子育て家庭への経済的な支援

- 個々の子育て家庭の状況に応じた手当や助成、貸付等の経済的支援を実施します。
- 各種制度を円滑に活用できるよう、対象となる家庭への周知に取り組みます。
- 認可保育施設等の0歳から2歳児クラスに在籍している第2子以降の児童の保育料を無償化し、子育て世帯の経済的負担を軽減します。
- ひとり親家庭には、離婚前相談において養育費に関する情報提供を行うなど、養育費確保のための支援を進めます。
- 高等学校等への修学が困難な生徒に対して奨学金の貸付けを行うとともに、基金の効率的な運用について検討を行います。
- 出産や子育てにかかる負担軽減を図る給付を行うとともに、妊娠・出産・子育ての切れ目のない寄り添った支援を引き続き行い、妊婦や子育て家庭が必要とする支援へとつなぐ伴走型相談支援の充実に取り組みます。

3-2 こどもの安全確保

めざす姿

こどもや子育て家庭が犯罪や災害から守られ、安心して安全に暮らすことができる



みなさんの声

- ・成年年齢が 18 歳に引き下げられ、できることとともに責任も増えるので、不安な気持ちが大い。（高校生）（子育て当事者）
- ・登下校通路の安全面や地域の防犯について不安感があるので、環境の整備や見守り体制の充実が必要。（保護者）

施策のポイント

～めざす姿の実現に向けて次のポイントで施策を展開～

- ★こどもが災害や犯罪、事故から守られるよう、地域住民や関係団体等が連携し、校区間で連携した見守り体制を充実します。
- ★こどもが安心して、安全に暮らすため、こどもを対象とした防災、防犯、安全対策を強化します。

施策展開

（１）地域住民や関係団体等と連携した見守り体制の充実

- 安心・安全な生活環境づくりに向け、地域住民や関係団体等と連携した見守りや防犯活動の推進、担い手の拡充に取り組みます。
- 健全育成に向け、学校、地域、警察、関係機関・団体が連携し、非行の未然防止や健全な成長に悪影響を及ぼす情報を排除する等の見守り活動を推進します。
- 健全育成への意識、活動の地域格差を解消するため、情報交換・共有を図るなど、校区間での連携を深めます。
- 地域での防犯・防災活動等の支援により、地域の安全は地域で守る意識の醸成・取組みを推進します。

（２）こどもを対象とした災害や犯罪に対する安全対策の強化、交通安全活動の推進

- こどもに対する防災教育・学習機会の充実や災害時における避難・支援体制の確立に向けた継続的な取組みを進めます。
- こどもを犯罪や事故等から守る安全対策を強化します。
- インターネット上でのトラブルなど、誹謗中傷や人権侵害、消費者問題についてこどもを守る啓発を充実していきます。

第 5 章

子ども・子育て支援法に 基づく市町村計画

子ども・子育て支援法に基づく市町村計画とは、「子ども・子育て支援法」の第 61 条に基づく法定計画として作成するものであり、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）の 5 年間の計画期間における就学前の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を定めるものです。

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育提供区域として、市域の北東部にあたる「第1区域」、北西部にあたる「第2区域」、南部にあたる「第3区域」の3つの区域を設定します。

1 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区、中学校区、行政区等、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、教育・保育提供区域として設定するものとしています。

2 豊中市の教育・保育提供区域の考え方

こどもが、地域や、保育所、幼稚園、認定こども園*、小学校をはじめとする社会の中で、多様な人との交流や様々な体験を通して成長することや、児童数及び教育・保育の施設の設置状況をふまえ、小学校区を基本単位としつつ保育ニーズや利用状況等をもとに3つの区域にまとめて教育・保育提供区域を設定しています。

3つの区域の設定の考え方としては、中部以北と南部の2つの区域に分割し、さらに中部以北は保護者の通勤や保育所の送迎等の移動状況をふまえて、北大阪急行及び阪急宝塚線沿線の東西2つの区域に分割しています。

<豊中市の教育・保育提供区域>

区域	小学校区
第1区域	北丘、東丘、西丘、南丘、新田、新田南、東泉丘、野畑、北緑丘、少路、上野、東豊中、東豊台
第2区域	桜井谷、桜井谷東、刀根山、大池、蛍池、箕輪、克明、桜塚、南桜塚、熊野田、泉丘
第3区域	緑地、寺内、北条、小曾根、高川、豊南、原田、豊島、豊島北、豊島西、中豊島、庄内さくら、庄内南、庄内西、千成



2 量の見込みと確保方策

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策は、令和 5 年(2023 年)12 月に実施した「豊中市子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向等をふまえ設定します。

1 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の内容

子ども・子育て支援法に基づく市町村計画において定める教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の内容は下表のとおりです。

事業名		認定区分	区域数	事業概要
教育・保育	① 教育	1号	3	幼稚園・認定こども園*（満3歳以上）
	② 保育 ※保育の必要性の認定における、就労の下限時間は64時間に設定	2号	3	保育所・①以外の認定こども園*（満3歳以上）
		3号	3	保育所・認定こども園*等（満3歳未満）
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業		1	事業等の情報提供や相談支援、関係機関との連携調整等を行う事業
	② 時間外保育事業（延長保育事業）		3	通常保育時間を超えて保育を行う事業（保育標準時間：7:00～18:00を超える保育）
	③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業		1	特定教育・保育等を受けた場合に必要な給食費（副食材料費）、物品の購入費用等を助成する事業
	④ 多様な主体の参入促進事業		1	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園*で受け入れるための職員の加配を促進するための事業
	⑤ 放課後児童健全育成事業（放課後こどもクラブ事業）		38 ※1	就労等を理由に保護者が放課後家庭に不在の小学生を対象に、小学校等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する事業
	⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）		1	保護者の疾病等を理由に、家庭での養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等において、一定期間養育を行う事業

※1 放課後児童健全育成事業は各小学校区を提供区域として実施しています。令和8年度からは校区再編によって37区域を予定しています。

事業名			区域数	事業概要
地域子ども・子育て支援事業	⑦	乳児家庭全戸訪問事業 (新生児訪問・こんにちは赤ちゃん事業)	1	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や相談支援を行う事業
	⑧	養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク*機能強化事業	1	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育能力を向上させるための支援を行う事業 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク*)の機能強化に向け、担当職員の専門性強化及び関係機関の連携強化を図る事業
	⑨	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター等)	18 ※1	地域において、子育て相談や情報発信、親子が交流できる場の提供等を行う事業
	⑩	一時預かり事業<幼稚園型> (預かり保育)	3	幼稚園で通常の就園時間に加え、延長して預かる事業
		一時預かり事業<一般型> (一時保育事業)	1	保育所等での一時保育事業により、こどもを一時的に預かる事業
	⑪	病児保育事業	1	保育所等で病児・病後児を預かる事業
	⑫	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	1	育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者が、相互に会員となって、会員同士が育児に関する援助活動を行う事業
	⑬	妊婦に対する健康診査 (妊婦健康診査)	1	妊婦に対する健康診査を行う事業
	⑭	子育て世帯訪問支援事業	1	家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭等の居宅を訪問し、必要な支援を行う事業
	⑮	児童育成支援拠点事業	1	養育環境等に課題を抱える児童等に対し、居場所となる場を開設し、相談支援、食事の提供等を行う事業
	⑯	親子関係形成支援事業	1	子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対して、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業
	⑰	妊婦等包括相談支援事業	1	妊婦等に対して面談などを実施し、心身の状況や環境等の把握、子育てに関する情報提供、相談等の支援を行う事業
	⑱	乳児等通園支援事業 ※2	1	保育所等を利用していないこどもを対象に、月一定時間の利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる事業
	⑲	産後ケア事業	1	出産後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業

※1 おおむね中学校区に1か所地域子育て支援拠点を設置するという考え方です。

※2 乳児等通園支援事業については、令和7年度(2025年度)は地域子ども・子育て支援事業ですが、令和8年度(2026年度)は乳児等通園支援給付に位置づけが変わる予定となっています。

2 教育・保育事業の量の見込み及び提供体制の確保内容

① 教育（1号認定、3～5歳）

提供区域：全3区域

認定こども園*・幼稚園にて、満3歳以上で幼児期の学校教育を希望する者（ただし、保護者の就労や病気等により、家庭でこどもをみることができないなど保育が必要な場合を除く）を対象に学校教育環境を提供し、その心身の発達を助長します。

■実績、量の見込み及び確保量

単位：人

区分	[実績]令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,468	3,974	3,478	3,007	2,658	2,355
第1区域	1,636	1,431	1,255	1,080	974	866
第2区域	1,410	1,262	1,087	934	805	702
第3区域	1,422	1,281	1,136	993	879	787
②確保量	6,205	5,954	5,824	5,684	5,684	5,684
第1区域	2,109	2,032	1,992	1,952	1,952	1,952
第2区域	2,121	2,092	2,032	1,972	1,972	1,972
第3区域	1,975	1,830	1,800	1,760	1,760	1,760
③過不足(②-①)	1,737	1,980	2,346	2,677	3,026	3,329
第1区域	473	601	737	872	978	1,086
第2区域	711	830	945	1,038	1,167	1,270
第3区域	553	549	664	767	881	973

確保量の内訳

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定教育・保育施設（認定こども園*、幼稚園）	第1区域	1,462	1,422	1,762	1,762
	第2区域	1,807	2,032	1,972	1,972
	第3区域	1,420	1,390	1,665	1,665
	計	4,689	4,844	5,399	5,399
確認を受けない幼稚園	第1区域	570	570	190	190
	第2区域	285	0	0	0
	第3区域	410	410	95	95
	計	1,265	980	285	285
確保量合計(②)	第1区域	2,032	1,992	1,952	1,952
	第2区域	2,092	2,032	1,972	1,972
	第3区域	1,830	1,800	1,760	1,760
	計	5,954	5,824	5,684	5,684

【確保方策の内容】

○既存の幼稚園・認定こども園*で確保します。

②- I 保育（2号認定、3～5歳）

提供区域： 全3区域

認定こども園*・保育所等にて、満3歳以上で、保護者の就労や病気等により、家庭でこどもをみることができないなど保育が必要な者（幼児期の学校教育を希望する者を含む）に保育を提供し、その心身の発達を助長します。

■実績、量の見込み及び確保量

単位：人

区分		[実績]令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		5,300	5,450	5,527	5,575	5,788	6,069
幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	第1区域	—	210	213	213	224	234
	第2区域	—	229	231	236	244	258
	第3区域	—	178	178	178	185	191
	計	—	617	622	627	653	683
上記以外 ※	第1区域	1,640	1,447	1,471	1,472	1,552	1,629
	第2区域	1,784	1,642	1,668	1,703	1,766	1,870
	第3区域	1,876	1,744	1,766	1,773	1,817	1,887
	計	5,300	4,833	4,905	4,948	5,135	5,386
②確保量		5,033	5,591	5,729	5,861	6,014	6,116
第1区域		1,628	1,665	1,705	1,745	1,796	1,796
第2区域		1,697	1,997	1,987	1,967	1,967	1,967
第3区域		1,708	1,929	2,037	2,149	2,251	2,353
③過不足(②-①)		△267	141	202	286	226	47
第1区域		△12	8	21	60	20	△67
第2区域		△87	126	88	28	△43	△161
第3区域		△168	7	93	198	249	275

※ [実績]令和6年度は「上記以外」に「幼児期の学校教育の利用希望が強い」を含む

確保量の内訳

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定教育・保育施設 (認定こども園*、保育 所)	第1区域	1,629	1,669	1,709	1,760	1,760
	第2区域	1,713	1,773	1,833	1,833	1,833
	第3区域	1,781	1,964	2,106	2,208	2,310
	計	5,123	5,406	5,648	5,801	5,903
特定地域型保育事業 (事業所内保育等)	第1区域	0	0	0	0	0
	第2区域	48	48	48	48	48
	第3区域	0	0	0	0	0
	計	48	48	48	48	48
企業主導型保育施設	第1区域	36	36	36	36	36
	第2区域	6	6	6	6	6
	第3区域	18	18	18	18	18
	計	60	60	60	60	60
幼稚園等 (預かり保育、幼稚園型 一時預かり)	第1区域	0	0	0	0	0
	第2区域	230	160	80	80	80
	第3区域	130	55	25	25	25
	計	360	215	105	105	105
確保量合計(②)	第1区域	1,665	1,705	1,745	1,796	1,796
	第2区域	1,997	1,987	1,967	1,967	1,967
	第3区域	1,929	2,037	2,149	2,251	2,353
	計	5,591	5,729	5,861	6,014	6,116

②-Ⅱ 保育（3号認定、0～2歳）

提供区域：全3区域

認定こども園*・保育所等にて、満3歳未満で、保護者の就労や病気等により、家庭でこどもをみることができないなど保育が必要な者に保育を提供し、その心身の発達を助長します。

■実績、量の見込み及び確保量

単位：人

区分		[実績]令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		4,262	4,211	4,298	4,448	4,484	4,526
0歳	第1区域	182	196	194	191	188	186
	第2区域	185	191	190	189	187	187
	第3区域	252	265	262	260	259	259
	計	619	652	646	640	634	632
1歳	第1区域	508	473	517	515	512	511
	第2区域	570	577	606	610	617	621
	第3区域	667	653	699	704	712	723
	計	1,745	1,703	1,822	1,829	1,841	1,855
2歳	第1区域	564	567	532	587	589	589
	第2区域	651	618	631	667	677	690
	第3区域	683	671	667	725	743	760
	計	1,898	1,856	1,830	1,979	2,009	2,039
計	第1区域	1,254	1,236	1,243	1,293	1,289	1,286
	第2区域	1,406	1,386	1,427	1,466	1,481	1,498
	第3区域	1,602	1,589	1,628	1,689	1,714	1,742
②確保量		4,166	4,426	4,559	4,815	4,897	4,946
0歳	第1区域	258	269	269	269	269	267
	第2区域	309	309	309	309	309	309
	第3区域	219	244	257	267	277	287
	計	786	822	835	845	855	863
1歳	第1区域	478	491	501	516	528	521
	第2区域	649	690	695	705	705	705
	第3区域	432	487	526	615	639	663
	計	1,559	1,668	1,722	1,836	1,872	1,889
2歳	第1区域	538	551	563	581	593	593
	第2区域	762	806	812	824	824	824
	第3区域	521	579	627	729	753	777
	計	1,821	1,936	2,002	2,134	2,170	2,194
計	第1区域	1,274	1,311	1,333	1,366	1,390	1,381
	第2区域	1,720	1,805	1,816	1,838	1,838	1,838
	第3区域	1,172	1,310	1,410	1,611	1,669	1,727
保育利用率 ※		45.9%	49.4%	50.8%	53.0%	54.4%	55.4%
③過不足(②-①)		△96	215	261	367	413	420
0歳	第1区域	76	73	75	78	81	81
	第2区域	124	118	119	120	122	122
	第3区域	△33	△21	△5	7	18	28
	計	167	170	189	205	221	231
1歳	第1区域	△30	18	△16	1	16	10
	第2区域	79	113	89	95	88	84
	第3区域	△235	△166	△173	△89	△73	△60
	計	△186	35	100	71	31	34
2歳	第1区域	△26	△16	31	△6	4	4
	第2区域	111	188	181	157	147	134
	第3区域	△162	△92	△40	4	10	17
	計	△77	80	172	155	161	155
計	第1区域	20	75	90	73	101	95
	第2区域	314	419	389	372	357	340
	第3区域	430	△279	△218	△78	△45	△15

※ 保育利用率：満3歳未満の児童数に占める3号認定の利用定員数（確保量）の割合

確保量の内訳

単位：人

区分			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	特定教育・保育施設 (認定こども園*、保育所)	第1区域	238	238	238	238	238
		第2区域	252	252	252	252	252
		第3区域	217	232	242	252	262
		計	707	722	732	742	752
	特定地域型保育事業 (小規模保育、事業所内保育等)	第1区域	11	11	11	11	11
		第2区域	28	28	28	28	28
		第3区域	11	11	11	11	11
		計	50	50	50	50	50
	企業主導型保育施設	第1区域	18	18	18	18	18
		第2区域	29	29	29	29	29
		第3区域	14	14	14	14	14
		計	61	61	61	61	61
	家庭保育所等 (家庭保育所、一時保育の定期利用枠)	第1区域	2	2	2	2	0
		第2区域	0	0	0	0	0
		第3区域	2	0	0	0	0
		計	4	2	2	2	0
計	第1区域	269	269	269	269	267	
	第2区域	309	309	309	309	309	
	第3区域	244	257	267	277	287	
	計	822	835	845	855	863	
1歳	特定教育・保育施設 (認定こども園*、保育所)	第1区域	432	442	457	469	469
		第2区域	585	590	600	600	600
		第3区域	412	458	547	571	595
		計	1,429	1,490	1,604	1,640	1,664
	特定地域型保育事業 (小規模保育、事業所内保育等)	第1区域	29	29	29	29	29
		第2区域	47	47	47	47	47
		第3区域	25	25	25	25	25
		計	101	101	101	101	101
	企業主導型保育施設	第1区域	23	23	23	23	23
		第2区域	46	46	46	46	46
		第3区域	24	24	24	24	24
		計	93	93	93	93	93
	家庭保育所等 (家庭保育所、一時保育の定期利用枠)	第1区域	7	7	7	7	0
		第2区域	12	12	12	12	12
		第3区域	26	19	19	19	19
		計	45	38	38	38	31
計	第1区域	491	501	516	528	521	
	第2区域	690	695	705	705	705	
	第3区域	487	526	615	639	663	
	計	1,668	1,722	1,836	1,872	1,889	
2歳	特定教育・保育施設 (認定こども園*、保育所)	第1区域	498	510	528	540	540
		第2区域	692	698	710	710	710
		第3区域	499	547	649	673	697
		計	1,689	1,755	1,887	1,923	1,947
	特定地域型保育事業 (小規模保育、事業所内保育等)	第1区域	29	29	29	29	29
		第2区域	57	57	57	57	57
		第3区域	27	27	27	27	27
		計	113	113	113	113	113
	企業主導型保育施設	第1区域	24	24	24	24	24
		第2区域	45	45	45	45	45
		第3区域	34	34	34	34	34
		計	103	103	103	103	103
	家庭保育所等 (家庭保育所、一時保育の定期利用枠)	第1区域	0	0	0	0	0
		第2区域	12	12	12	12	12
		第3区域	19	19	19	19	19
		計	31	31	31	31	31
計	第1区域	551	563	581	593	593	
	第2区域	806	812	824	824	824	
	第3区域	579	627	729	753	777	
	計	1,936	2,002	2,134	2,170	2,194	
確保量合計(②)		第1区域	1,311	1,333	1,366	1,390	1,381
		第2区域	1,805	1,816	1,838	1,838	1,838
		第3区域	1,310	1,410	1,611	1,669	1,727
		計	4,426	4,559	4,815	4,897	4,946

【確保方策の内容】

- 既存幼稚園の認定こども園*化や預かり保育事業の充実、既存の認定こども園*や保育所等の定員拡充などにより確保します。
- 既存の保育所等により確保が困難な場合は、保育所等の新規整備を行うことを検討します。
なお、整備にあたっては、保育定員の確保量に教育・保育提供区域間で差があることから、より効果的な保育定員確保のため、区域を越えた整備も必要に応じて検討します。

■認定こども園*への移行促進について

認定こども園*が、幼稚園及び保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であることをふまえ、既存の幼稚園・保育所から認定こども園*への移行については原則認可（認定）することとし、その移行促進を図ります。

なお、保育所から移行する幼保連携型認定こども園*の1号認定こどもの利用定員については、1施設当たり15人以下とし、幼稚園から移行する認定こども園*の2・3号認定こどもの利用定員については、市全域において量の見込みとして必要とされる利用定員数の範囲内とします。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容

①利用者支援事業

提供区域： 市全域

■事業内容等

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約・提供を行うとともに、こどもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

<基本型>

■実績、量の見込み及び確保量

区分	単位	[実績]令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実施か所数 (か所)	1	2	2	2	2	2
②確保量	実施か所数 (か所)	2	2	2	2	2	2
③過不足 (②-①)	実施か所数 (か所)	1	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○利用者支援及び地域連携（関係機関との連絡調整、連携・協働体制づくり等）を行う窓口を、子育て支援センター（ほっぺ・ほっぺ南部分室）に設置しています。

<地域子育て相談機関>

■量の見込み及び確保量

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実施か所数 (か所)	16	16	16	16	16
②確保量	実施か所数 (か所)	16	16	16	16	16
③過不足 (②-①)	実施か所数 (か所)	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○地域子育て支援センターを地域子育て相談機関とし、地域の身近な相談場所とします。

（地域子育て相談機関とは令和6年4月施行改正児童福祉法において規定されたもので、いわゆるかかりつけ相談機関。）

<特定型>

■実績、量の見込み及び確保量

区分	単位	[実績]令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実施か所数 (か所)	1	1	1	1	1	1
②確保量	実施か所数 (か所)	1	1	1	1	1	1
③過不足 (②-①)	実施か所数 (か所)	0	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○市役所の入所入園手続き窓口（子育て給付課）に子育て支援コーディネーター*を配置し、情報収集・提供、相談、利用者支援・援助を行います。

<こども家庭センター型>

■量の見込み及び確保量

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実施か所数 (か所)	3	3	3	3	3
②確保量	実施か所数 (か所)	3	3	3	3	3
③過不足 (②-①)	実施か所数 (か所)	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○はぐくみセンター（こども家庭センター）において、相談支援体制の構築や地域資源の開拓などを通じて、すべての妊産婦・こども・子育て家庭に切れめない支援を実施します。

○こども家庭センター型は、はぐくみセンターの3拠点（千里・中部・庄内）で情報提供等利用者支援を展開します。

②時間外保育事業（延長保育事業）

提供区域： 全3区域

■事業内容等

保育時間の延長を必要とする児童を対象とし、11 時間の開所時間を超えて保育サービスを提供する事業です。

■実績、量の見込み及び確保量

区分	単位	[実績]令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	一日平均 (人)	317	608	618	631	646	667
②確保量	一日平均 (人)		608	618	631	646	667
③過不足 (②-①)	一日平均 (人)		0	0	0	0	0

保育標準時間（7時から18時）をこえる利用

【確保方策の内容】

- 現在、既存のすべての保育所等において、11 時間の通常保育時間を超えて保育が実施されており、引き続き既存保育所等における事業が実施されるとともに、新たに整備される保育所等に対しても事業実施を働きかけます。
- 多様な働き方に対応するため、20 時までの延長保育を実施する園の増加を図ります。

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

提供区域： 市全域

■事業内容等

世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に必要な日用品、文房具その他の教育・保育に必要な費用の全部または一部を助成する事業です。

【確保方策の考え方】

- 低所得者の負担軽減を図るため、教育・保育給付認定保護者に対し日用品・文房具等に要する費用を、また、施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用を補助します。

④多様な主体の参入促進事業

提供区域： 市全域

<新規参入施設等への巡回支援>

■事業内容等

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して巡回支援等を行う事業です。

【確保方策の考え方】

○本市の教育・保育の質を高めるため、おおむね開設から3年程度の教育・保育施設を中心に、幼児教育サポートセンターから派遣する幼児教育サポーター*による巡回支援などを実施します。

<認定こども園*特別支援教育・保育経費>

■事業内容等

健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園*の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

【確保方策の考え方】

○認定こども園*が、私学助成や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを受け入れる際に国の制度の内容をふまえ、職員の加配に必要な費用を助成し、こども一人ひとりの状況に応じた適切な教育・保育の機会を提供します。

⑤放課後児童健全育成事業（放課後こどもクラブ事業）

提供区域：全38区域（小学校区）

■事業内容等

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

本市では、待機児童を出さないことを基本に据え、就労等を理由に保護者が放課後家庭に不在の小学校4年生まで（障害のあるこどもは小学校6年生まで）の児童を対象に事業を実施しています。

■実績、量の見込み及び確保量

区分	単位	[実績]令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ人数（人）	5,121	5,186	5,282	5,341	5,347	5,316
②量の見込み	支援単位数（室）	103	115	119	128	140	140
③確保量	年間延べ人数（人）		5,186	5,282	5,341	5,347	5,316
④確保量	支援単位数（室）		115	119	128	140	140
⑤過不足（③-①）	年間延べ人数（人）		0	0	0	0	0
⑥過不足（④-②）	支援単位数（室）		0	0	0	0	0

基準日：各年5月1日

【確保方策の内容】

○現在、全小学校・義務教育学校内で事業を実施しており、今後も在籍する小学校の放課後こどもクラブにて安定的に児童の受け入れができるよう、学校ごとの入会率の推移や児童推計をふまえて事業を実施します。

○放課後こどもクラブ室は、学校施設内での確保を原則とします。

○クラブ室の確保を進めることにより1支援単位（クラス）の児童数を段階的に引き下げていき、おおむね40人をめざします。また、支援単位数の増加に伴い指導員の確保も必要となるため、持続可能な運営体制維持のため民間活力を活用した運営委託にも取り組んでいきます。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

提供区域： 市全域

<宿泊型・日帰り型>

■事業内容等

保護者の疾病、出産、休日出勤等の事由により家庭での養育が一時的に困難になった児童を、児童養護施設等において日帰りまたは宿泊を伴って一定期間の養育を行う事業です。

令和元年度（2019年度）から従来のトワイライトステイ事業を包含し、日帰り型ショートステイとして実施しています。

■実績、量の見込み及び確保量

区分	単位	[実績]令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ利用者数（人）	520	3,360	3,360	3,360	3,360	3,360
②確保量	年間延べ利用定員数（人）		1,144	1,496	3,272	3,272	3,360
③確保量	実施か所数（か所）		13	17	18	18	19
④過不足（②-①）	年間延べ利用者数（人）		△2,216	△1,864	△88	△88	0

【確保方策の内容】

○令和6年度（2024年度）現在、児童養護施設等（市内施設1か所、他市施設5か所）に委託実施していますが、今後、ショートステイ里親を拡充するとともに、乳児院等のショートステイ機能も併設する施設の誘致を進めます。

⑦乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問・こんにちは赤ちゃん事業）

提供区域： 市全域

■事業内容等

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本市では、保健センターの新生児訪問事業と子育て支援センターのこんにちは赤ちゃん事業を一体的に実施し、保健師や助産師、保育教諭、こんにちは赤ちゃん訪問員、主任児童委員*等が4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問します。

■実績、量の見込み及び確保量

区分	単位	[実績]令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	訪問家庭数 (件)	3,489	2,970	2,942	2,917	2,893	2,880
②確保量	訪問家庭数 (件)		2,970	2,942	2,917	2,893	2,880
③過不足 (②-①)	訪問家庭数 (件)		0	0	0	0	0

保健センターと子育て支援センターの合計

【確保方策の内容】

○引き続き、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に訪問を実施し、保護者や赤ちゃんの健康状態や子育てについてのお話を聞くとともに、「とよなか子育て応援金」をはじめ、様々な子育て支援サービスの情報提供を実施します。

⑧-Ⅰ 養育支援訪問事業

提供区域： 市全域

■事業内容等

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

■実績、量の見込み及び確保量

区分	単位	[実績]令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ人数 (人日)	501	1,217	1,247	1,281	1,314	1,347
②確保量	年間延べ人数 (人日)		1,217	1,247	1,281	1,314	1,347
③過不足 (②-①)	年間延べ人数 (人日)		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○支援が必要な妊産婦、新生児、乳幼児等に対し、保健センターから保健師や助産師、社会福祉職等が家庭訪問を行い、個々の状況に応じた適切な保健師指導や援助、受診勧奨などを行います。

○子育てに不安や悩みのある家庭に子育て支援センターから保育教諭等が訪問し、育児相談や子育て支援サービスの情報提供等を行い、養育者の自立と児童の養育環境の安定に向けて取り組みます。

⑧-Ⅱ子どもを守る地域ネットワーク*機能強化事業

提供区域：市全域

■事業内容等

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク*）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを行う事業です。

【確保方策の内容】

○代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議等、また、関係機関合同研修会などを通じ、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図ります。

⑨地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター等）

提供区域：全18区域（おおむね中学校区）

■事業内容等

子育て相談、子育て情報の発信、子育て講座、遊びや交流の場の提供を行っています。子育てに関する悩みなどを気軽に相談できる場所です。

■実績、量の見込み及び確保量

区分	単位	[実績]令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ人数（人回）	8,634	3,044	3,048	3,083	3,057	3,035
②量の見込み	実施か所数（か所）	19	18	18	18	18	18
③確保量	年間延べ人数（人回）		3,044	3,048	3,083	3,057	3,035
④確保量	実施か所数（か所）		18	18	18	18	18
③過不足 （③－①）	年間延べ人数（人回）		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○既存の子育て支援センター2か所、地域子育て支援センター16か所にて実施します。

気軽に身近な就学前施設で地域子育て支援を利用していただくための登録制度である「マイ子育てひろば」を引き続き推進していきます。

⑩-Ⅰ 一時預かり事業＜幼稚園型＞（預かり保育）

提供区域： 全3区域

■事業内容等

在園児を対象に、幼稚園等で通常の就園時間に加え、延長して預かる事業です。

■実績、量の見込み及び確保量

区分	単位	[実績]令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ人数（人日）	139,549	121,022	113,204	104,194	94,739	88,071
②確保量	年間延べ人数（人日）		121,022	113,204	104,194	94,739	88,071
③過不足（②-①）	年間延べ人数（人日）		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○幼稚園等において引き続き実施します。

⑩-Ⅱ 一時預かり事業＜一般型＞（一時保育）

提供区域： 市全域

■事業内容等

一時預かり事業＜一般型＞（一時保育事業）は、断続的一時保育として、満1歳から就学前の児童で保護者が就労等により一時的に保育が必要な場合、週3日を限度として認定こども園*等約60か所で実施しています。また、緊急一時保育として、保護者の疾病や介護、冠婚葬祭など緊急に保育が必要な場合、12日間を限度として、認定こども園*等で実施しています。

■実績、量の見込み及び確保量

区分	単位	[実績]令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ人数（人日）	31,838	28,013	27,613	27,365	26,689	26,077
②確保量	年間延べ人数（人日）		28,013	27,613	27,365	26,689	26,077
③過不足（②-①）	年間延べ人数（人日）		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○一時保育事業については、市内の保育所や認定こども園*等（1日単位）約60か所及び市内2か所の一時保育事業所（1日または半日単位）において実施します。なお令和7年度（2025年度）に一時保育予約システムを導入し、一時保育の利用のしやすさを向上します。

○令和8年度（2026年度）に「乳児等のための支援給付」（こども誰でも通園制度）の本格施行が予定されており、国の動向を注視しつつ、一時保育事業との関係性を整理していきます。

⑪病児保育事業

提供区域： 市全域

■事業内容等

認定こども園*等に在籍している満1歳以上の保育を必要とするこどもで、病気のときや病気回復期で集団保育が難しく、また家庭での保育ができないこどもを預かる事業です。

■実績、量の見込み及び確保量

区分	単位	[実績]令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ人数(人日)	22,846	41,728	42,493	43,272	44,068	44,879
②確保量	年間延べ人数(人日)		41,728	42,493	43,272	44,068	44,879
③過不足 (②-①)	年間延べ人数(人日)		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

- 病児保育施設3か所（市内北部・中部）に加え、看護師配置の保育所等の体調不良時対応型事業にて実施します。
- 病児保育施設1か所を市内南部に増設するなど、利便性を向上します。

⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

提供区域： 市全域

■事業内容等

児童の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と育児の援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■実績、量の見込み及び確保量

区分	単位	[実績]令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ人数(人日)	2,920	1,767	1,767	1,767	1,767	1,767
就学前	年間延べ人数(人日)	2,375	1,602	1,602	1,602	1,602	1,602
就学後	年間延べ人数(人日)	545	165	165	165	165	165
②確保量	年間延べ人数(人日)		1,767	1,767	1,767	1,767	1,767
就学前	年間延べ人数(人日)		1,602	1,602	1,602	1,602	1,602
就学後	年間延べ人数(人日)		165	165	165	165	165
③過不足 (②-①)	年間延べ人数(人日)		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

〇引き続き、ファミリー・サポート・センター1か所にて事業を実施し、援助会員、両方会員の増加に取り組めます。

⑬妊婦に対する健康診査（妊婦健康診査）

提供区域： 市全域

■事業内容等

妊婦の母体及び胎児の健康管理を確保するため、健康診査を行い、流産・死産・早産等を予防するとともに安心・安全な出産を支援する事業です。

妊婦に対して妊婦健康診査受診券を交付し、個別医療機関で健康診査を実施しています。

■実績、量の見込み及び確保量

区分	単位	[実績]令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ人数(人日)	37,016	37,740	37,388	37,070	36,764	36,605
②確保量	年間延べ人数(人日)		37,740	37,388	37,070	36,764	36,605
③過不足 (②-①)	年間延べ人数(人日)		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

〇引き続き、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することで、安心して継続的に妊婦が健康診査に通うことができるよう支援します。

⑭子育て世帯訪問支援事業

提供区域： 市全域

■事業内容等

家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・育児における必要な支援を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ日数（人日）	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200
②確保量	年間延べ日数（人日）	7,200	9,600	12,000	14,400	19,200
③過不足 （②-①）	年間延べ日数（人日）	△12,000	△9,600	△7,200	△4,800	0

【確保方策の内容】

○子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う訪問家事・育児支援の提供量を拡充するにあたり、本事業に必要な子育て支援と生活支援の両方に対応できるよう、訪問支援員の専門性を育成しながら事業者数を増加することにより提供量を確保します。

⑮児童育成支援拠点事業

提供区域： 市全域

■事業内容等

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

■量の見込み及び確保量

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ人数（人）	140	140	140	140	140
②確保量	年間延べ人数（人）	80	120	140	140	140
③過不足 （②-①）	年間延べ人数（人）	△60	△20	0	0	0

【確保方策の内容】

○拠点を7か所設置し、こども・若者分野のみならず、高齢分野の事業者の参入を促すことや、他自治体の事業者からの参加を誘導することで、拠点数及び提供量を確保します。

⑯親子関係形成支援事業

提供区域： 市全域

■事業内容等

要支援児童等の保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的としたこどもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。本市においては、就学前のこどもの保護者を対象とした、こどもの安心感プログラム（「安心感の輪」子育てプログラム）、2歳から12歳の保護者を対象とした、子育て親育ちプログラム（「前向き子育てプログラムトリプルP」）、発達が気になるこども（主に3歳から7歳）の保護者を対象とした子育て発達支援プログラム（「ペアレント・プログラム」「ペアレント・トレーニング」）を実施しています。

■量の見込み及び確保量

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ人数（人）	3,626	3,626	3,626	3,626	3,626
②確保量	年間延べ人数（人）	2,866	3,626	3,626	3,626	3,626
③過不足 （②-①）	年間延べ人数（人）	△760	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○引き続き3つのプログラムを中心に、身近な地域や自宅においても受講できるようプログラム提供場所を拡大するとともに、こどもとの関わり方等を学ぶプログラムの提供量を拡充します。

⑰妊婦等包括相談支援事業

提供区域： 市全域

■事業内容等

妊婦等に対して面談などを実施し、心身の状況や環境等の把握、子育てに関する情報提供、相談等の支援を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊娠届出数 (回)	3,323	3,292	3,264	3,237	3,223
②量の見込み	面談実施回数 (回)	7,057	6,991	6,932	6,874	6,844
③確保量	面談実施回数 (回)	7,057	6,991	6,932	6,874	6,844
④過不足 (③-②)	面談実施回数 (回)	0	0	0	0	0

1組当たりの面談回数3回（2回目は全数アンケートにより希望者に実施）

【確保方策の内容】

〇はぐくみセンターにおいて、妊娠届出時全数面接の継続実施、妊娠中期アンケート送付と希望者へ面接実施、出産後は、新生児訪問やこんにちは赤ちゃん訪問事業による乳児家庭全戸訪問事業により相談支援の機会を確保します。

⑱乳児等通園支援事業

提供区域： 市全域

■事業内容等

0歳6か月～満3歳未満までの保育所等を利用していないこどもを対象として、月一定時間の利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる事業です。

■量の見込み及び確保量

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延べ人数 (人日)	38	59	79	98	116
0歳児 (6か月～)	延べ人数 (人日)	15	23	31	39	47
1歳児	延べ人数 (人日)	15	25	33	41	48
2歳児 (満3歳未満)	延べ人数 (人日)	8	11	15	18	21
②確保量	延べ人数 (人日)	38	59	79	98	116
0歳児 (6か月～)	延べ人数 (人日)	15	23	31	39	47
1歳児	延べ人数 (人日)	15	25	33	41	48
2歳児 (満3歳未満)	延べ人数 (人日)	8	11	15	18	21
③過不足 (②-①)	延べ人数 (人日)	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○認可就学前教育・保育施設等（保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業、認定こども園*、幼稚園）により、各年における必要定員数分を確保します。

⑱産後ケア事業

提供区域： 市全域

■事業内容等

出産後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

■量の見込み及び確保量

単位：人日（年間延べ日数）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ人数 (人日)	3,976	4,785	5,410	5,800	5,995
②確保量	年間延べ人数 (人日)	3,976	4,785	5,410	5,800	5,995
③過不足 (②-①)	年間延べ人数 (人日)	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○委託医療機関の増加と、産後ケアスタッフ加算の活用等による受け入れ枠の拡充に取り組みます。

第 6 章

学校を拠点とした放課後の 児童の居場所づくりの充実

国においては、新・放課後子ども総合プランが令和 5 年度（2023 年度）末で完了したものの、新たに「放課後児童対策パッケージ」を策定し、同パッケージに基づく対策に令和 6 年度（2024 年度）以降も継続して取り組むとともに、各自治体に対して放課後児童対策の市町村計画を策定することが要請されました。

一方、豊中市は、令和 5 年（2023 年）9 月に「子育てしやすさ NO.1」を掲げ、こども政策をまちの発展・成長戦略として充実・強化していくこととしました。これらの内容をふまえ、放課後児童対策に関する計画を策定します。

学校を拠点とした放課後の 児童の居場所づくりの充実

めざす姿

すべての小学校就学児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる

1 放課後こどもクラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

子ども・子育て支援法に基づく市町村計画における量の見込み及び目標整備量については、第5章「子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」に記載しています。

確保方策の実現のために、放課後児童支援員認定資格の有資格者のさらなる増加が求められます。多様な媒体や手法を活用して 必要な人材を確保するとともに、放課後児童支援員認定資格研修の受講を計画的に進めるなどにより、人材育成に取り組みます。

2 地域子ども教室の年度ごとの実施計画

地域子ども教室は、小学校区ごとに組織された実行委員会がスポーツや文化活動等の体験プログラムを企画し、全校児童を対象に実施しています。

地域子ども教室の年度ごとの実施計画

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施回数 (単位:回)	1,155	1,122 ※	1,155	1,188	1,221

※豊中市立庄内よつば学園開校に伴う減少

3 校内交流型の放課後こどもクラブ及び地域子ども教室の目標事業量

放課後こどもクラブ在籍児童を含めたすべての児童が地域子ども教室の活動プログラムに参加し交流できるもののうち、同一校内で放課後こどもクラブと地域子ども教室が連携しながら事業を実施しているものを「校内交流型」といいます。

校内交流型の放課後こどもクラブ及び地域子ども教室の目標事業量

	[実績]令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施校数 (単位:学校)	34	35	34 ※	35	36	37

※豊中市立庄内よつば学園開校に伴う減少

4 校内交流型の推進に関する具体的な取組み

「校内交流型」の推進にむけて、放課後こどもクラブと地域子ども教室が、年間スケジュールの作成段階から情報共有・連携を図るとともに、保護者に対して開催案内を毎月送付し、取組みを推進します。

5 放課後こどもクラブ及び地域子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な取組み

放課後こどもクラブの学校施設の活用に関する具体的な方策については、第5章「子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」に記載しています。

放課後こどもクラブは、民間資源を活用した英語、プログラミング、音楽、スポーツなどが選べる習い事機能の提供、預かり時間延長時の食事提供、1人ひとりに目が行き届く1室あたりの児童数の見直しに取り組みます。

地域子ども教室は、主に校庭や多目的室などを使って実施しています。今後も引き続き、学校施設の活用を原則として実施内容を企画し、放課後こどもクラブの在籍児童も容易に参加できる「校内交流型」による事業実施に取り組みます。

6 放課後児童対策に係る市長部局と教育委員会の具体的な連携の取組み

放課後こどもクラブでは、支援学級に在籍するなど特別な配慮を必要とする児童の数が年々増加しています。

児童が放課後等デイサービスとの並行利用を行っている場合には、こどもの生活の連続性を保障する観点から、保護者の同意を得たうえで放課後等デイサービス事業所と情報交換を行い、連携及び協力ができるような関係づくりを行います。

また、様々な困難を抱え支援を必要とするこどもがいる場合には、子どもを守る地域ネットワーク*における緊密な連携のもと、速やかに対応し、児童の権利を守ります。

7 放課後等の児童の居場所づくり事業

学校・家庭・地域をはじめこどもの居場所に関わる事業の実施主体との連携協力により、すべてのこどもの健やかな育成に取り組みます。

【校庭開放】

すべてのこどもが放課後に安全な環境で時間を過ごすことができるよう、学校の授業終了後から2時間程度、見守り員を配置して校庭等を開放し、当該小学校児童の自主的な遊び場所を全校で提供しています。

【放課後学習】

令和6年度（2024年度）から5年生・6年生の児童を対象に、自学自習の場（居場所）として放課後学習支援事業を実施しています。学習習慣の定着を図るとともに個別最適な学びのため、タブレット（AIドリル）も活用します。

第 7 章

ひとり親家庭への支援の充実 (ひとり親家庭等自立促進計画)

ひとり親家庭等自立促進計画とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく自立促進計画として、国の基本方針をふまえて「子育て・生活支援策」「就業支援策」「養育費確保策」「経済的支援策」について定めるものです。

ひとり親家庭への支援の充実 (ひとり親家庭等自立促進計画)

ひとり親家庭の経済的・精神的自立とこどもの健やかな育ちに向けて、(1)安定した生活基盤の確立、(2)子育てと仕事のバランスがとれ、保護者が子育てに喜びを感じることができる、(3)こどもが安心して育つことを目標とし、地域や事業者、母子父子福祉団体、関係機関と連携して以下の5つの取組みにより総合的な支援を行います。

めざす姿

ひとり親家庭が経済的・精神的に自立し、こどもが安心して健やかに育つ

1 関係機関との連携による相談体制及び情報発信の充実

- 離婚届用紙の入手時、児童扶養手当の相談・新規申請や現況届提出時等の来庁時に各種制度の案内をするほか、母子・父子自立支援員による離婚前からの相談対応、ホームページやLINE配信、ひとり親支援ガイド等のデジタルを活用するなど情報発信の充実を図り、各種制度の利用を促進することで、適切な支援につなげます。
- ひとり親家庭の多様な生活・就労形態に対応して、弁護士等の専門相談を平日夜間や土曜日に引き続き実施します。また、複合的な課題を解決するために、要保護児童支援、生活困窮者支援等の関係部局との連携を進め、自立につながる取組みを進めます。
- ひとり親家庭の孤立を防ぎ、安心して生活できるよう、離婚前を含む相談事業、親子（面会）交流支援事業の実施等、社会福祉協議会などの関係機関と連携をしながら、ひとり親家庭が情報交換や気軽に相談できる支援拠点として、母子父子福祉センターの施設機能を充実します。

2 就業支援

- 自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の給付や就労支援講座の開催等により、経済的自立に効果的な資格の取得や技能の習得を支援します。
- 児童扶養手当の手続きやひとり親家庭のための相談時等、様々な機会をとらえた就労相談を実施します。また、ハローワーク、地域就労支援センター（豊中しごと・くらしセンター）、福祉事務所と連携し、生活状況・就労ニーズに応じた自立支援プログラムの策定等により、個々の状況に寄り添った総合的な支援を行います。

3 子育て・生活支援

- ひとり親家庭が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、保育所等の優先入所や保育料の軽減等を行います。
- 子育ての負担感の軽減を図るため、ひとり親家庭等に対して生活援助（ヘルパー派遣）や子育て支援（ファミリー・サポート・センター事業の補助）を行う、日常生活支援事業を実施します。
- 自立の促進を目的として、DV被害者等の母子を入所措置し、保護、支援する母子生活支援施設入所事業を引き続き実施します。

4 経済的支援・養育費の確保

- 児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金やひとり親家庭医療費助成など様々な施策を実施し、経済的負担を軽減します。
- 両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、こどもの福祉の観点からも重要なことから、離婚前相談において養育費に関する情報提供に努めるなど、早期からの認識を高める取組みを行います。また、公正証書等作成促進補助や強制執行に係る弁護士費用補助等に加え、法定養育費の創設などの民法改正に対応する新たな取組みを進め、養育費確保支援の充実を図ります。

5 こどもへの支援

- ひとり親家庭のこどもの学力のサポートや進学等の相談のために、母子父子福祉センターで実施している学習支援教室を引き続き実施するとともに、ひとり親家庭等のこどもへの学習支援を拡充する取組みを進めます。また、こどもの進路について親子が共通の認識を持って考えられるよう、高校・大学等への進学に向けた奨学金・貸付制度の周知や相談支援に取り組めます。
- 母子父子福祉センターが実施するこども食堂やレクリエーション事業等を通じて、様々な社会体験や家族以外の大人との交流の機会を提供し、ひとり親家庭のこどもが生活力をつけたり将来について視野を広げたりするような居場所づくりを進めます。
- こども総合相談窓口やとよなかっ子ライン等により、こどもの悩みや不安、進路、生活に関する相談に対応するとともに、関係部局と連携し支援します。
- 父母の離婚後でも、親に会いたいというこどもの気持ちを尊重し、離れて暮らす親と子が定期的・継続的に会ったり、電話等の方法により連絡を取る親子（面会）交流の支援を行います。

第 8 章

こどもの未来応援施策の推進 (こどもの貧困の解消に向けた対策計画)

こどもの貧困の解消に向けた対策計画とは、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第 10 条第 2 項に基づく法定計画として作成するものです。

こどもの未来応援施策の推進 (こどもの貧困の解消に向けた対策計画)

貧困により、こどもが適切な養育や教育、医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと、こどもがその権利利益を害され社会から孤立することのないように、こどもの貧困の解消に向けた対策を推進します。

めざす姿

すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されず、心身とも健やかに育ち、教育の機会が保障され、夢と希望をもって積極的に自らの生き方を選択し自立できる

1 こどもの生活に関する実態調査

本市では、こどもの生活実態の現状を把握するため、令和5年度（2023年度）に大阪府と共同で調査を実施しました。調査では、実際の生活上の体験や困りごとを把握するため、多面的に貧困を測る指標として、「等価可処分所得」及びそれらをもとに区分した「困窮度*」を用いています。前回調査は平成28年度（2016年度）に実施しており、比較することができます。

困窮度*の高い困窮度Ⅰ（貧困線未満）は、大阪府では増加する中、豊中市では減少していますが、13.5%存在しています。

- ・ 困窮度Ⅰは13.5%で、平成28年度（2016年度）調査（17.1%）より4.4ポイント減。
- ・ 大阪府の困窮度Ⅰは15.9%で、平成28年度（2016年度）調査（14.9%）より1.0ポイント増。

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。

貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいう。



中央値以上	等価可処分所得最大値
困窮度Ⅲ	中央値 (端から数えて真ん中に位置する値)
困窮度Ⅱ	中央値の60%のライン
困窮度Ⅰ	中央値の50%のライン
	等価可処分所得最小値

図 困窮度の分類と基準

2 こどもの未来応援施策の推進課題

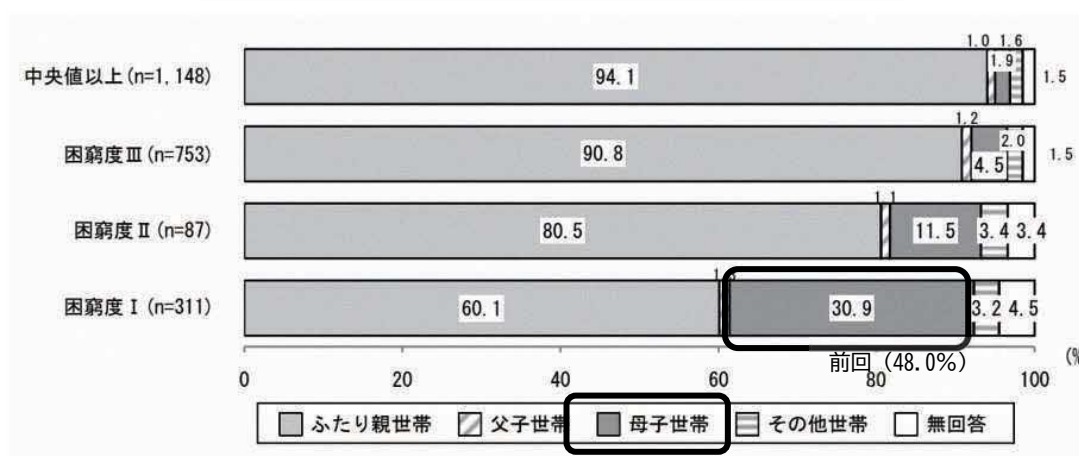
こどもの貧困は、社会全体で取り組むべき深刻な課題です。こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。以上をふまえ、4つの課題を整理します。

(1) 保護者（世帯）の家計・収入・就業に関する支援の充実

【現状】

- ・生活困窮の背景を世帯や就労状況からみると、困窮度Ⅰ群において「母子世帯」「非正規就労」の世帯は、家計状況が赤字の割合が高く、「母子世帯」については、約4割が赤字となっています。
- ・困窮度Ⅰ群で「養育費を受けている」と回答した割合は41.3%で平成28年度(2016年度)調査(20.0%)より21.3ポイント増加しています。
- ・貧困状態にある世帯のこどもは、生活必需品以外でこどもが通常持っている物を持っておらず、一般的に経験できる活動を経験できていない状況となっています。

困窮度*別 世帯員の構成



豊中市こども生活に関する実態調査（令和5年度（2023年度））
※前回は平成28年度（2016年度）調査

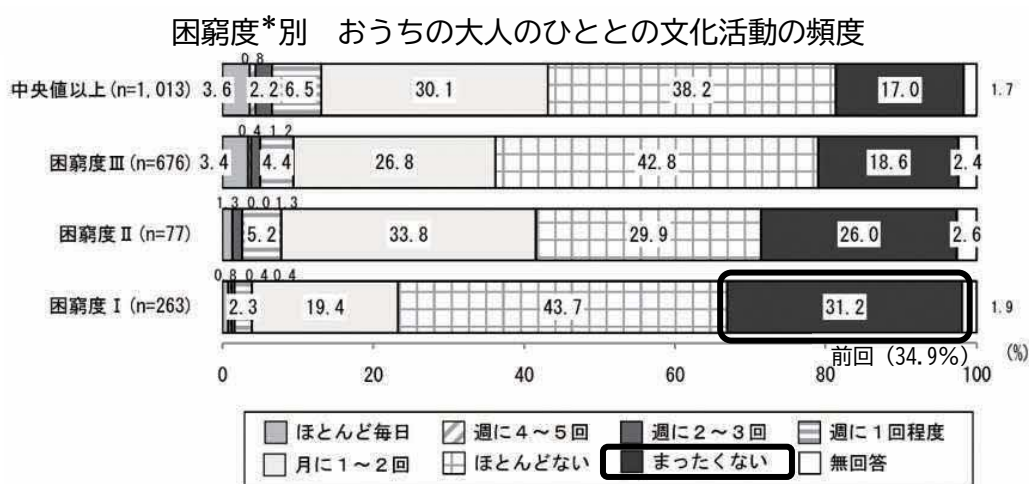
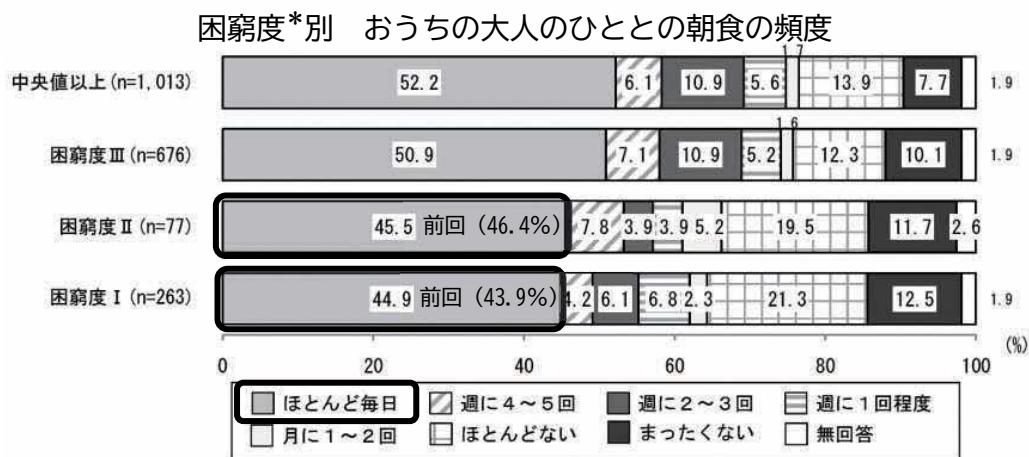
【課題】

前回と比べ、養育費を受けているひとり親世帯は倍増し、困窮度Ⅰの「母子世帯」「非正規就労」が減少し、改善はしていますが、困窮度が低い層と比べて「母子世帯」「非正規就労」が占める割合はまだ高く、引き続き家計・収入・就業に関する支援が必要です。

(2) こどもの生活習慣、家族の関わりに関する支援の充実

【現状】

- ・貧困の状態にある世帯のこどもは、基本的な生活習慣が身についていない割合がやや高くなっています。
- ・朝食の頻度については、困窮度Ⅰ及びⅡは、「毎日またはほとんど毎日」の割合が低く、孤食の割合が高くなっています。
- ・困窮度*が高まるほど、大人（家族）と関わる時間、機会が少なくなっています。
- ・放課後ひとりでいるこどもの割合は困窮状況に関わらず、いずれの層においても2～3割となっており、何らかの悩みを6～7割のこどもが持っています。
- ・自分が世話をしている人がいるとする割合は2割程度あり、困窮度Ⅰ及びⅡは、その割合が高くなっています。食事提供の場や平日の夜・休日の場、学習をみてくれる場を利用している割合は高くなっています。
- ・お世話が占める時間が多いヤングケアラーの可能性が高いこどもは5.8%となっています。



豊中市こども生活に関する実態調査（令和5年度（2023年度））

※前回は平成28年度（2016年度）調査

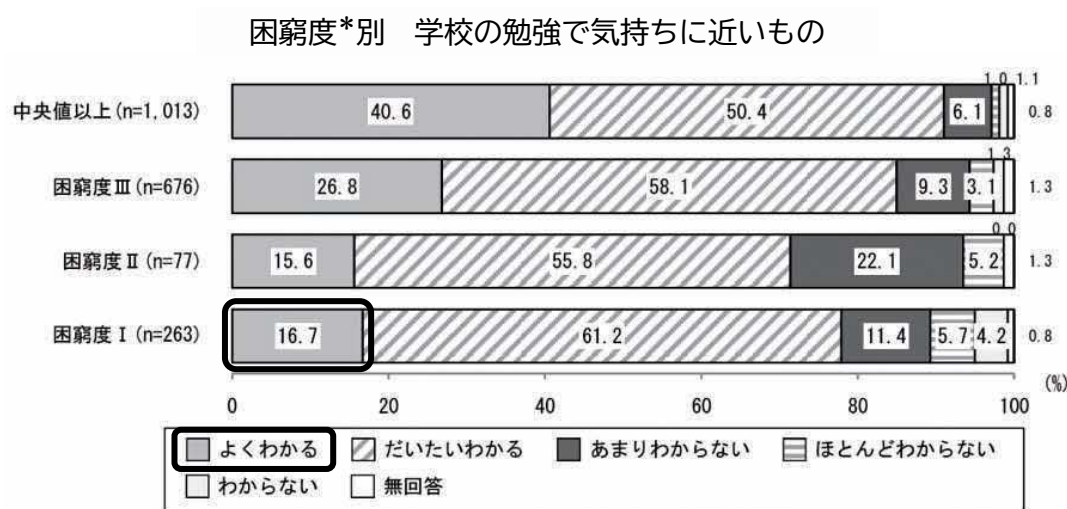
【課題】

前回と比べ、生活習慣が身につけていないこども、放課後ひとりであるこども、なんらかの悩みもつこどもの割合に増減はほとんどありません。また、ヤングケアラーの可能性が高いこどもも含め、これらの割合は低く改善が数値に表れづらいですが、一定数います。これらに注視し、引き続き生活習慣、家族の関わりに関する支援が必要です。

(3) こどもの学習理解度・意欲、自己効力感の醸成

【現状】

- ・ 困窮度Ⅰ群のこどもは、学校以外での勉強を全くしない割合が高く、困窮度Ⅰ群と困窮度Ⅱ群のこどもは学習理解度が低くなっています。
- ・ こどもの自己効力感は、所得に関係なく高くなっていますが、学校の欠席が多いこどもは、自己効力感が低く、希望する進学先は「わからない」、嫌なこと、悩んでいることは「学校や勉強のこと」とする割合が高くなっています。
- ・ 希望する進学先は、困窮度*が高いと「高校」の割合が高く、「大学」の割合は低くなっていますが、平成 28 年度（2016 年度）調査と比較すると減少しています。困窮度Ⅱ群では「考えたことがない」の割合が高くなっています。
- ・ こどもの学習について「おうちの大人に宿題をみてもらうか」は、困窮度Ⅰ群では平成 28 年度（2016 年度）調査と同様に「まったくない」の割合が高くなっています。
- ・ 困窮度*が高まるほど、こどもの将来のために貯蓄をしている世帯の割合は低くなっています。



豊中市こども生活に関する実態調査（令和 5 年度（2023 年度））

【課題】

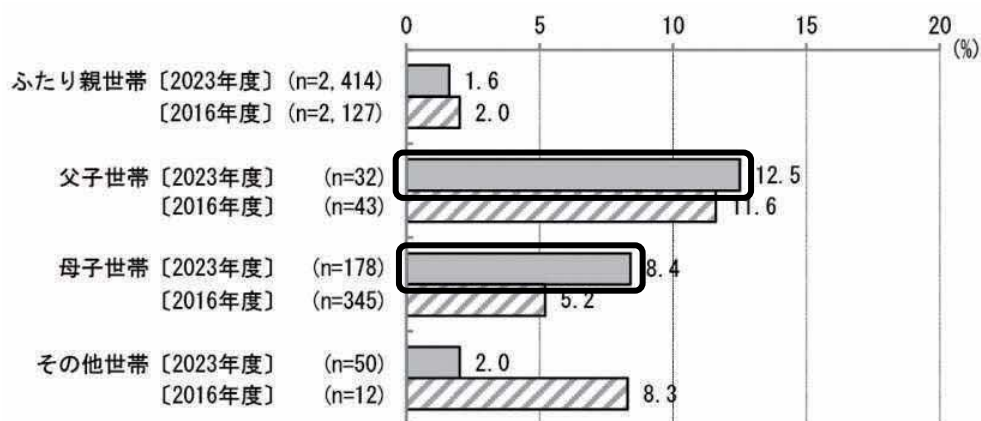
前回と比べると、困窮度*が高いと勉強を全くしないこどもの割合が高いことに変化はありません。進学先としては困窮度*が高いと「大学」希望者は減少し、所得に応じて大学進学を望まなくなっている可能性があります。自己効力感は所得に関わらず高いですが、欠席が多いこどもは進学先を考えていない可能性もあるため、こどもが将来を思い描くための学びや経験を提供していく必要があります。

(4) 保護者への各種支援の活用促進

【現状】

- ・保護者の相談相手は、中央値以上、困窮度Ⅲと比べて困窮度Ⅰ群、困窮度Ⅱ群において、「相談できる相手がない」割合が高く、特に父子世帯（12.5%）が多くなっています。
- ・父子世帯（12.5%）、母子世帯（8.4%）については、「相談できる相手がない」割合が、平成28年度（2016年度）調査（5.2%）からそれぞれ増加しています。
- ・困窮度*が高まるほど、保護者が初めて親となった年齢が低くなっており、平成28年度（2016年度）調査から減少しています。

世帯構成別 保護者の相談相手・相談先がない割合（2016年度調査との比較）



豊中市こども生活に関する実態調査（令和5年度（2023年度））
 前回は平成28年度（2016年度）調査

【課題】

保護者の相談相手について、困窮度*が高いと相談相手がない場合が多く、前回と比べて、ひとり親世帯では相談相手がないとする割合が増加しており、相談できる制度の必要性が増しています。年齢が低い保護者は減少していますが、引き続き支援が必要です。

3 施策の方向性

課題や「こども大綱」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」をふまえ、施策の方向性を整理します。

○こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐ

- ・こどもが生き抜く力を身につけることをめざし、乳幼児期から非認知能力*を伸ばすこと、自らの将来に対し視野を広げることに留意します。
- ・こどもや保護者の自尊感情、自己肯定感を高めることを重視した支援を行います。
- ・ひとり親家庭等に向けた相談、講習会、交流等の実施や、ひとり親家庭等のこどもの生活習慣の習得支援や学習支援等を実施します。

○貧困の状態にある方の妊娠から出産まで、そのこどもが大人になるまでの切れめない支援

- ・様々な場所を活用し、安心安全で気軽に立ち寄ることができる場をつくり、支援が必要なこどもを早期に発見し、適切な支援機関につなげます。
- ・こどもの視点（こどもの最善の利益の視点）にたち、自立するための支援や、選択肢の幅を持った、重層的な取組みを展開します。
- ・官民が連携・協働し、支援を必要とするこどもに寄り添う、地域での見守り体制を強化します。

4 取組みのポイント

施策の方向性をふまえ、効果的に施策に取り組みます。

(1) 保護者（世帯）の家計・収入・就業に関する支援の充実

- ・保護者の正規雇用に向けた就業支援を充実します。
- ・子育て世帯が安心して働くことができる職場の環境整備を促進します。
- ・ひとり親家庭（困窮度*の高い世帯の割合が高い）のニーズに即した施策を充実します。

(2) こどもの生活習慣、家族の関わりへの充実

- ・食事をはじめとした生活習慣の確立や保護者支援を進めます。
- ・こどもが家族以外の様々な大人と接する機会の確保や家庭教育支援を充実します。
- ・ヤングケアラーの早期把握や相談支援を充実します。

(3) こどもの学習理解度・意欲、自己効力感の醸成

- ・こどもが安心して学習や進学希望を持つことができるような教育環境の整備を進めます。
- ・経験・機会の確保やライフデザイン支援により自己効力感を醸成します。

(4) 保護者への相談支援の強化

- ・母子父子福祉センターとの連携による各種相談支援とサービスの周知を進めます。
- ・複合化・複雑化した相談には、はぐくみセンターや多機関連携会議により対応します。
- ・若年妊婦・保護者に対する早期からの伴走型支援を充実します。
- ・支援が必要な世帯に制度やサービスにつなげる仕組みを整備します。

5 具体的な取組み

取組みのポイントをふまえ、本計画の重点施策と連動し効果的に施策を推進します。

(1) 妊娠から出産まで、こどもが大人になるまでの切れめない相談支援体制の構築

参照 第4章「1 重点施策」重点施策1

- ・はぐくみセンター（こども家庭センター）と児童相談所を中心とした包括支援体制、こども園等やこどもの居場所における相談支援体制を構築し、取組みを強化します。
- ・はぐくみセンターと児童相談所の緊密な連携、公立こども園及び民間保育施設と地域子育て支援センターの連携、こどもの支援型の居場所の拡充・ネットワーク化によって、継続的・専門的な支援体制を構築し、支援が届かない（届きにくい）こども（家庭）を早期に発見し、妊娠から出産まで、こどもが大人になるまでの切れめない支援に確実につなぎます。
- ・連携、ネットワーク化によって、支援方針の共有や適切な役割分担の明確化、支援が困難な事例や成功事例の蓄積など、相談支援体制の拡充を継続していきます。

(2) こどもの貧困の解決をみんなで考える仕組みづくり

参照 第4章「1 重点施策」重点施策2

- ・保護者の負担軽減・安心感向上の仕組みづくり、いろいろな人・組織が子育てに関わる仕組みづくりの中で、こどもの貧困を解決するために同じ目標をもって取り組むための仕組みを検討します。
- ・こどもの貧困課題が自己責任論やスティグマ（否定的な決めつけをされ、不当な扱いを受けること）で終わらないよう、社会で支えていく必要があるという理解を浸透させるため、地域社会に対し広くこどもの貧困課題に関する発信を行います。

(3) 現在の貧困を解消し将来の貧困を防ぐためのこども自身による多様な参画

参照 第4章「1 重点施策」重点施策3

- ・こどもの思いを受け止める場の充実を図る中で、安心・安全で気軽に立ち寄ることができる場をつくり、支援が必要なこども、ヤングケアラーなどを早期に発見し、適切な支援機関につなげます。
- ・居場所の充実を図り、こどもの生活習慣・家族の関わりへの支援、学習支援や体験機会提供の充実に取り組めます。

- ・ こどもの自尊感情、自己肯定感を高めること、こどもが生き抜く力を身につけること、自らの将来に対し視野を広げることができることをめざし、こどもの社会参画・意見表明の仕組みづくり、こどもの自己実現支援を行います。
- ・ 大人がこどもの思いを聴けるような社会づくりの中で、支援者の育成・確保、地域資源のコーディネートなどに取り組み、地域での見守り体制を強化します。

(4) ひとり親家庭への支援の充実

参照 第7章「ひとり親家庭への支援の充実」

- ・ 困窮度*の高い世帯の割合が高いひとり親家庭への支援については、ひとり親家庭等自立促進計画の中でこどもの貧困課題の視点もふまえて施策展開します。

(5) 総合的かつ重層的な施策展開

参照 資料編「事業一覧」

- ・ 国・府の動向を注視し、こどもの貧困に関する本市の実態の調査・研究を行います。
- ・ 市職員はもとより、高等学校や支援学校、児童養護施設なども含めた関係機関との情報共有を図ります。若者支援や就労支援などの関係機関とも定期的な情報共有に努め、つながりある支援を行います。
- ・ 国、府、市の役割を明確にし、連携を深め、協働して解決に向けて取り組みます。

以上の施策は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に則し、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者の就労支援」、「経済的支援」の各事業により展開し、管理していきます。

教育の支援 学習支援・就学援助・不登校支援等

生活の支援 暮らし再建パーソナルサポート事業・ひとり親家庭等日常生活支援事業等

保護者の就労支援 地域就労支援事業・ひとり親家庭自立支援給付金等

経済的支援 児童扶養手当・医療費助成等

6 推進にあたって

こどもの未来応援施策を総合的に推進するにあたり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するための参考指標を設定します。また、こどもの貧困に関する状況をより適切に把握できるようにするため、国や大阪府の動きと連携し、必要に応じてこどもの貧困課題解消に向けた調査や、指標・目標値設定等の見直しを検討します。

なお、指標を3種類に分類し、成果指標（アウトカム）と、活動指標（アウトプット）と、こどもの状況を把握する指標とします。こどもの状況を把握する指標の中で、大阪府や全国の数値があるものについては、それらと照らし合わせながら状況を把握します。

※成果指標・活動指標については、子育て・子育て支援行動計画で設定する評価指標にも関連することから、第11章「計画の推進に向けて」に掲載しています。

こどもの状況を把握するための参考指標

指 標	実績値		
	豊中市	参考	
		大阪府	全国
教育の支援			
生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率 (各年4月1日現在)	98.3% (令和5年度)	94.5% (令和5年度) ※全児童 99.1%	92.2% (令和5年度) ※全児童 98.7%
生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率 (各年4月1日現在)	5.7% (令和5年度)	3.1% (令和5年度)	3.7% (令和5年度)
生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率 (各年4月1日現在)	54.7% (令和5年度)	50.0% (令和5年度)	42.9% (令和5年度)
経済的支援			
ひとり親家庭のうち養育費について取り決めをしている割合	57.1% (令和5年度)	—	母子家庭 46.7% 父子世帯 28.3% (令和3年度)
養育費受領率	32.5% (令和5年度)	—	母子家庭 28.1% 父子世帯 8.7% (令和3年度)

第 9 章

若者自立支援計画

若者自立支援計画とは子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画として、国の子ども大綱及び大阪府子ども総合計画を勘案し策定するものです。

国においては、令和 5 年（2023 年）12 月に子供・若者育成支援推進大綱が子ども大綱に一元化され、これまで以上に総合的かつ一体的に子ども・若者施策が推進されることになりました。本市においても、令和 8 年（2026 年）に予定していた豊中市若者自立支援計画の改定を 1 年前倒しし、第 2 期計画を第 3 期子どもすこやか育みプランと一体的に策定することとしました。

若者自立支援計画

若者※からの相談は、不登校、進路、人間関係、精神的不安、就職活動、職場定着、ひきこもり、生活困窮、多重債務、家族問題（若者ケアラーや社会的養護経験者等を含む）、希死念慮、犯罪被害等多岐にわたります。また、一人の若者が多様で複合的な課題を有していることも多く、学校、児童福祉、医療、保健、介護、障害、生活困窮者支援、就労支援、消費生活相談など様々な分野の専門機関が連携するとともに、地域の協力も得ながら多機関・多職種による包括的な支援を実施する体制の構築が必要です。また、支援が長期にわたることも多く、社会的自立に向けた段階的な支援を実施するために、一貫した支援を継続的に実施できる仕組みが重要となります。

※ 若者は、おおむね中学生年代から 40 歳未満とします。

現状と課題について

コロナ禍前後で比較すると中学生や高校生の不登校生徒が増加しています。本市における中学生の不登校は令和元年（2019 年）から毎年増加しています。府立高校（全日制・定時制）の不登校生徒は令和 5 年度（2023 年度）に前年度から急増（2,072 人増）し 6,452 人となっており、不登校生徒数の千人率でみると 40.8 人で全国平均の 22.9 人を大きく上回っています。

また、大阪府の令和 4 年度（2022 年度）の高等学校の中退率は 1.6%と全国平均の 1.4%を上回っています。

市立中学校及び府立高等学校における不登校生徒数の推移

	令和 29 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
中学（市）	294 人	538 人	597 人
高校（府）	5,973 人	4,380 人	6,452 人

内閣府の「令和 4 年度こども・若者の意識と生活に関する調査」では、15 歳～39 歳の広義のひきこもり群に該当する若者が、現在の状況になった最も大きな理由として「学校になじめなかった」「小学校～大学時代の不登校」「受験に失敗した」と回答した割合が 20.2%となっています。また、現在の状況になってからの期間が 5 年以上の人は 17.6%となっています。

不登校等をきっかけにひきこもり状態になる可能性が一定割合あり、一度ひきこもり状態になると長期化する恐れがあり、高校での不登校や中途退学後に社会的漂流※しないよう相談支援につながる仕組みづくりや、復学や再入学、就労に向けて若者が力を蓄える事ができる居場所、相談支援機能の強化が必要です。

※ 社会的漂流とは、地域や社会との関係が絶たれることです。

令和2年（2020年）国勢調査における15歳～39歳迄の本市の若年無業者数は1,542人です。割合は1.5%で全国平均の2.7%よりも低くなっています。なお、全国では上昇傾向ですが、本市では若干減少しています。

15歳から39歳までの若年無業者数の推移

（万人、％）

全国		平成22年	平成27年	令和2年
人 数	15～19歳	9	8	19
	20～24歳	15	14	18
	25～29歳	17	17	14
	30～34歳	17	17	18
	35～39歳	21	19	18
15～39歳人口に占める割合		2.1	2.2	2.7

資料：内閣府「子供・若者白書」

（人、％）

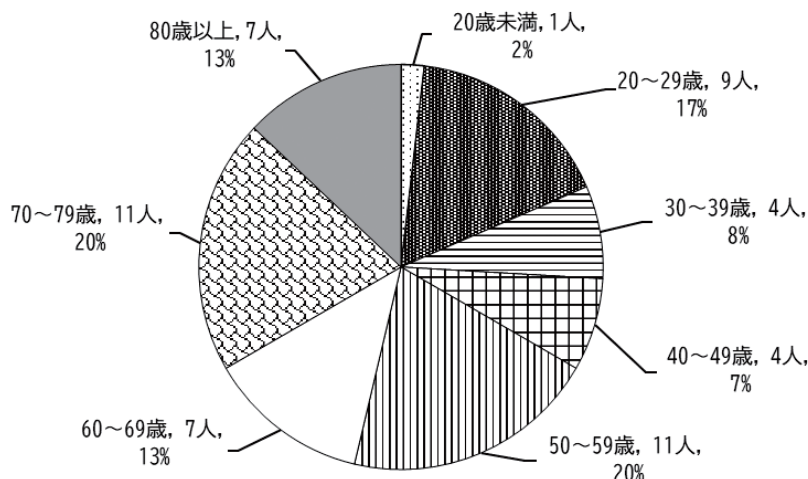
豊中市		平成22年	平成27年	令和2年
人 数	15～19歳	234	270	266
	20～24歳	250	329	395
	25～29歳	265	301	278
	30～34歳	299	376	275
	35～39歳	420	439	328
15～39歳人口に占める割合		1.3	1.6	1.5

資料：国勢調査

ひきこもり状態や無業状態の若者が、日常生活自立、社会生活自立、就労自立に結びつくよう個々の状況に応じた段階的な支援を、さらに充実させる必要があります。

市内の自殺者のうち、39歳以下が占める割合は約25.9%で、14人となっています。全国における自殺原因・動機では、19歳未満は「学校問題」が多く、20～29歳は、他世代では少ない「交際問題」が多くなっています。

市内年齢別自殺者数（令和5年度（2023年度））



資料：警察庁 統計データ（発見日・住所地）

全国における年齢階級別自殺原因・動機（令和5年度（2023年度））

（件）

年齢階級別 原因・動機	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上 及び不詳
家庭問題	155 (15.8%)	358 (11.2%)	574 (16.7%)	891 (18.4%)	1,000 (17.7%)	1,730 (16.9%)
健康問題	263 (26.8%)	1,005 (31.6%)	1,130 (33.0%)	1,682 (34.7%)	2,179 (38.5%)	6,144 (60.0%)
経済・生活問題	32 (3.3%)	531 (16.7%)	771 (22.5%)	1,122 (23.1%)	1,338 (23.7%)	1,387 (13.5%)
勤務問題	29 (3.0%)	491 (15.4%)	547 (16.0%)	765 (15.8%)	735 (13.0%)	308 (3.0%)
交際問題	70 (7.1%)	358 (11.2%)	178 (5.5%)	133 (2.7%)	82 (1.4%)	47 (0.5%)
学校問題	326 (33.2%)	195 (6.1%)	3 (0.1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
その他	106 (10.8%)	246 (7.7%)	216 (6.3%)	256 (5.3%)	322 (5.7%)	630 (6.1%)
合 計	981	3,184	3,428	4,849	5,656	1,0246

※自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。

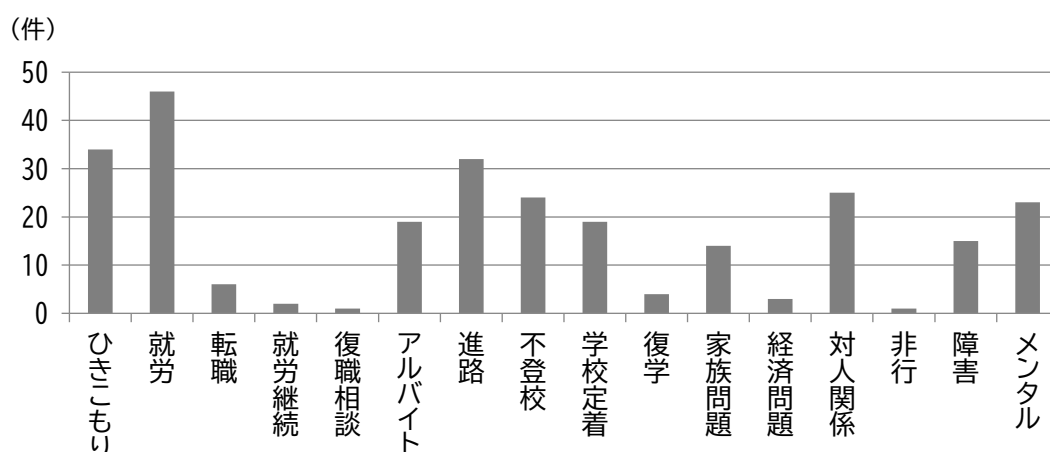
※自殺の原因・動機は、遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に加え、家族等の証言から考えうる場合も含め、自殺者一人につき4つまで計上可能である。このため、原因・動機特定者数と原因・動機の件数の和は一致するとは限らない。

資料：厚生労働省 令和5年度（2023年度）中における自殺の状況より事務局作成

若者支援総合相談窓口には、複合的な課題を有する相談が増加しており、課題解決には多機関連携が必要です。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規相談（実人数）	122 件	112 件	123 件	102 件	124 件
相談対応件数（延べ人数）	698 件	629 件	589 件	719 件	725 件

相談内容（令和5年度（2023年度））



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
他機関・支援ネットワークとの連携数 （延べ連携機関数）	39 ケース （63 機関）	39 ケース （49 機関）	47 ケース （52 機関）	48 ケース （72 機関）	64 ケース （100機関）

相談者個々により課題の内容、程度、量、本人を取り巻く環境が異なることから、オーダーメイドの個別支援メニューを策定し、多機関連携による支援の充実が必要です。また、支援内容を検証し支援の質を高める取り組みが必要です。

令和5年度（2023年度）に実施した「子育て・子育て支援に関するアンケート」では、若者支援総合相談窓口の認知度は24%（前回14.5%）でした。また、「どんな人が話を聞いてくれるかわからない」「相談しても解決できないと思う」「相談しても、わかってもらえるか不安」という意見があります。

相談窓口での支援内容についてさらなる周知が必要です。

現状と課題をふまえ、豊中市では、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する若者の社会的自立を支援するため、めざすべき姿を次のとおり定めます。

めざす姿

社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する若者が、個々の状況に応じた適切な支援を受けることができるとともに、安心して過ごすことができ、将来の夢を描くことができる取組みがある

また、めざすべき姿を達成するために、次の3つの取組みを実施します。

- 1 若者支援に係る相談・支援機能の充実
- 2 支援ネットワークの強化
- 3 居場所など社会的自立※に向けた取組みの強化

※ 社会的自立とは、就学や就労、社会的活動に参加できるようになることを支援の最終的な目標として記載していますが、支援の現場においては、「外出できるようになること」「医療機関とつながること」「支援機関とつながること」など、相談者個々の状況をふまえた目標を設定し、支援を行うこととします。

1 若者支援に係る相談・支援機能の充実

多様で複合的な課題を有する若者や家族からの相談に対応するため、問題の全体像を把握し、包括的かつ段階的な支援のプログラムを組み立てるとともに、支援経過を見守るため、若者支援総合相談窓口を設置しています。また、若者支援総合相談窓口受託団体を豊中市子ども・若者支援協議会の指定支援機関とし、支援プログラムの策定から支援経過のモニタリングを実施するなど支援全般についてコーディネート機能を付加します。

○若者支援総合相談窓口機能の充実

- ・若者や家族からの相談を対面や電話などで受け、継続相談においては、メール相談を実施しています。相談者の状況によっては、相談が途切れないようにするため、本人が希望する手法（LINEやZOOM）での相談を実施します。

- ・窓口への来談が困難なケースでの家庭訪問、登校や通院への同行支援を実施するとともに、相談者の状況をふまえ、自己理解、他者理解、対人関係構築などの社会的スキルの育成や集団内での安心感や自己肯定感を醸成するためのプログラムを実施します。また、集団参加への心理的距離が遠い相談者に対しては、個別プログラムを実施し、多様な学びや体験の機会を提供し若者の社会的自立につなげます。
- ・日々の日常的な関わりの中で支援が実施できる若者の居場所を設置し、若者支援総合相談窓口の専門的な支援と併用することで、支援の質の充実に取り組みます。

○若者支援総合相談窓口の支援の質の向上

- ・定期的に外部専門家の助言・指導を受ける検証会議を実施し、相談支援手法のスキルアップを図ります。
- ・相談者の困りごとの解消につながった段階的な状況改善等の内容を成果として設定し、一定期間ごとにその兆しとなる変化（成果指標）の有無を確認し見える化（数値化）することで改善状況の確認を行います。また、その成果につながった支援内容を確認することで、効果的な援助要素を明確化し、支援の質の改善に取り組みます。
- ・若者相談においては、カウンセリングなどの専門相談だけではなく、他制度の活用や多機関との連携が必要であり、ケースワーク力やソーシャルワーク力が必要となることから、国の研修会などを活用し、相談員の質の向上に取り組みます。

○若者支援総合相談窓口の周知強化

- ・支援が必要な若者が、高校での不登校や中途退学後に社会的漂流しないように若者支援総合相談窓口の周知強化に取り組みます。
- ・中学校 3 年生全員へのチラシ配布に加え、高校生年代に対する周知方法の検討を行います。
- ・ホームページの内容見直しのほか、チラシやホームページ以外の効果的な周知方法を検討し、実施します。

2 支援ネットワークの強化

社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する若者の相談主訴は多岐にわたり、多様で複合的な課題を有することから、学校、児童福祉、医療、保健、介護、障害、人権、就労等の相談支援窓口が連携することで、どの窓口にも最初の相談がきても適切な支援を提供できるよう包括的な支援体制の強化に取り組みます。

あわせて、義務教育から高等学校、学生から社会人へのスムーズな移行を支援するため、中学校の卒業や高等学校の中途退学、年齢（18 歳）による制度の切れめ等で相談者への支援が途切れないよう取り組みます。

○豊中市子ども・若者支援協議会のネットワークを活用した多機関・多職種による包括的な支援体制の充実

- ・多様で複合的な課題を有する若者への支援においては、様々な支援機関との連携や、長期にわたる支援を効果的に実施する体制の構築が必要であることから、豊中市子ども・若者支援協議会のネットワークを活用した多機関・多職種による包括的な支援体制の充実に取り組みます。
- ・非行や依存状態となった場合、犯罪被害等を受けた場合には、適切な支援を受けることができるよう非行、依存状態、薬物乱用、DV、自殺予防、消費生活等の専門的な支援ネットワークとの連携強化に取り組みます。
- ・連携する関係機関が、若者支援の必要性、若者が有する生きづらさや必要な支援についての理解を促進するため、豊中市子ども・若者支援協議会内で定期的に研修会を実施します。

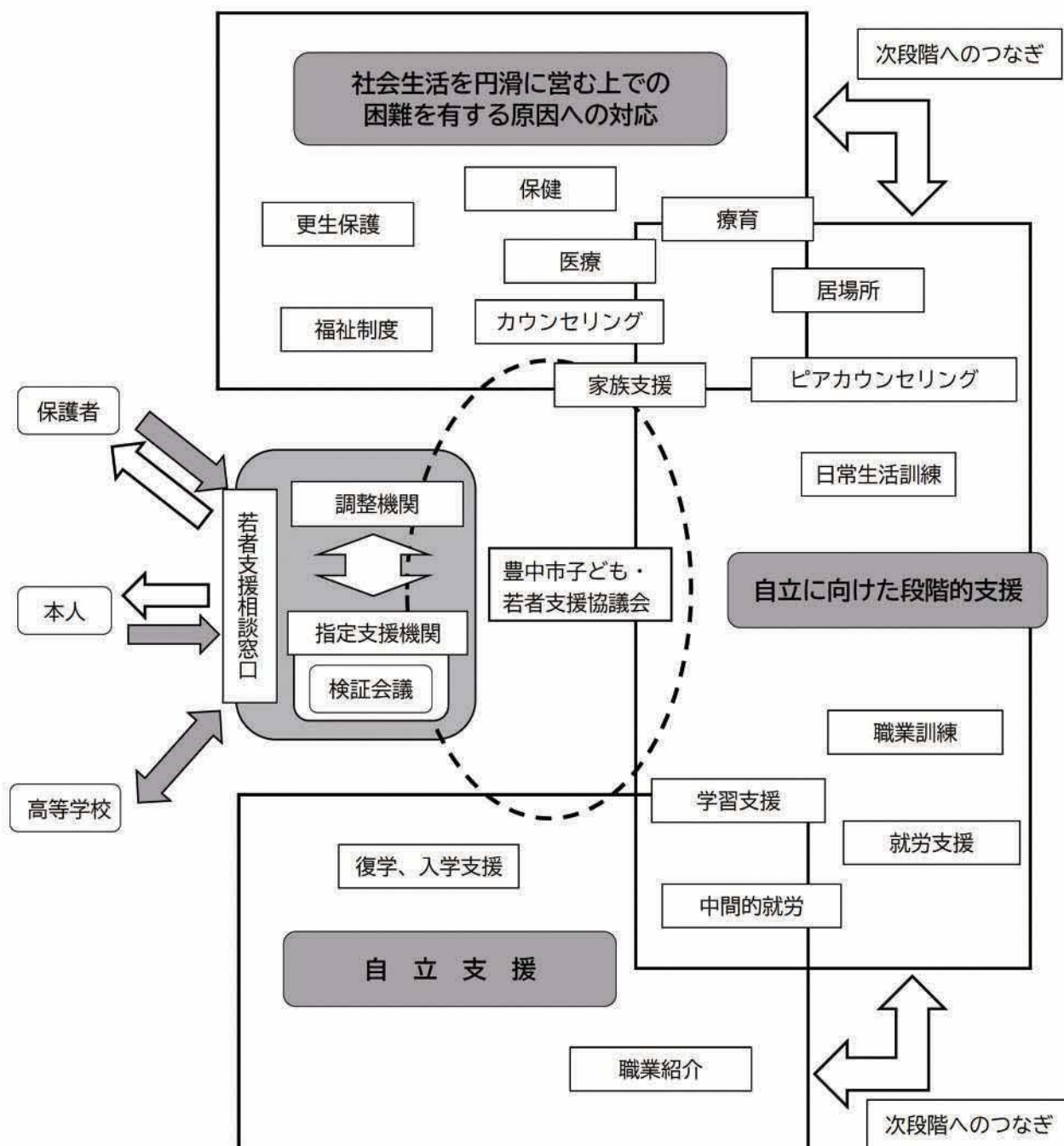
○分野を超えた複雑・複合した課題のあるケースへの対応の強化

- ・若者本人だけではなく、世帯全体が複雑化・複合化した課題を有しているケースでは関係機関との連携が不可欠です。支援にあたっては、各機関が保有する個人情報の共有が必要となります。本人同意がない場合であっても情報の共有が不可欠な場合には、多機関連携会議または生活困窮者自立支援法に基づく支援会議を活用し、他支援機関と連携した支援が実施できるよう取り組みます。

○支援が必要な若者が、高校での不登校や中途退学後に社会的漂流しない仕組みづくり

- ・府教育委員会や高等学校に対して、本市の若者支援の取組み及び市若者支援総合相談窓口の周知を行います。
- ・若者支援総合相談窓口と児童福祉部局及び市教育委員会の3者で、学校の卒業や年齢による制度の切れめにより支援が途切れないよう、翌年度以降の支援のあり方についての協議を行います。また、中学校や社会福祉協議会等との連携にも取り組みます。

<包括的な支援体制のイメージ>



3 居場所など社会的自立に向けた取組みの強化

進路未定のまま中学校を卒業した若者や高等学校の中途退学者、不登校やひきこもりを経験した若者の中には、人との交流や社会体験の不足から職業的自立が困難になる場合もあります。から、再度の進路選択や、基礎学力の習得ができる機会の提供に向けて取り組む必要があります。また、若年無業者、非正規雇用の若者、ひきこもり状態の若者については、生活習慣の改善、市の行事や地域活動等への社会参加、コミュニケーション能力の育成、集団生活訓練、就労支援、職業紹介等、個々の状況に応じた段階的な支援により自己肯定感や規範意識を育成するとともに、地域や民間団体の協力を得ながら、再チャレンジの機会創出に取り組めます。

○日常的な関わりの中で支援が実施できる拠点の充実

- ・高校生世代の若者が、不登校や高校中退などに起因したひきこもり状態になることを防止するため、居場所「できるカンパニー」を設置しました。「できるカンパニー」では、安心できる居場所に加え、学びや体験のプログラムを通じて、力を蓄え、復学や進学、就労等次のステップに向けた支援を行います。
- ・また、若者支援総合相談窓口と連携し、必要に応じて専門的な支援を実施することで支援の質を高めるとともに、プログラム内容については、PDCAサイクルに基づき、振り返りと効果検証を行い、実施内容の充実に取り組めます。
- ・不登校やひきこもり状態の若者支援においては、保護者が重要な役割を担う場合が多いことから、保護者向けの勉強会や保護者同士が交流できる機会を提供します。

○ひきこもり状態に関する相談支援機能の強化

- ・ひきこもり状態に関連する相談窓口の周知強化に取り組めます。
- ・若者支援総合相談窓口にて、ひきこもりの相談を受けた場合には、外部有識者を交えたケース検討会議や、障害福祉課や保健所との定期的な会議などを通じて、専門的な知見から見立てを行い、当事者だけではなく家族へのアプローチを行いながら支援を実施します。また、若者支援総合相談窓口の支援プログラムの一つとして、相談者の状況に応じて、個別または集団プログラムを提供し、外出意欲の定着、自己理解、集団への参加、他者理解、社会的スキルの醸成をめざしたプログラムを提供します。
- ・障害福祉課、保健所、こども未来部各課、くらし支援課、社会福祉協議会、児童相談所、地域の支援団体等と連携し多様な相談支援メニューの提供に取り組めます。

○若者を対象とした就労支援機能等の強化

- ・不登校や中途退学、ひきこもり経験等があり就業経験がないまたは少ない、離転職を繰り返すなど再チャレンジしたい若者への就労支援にあたっては、本人の意思を尊重しながら、今後のキャリア形成について共に考え、生活習慣の改善、コミュニケーション能力

- ・の育成、集団訓練を実施するとともに、就職活動支援講座やマッチングイベント等の就労支援施策、職業紹介等個々の状況に応じた多様な支援メニューの提供に取り組めます。
- ・市役所での仕事を臨時会計年度任用職員として体験することで、職業観の育成を図りながら、キャリア形成支援に取り組めます。
- ・若者を対象とした就労支援にあたっては、とよの地域若者サポートステーションや池田公共職業安定所、大阪府等とも連携し取り組めます。
- ・若者が、働く者の権利や働くうえで必要となる基礎知識等に関する情報を提供します。

○青少年交流文化館いぶきでの切れめのない支援の実施

- ・従来のいぶきの資源を生かしながら、青少年健全育成事業と不登校支援事業を連携強化し、義務教育修了後も若者相談や就労支援など適切な支援を切れめなく受けることができるよう、引き続きいぶき内に相談窓口を設置します。
- ・創造活動との交流・連携プログラムにこれまで関わっていない団体へ働きかけ、協力を得ることで、各団体の強みを生かしたプログラムの充実を図ります。

○様々な課題のある若者が支援を受けられることができる機関・拠点との連携

- ・令和3年（2021年）2月に実施しました「居場所フェスタ 2020 in とよなか」で、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する若者の居場所に関する意見として「居場所は緊急事態だからやる、やらないではなく常にあること、淡々と続いていることが大事」「居場所の活用、関わり方は当事者自身が決める。決められる社会であることが大事」「実際に集まることが重要」等がありました。
- ・不登校・ひきこもりだけでなく、障害や女性、外国ルーツなどで生きづらさを有する若者たちが安心して過ごすとともに、社会的自立に向けた取組みを進めることができる様々な居場所との連携を進めます。

第 10 章

社会的養育推進計画

社会的養育推進計画とは改正児童福祉法の理念や「新しい社会的養育ビジョン」で示された考え方に沿い、こどもの最善の利益の実現に向けた社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を示すものです。

社会的養育推進計画

児童相談所設置市となる本市では、こどもの権利擁護に関する環境をはじめ、体制整備に向けた考え方や目標、取組み内容を具体的に示し、こどもが安心して成長することができる養育支援体制の構築をめざします。

めざす姿

社会的養護を要するこどもも、人権が第一に尊重され、地域全体で守られ、安心して暮らし続けることができる

1 豊中市における社会的養育体制整備の基本的考え方及び全体像

(1) 社会的養育推進計画策定の背景・計画の趣旨

都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市においては、改正児童福祉法の理念や「新しい社会的養育ビジョン」で示された考え方に沿い、こどもの最善の利益の実現に向けた社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を「社会的養育推進計画」として策定することとされており、大阪府では「第三次大阪府社会的養育体制整備計画（令和2年（2020年）3月策定、計画期間：令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）まで）」を策定し、これに基づき取組みが進められてきました。

本市は、令和7年度（2025年度）に児童相談所を開設することから、所管する市内の社会的養育の体制整備（家庭への養育支援から代替養育まで）を本市が推進していくこととなります。これらの取組みを着実に推進していくためには、こどもの権利擁護に関する環境をはじめ、体制整備に向けた考え方や目標、取組み内容を具体的に示す必要があります。

以上のことから、豊中市のこどもが豊中市で安心して成長することができる養育支援体制の構築をめざし、社会的養育推進計画を策定します。

(2) 社会的養育推進計画策定のポイント

社会的養育推進計画の策定にあたっては、次のような養育支援体制の構築をめざすものとしていきます。

① こどもが安心して暮らし続けられる支援体制

【家庭養育優先原則とパーマネンシー保障*理念の徹底】

親子分離に至らないよう虐待等予防のための子育て世帯への支援を強化するとともに、親子分離せざるを得ない場合にも養子縁組の促進や里親による支援を優先することで、家庭的な養育支援に努めながら親子再統合に向けた取組みを促進していきます。

② こどもの人権が第一に尊重される支援体制

【こどもの最善の利益の実現】

こどもがあらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることを大切にするとともに、支援にあたってはこどもの最善の利益の実現を第一にめざしながらこどもの意見聴取を行い、こどもが自らの意思表示が困難な場合は的確に代弁できるよう権利擁護機能を整備していきます。

③ こどもが地域全体で守られる支援体制

【切れ目のない市域全体での支援】

妊娠期からこどもの成人自立に至るまで、児童相談所及びはぐくみセンターによる切れ目のない支援を進めるとともに、こどもや子育て世帯に関わる本市の関係部局はもちろん各種民間機関やこども食堂等、市内各地域でこどもたちを支援している各種団体等とともに、こどもたちの暮らしを守っていきます。

2 当事者であるこどもの権利擁護の取組み (意見聴取・意見表明等支援等)

(1) 基本的考え方

令和4年度(2022年度)児童福祉法の改正により、一時保護及び里親委託、施設入所、在宅指導の措置の決定時等におけるこどもの意見聴取等措置が義務化され、児童相談所設置市等は意見表明支援事業の実施等、こどもの権利擁護に係る環境整備を行うものとなっています。

(2) 現状と方針

これまで大阪府では、施設・里親等で暮らすこどもたちのために「子どもの権利ノート」を作成・配布するとともに、虐待行為や児童間のトラブルに対し再発防止に向けた取組みを検討する専門部会を設置するなど、問題事例の解決に取り組んできました。

本市においても、これらの取組みを継承するとともに、今般国において示された「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」等をふまえ、豊中市版「こどもの権利ノート」の作成や、一時保護施設や児童養護施設、里親家庭等における第三者によるこどもの意見表明支援の仕組みづくりなど、こども自身が自らの権利を知ることができるよう支援します。また、児童相談所職員をはじめ、こどもに関わる大人がこどもの権利について学ぶことが重要であり、職員研修などこどもの権利擁護にかかる取組みを推進していきます。

(3) 今後の取組み

- ① 「子ども健やか育み条例」のリーフレットを毎年小学4年生に配布し、こどもの権利を周知するとともに、相談窓口やこども食堂、学習支援の場等、こどもたちが利用できる情報を提供します。
- ② 一時保護や施設入所等またはその解除や退所等、支援の区切りにおいては、こどもの特性に応じて工夫して説明するなど、こどもが理解しやすいよう配慮するとともに、丁寧にこどもの意見聴取を行います。
- ③ 国の「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」をふまえ、意見表明支援事業の実施など児童相談所の支援に対するこどもの意見表明支援のための仕組みをつくりまします。
- ④ 児童福祉審議会にこどもの権利擁護推進のための専門部会を設置し、こどもに対する権利侵害事案が生じた場合に検証等を行う仕組みをつくりまします。
- ⑤ 豊中市版「こどもの権利ノート」を作成する等、一時保護及び施設入所や里親委託中のこどもたちが相談しやすい仕組みをつくりまします。
- ⑥ こどもの権利や権利擁護の方法に関し、こどもたち自身が学ぶことのできる学習機会を提供します。
- ⑦ こどもの権利について、研修等の実施により、児童相談所や一時保護施設の職員、入所施設職員、里親等及び市民への啓発を行います。
- ⑧ 社会的養育施策の検討及び見直しの際に、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む）に参画を求めるとともに、施設入所や里親委託中のこどもたちへのヒアリングやアンケート等こどもの意見を反映します。

3 本市におけるこども家庭支援体制の構築

(1) 基本的考え方

令和4年度(2022年度)改正児童福祉法では、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを包括的に支援することも家庭センターの設置が市区町村の努力義務とされ、これまで実施されてきた子育て支援事業に加え、新たに創設された子育て世帯訪問支援事業等の必要な支援を提供することによって、虐待等に至る前の予防的支援や対応を効果的に実施していくことが求められています。

(2) 現状と方針

本市は、全国に先駆け令和5年度(2023年度)に「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」を一体化した「はぐくみセンター」(法律上のこども家庭センター)を設置し、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもへの包括的な相談支援を行っています。

このはぐくみセンターが主体となり、こどもが所属する学校やこども園など就学前施設、地域の各種団体、事業者等と連携しながら、子育て短期支援事業(ショートステイ:市内1か所、市外5か所の児童養護施設及び乳児院に委託)等こどもに関わる様々な分野で支援施策を展開してきました。

令和7年度(2025年度)に、市が児童相談所を開設するにあたり、虐待の予防的支援から親子関係再構築、その後の支援まで切れめない支援ができるはぐくみセンターと児童相談所の包括的支援体制を構築します。また、学校やこども園などの就学前施設、警察、医療機関、福祉事務所等、こどもに関わる各関係機関とも連携し、市域全体でのこどもを支援する体制を構築します。

(3) 今後の取組み

【はぐくみセンターと児童相談所との一体的対応】

- ① 児童相談所開設に伴い、はぐくみセンターとの切れめのない包括的支援体制を構築します。
- ② はぐくみセンターや児童相談所職員の安定的な人材確保を図るとともに、各職種向けの研修を実施するなど人材育成の仕組みを構築します。
- ③ 要保護児童対策地域協議会を積極的に活用することにより、就学前施設や学校、警察、医療機関、福祉事務所等をはじめ、こどもと子育て支援に係る市内関係機関との連携を強化します。
- ④ こどもに対しより適切な支援を行うために、学校、教育委員会との連携強化の仕組みを検討します。
- ⑤ 豊中市社会福祉協議会や民生委員・児童委員*等のもとより、こども食堂や学習

支援の場等地域の中で支えあい、こどもの居場所を確保するために活動されている地域の多様な主体間のつながりを促進します。

- ⑥ ヤングケアラーを早期に支援につなぐためにも、生活保護や介護、医療、教育等関係機関との連携を十分に行います。

【家庭支援事業の整備】

- ⑦ こども総合相談窓口やとよなかつ子ダイヤル、とよなかつ子ラインなど、夜間・休日を含め、こどもがさらに相談しやすい仕組みを検討します。
- ⑧ 乳児院や養育里親の確保等によりショートステイ枠を拡充し、必要とする家庭をより支援につなげます。
- ⑨ DV被害や生活困窮等の課題を抱えた母子を支援するため、母子生活支援施設との連携を図ります。

【児童家庭支援センターの設置促進】

- ⑩ 子育てに関する悩みについて、必要な助言や援助を包括的に行い、はぐくみセンターや児童相談所と連携・協働し在宅支援に取り組む児童家庭支援センターの設置を検討します。

4 支援を必要とする妊産婦等への取組み

(1) 基本的考え方

令和4年度(2022年度)改正児童福祉法において、生活に困難を抱える特定妊婦等に対し、一時的な住まいや食事の提供等を行う妊産婦等生活援助事業が法律上位置づけられるなど、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦や産後における母子等に対する支援のための体制の構築が求められています。

(2) 現状と方針

本市では、令和5年度(2023年度)よりこども家庭センターであるはぐくみセンターを設置し、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもへの包括的な支援を行っており、児童福祉と母子保健部門が連携したサポートプランの作成や関係機関との情報共有・調整などに取り組むとともに、地域における子育て支援の資源の把握・開拓などを進めてきました。

今後は、開設した児童相談所や乳児院とも連携することで、さらに乳幼児の安全確保のために迅速に対応できる体制を整えるとともに、女性相談機関や母子生活支援施設等と連携を図り、不安や課題を抱える特定妊婦等及び乳児家庭に対する支援の拡充をめざします。

(3) 今後の取組み

- ① 支援を要する特定妊婦等への生活支援を行うため、妊産婦等生活援助事業などの制度につなぎます。
- ② 関係機関及び市民に対し里親制度等を周知します。
- ③ 児童相談所職員等に特定妊婦等への支援について研修を行うとともに、母子保健部門と児童相談所が連携し、特定妊婦等に関する情報の適切な共有を図ります。
- ④ 妊娠届出時の医療職による全数面接や乳児家庭への全戸訪問事業を継続し、課題を抱える家庭を早期に発見しニーズに応じた支援につなぎます。
- ⑤ 乳児院や母子生活支援施設による妊産婦に対する養育相談・生活支援を継続するとともに、保護を要する乳児の受入枠を確保します。

5 本市における代替養育を必要とするこどもの数の見込み

本市の代替養育を必要とするこどもの数について、「こどもの人口×代替養育が必要となるこどもの割合」により推計します。

各年度当初に乳児院や児童養護施設等の児童福祉施設または里親家庭やファミリーホームに措置・委託されている本市のこどもの数は以下表1のとおりです。

表1 施設・里親等 在籍児童数

単位：人

	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	児童自立支援施設	児童心理治療施設	自立応援ホーム	障害児施設(契約含)	計
令和6年	3	59	15	2	3	5	5	13	105
令和5年	4	61	16	2	4	6	3	15	111
令和4年	6	47	20	4	4	5	0	17	103
令和3年	3	53	16	4	4	9	1	17	107
令和2年	1	54	4	4	5	9	1	20	97

資料：箕面子ども家庭支援センター統計より

本市の人口及びこども人口の推移は次のとおりです。

表2 豊中市の人口

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
3歳未満	A	10,532	10,285	9,935	9,506	9,079	
3歳～就学	B	11,216	11,073	10,889	10,660	10,331	
学童期以降	C	45,046	45,269	45,422	45,632	45,708	
内訳	小学生年齢	23,092	23,115	23,135	23,021	22,818	
	中学生年齢	10,969	11,179	11,333	11,591	11,676	
	高校生年齢	10,985	10,975	10,954	11,020	11,214	
こども人口 (A+B+C)	D	66,794	66,627	66,246	65,798	65,118	66,117
全体人口	E	408,518	408,736	407,867	406,931	405,989	407,608
こども人口割合 (D/E)	F	16.4%	16.3%	16.2%	16.2%	16.0%	16.2%
代替養育こども数	G	98	107	103	111	105	105
代替養育割合 (G/D)	H	0.147%	0.161%	0.155%	0.169%	0.161%	0.159%

資料：住民基本台帳（各年度4月1日データ）

上の表2より、本市のこども人口（D）は減少傾向にあり、今後の推計においても減少が見込まれています。しかし代替養育こども数（G）はこの間ほぼ横ばいの状態にあることから、計画期間における本市の代替養育を要するこども数については、過去5年間の平均値をとって 105人 と見込むこととします。

今後は、虐待予防支援の充実等によって代替養育を必要とするこどもたちを減少させていくことが重要です。

6 本市における一時保護のあり方

(1) 基本的考え方

一時保護は、こどもの安全を確保するとともに、こどもの心身や家庭の状況等を把握するために行われます。一時的であっても家庭から離れることはこどもにとって大きな不安を伴うものでもあることから、一時保護を行う際はこどもにその理由や目的などを丁寧に説明したうえで、こどもの意向をしっかりと聴き取ることが必要です。また、一時保護中でもできるだけ良好な家庭的養育環境を提供するとともに、一人ひとりのこどもたちの状況にあわせた対応が必要です。さらに、こどもの権利擁護の観点から、こどもたちが自ら意見を表明できるような環境の整備が求められます。

(2) 現状と方針

本市では、児童相談所の開設とあわせ一時保護施設も設置しますが、保護している間に年齢やおかれた状況が様々なこどもたちが、それぞれの権利やプライバシーが守られながら家庭的な環境の中で過ごすことができるよう、幼児、学齢男子、学齢女子等の小規模ユニット制とし学齢児以上の居室は個室とします。

また、継続的に通学ができるよう支援するとともに、通学ができない場合にも一時保護施設内で適切な学習支援を受けられるようにするなど、教育を受ける権利を保障しながら、こどもにとってできる限り安心・安全な環境のもとで適切なケアを行います。

(3) 今後の取組み

- ① 幼児や、非行傾向のあるこども、LGBT等、それぞれのこどもの状況に応じた一時保護が行えるよう施設の環境を整備するとともに、個別対応を基本とした支援を進めます。
- ② 誘致した乳児院に一時保護専用床を設けるとともに、一時保護が可能な里親や児童福祉施設等の拡充など、こどもの様々な態様に応じた一時保護委託先を確保します。
- ③ 一時保護説明のためのしおり等を作成し、こどもに対して一時保護の必要性や一時保護中の生活について丁寧に説明を行います。
- ④ 必要時に迅速に一時保護を行うとともに、一時保護期間が必要最小限となるよう適正化を図ります。
- ⑤ 保護者の同意が得られず司法審査を受ける際はもとより、適宜こどもへの丁寧な説明を行い適正な支援を行います。
- ⑥ 一時保護施設において、こどもたちが安心できる生活環境を継続的に提供するため、必要なマニュアル類の整備や職員研修を実施するとともに、一時保護施設に対する評価の仕組みを検討します。
- ⑦ 一時保護施設での適切な学習環境を整備するとともに、教育委員会や学校との連携により、可能な限りこどもたちが継続して通学できる機会を確保します。

7 本市におけるパーマネンシー保障*（養子縁組等の支援など） に向けての取組み

（１）基本的考え方

国においては、永続的な家庭関係をベースにした家庭という育ちの場の保障、いわゆるパーマネンシー保障*を社会的養育の重要な目的としており、その達成に向けては、家族との暮らしを維持する支援とともに、親子分離後の家庭復帰や親族等による養育、特別養子縁組等に向けた支援を計画的に進めていくことが求められています。

（２）現状と方針

大阪府において、これまで養子縁組里親支援機関事業などパーマネンシー保障に向けた取組みが実施されてきましたが、本市においてもその取組みを継承しつつ、児童相談所が主体となり、はぐくみセンターで行われてきた各子育て支援事業等の取組みや各種民間団体、NPO法人*等と連携しながら、虐待に至る前の予防的支援や親子関係再構築に向けた支援の充実を図っていきます。

（３）今後の取組み

- ① こどもの意見を聴きながらできるだけ早く家庭復帰できるよう、児童相談所に担当職員を配置するなど親子関係再構築支援に向けた体制を整備するとともに、パーマネンシー保障に基づくケースマネジメントを行うことで、親子分離の未然防止に努めます
- ② 親への相談支援や特別養子縁組等に関する研修等を児童相談所職員に実施します。
- ③ 各種子育て支援事業等の拡充とあわせ、保護者支援プログラム等の実施を図るなど、他機関とも連携することにより、親子関係の再構築など家庭環境の改善に向けた支援を行います。
- ④ 乳児院等と連携した親子関係再構築に向けた支援のほか、家庭復帰が困難な場合の養子縁組、里親委託につながるマッチング等の仕組みを検討します。
- ⑤ 特別養子縁組の広報やあっせん協力などについて、民間機関とも連携し推進を図りながら、親が行方不明または長期間親との交流がない乳幼児に対し、積極的に特別養子縁組を検討し必要に応じて申立てを行います。
- ⑥ 養子縁組成立後も、フォスティング*機関等と連携し必要に応じ支援を継続します。

8 里親等の確保と支援体制の構築

(1) 基本的考え方

代替的養育を要するこどもは、一時保護時や障害のあるこどもも含め、原則として「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を検討する必要があります。

本市が本計画期間中にめざす里親委託率については、国が目標としている「乳幼児 75%以上」、「学童期 50%以上」とします。

5の(表1)で示した令和6年(2024年)4月1日時点で乳児院や児童養護施設に入所または里親家庭やファミリーホームに委託されているこどもの数を基準とすると、目標の達成には里親家庭への委託児童数を15人から令和11年度(2029年度)末には42人まで伸ばす必要があります。

また、大阪府の里親家庭稼働率(受託里親数/登録里親数)や平均委託児童数(委託児童数/受託里親数)の実績から、42人を養育里親家庭に委託するためには養育里親家庭が78件必要と考えられます。

(2) 現状と方針

令和5年(2023年)4月1日時点で登録されている本市在住の養育里親家庭は17件で、うち受託里親家庭は4件です。里親家庭は、施設入所中のこどもにとっても家庭的環境に触れられる場として必要であり、本市としては、まずは里親家庭の登録を増やすとともに、一時保護委託や週末里親等を含め、できるだけ多くの里親家庭に対しこどもの預かりを進めていきます。また、こどもが住み慣れた地域で引き続き成長できるよう、小学校区に一つの家庭養護(里親+ファミリーホーム)の委託先確保をめざしていきます。ただし、あくまでもこどもにとって最善の利益の観点から、それぞれのこどもに十分なアセスメント*を行ったうえで里親等委託を行うことが重要です。こどもが自らの意思で成長の場を選ぶことができるよう里親家庭を確保する必要がある一方で、大切なことはこどもにとって適切な養育環境の提供であり、単に目標を達成するために取り組むことのないよう留意が必要です。

大阪府では、これまで里親制度の啓発及び里親のリクルート、里親希望者への面接、里親登録前研修、認定登録、マッチング、里親委託中・解除後の支援、未委託里親の支援、週末里親事業等、フォスティング機関と連携し、支援に取り組んできました。

本市は、こういった取組みを基本的に継承しながら、管轄区域が本市に限られる利点を生かし、未委託里親家庭も含めた里親家庭やファミリーホームへの適切な訪問や里親会での交流の機会等を通じて連携を強め、里親委託の推進を図っていきます。

(3) 今後の取組み

- ① 必要な里親の確保に向けて、基本的には現在大阪府が実施しているフォスティング機関の活用による里親制度の広報、マッチング、実習の場の確保等里親委託推進の取組みを継承しつつ、小学校区に一つの家庭養護(里親家庭等)の設置をめざし

ます。

- ② 多様な養育環境の確保に向けて里親家庭の拡充を進めるとともに、国の制度も活用しながらファミリーホームの設置についても促進を図ります。
- ③ 週末里親やショートステイなどの短期受入里親等、多様なあり方で里親家庭の積極的な活用を図ります。
- ④ 児童相談所に里親担当者を配置するとともに、フォスタリング機関等との連携により里親希望者の実習の場の提供、委託後の里親支援、里親に対するレスパイトケア*、里親同士の交流の仕組みづくり等里親支援体制の充実を図ります。また、里親制度を市民に周知します。
- ⑤ 里親支援においても、基本的には現在大阪府が実施しているフォスタリング機関による里親に対する研修の実施、里親委託後の訪問支援等の里親委託推進事業を継承するとともに、その充実を図るため里親支援センターの活用についても検討します。

9 市内で必要となる施設等社会資源整備のあり方

(1) 基本的考え方

家庭養育の優先を進めていく中においても、在宅では支援が困難な専門的ケアを要するこどものため、乳児院や児童養護施設等、専門的な養育が可能な社会資源の整備も必要です。

本市において施設における専門的養育を必要とするこどもの見込数については、8の本市が本計画期間中にめざす里親委託率が実現した際は、63名と推計されます。このうち、府域における利用を想定する自立支援施設等をのぞき、乳児院及び児童養護施設における必要な受け皿を検討するにあたっては、まず5の(表1)で示した令和6年(2024年)4月1日時点の在籍児童数を基準としつつ、年度当初は年間を通じて在籍児童数が少なくなる傾向にあることから、最も多くのこどもが在籍する時には、各施設在籍児童数はそれぞれの定員数と同程度に達するものとして算定した場合、最も多い時点で乳児院約8名、児童養護施設約70名と推計されます。

今後、里親委託率の向上を図る8の取組みを進めていくことにより、乳児院及び児童養護施設に入所する必要のあるこども数は減少することから、それに伴って受け皿の必要数も見直していくこととなりますが、虐待等緊急時の保護の受け皿として不可欠であり、里親家庭に移るまでの間の専門的ケアや里親家庭等のレスパイト支援*等のほか、ショートステイや親子関係再構築のための支援等の子育て家庭への拠点としても重要な社会資源です。さらに、今般の児童福祉法の改正により児童養護施設等で18歳を超えたこどもの措置延長が増え入所期間が延び、新規入所がより困難になることもふまえた対策が必要です。

(2) 現状と方針

本市には児童養護施設が1か所(翼:定員24名)開設されており、令和7年度(2025年度)には乳児院が1か所(定員10名)開設します。これら施設が満床の場合や、児童自立支援施設や児童心理治療施設等、より高い専門的ケアが可能な施設が必要な場合、大阪府や大阪市、堺市等の近隣の児童相談所設置自治体が所管する施設を活用することになります。現在、本市の代替養育を要するこどもたちの多くが本市以外の施設に入所あるいは里親家庭に委託されていることから、大阪府や大阪市、堺市等の近隣の児童相談所設置自治体との調整により、個々のこどもたちが住み慣れた地域の施設や里親家庭等で成長できるよう取り組む必要があります。

また、本市が所管する施設には、こどもへの個別対応による限り良好な家庭的環境の提供や、こどもたちに対しより専門的ケアの提供ができるよう、施設と児童相談所が連携を深めたうえで、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化等をともに検討していきます。

さらに、里親の確保と支援のより効果的な推進や社会的養護経験者支援の充実をめざし、里親支援センターや自立援助ホーム等の社会資源の誘致についても検討を進めます。

(3) 今後の取組み

- ① 専門的なケアが必要なこどもたちに入所措置・一時保護を行い、可能な限り住み慣れた地域において生活できるよう、新たな児童養護施設等の設置とともに、施設運営の状況に応じ、地域分散化や多機能化について検討を進めます。
- ② 乳児の緊急保護に対応できるよう、乳児院に一時保護専用床を整備します。
- ③ 子育て相談やショートステイを充実し、家庭支援を推進します。
- ④ 里親支援体制の構築に向け、フォostリング機関や里親支援センターによる里親家庭への訪問支援の拡充を図ります。
- ⑤ 児童養護施設等における施設退所に向けた親子支援や施設退所後の児童に対するアフターケアの充実を支援します。
- ⑥ 市内児童養護施設等における支援の専門性向上に資する取組みを検討します。
- ⑦ 児童相談所と弁護士や精神科医師等の専門職が連携し、児童養護施設や里親家庭等への助言や研修など支援を図ります。
- ⑧ 市と児童養護施設や里親制度に関わる人による、人材育成や確保のための合同研修会等の実施を検討します。

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組み

(1) 基本的考え方

児童養護施設等への措置を解除された者等は、措置が解除された後も家庭による支援が見込みづらいことや自立にあたって困難を抱える場合が多いです。令和4年度(2022年度)改正児童福祉法では、社会的養護経験者等の実情の把握と自立のために必要な支援について、児童相談所設置自治体が行うよう位置づけられました。

本市の社会的養護経験者数の見込みについては、国において実施された「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査報告書(令和3年(2021年)3月)」を参考としました。この調査では、過去5年間で中学卒業以降措置解除となったこどもを対象としており、大阪府全体(大阪市・堺市を含む)の調査対象者数が2,066人であることから、これをもとに大阪府、大阪市、堺市及び本市の措置入所及び里親委託のこどもの数の割合等から約60人と推計しています。

(2) 現状と方針

大阪府ではこれまで、退所を控えたこどもへのソーシャルスキルトレーニング*等や自立後の住居や生活費など安定した生活基盤を確保するための貸付事業、身元保証人確保対策事業の実施など施設入所中のリービングケア*から自立した後のアフターケアまでの一貫した支援が行われています。

本市は、これらの取組みを継承しつつ、児童相談所に社会的養護経験者支援の担当者を配置するとともに若者支援や生活困窮者支援の関係機関、さらには民間団体、NPO法人*などの地域資源とも連携することで、社会的養護経験者の実情を継続的に把握しながら、生活や就労等自立に向けた効果的な支援を行います。

(3) 今後の取組み

- ① 若者支援機関等と連携し、一時保護や社会的養護経験者への就労や就学、住居等の支援を行うとともに、児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業などの実施を検討します。
- ② 児童相談所に社会的養護経験者支援の担当者を配置するなど、児童養護施設や里親家庭等と連携しながら、施設退所や施設退所後を見据えた支援を行います。
- ③ 施設や里親家庭等との連携により、施設退所及び里親委託解除後もこどもたちとのつながりを保ちながら施設退所後のケアの充実を図ります。
- ④ 社会的養護経験者や被虐待経験者等の支援のため、自立援助ホームの必要性について検討を行います。

11 本市における児童相談所のあり方

(1) 基本的考え方

児童虐待相談対応件数の全国的な増加傾向に加え、複雑・困難なケースも増えています。また、よりこどもに身近な場所で支援を行う必要性などから、中核市・特別区における児童相談所の設置が進められるとともに、人材育成を含め児童相談所の体制強化が求められています。こどもたちが安心・安全に暮らし続けられる権利を擁護するためにも、適正な児童福祉司や児童心理司の確保に加え、弁護士の配置等による法的対応体制の強化、児童相談所職員への研修の充実等、専門性の向上に向けた取組みが求められます。

本市の児童相談所のあり方については、豊中市児童相談所設置基本計画（令和4年（2022年）6月策定）の考え方を継承しながら運営体制を整備し、取組みを進めていきます。

(2) 現状と方針

本市は、令和7年度（2025年度）に大阪府内の中核市としては初めて児童相談所を開設します。このことにより、児童虐待等における市の強みである予防、支援、防止を担うはぐくみセンターと、児童相談所が担う介入、保護、家族再統合支援までを市が判断し一貫して切れめなく行っていきます。

また、その効果をより発揮するため、児童相談所等職員の人材育成とともに常勤の弁護士や医師等の配置を進め、専門職を確保します。また、関係機関との連携を密にすることでこどもやその家庭の情報を共有し、児童虐待に関する相談・通告・調査等、既存業務との整理・統合により効率的かつ効果的な運営を行うとともに、こどもの最善の利益を常に意識しながら、こどもの意向を尊重した支援を進めていきます。

(3) 今後の取組み

- ① 児童福祉司や児童心理司等、適正な児童相談所業務の推進に必要な職員体制の確保と職員研修体系の確立を図ります。国等の動向を注視し、こども家庭ソーシャルワーカー*の資格取得促進等を検討します。
- ② 児童相談所内に里親支援、社会的養護経験者支援、親子再統合支援の担当者等を配置し、各支援の体制強化を図ります。
- ③ 常勤の弁護士や医師及び保健師を配置することで、児童相談所における専門的助言機能を高め、こどもにとってより適切な支援を行います。
- ④ 児童相談所とはぐくみセンター等、各支援機関の情報共有を円滑にするため、システム開発と情報連携を行います。
- ⑤ 虐待等通告ケースに対し適切、迅速に対応できるよう、24時間365日対応できる体制を整えるとともに、警察や医療機関等との間で通告受理や緊急保護等の適切な連携を進めます。
- ⑥ 必要なマニュアル類の整備や職員研修の実施など児童相談所の体制整備を進めるとともに、5年以内の第三者評価の受審をめざします。

12 関係機関が連携した障害児支援の取組み

(1) 基本的考え方

心身に何らかの障害や発達に課題のあるこどもたちが、住み慣れた地域や家庭の中で暮らしながら必要なサービスを受けられるよう必要な支援を行うとともに、虐待等で社会的養育を必要とするこどもたちが専門的なケアを受けることができるよう、施設の確保も必要です。

障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、より良好な家庭的環境で養育がなされるよう支援が必要です。

(2) 現状と方針

本市において、障害や発達に課題のあるこどもたちに対し、児童発達支援センターと障害福祉センターひまわりが連携し、障害種別や年齢に関わらず切れ目のない支援を提供しています。ただし、障害児入所施設は市内にはなく、代替養育を要する場合には、近隣の児童相談所設置自治体所管の施設を利用することになります。

今後、児童相談所の開設に伴い、関係機関と連携し虐待の予防や初期対応を行いながら、それでも代替養育を必要とする場合には、里親家庭での養育などできる限り家庭的な環境での養育を提供するよう努めます。また、施設入所となった後も、スムーズに地域移行ができるよう児童相談所と障害福祉担当課が連携し支援を行います。

(3) 今後の取組み

- ① 児童相談所と保健センター、児童発達支援センター等が保護を要する障害児ケースの早期発見や在宅支援について連携を図ります。
- ② 「良好な家庭的環境」による養育がより多くのこどもに行われるよう、障害児を受託する里親等に対する支援を行います。
- ③ 児童相談所と障害福祉担当課が連携し、スムーズな地域移行支援を図ります。

第 11 章

計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、子育て・子育ての関連部局だけではなく全庁的な体制のもとに計画の推進を図ります。また、大阪府などの関係機関との連携に加え、保護者、子ども関連施設、地域住民、事業者等と連携・協力し、地域ぐるみで計画の推進を図ります。

本計画は、本市の子育て・子育て支援策を総合的・一体的に進める計画であり、施策・事業も多岐にわたっています。そのため、計画の推進にあたっては、子育て・子育ての関連部局だけではなく全庁的な体制のもとに計画の推進を図ります。

また、子育て・子育て支援を進めていくにあたっては、大阪府などの関係機関との連携に加え、地域全体での取り組みが必要です。そのため、保護者、子ども関連施設、地域住民、事業者等と連携・協力し、地域ぐるみで計画の推進を図ります。

これら様々な主体と連携した計画の推進に向けて、保護者、学識経験者、関係機関や事業者の代表者等によって構成される「こども審議会」（以下、「審議会」とします。）において計画の策定、進行管理及び評価を行うとともに、計画の推進に関して必要な事項について検討を行います。

そして、審議会からの意見をもとに、庁内における子育て・子育て支援に関わる「こども施策推進本部会議」（委員長：こども未来部長、以下、「本部会議」とします。）において計画を推進していきます。

2 計画の進行管理

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、毎年、各事業の実施状況や目標達成状況を点検・評価するとともに、次年度以降の実施方針等を整理したうえで市民意見を募集し、その結果をふまえて必要な事業の見直しを行います。

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実施（Do）、その進行状況を定期的に把握し点検・評価（Check）したうえで、その後の取組みに反映する（Act）、というPDCAサイクルの考え方に基づき、毎年度進行状況の点検や評価を行うとともに、事業の見直しを行います。

具体的には、各事業の実施状況、目標達成状況、今後の実施方針等を担当課にて整理し、これらの情報を本部会議において取りまとめ、その結果を審議会において点検・評価するとともに、施策の実施状況及び審議会の評価結果等を公表します。

また、毎年、子育て・子育て応援アプリ「とよふあみ」等によるアンケート等を実施し、市民ニーズを的確に把握していきます。こどもたちの声は、市内の学校等への訪問や、こどもからの希望があった場所へ出向く（出張ヒアリング）など様々な方法でヒアリングを実施し、市民からの意見を募集します。

こうした一連の結果をふまえ、計画の中間年など必要に応じ計画の見直しを行うとともに、次年度以降の計画推進における事業の見直しを行います。



3 評価指標

計画の目標を設定し、施策の進行状況を評価するための指標として、成果指標(アウトカム)と活動指標(アウトプット)を定めます。

施策の柱1 子育て支援

★こどもの貧困の解消に向けた対策計画に関連する指標

指 標		実績値	目標値 (最終年度)
成果	自分のことを好きだと思うこどもの割合(「あてはまる」「ややあてはまる」の合計)	小学生 66.7% 中学生 58.8% 高校生相当年齢 57.6% (令和5年度)	小学生 70.0% 中学生 65.0% 高校生相当年齢 65.0% (令和10年度)
成果	自分に自信があるこどもの割合(「ある」「どちらかといえばある」の合計) ★	小学生 65.3% 中学生 49.6% (令和5年度)	小学校 70% 中学校 55% (令和10年度)

1-1 保育及び教育環境の充実

成果	教育・保育環境が充実しているまちだと思う市民の割合(「思う」「どちらかといえば思う」の合計)	45.2% (平成5年度)	50.0% (令和11年度)
成果	保育所等の待機児童数(4月1日)	28人 (令和6年)	0人 (令和12年)

1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供

成果	こどもにとって体験をしやすい環境かあると考える保護者の割合(「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」の合計)	小学生 62.4% (令和5年度)	小学生 65.0% (令和10年度)
活動	重点施策3 こどもの社会参加事業数	40事業 (令和5年度)	45事業 (令和11年度)
活動	重点施策3 ライフデザイン支援講座の延べ受講者数	731人 (令和5年度)	維持・増加 (令和11年度)
活動	出前講座(キャリア教育*、健康教育、思春期教育、メンタルヘルス、消費者教育、防火・防災等)のこども・若者の参加者数	10,388人 (令和5年度)	増加 (令和11年度)

1-3 こどもの居場所づくり			
活動	こどもの居場所がある小学校区数	32校区 (令和6年12月現在)	全校区 (令和11年度)
活動	重点施策1 支援型居場所（豊中型認定居場所または児童育成支援拠点）がある中学校区数 ★	3校区 (令和5年度) ※子どもの居場所支援臨時特例事業として、人権政策課所管も含めた数値	全校区 (令和11年度)

1-4 こどもの悩みや不安に対する相談及び支援			
成果	ヤングケアラーという言葉を知っていること、内容も知っているこどもの割合	小学生 20.4% 中学生 36.7% 高校生 54.1% (令和5年度)	小学生 40.0% 中学生 50.0% 高校生 60.0% (令和10年度)
成果	児童虐待相談対応件数	2,109件 (令和4年度) ※大阪府池田子ども家庭センターが受け付けたもののうち豊中市域分と豊中市で受けたものの合算件数	減少 (令和11年度)
活動	重点施策1 はぐくみセンターのサポートプランの作成数	307件 (令和5年度)	1,000件 (令和11年度)
活動	スクールカウンセラー*延べ援助者数	31,634人 (令和5年度)	増加 (令和11年度)
活動	スクールソーシャルワーカー*が支援した児童・生徒数 ★	1,576人 (令和5年度)	増加 (令和11年度)
活動	とよなかっ子ダイヤル・ラインの相談件数 ★	1,312件 (令和5年度)	増加 (令和11年度)
活動	こども療育相談利用実数	2,464件 (令和5年度)	維持 (令和11年度)
活動	民生委員・児童委員*のこどもに関する相談件数★	4,334件 (令和5年度)	維持 (令和11年度)

1-5 若者の自立支援			
成果	こどもや若者が地域の中でいきいきと活動できているまちだと思う市民の割合（「思う」「どちらかといえば思う」の合計）	44.2% (平成5年度)	50.0% (令和11年度)
成果	将来の夢を持っているこどもの割合	小学生 65.9% 中学生 41.9% 高校生 59.2% (令和5年度)	小学生 70.0% 中学生 50.0% 高校生 65.0% (令和10年度)

活動	重点施策1 若者支援総合相談窓口への新規相談件数	124件 (令和5年度)	維持 (令和11年度)
活動	若者支援総合相談窓口での相談件数 ★	725件 (令和5年度)	維持 (令和11年度)
活動	就労支援を行った若者の人数	306人 就職者145人 (令和5年度)	維持 (令和11年度)

施策の柱2 子育て支援

★こどもの貧困の解消に向けた対策計画に関連する指標

指 標		実績値	目標値 (最終年度)
成果	子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合（「楽しいと感じることの方が多い」「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」の合計）	就学前 93.0% 小学生 91.7% (令和5年度)	就学前 95.0% 小学生 93.0% (令和10年度)

2-1 地域の子育て環境の整備			
成果	子育てがしやすいまちだと思える市民の割合（「思う」「どちらかといえば思う」の合計）	46.7% (令和5年度)	50.0% (令和11年度)
成果	地域で子育てが支えられていると感じている保護者の割合	就学前62.2% 小学生64.6% (令和5年度)	就学前65.0% 小学生68.0% (令和10年度)
活動	<u>重点施策1</u> 「マイ子育てひろば」の箇所数	1 か所 (令和5年度)	全小学校区につき 1か所 (令和11年度)
活動	<u>重点施策2</u> 学校運営協議会（コミュニティ・スクール*）を設置している校数	30校 (令和5年度)	市内全校 (令和8年度)

2-2 子育てに必要な情報提供等			
成果	満足度している環境・支援として、子育てに関する情報発信が充実していると考える保護者の割合	就学前 20.6% 小学生 12.1% (令和5年度)	就学前 25.0% 小学生 20.0% (令和10年度)
活動	子育て・子育て応援アプリ「とよふあみ」の登録者数	11,903人 (令和5年度)	増加 (令和10年度)
活動	こんにちは赤ちゃん（乳児全戸訪問事業）面談率	99.9% (令和5年度)	100% (令和11年度)
成果	おうちの大人の人と一緒に朝食を食べているこどもの割合（「ほとんど毎日」） ★	小学生 57.0% 中学生 41.6% (令和5年度)	増加 (令和10年度)

2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援			
成果	子育てに不安や負担を感じる保護者の割合（「非常に感じる」「どちらかといえば感じる」の合計）	就学前 49.3% 小学生 43.9% (令和5年度)	就学前 40.0% 小学生 35.0% (令和10年度)

成果	悩みや不安を相談相手がいない、相談していない保護者の割合	就学前 2.2% 小学生 2.3% (令和5年度)	就学前 0% 小学生 0% (令和10年度)
活動	重点施策1 はぐくみセンターの相談件数（こども総合相談窓口＋妊娠出産子育て相談窓口＋子育て支援センターほっぺ相談件数）	こども総合相談窓口 5,383件 ※とよなかっ子ダイヤル・ラインの相談件数を含む 妊娠出産子育て相談窓口 24,552件 子育て支援センターほっぺ相談件数 7,775件 (令和5年度)	増加 (令和11年度)
活動	母子・父子福祉相談件数(悩み全般、法律相談、専門相談) ★	353件 (令和5年度)	増加

2-4 子育てと仕事の両立の推進			
成果	家庭における「仕事」と「仕事以外の生活」のバランスがとれていると感じる保護者の割合（「感じる」「まあまあ感じる」の合計）	就学前 56.6% 小学生 57.5% (令和5年度)	就学前 65.0% 小学生 65.0% (令和10年度)
成果	保育所等の待機児童数（4月1日）【再掲】	28人 (令和6年)	0人 (令和12年)
活動	女性活躍推進事業者の認証事業者数	3件 (令和5年度)	増加 (令和11年度)
活動	地域就労支援事業のひとり親の就労支援の実績 ★	新規相談者数 23人 就職者数 23人 (令和5年度)	維持 (令和11年度)

施策の柱3 安心・安全なまちづくり

★こどもの貧困の解消に向けた対策計画に関連する指標

指 標		実績値	目標値 (最終年度)
成果	豊中市はこどもにとって住みやすいと感じる保護者の割合(「たいへん住みやすい」「まあ住みやすい」の合計)	就学前 76.6% 小学生 81.8% (令和5年度)	就学前 80.0% 小学生 82.0% (令和10年度)
成果	こどもと外出した時に困ること、困ったことがある乳幼児保護者の割合	88.6% (令和5年度)	減少 (令和10年度)
成果	16歳未満のこどもに対する刑法犯認知件数	25件 (令和5年度)	減少 (令和11年度)

3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備

成果	妊娠届出が満11週までに提出される割合 ★	97.4% (令和5年度)	増加 (令和11年度)
活動	乳幼児健康診査受診率 ★	4か月児 97.2% 1歳6か月児 97.4% 3歳6か月児 95.9% (令和5年度)	増加 (令和11年度)
活動	かかりつけ医(医療、歯医者等)を持っているこどもの割合	医師 90.3% 歯医師 54.0% (令和4年度)	医師 増加 歯医師 増加 (令和11年度)
活動	重点施策2 「とよなか子育て応援団」の登録事業者数	270件 (令和5年度)	増加 (令和10年度)
活動	ひとり親家庭の親の就労支援の実績(自立支援給付金事業、自立支援プログラム策定事業等) ★	52件 (令和5年度)	増加 (令和11年度)

3-2 こどもの安全確保

成果	市内の交通事故件数(こどもが関わる事故)	47件 (令和5年)	減少 (令和11年)
活動	「子どもの安全見まもり隊」の隊員数	3,229人 (令和5年度)	維持 (令和11年度)

資料編

参考資料

1 事業一覧等

■施策の柱とこども大綱の関係について

本計画はこども基本法に基づく市町村こども計画として位置づけており、こども基本法に基づく市町村こども計画は、こども大綱を勘案して定めるとされています。ここでは、施策の柱の施策とこども大綱が示す重要事項及び特に優先的に取り組むべき3つの重点施策の関係を示します。

○施策の柱1 子育て支援

施 策	こども大綱			重点施策
	誕生前～幼児期	学童期～思春期	青年期	
1-1 保育及び教育環境の充実	【ライフステージ別の重要事項】 ・ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 ・ こどもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い公教育の再生等			重点施策1 確実に支援につなぐ
1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供について	【ライフステージを通じた重要事項】 ・ こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 ・ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり 【ライフステージ別の重要事項】 ・ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育			重点施策3 こどもとともに
1-3 こどもの居場所づくり	【ライフステージを通じた重要事項】 ・ こどもの貧困対策 【ライフステージ別の重要事項】 ・ 居場所づくり			重点施策1 確実に支援につなぐ
1-4 こどもの悩みや不安に対する相談及び支援	【ライフステージを通じた重要事項】 ・ 障害児支援・医療的ケア児等への支援 ・ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケラーへの支援 ・ こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組み 【ライフステージ別の重要事項】 ・ いじめ防止・不登校のこどもへの支援 ・ 校則の見直し ・ 体罰や不適切な指導の防止 ・ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実			重点施策1 確実に支援につなぐ
1-5 若者の自立支援	【ライフステージ別の重要事項】 ・ 高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・ 就労支援、雇用と経済的基盤安定のための取組み ・ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実			重点施策1 確実に支援につなぐ

○施策の柱2 子育て支援

施 策	こども大綱			重点施策
	誕生前～幼児期	学童期～思春期	青年期	
2-1 地域の子育て環境の整備	【ライフステージを通じた重要事項】 ・こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 ・多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり			重点施策1 確実に支援につなぐ
	【子育て当事者への支援に関する重要事項】 ・地域子育て支援、家庭教育支援（子育て当事者支援）			重点施策2 子育てはみんな
2-2 子育てに必要な情報提供等	【子育て当事者への支援に関する重要事項】 ・地域子育て支援、家庭教育支援			重点施策1 確実に支援につなぐ 重点施策2 子育てはみんな
2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援	【ライフステージを通じた重要事項】 ・障害児支援・医療的ケア児等への支援 ・児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケラーへの支援			重点施策1 確実に支援につなぐ
	【子育て当事者への支援に関する重要事項】 ・共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的参画促進・拡大 ・ひとり親家庭への支援			重点施策2 子育てはみんな
2-4 子育てと仕事の両立の推進	【子育て当事者への支援に関する重要事項】 ・共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的参画促進・拡大			重点施策2 子育てはみんな

○施策の柱3 安心・安全なまちづくり

施 策	こども大綱			重点施策
	誕生前～幼児期	学童期・思春期	青年期	
3-1 生活環境、 保健・医療 体制等の整 備	【ライフステージを通じた重要事項】 ・子育てや教育に関する経済的負担の軽減			重点施策 1 確実に支援に つなぐ
	【ライフステージ別の重要事項】 ・妊娠前から妊娠期、出 産、幼児期までの切 れめない保健・医療 の確保	・小児医療体制、心身の 健康等についての情 報提供やこころのケ アの充実	—	
3-2 こどもの安 全確保	【ライフステージを通じた重要事項】 ・こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み			—
	—	・校則の見直し ・体罰や不適切な指導 の防止	—	

■事業一覧

「重点施策」欄は本計画における重点施策に対応した番号を記載しています。

「こども大綱」欄の「ライフステージを通した重要事項」と「子育て当事者への支援に関する重要事項」は、内容に対応した番号を記載しています。

「重点施策」欄の番号

番号	内容
①	重点施策1 確実に支援につなぐ～寄り添いつながる相談援助～
②	重点施策2 子育てはみんなで～子育ての社会化～
③	重点施策3 こどもとともに～こども自身による多様な参画～

「こども大綱」欄の番号

ライフステージを通した重要事項

番号	内容
①	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
②	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
③	こどもや若者への切れめのない保健・医療の提供
④	こどもの貧困対策
⑤	障害児支援・医療的ケア児等への支援
⑥	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
⑦	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組み

子育て当事者への支援に関する重要事項

番号	内容
①	子育てや教育に関する経済的な支援
②	地域子育て支援、家庭教育支援
③	共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
④	ひとり親家庭への支援

所管部署は令和7年（2024年）4月時点の名称(予定)で記載

＜施策の柱1 子育て支援＞

○施策の柱1－1 保育及び教育環境の充実

施策展開（1） 就学前の教育・保育の一体的な推進

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						関連 施策	重点 施策	こども大綱			
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年			ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期	学童期・思春期	子育て当事者への支援
公立こども園整備事業	公立こども園整備事業	教育・保育の定員の確保及び多様化している子育て支援ニーズへの対応を進めつつ、こどもたちが自分らしく過ごしやすい施設環境を整えるため、「第2次公立こども園整備計画」に基づき、対象園の民間移管と再整備を進めます。	こども事業課		○	○					1-1(2)				

施策展開（2） 就学前の教育・保育の質の向上

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						関連 施策	重点 施策	こども大綱			
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年			ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期	学童期・思春期	子育て当事者への支援
認定こども園等教育・保育推進事業	就学前施設教職員研修	公私立こども園、民間保育所(園)、私立幼稚園、児童発達支援センター等、豊中市の就学前施設の教職員対象に、研修を行い、教育・保育の質を高めます。	こども事業課		○	○	○								
認定こども園等教育・保育推進事業	人権尊重に根ざした保育の推進	豊中市人権保育基本方針を中心に、こどもの生活実態をふまえ、様々な人権問題の解決をめざした総合的な取組みを一層推進します。	こども事業課		○	○						①	○		
公立こども園支援事業	豊中市立こども園教育・保育研究会	公立こども園教員の専門性の向上を図るとともに、将来的展望に立った教育・保育を追求します。	こども事業課		○	○									
公立こども園支援事業	保育アドバイザー派遣事業	公立こども園の保育内容の充実を図るため、保育教諭等の資質向上と乳幼児理解の深化をめざします。 また、研究保育、公開保育を行い、近隣の関係機関へ発信します。	こども事業課		○	○						②			
公立こども園支援事業	遊びのボランティア紹介事業	遊びの場面などで、様々な技能や専門性をもった地域人材の登用と活用を図り、開かれた園づくりを推進します。	こども事業課		○	○						②			
公立こども園支援事業	公立こども園教育の自己評価	公立こども園が地域の幼児教育センター的役割を担うため、教育内容や環境などについて、自己評価を行い、公立こども園の教育の充実、教員の資質の向上を図ります。	こども事業課		○	○									
公立こども園支援事業	公立こども園評議員会	園や地域の実情に応じて、園運営に関し、保護者・地域住民の意向を聞くとともにその理解と協力を得て、特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していくため、公立こども園評議員を各園に設置します。	こども事業課		○	○									

施策展開 (3) 学校教育の充実

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
			課(施設)	出 産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者への支援
教育振興計画 の推進	教育振興計画 の推進	教育振興計画をもとに、毎年度教育行政 方針を作成・公表します。また前年度事務 事業等の点検及び評価を行い、報告書を 議会に提出するとともに公表します。	教育総務課		○	○	○	○	○	○		① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	○	○	○	① ② ③ ④	
長寿命化改修 事業(小学校施 設整備費) 長寿命化改修 事業(中学校施 設整備費)	長 寿 命 化 計 画 の 推 進	中長期的に維持管理に係るトータルコスト の縮減及び予算の平準化を図りつつ、学 校施設に求められる機能・性能を確保する ため、学校施設長寿命化計画を策定しま す。	学 校 施 設 管 理 課					○	○								
とよなかブック プラネット事業	とよなかブック プラネット事業	学校図書館と公共図書館の蔵書を一体的 かつ効果的に活用する環境を整備するこ とにより、児童生徒の読書活動を促進し、 自ら学ぶ力を育成します。	読書振興課					○	○		1-2(2)						
とよなかブック プラネット事業 図書館活動・す べての人への 資料提供事業	学 校 図 書 館 へ の 支 援 ・ 学 校 と の 連 携	学校図書館との連携により、児童生徒の 読書活動を推進します。ブックプラネット 事業により、読書センター、学習・情報セン ター、教員支援センターとして学校図書館が 活用されるよう支援します。小学生の図書 館見学の受け入れや、学校への団体貸 出、調べものの相談(レファレンス)に応 じ、学校と連携しながら、地域のこどもの 読書を支えます。	読書振興課					○	○		1-2(2)						
学校図書館教育 の充実事業	学 校 図 書 館 教 育 の 充 実 事 業	学校司書を全小・中学校に配置し、授業で の図書館活用を図ります。学校間相互並 びに学校図書館と市立図書館の蔵書の一 体的活用を図るため、図書運搬連絡車を 運行します。	読書振興課					○	○		1-2(2)						
教育一般の研究・調査	教育センター機能 の充実	教職員の研究・研修の実施や教育 DX の ための ICT 環境の整備、あわせて教育に 関する情報の提供や資料の収集及び閲覧 を行うための施設として、機能の充実を図 ります。	教育センター					○	○								
教育情報化推 進事業(小学校 管理費・中学校 管理費)	教育情報化推 進事業	すべての小・中学生に一人一台タブレット 端末を配布し、あわせて各学校のネットワ ーク環境の整備を進めることにより、各学 校における主体的・対話的で深い学びや こども主体の学びの実現を図ります。	教育センター					○	○								
研究・研修(研 修指導費)	学 校 図 書 館 教 育 の 充 実	各教科等を通じて学校図書館を計画的に 利用し、その機能の活用を図ることで、児 童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読 書活動の充実をめざします。	学校教育課					○	○		1-2(2)						
小中一貫教育 の推進	学力向上自主 企画事業	全国学力・学習状況調査等により明らかと なった各学校の児童生徒の学習面や生活 面における個別課題に対応するため、学 校の独自性を生かした学力向上策を支援 し、活力ある学校づくりの推進を図ります。	学校教育課					○	○								
小中一貫教育 の推進	「小 中 一 貫 教 育」推進事業	小中学校間の円滑な接続を図り、9 年間を 見通した指導の一貫性を図るとともに、校 種間のより望ましい連携や接続について、 全中学校区において取組みを推進しま す。	学校教育課					○	○								
小中一貫教育 の推進	小学校高学年 教科担任制	授業の質の向上、小中学校間の円滑な接 続などを目的として、市立小学校の5年生 及び6年生全学級の外国語、理科、算数 または体育の授業について、教科担任制 を実施します。	学校教育課					○									
国際(理解)教 育の推進	小学校におけ る国際理解教 育(英語(外国 語)体験活動) の推進	小学校における国際理解教育の一環とし て、地域在住の外国人ボランティアの協力 による、異なる文化を持つ人々との交流等 の体験的な活動を通して、国際理解や共 生の資質、積極的にコミュニケーションを 図ろうとする態度の育成をめざします。	学校教育課					○									

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						関連施策	重点施策	こども大綱			
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年			若者	ライフステージ別 ライフステージを通し	誕生前・幼児期	学童期・思春期
学校の適正規模にかかる企画立案	学校教育の充実	「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針」に基づき、学校や地域の実情に応じた課題の解消を図るための企画立案を行います。また、「庄内地域における『魅力ある学校』づくり計画」に基づき、義務教育学校の開校に向けた準備を進めます。	学校教育課					○	○					○	
学校・家庭・地域の連携協力推進事業	学校地域連携ステーション事業	学校支援コーディネーターを学校に配置し、学校と地域における情報の共有化や地域諸団体の連絡調整など、学校と地域とのコーディネートを行い、学校教育活動の活性化を図ります。	学び育ち支援課					○	○				②	○	②

施策展開（４） 幼少期から義務教育期間までつながりある育ちへの支援

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						関連 施策	重点 施策	こども大綱				
			課(施設)	出産 前	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年			若 者	ライフ ス テ ー ジ を 通 し	ライフ ス テ ー ジ 別	学 童 期 思 春 期	青 年 期
認定こども園 等教育・保育推 進事業	幼保こ小連絡 協議会	公私立こども園、幼稚園、保育所(園)、児 童発達支援センター、公私立小学校相互 の連携を密にし、一貫した教育のあり方を 追究し、教育・保育の充実に向け取り組 みます。	こども事業 課		○	○	○						○	○		
私立認定こども園等運営助 成	乳児等通園支 援事業	すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの 良質な育成環境を整備するとともに、すべ ての子育て家庭に対して、多様な働き方 やライフスタイルにかかわらずの形で支 援を強化するため、月一定時間までの利 用可能枠の中で、就労要件を問わず時間 単位等で柔軟に利用できる事業を実施し ます。	こども事業 課		○						1-1(2)					②

○施策の柱１－２ 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供

施策展開（１） 多様な人との交流や様々な体験活動（場）の充実

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						関連 施策	重点 施策	こども大綱					
			課(施設)	出産 前	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年			若 者	ライフステージを通し	ライフステージ別			子育て当事者への支援
														誕生 前 ～ 幼児期	学 童 期 思 春 期	青 年 期	
地域交流事業	地域交流事業	地域の団体と協働して、差別のない人権尊重のまちづくりと地域のこどもたちの健全育成を進めるとともに、出会いとふれあいの場をめざします。	人権政策課 (人権平和センター豊中)		○	○	○	○	○	○	2-1(1)		②		○	○	
国際交流センター施設運営管理	子ども国際事業「おまつり地球一周クラブ」	次世代のこどもたちが日本や世界の様々な文化の体験を通して具体的に学ぶことのできるような、異文化理解・国際理解の機会を提供します。	人権政策課 (公財)とよなか国際交流協会)					○	○		1-4(4) 2-3(4)		① ②			○	○
人材の育成と活動の支援事業	高校生軽音楽フェスティバル	市内の軽音楽系クラブの活動成果を発表する場として、所属する生徒達による野外ライブを行います。	魅力文化創造課							○			③	②		○	
人材の育成と活動の支援事業	子どもアートフェスティバル	こどもにアートに関心をもってもらえるよう、展示やワークショップ等様々なイベントを行います。(おおむね3年に1回を予定)	魅力文化創造課		○	○	○	○						②		○	○

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
				出 産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ラ イ フ ス テ ー ジ を 通 し	ライフステージ別			
														ラ イ フ ス テ ー ジ を 通 し	ラ イ フ ス テ ー ジ を 通 し	学 童 期 思 春 期	青 年 期
人材の育成と活動の支援事業	ホールでオーケストラ	市内の小・中学生に舞台芸術に触れる機会をつくり、豊かな感性、創造性を育むとともに、舞台芸術への関心を高めます。経済的理由等で舞台芸術に触れる機会のないこどもも等しく参加体験できます。	魅力文化創造課						○	○			②		○		
音楽あふれるまち推進事業	こども音楽フェスティバル	大阪音楽大学の協力のもと、ソロ、打楽器アンサンブルや、市内の中学・高校の吹奏楽部の演奏が楽しめるイベントを開催します。	魅力文化創造課		○	○	○	○	○				②	○	○		
音楽あふれるまち推進事業	豊中音楽コンクール	大阪音楽大学の協力のもと、次代を担う優れた演奏家を発掘・育成し、音楽文化の振興を図ることを目的とすると共に、こども達に発表、鑑賞の機会を提供します。	魅力文化創造課							○			②		○		
屋内体育施設運営管理指定管理委託料・屋外体育施設運営管理指定管理委託料	スポーツ教室事業 (こども対象)	市民のライフステージに応じたスポーツ活動の振興を図るため、体育館、武道館、びき、温水プール、野球場、庭球場などで、各種スポーツ教室を行います。	スポーツ振興課		○	○	○	○	○	○			②		○		
環境学習の推進	環境学習の推進	こどもたちの将来に良好な地球及び地域環境を引き継ぐために、市民・事業者・NPO や学校等が環境の状況や問題点などを正しく認識し、あらゆる場で主体的かつ自立的な学習活動を推進し、日常生活や事業活動の中で自ら環境に配慮した行動につながるように、幼児期から高齢期まで生涯を通じた環境学習を推進します。	ゼロカーボンシティ推進課		○	○	○	○	○	○		③	① ②	○	○	○	
自然環境啓発事業	自然観察会・体験で学ぶ自然環境学習	自然に親しみながら自然環境を保全していくことの重要性を啓発するため、自然観察会や5歳以上のこどもとその保護者を対象に、体験で学ぶ自然環境学習「自然ふしぎ発見クラブ」を実施しています。また、ふれあい緑地 1 街区のビオトープを活用した植物や生き物に触れて学ぶ体験型の講座を実施しています。	公園みどり推進課			○	○	○	○	○		③	②				
緑と食品のリサイクルプラザ推進事業	農体験等の資源循環啓発学習	小学校、こども園や親子等を対象に、野菜の植付けや米づくり、収穫等を体験する農体験学習を実施しています。また、食のリサイクルや農業などについて講演し、食と農の大切さ、循環型社会づくりの重要性について学ぶ講座型環境学習も実施しています。	公園みどり推進課	○	○	○	○	○	○	○		③	②				
環境学習事業	絵本「きょうのきょうしゅくなくにかな」の発行	小学校給食の食べ残しを減らし、食べ物を大切にしたいという願いを込め、絵本を作成しています。給食が体を作り、元気の素になる大切なものであることや残してしまうと食べ物がごみになるので残さないようにしようといった内容です。就学前の市内こども園等の年長児全員に配布します。	家庭ごみ事業課			○	○										
環境学習事業	環境学習	こども園、小学生、中学生を対象とし、環境にやさしい行動をこどもたち自らが実践できるよう支援することを目的として、ごみの分別方法や実際のごみ収集車での収集作業の体感と乗車体験を通して、より深くごみと再生資源について学習します。	家庭ごみ事業課			○	○	○				③					
市民公益活動支援センター運営管理事業	学生・若者の市民公益活動への参加促進	市民公益活動支援センターとの連携のもと、学生や若者の市民公益活動への参加を促進するため、市民公益活動支援センターを活動の PR の場として提供するほか、市民活動団体等からのボランティア募集情報を提供します。	コミュニティ政策課 (市民公益活動支援センター)							○	○		③				
地域福祉計画推進事業	福祉共育の推進	小中学生を対象にこどもたちが高齢者や障害のある人などについての理解を深め、その生活課題を自分のこととして共有し、解決する方法を共に考え導き出す機会をつくります。	地域共生課				○	○				③			○		

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
			課(施設)	出産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフステージを通し	ライフステージ別 学童期・思春期 学童期・思春期	青少年 期	子育て 支援	子育て 支援
公立こども園 支援事業	サウンドス クール (幼児)	情操教育の一環として、音楽文化の醸成による「音楽溢れる学校づくり」を目的に、大阪音楽大学との連携により、幼児・児童・生徒が生きた音楽に触れる機会の充実や、中学校への箏の貸出しによる伝統音楽の普及を進めます。	こども事業課			○							②	○			
都市景観形成 推進事業	中高生対象 都市 景観啓発事業	2024 年度に策定した「豊中市都市景観形成マスタープラン」において、まちの好感を楽しみ、共感へと広げる取組みを実践していく人を「景観スタイリスト」と呼び、その育成プログラムの一つとして市立中学校に通う生徒たちが、「景観スタイリスト」として身近な景観を楽しむ「景観スポットまちあるき」を開催。まち歩きの中で生徒自身が見た残したい景観や気に入った景観を描いたスケッチを作成し、それらを掲載した「発見！とよなか景観スケッチブック」を発行するとともに、それらの配布及び原画展の実施を通して、本市景観の周知にもつなげています。	都市計画課					○	○		1-2(2) 1-2(3)	③	②	○			
都市景観形成 推進事業	未就学児・小 学 生対象 都市 景観啓発事業	豊中市の魅力的な景観スポットを発信している「とよなか百景」を題材に作成したとよなか百景かるたを使用して、通常サイズとA3サイズの2種類のかかるたで未就学児(年中・年長児)と小学生を対象にかかるた大会を開催し、楽しみながら豊中市の景観の周知につなげます。	都市計画課			○	○				1-2(2) 1-2(3)	③	②	○			
郷土資料館施 設運営	郷土資料館 の運営・出前講 座	郷土資料館において、市内の埋蔵文化財や民俗資料など、これまでに収集・整理・調査された成果を展示します。また、小中学校・義務教育学校には見学等による当館の活用や、出前講座や体験型学習の場を提供するなど、様々な機会を通して学校教育との連携に取り組みます。	社会教育課 (郷土資料館)				○	○	○					○	○		
青少年自然の 家施設運営管 理	青少年自然の 家の施設の利用 促進	指定管理者であるNPO法人豊中市青少年野外活動協会が、小・中・高校が利用したいと思えるプログラムの開発、こども園のお泊り行事や一般の家族を対象とした事業を実施し、施設の利用促進を図っていきます。	社会教育課		○	○	○	○	○					○			
青少年自然の 家施設運営管 理	青少年自然の 家主催事業	指定管理者NPO法人豊中市青少年野外活動協会が、各種野外活動や創作活動及び自然とのふれあいを体験してもらうことを目的に、小・中学生やその家族を対象に、オープン事業・野外活動事業・里山事業等を実施します。	社会教育課		○	○	○	○	○					○			
いぶき主催事 業	星空観察会	天体望遠鏡で惑星や月のクレーター等を観察することで、天体の知識を学習し、自然科学に対する興味を喚起することをねらい、星空観察会を行います。	社会教育課 (青少年交 流文化館い ぶき)				○	○	○	○							
いぶき主催事 業	高校生パフォー マンスフェスタ	ダンスや音楽等に取り組んでいる高校生世代の青年グループを公募して実行委員会を立ち上げ、それぞれのグループの発表のみならず、制作過程を大切にしたい高校生等によるパフォーマンスの発表会を創りあげます。	社会教育課 (青少年交 流文化館い ぶき)						○		③						
次世代育成講 座	公民館講座	各公民館(中央、蛸池、庄内、千里)において、創作活動や体験学習を通して親子のふれあい、仲間づくりの場を提供します。	中央公民館		○	○	○	○	○			③	①	○			②
子どもをとりま く読書環境整 備の取り組み	図書館利用が 困難な子どもへ のサービス	動く図書館の巡回、団体貸出や出前おはなし会により、図書館に来館しにくい子どもたちへ図書館サービスを届けます。点字絵本やさわる絵本、大きな活字の本の収集により、図書館利用が困難な子どもへの資料提供に努めます。	読書振興課		○	○	○	○	○	○	1-4(4)		⑤	○	○	○	

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連施策	重点施策	こども大綱				
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年	若者			ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者への支援
科学教育推進事業	「科学の街とよなか」推進事業	理科の観察実験アシスタントの学校への派遣や理科教育に関する教員研修の実施により各校における理科教育の充実を図るとともに、豊中市立学校理科展の実施等により、小・中学生の科学に対する興味、関心や意欲を育むよう取り組みます。	教育センター				○	○				③					
国際(理解)教育の推進	ユネスコスクール活用等による国際教育推進事業	持続可能な社会の構築(ESD)を教育活動の基盤に、国内外の学校間交流等を通して、グローバル社会を生きる次世代の担い手育成に向けた国際教育を進めます。	学校教育課				○	○					②		○		①
音楽教育の推進	サウンドスクール(児童・生徒)	情操教育の一環として、音楽文化の醸成による「音楽溢れる学校づくり」を目的に、大阪音楽大学との連携により、幼児・児童・生徒が生きた音楽に触れる機会の充実や、中学校への等の貸出しによる伝統音楽の普及を進めます。	学校教育課				○	○					②		○		①
とよなか地域子ども教室	とよなか地域子ども教室	こどもが安全に安心して過ごせる居場所づくりを目的に、小学生が地域の大人や大学生などの若者と交流しながら学習やスポーツ、文化活動などを行います。	学び育ち支援課				○				1-3(2) 1-3(3)	③	②		○		②
—	水に関する図画・習字作品募集	作品の制作及び展示を通じて、上下水道への理解を深めることをねらいとして、小学4年生を対象に水に関する創意ある作品を募集。	上下水道局経営企画課				○				1-2(3)	③					
—	環境学習の推進	こどもたちの未来を守る持続可能な資源循環型社会を構築するために、 ①保護者と一緒に参加できる施設見学会や環境学習企画講座等の来館型環境啓発事業を行います。 ②こども園、学校など市民のところに呼出かけていく出前講座による環境学習を行います。	豊中市伊丹市クリーンランド再資源・搬入課		○	○	○	○	○	○		③					
—	ボランティア体験プログラムの紹介	夏休みを利用して、小・中・高・大学生が福祉施設等でボランティア活動をする際のプログラムを紹介し、コーディネートします。 【団体自主事業】	(社福) 豊中市社会福祉協議会				○	○	○	○		③	②		○		
—	福祉体験支援事業	小・中・高校等で福祉体験やボランティア体験を行う際の企画や講師派遣等の支援を行います。 【市補助事業】	(社福) 豊中市社会福祉協議会				○	○	○	○		③	②		○		
—	世代間交流の推進	小中学校のこどもが地域の高齢者と交流する際のコーディネートを行います。 【市補助事業】	(社福) 豊中市社会福祉協議会				○	○					②		○		②
人材の育成と活動の支援事業	0さいからのコンサート	未就学児を対象に、室内楽コンサートを開催します。	魅力文化創造課		○	○							②	○			
人材の育成と活動の支援事業	こども園アーティスト派遣事業	アートの力を活用し未就学児の非認知能力の形成を促すことを目的として、美術アーティストを市内こども園に派遣し、こどもたちが保育の日常の中でのアート活動を行う取り組みを実施します。	魅力文化創造課			○							②	○			②
屋内体育施設運営管理	マルチスポーツ体験教室	こどもたちが多様なスポーツに親しむ機会を創出するため、大学、屋内体育施設等指定管理者と連携した体験教室を行います。	スポーツ振興課				○						②				

施策展開（２） 将来に向けた学びの場（機会）の提供

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱					
				課(施設)	出 産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年			若 者	ラ イ フ ス テ ー ジ を 通 し	ライフステージ別			
															誕生 前 ～ 幼 児 期	学 童 期 思 春 期	青 年 期	子 育 て 当 事 者 の 支 援
消費者啓発事業	学校向け消費者教育出前教室	市内の小学生、中学生を対象に携帯電話・インターネットトラブルなどの消費者問題等の出前教室を行い、消費者としての知識の普及啓発及び消費者被害の未然防止を図ります。	くらし支援課					○	○	○		3-2(2)		⑦		○		
薬局等の許可届出・監視指導・機能強化	親子で学ぼうお薬教室	薬は日常生活の中で年齢に関係なく使用されるため、幼い頃から薬の正しい使い方に関する知識を身に付けることは市民にとって有益であり、さらには将来の医療費削減にもつながります。 そこで、小学生とその保護者を対象に、実験や工場見学などを含むお薬教室を開催し、医薬品の適正使用に関する啓発を行っています。	保健安全課					○					③	②		○		
薬物乱用防止啓発	若年層向け薬物乱用防止啓発事業	インターネットから大麻等の薬物を容易に購入できるため、若者を中心に薬物乱用の事件・事故が多発しています。 そこで、高校生に薬物乱用防止啓発グッズに関する原画作成を依頼し、周知啓発の際に作成したグッズを配布することを通じて、若年層に向けた効果的な啓発を実施します。	保健安全課					○	○	○			③	②		○		
薬局等の許可届出・監視指導・機能強化	知っておこう薬の知識(出前講座)	薬は誤った使用量や使用方法により、十分に効果が発揮されなかったり、思わぬ副作用によって健康被害が生じることもあります。 そこで、薬について正しい知識を身に付けていただくため、薬の種類や飲み方、副作用、オーバードーズの危険性などについてお話しします。	保健安全課					○	○	○	○		③	②		○	○	
薬物乱用防止啓発	薬物乱用ダメ。ゼッタイ。(出前講座)	インターネットから大麻等の違法薬物や医薬品を容易に購入できるため、若者を中心に薬物乱用や医薬品のオーバードーズによる事件・事故が多発しています。 そこで、薬物乱用や医薬品によるオーバードーズの危険性、誘われた時の断り方等についてお話しします。	保健安全課					○	○	○	○		③	②		○	○	
健康教育(母子保健)	思春期教育	学校保健とおやこ保健課・健康危機対策課が連携し、中学校での性教育などを行います。	おやこ保健課						○					③		○		
「子育て・子育て支援行動計画」の推進	子ども健やか育み条例出前講座	2013年度4月に制定された子ども健やか育み条例のこどもへの周知をはかるとともに、こどもの人権に関するこどもの理解を深める機会とすることを目的に、市内の小学校・中学校で子ども健やか育み条例やこどもの人権にかかわる内容をテーマにした出前講座を実施	こども政策課					○	○				③			○		
「子育て・子育て支援行動計画」の推進	ライフデザイン支援事業	こども・若者を対象として、結婚から育児までに前向きな意識が持てるよう情報誌の作成や講座を通して、情報提供を行います。	こども政策課							○		2-2(3) 2-4(2)	③			○		
いぶき主催事業	平和月間事業	夏休み期間中に、いぶきにおいて、青少年対象に、平和月間事業でパネル展示などを行います。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)					○	○	○	○							
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	児童書等の蔵書の充実と提供	各図書館において、児童書等の蔵書を充実し、提供することにより、こどもたちのよりよい読書環境づくりを推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○	○		1-3(3)						
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	子どもと本をつなぐボランティア活動の支援	こどもと本をつなぐボランティアの活動を支援するとともに、活動の継続に必要な学びの支援を行います。	読書振興課		○	○	○	○	○	○		2-1(3)	②					
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)等の情報提供	児童福祉施設や図書館、学校等で、様々な機会を通じ、こどもの権利条約(児童の権利に関する条約)及び豊中市子ども健やか育み条例について、情報提供します。	読書振興課 こども政策課		○	○	○	○	○	○		1-3(1) 2-2(3)						

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
			課(施設)	出 産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフステージ を通し	ライフステージ 別	学 童 期 思 春 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
子どもをとりま く読書環境整 備の取り組み	おはなし会等	各図書館において、乳幼児、小学生を対象とした絵本の読み聞かせやおはなしなどを通じて、図書館を身近に感じ、絵本などに親しむ機会を提供します。	読書振興課		○	○	○	○			2-1(1)			○	○	
小学校体験学 習の推進	小学校体験学 習推進事業	各小学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動等、児童や学校、地域の実情等をふまえ、地域資源を活用した体験プログラムを実施します。	学校教育課				○					③				
中学校体験学 習の推進	中学校体験学 習推進事業	各中学校におけるキャリア教育で捉えなおした特色ある教育活動や体験活動のさらなる活性化を図り、生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた基礎的・基本的な知識・技能の習得ならびに、それらを活用する力の育成をめざします。	学校教育課					○				③				
人権教育啓発 推進事業	人権・平和の集 い	こども(園児・児童・生徒)、保護者・市民・教職員を対象に、人権・平和の集いを開催します。	学校教育課			○	○	○					①			
—	水道出前教室	小学4年生を対象に、水道への関心を深め、水道水が安全な飲み物であると理解してもらうことをねらいとして、実験器具の貸出及び学習資料の提供を行い、視聴覚教材(局作成 YouTube 動画)の活用で教員の指導のもと、実験を実施。	上下水道局 経営企画課				○					③				
常時啓発事業	若者向け選挙 啓発事業「選挙 はじめまして」	豊中市内の学校(小学校、中学校、高等学校、支援学校、専門学校、短期大学、大学など)に通う児童・生徒などを対象に、「主権者教育」や「政治的教養を育む教育」に役立つ出前授業や選挙用品の貸出しなどを実施しています。	選挙管理委 員会事務局				○	○	○			③				
とよなか産業 フェア	とよなか産業フ ェア 「しごと体験・展 示コーナー」	市内の企業や個人事業主の魅力を市民の皆様に知っていただく「とよなか産業フェア」において、和菓子づくり体験やアナウンサー体験などの仕事を体験するコーナーを実施します。	産業振興課		○	○	○				1-2(1)	③	②	○	○	
とよなか産業 フェア	とよなかオー プンファクトリー	市内の企業を訪問し、ものづくりやおしごとの現場を体験・体感していただく「とよなかオープンファクトリー」において、食品添加物の工場見学・実験や調剤機器等の工場見学などを実施します。	産業振興課				○				1-2(1)	③	②	○		

施策展開 (3) こども・若者に対する情報発信や意見表明の機会確保

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
			課(施設)	出 産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフステージ を通し	ライフステージ 別	学 童 期 思 春 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
「子育て・育 て支援行動計 画」の推進	子どもの社会 参加の促進	豊中市子ども健やか育み条例に基づき実施する施策等について、こどもが意見表明することができるよう、施策の情報や意見表明する機会の提供を推進します。	こども政策 課		○	○	○	○	○	○		③	①	○	○	
公立こども園 支援事業	子どものつば き展	こどもが日ごろ大人や友達を関わり成長する中で、様々な気持ちや思いを、仕草や言葉などで表現していることを「つばき」と捉え、代表的なものを展示しています。	こども事業 課		○	○							①			
中学校体験学 習の推進	中学生シンポ ジウム	中学校全18校の代表生徒が集まり、生徒会活動の充実に向け、現状や課題等について発表と意見交換を行います。	学校教育課					○				③				
成人式	成人式企画 委員	「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」ことを目的として、市が主催する成人式式典について、当日の「誓いの言葉」をはじめ式典内容について主体的に関わり企画してもらう。	社会教育課							○						

○施策の柱１－３ こどもの居場所づくり

施策展開（１） こどもが安心して過ごせる家庭づくりの支援

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年	若者			ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期	学童期・思春期	子育て当事者への支援
教育相談業務	家庭教育支援チーム	家庭教育支援の充実のために、庄内コロボセンター「こども・教育総合相談窓口」及び「子育て支援センターほっぺ南部分室」を文部科学省「地域における家庭教育支援基盤構築事業」の「家庭教育支援チーム」として位置づけ、はぐくみセンター内各課や学校関係機関と連携を図り、支援が必要な家庭に寄り添った相談対応を行います。	こども支援課 児童生徒課	○	○	○	○	○	○		1-4(3)		③		○	②

施策展開（２） 学校を拠点とした放課後の児童の居場所づくり

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年	若者			ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期	学童期・思春期	子育て当事者への支援
放課後等の児童の居場所づくり事業	放課後等の児童の居場所づくり事業（校庭開放）	こどもたちが放課後、安全に安心して過ごすため、小学校の校庭などを開放した居場所づくりを実施します。	学び育ち支援課				○					②	②		○	②
放課後こどもクラブ施設管理 放課後こどもクラブ運営	豊中市放課後こどもクラブ事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない本市に居住する小学校及び義務教育学校の第4学年（支援学級在籍児童は第6学年）までの児童並びに本市に居住する特別支援学校小学部の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を与え、こどもの状況や発達段階をふまえながら、その健全な育成を図ります。	学び育ち支援課				○				2-4(1)	②	②		○	④

施策展開（３） 地域におけるこどもが安心して、安全に遊びや学習等の活動が行える機会（場）の提供

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年	若者			ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期	学童期・思春期	子育て当事者への支援
男女共同参画推進センターすてっぷ施設運営管理	市民活動のネットワークの形成・交流	子育て中の母親・父親に対して地域のつながりを持つ機会の提供や、すてっぷのロビーを利用している若年層に着目し学習スペースを提供するとともに、地域の若年者の集まる場所としての施設認知度の向上を図ります。	人権政策課（とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ）		○	○	○	○	○	○	2-1① (1)		②		○	②④
子どもの居場所づくりの推進	こどもの居場所ネットワーク事業	こどもの未来応援及び地域包括ケアシステムの考え方をふまえ、地域ごとにこどもの居場所コーディネーターを配置し、学校を核としたセーフティネットの仕組みづくりを行います。	こども支援課				○	○	○				④⑥		○	②④
子どもの居場所づくりの推進	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。	こども支援課				○	○	○			①	④⑥		○	②④

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						関連 施策	重点 施策	こども大綱				
			課(施設)	出産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者		ライフ ステージ を通し	ライフ ステージ 別 支援 期 間 の 対 象 年 齢	学 童 期 ・ 思 春 期	青 年 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
子どもの居場所づくりの推進	豊中型認定居場所事業補助金	こどもが無料または低額で利用できるこども食堂や学習支援等の居場所の提供を豊中市内で行う団体・法人等に対し、こどもの見守り体制の強化を図り、児童虐待を未然に防止することを目的に補助を行います。	こども支援課				○	○	○		①	④⑥		○	○	②④
学校体育施設開放事業	学校体育施設開放事業(遊び場開放)	こどもの健全育成や市民の健康・体力づくりの一環として、市立学校の体育施設を市民に開放します。	学校施設管理課		○	○	○									
青年の家いぶき主催事業	自習室開放事業	学習支援の一環として、自習室を設置します。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)				○	○	○	○						
蛸池公民館施設運営 庄内公民館施設運営 千里公民館施設運営 中央公民館施設運営	夏休み自習室開放	各公民館(中央、蛸池、庄内、千里)において、夏休み期間に小学生から高校生の児童生徒を対象に自習室を開放します。	中央公民館				○	○	○			①		○		②
いぶき主催事業	子どもの居場所づくり事業	こどもたちが学校教育だけでは養えない社会的に自立する力を育み、また青少年が健やかな成長と社会的自立を図るため、週末の土曜日・日曜日に様々な体験活動や交流を図れる事業を実施し、社会教育的観点から知性・情操性・社会性・自主性を身につけることをめざしていく場を創出・提供します。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)				○	○	○	○		②		○		
いぶき主催事業	図書活動	ほんのひろばを地域に開放し、貸し出し、自由閲覧、つくってあそびなど、図書に親しむ機会を提供します。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)		○	○	○	○	○	○	2-1(1)	②				
放課後等の児童の居場所づくり事業	放課後・土日の学習支援 放課後等の児童の居場所づくり事業(放課後の学習支援)	生徒一人ひとりの状況に応じた学力向上のための学習支援・学びの場を提供するため、放課後や土日曜を活用しながら自宅学習を支援する取組を行います。	中央公民館 学び育ち支援課				○	○				②		○		②

○施策の柱1－4 こどもの悩みや不安に対する相談及び支援

施策展開(1) こどもの相談窓口体制の充実

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						関連 施策	重点 施策	こども大綱				
			課(施設)	出産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者		ライフ ステージ を通し	ライフ ステージ 別 支援 期 間 の 対 象 年 齢	学 童 期 ・ 思 春 期	青 年 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
家庭児童相談事業	こどもの相談支援ネットワーク会議	関係機関同士の緊密な連携のため、定期的に情報共有の機会を持って関係機関同士の顔の見える関係づくりを構築し、支援の困難事例に対するスキルアップ・課題の共有を図ります。	こども支援課	○	○	○	○	○	○		2-3(1)					
人権教育啓発 関連事業 こども総合 相談事業	こどものための相談窓口の周知	市や教育委員会、府などの関係機関で行っている相談窓口(いじめや友達の悩み・不登校の悩み等)について、様々な手法を用いてこどもへの周知を図ります。	学校教育課 こども政策課 こども支援課				○	○	○		①	④⑥⑦		○		①④

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年	若者			ライフステージ別				
													ライフステージを通し	誕生前・幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者への支援
こども総合相談事業	こども総合相談窓口	0歳から18歳になるまでのこどもと家庭にかかわる様々な相談を24時間365日お聞きし、課題の整理をお手伝いしながら、必要な情報を提供したり、問題解決に向けて一緒に考えたりする窓口です。	こども支援課	○	○	○	○	○	○	○		①					
こども総合相談事業	こどもの相談支援ネットワーク会議	関係機関同士の緊密な連携のため、定期的に情報共有の機会を持って関係機関同士の顔の見える関係づくりを構築し、支援の困難事例に対するスキルアップ・課題の共有を図ります。	こども支援課	○	○	○	○	○	○		2-3(1)	①					
こども総合相談事業	こども専用フリーダイヤル(とよなかっ子ダイヤル)	18歳になるまでのこどもが友だちやおうちのことなどどんな内容でも相談できる無料の電話相談です。 夜間や休日にも相談を受けられるよう24時間365日電話受付しています。	こども支援課			○	○	○	○			①					
こども総合相談事業	こども専用チャット相談(とよなかっ子ライン)	LINEアプリもしくは豊中市立小中学校児童生徒配布タブレットにおいて、18歳未満のこどもを対象にした心の悩み相談及び豊中市がこども向けに開設している相談窓口案内や、こどもの育ちに役立つ情報等の配信を行う。	こども支援課				○	○	○			①					
教育相談業務	こども・教育総合相談窓口	18歳になるまでのこどもと家庭にかかわる様々な相談をお聞きます。特に学習や学習環境に関するお悩みや問い合わせをお聞きます。	こども支援課 児童生徒課		○	○	○	○	○		1-4(3)	③		○		②	

施策展開(2) こどもの悩みへの支援の推進

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
			課(施設)	出産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフ ステージ を通し	ライフステージ別			
														誕生 前 ～ 幼 児 期	学 童 期 思 春 期	青 年 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
精神保健事業	思春期のこころ	ミュージック編では、若年層の自殺対策として実施しています。問題や悩みを抱えても一人で抱え込まず、身近な大人や相談機関に助けを求めることができるよう、ミニ講座とライブ演奏を通して、援助希求行動の促進について啓発します。 ガイドブック編では、ガイドブックの配布と思春期メンタルヘルス授業をセットで行い、生徒自身がこころの状態に気づくことや、援助希求行動の促進、相談窓口の周知など行っています。	医療支援課						○				③ ⑦		○		
精神保健事業	こころの体温計	うつ病・自殺対策として実施しています。インターネットを利用した、メンタルセルフチェック。今のこころの状態をチェックし、判定画面に簡単なアドバイスと相談窓口を案内しています。	医療支援課	○	○	○	○	○	○	○	2-2(2)		③ ⑦	○	○	○	
精神保健事業	こころの健康相談	不登校・ひきこもりの相談や、発達障害その他こころの不調や精神症状等に関する相談に対応しています。早期回復により、学校や社会生活に復帰できるように支援します。	医療支援課						○	○	○	2-3(1)		③ ⑦		○	○
生徒指導支援事業	青少年相談活動	学齢期の児童生徒のいじめ・問題行動等の問題について、専門相談員が学齢期の児童生徒本人やその保護者からの相談を受け、問題解決にむけて支援します。	児童生徒課					○	○				⑦		○		②
スクールサポーター配置事業	スクールサポーター配置事業	小・中学校及び義務教育学校にスクールサポーター(大学生等)を配置し、配慮を要する児童・生徒に対して心理面等の状況に応じてサポートを行います。	児童生徒課					○	○				② ⑤		○		

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
			課(施設)	出 産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフステージを通し	ライフステージ別 学童期・思春期 学童期・思春期 学童期・思春期	青年期	子育て当事者への支援
スクールソーシャルワーカー活用事業	豊中市スクールソーシャルワーカー活用事業	いじめ・不登校・暴力行為及び児童虐待など児童生徒の様々な課題に対応するため、社会福祉に関して高度な専門的知識を有し、相談支援活動経験のある人材を、スクールソーシャルワーカー(SSW)等として全小学校及び義務教育学校に配置、並びに中学校に事案対応派遣を行います。	児童生徒課				○	○					④ ⑥	○		②
スクールカウンセラー活用事業	スクールカウンセラー配置事業	学校における教育相談体制の充実を図るために、学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置し、児童生徒のいじめ・不登校・問題行動等の解決を図ります。	児童生徒課				○	○					③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	○		②
創造活動(不登校支援)	創造活動(不登校児童生徒への援助)	豊中市在住の小中学生及び義務教育学校生を対象に、家庭と学校との中間的なステーションとして、不登校状態の子どもたちに安心できる居場所を提供し、以下3点の援助活動を行っています。①不登校等の児童生徒に関する、保護者や教職員への相談援助活動 ②学生カウンセラーによる、不登校児童生徒の家庭訪問を主とした訪問援助活動 ③多様なプログラムを設け、児童生徒の興味関心を行動に移し、心の充足や体験の積み上げにより、成長をはかる自主創造活動(グループ活動)	児童生徒課				○	○					② ⑥	○		②

施策展開 (3) こどもが安心して相談できる環境づくり

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
			課(施設)	出 産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフステージを通し	ライフステージ別 学童期・思春期 学童期・思春期 学童期・思春期	青年期	子育て当事者への支援
地域福祉計画推進事業 スクールソーシャルワーカー活用事業	コミュニティソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカーとの連携会議	学校と福祉の連携のため、コミュニティソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカーとの交流会を開催し、情報共有を行うことで有効な支援につなげてきました。	児童生徒課(社福) 豊中市社会福祉協議会				○	○								
家庭児童相談事業・生徒指導支援事業	いじめ・児童虐待防止の対策	こども一人ひとりの健やかな成長とこどもを愛情深く育てることができるよう、いじめ・児童虐待を許さない地域社会づくりの推進のため、いじめ防止対策や児童虐待の防止・早期発見などに取り組みます。	こども安心課 児童生徒課				○	○	○	○			① ②	○		
豊中市いじめ防止基本方針の推進	豊中市いじめ防止基本方針の推進	いじめに関する関係機関との連携を目的とした「豊中市いじめ問題対策連絡協議会」等を設置・運営します。	児童生徒課				○	○			1-4(2)		⑦	○		②

施策展開 (4) 支援を届ける環境づくり

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
			課(施設)	出 産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフステージを通し	ライフステージ別 学童期・思春期 学童期・思春期 学童期・思春期	青年期	子育て当事者への支援
国際交流センター施設運営管理	子どもサポート事業	子どもの権利条約の具現化を念頭に、すべてのこどもの権利の保障に向けて取り組みます。多文化こども保育や外国にルーツを持つ子どもが母語や文化を学ぶことを通じて仲間と出会う場づくりを実施します。また、日本語・学習支援を通じた居場所づくりを行っています。	人権政策課(とよなか国際交流センター)		○	○	○	○	○	○		③	②	○	○	○

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						関連 施策	重点 施策	こども大綱				
			課(施設)	出 産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者		ライフステージを通し	ライフステージ別 学童期・思春期 学童期・思春期 学童期・思春期	学童期・思春期 学童期・思春期 学童期・思春期	学童期・思春期 学童期・思春期 学童期・思春期	子育て当事者への支援
国際交流センター施設運営管理	多文化共生推進事業	外国人、日本人が相互の文化を学びあい、理解を促す取組を様々なテーマで実施します。	人権政策課 (とよなか国際交流センター)						○	○		②				
国際交流センター施設運営管理	多文化子どもエンパワメント事業[若者支援]	15歳以上の外国にルーツを持つ若者を対象とした活動を行っています。若者が無条件に集うことのできる場を設けることで安心して参加できる居場所の機能を果たすほか、相談対応や日本語指導を行います。(2021年より指定管理事業「子どもサポート事業」として実施)	人権政策課 (とよなか国際交流センター)					○	○	○		③				
屋内体育施設運営管理指定管理委託料	障害児チャレンジスポーツ	3歳～17歳の障害があるこどもを対象に、運動遊びを通して、体を動かす楽しさを体験してもらうとともに、体力の向上を図ります。	スポーツ振興課			○	○	○	○			② ⑤		○		
重層的支援体制整備事業	くらし再建パーソナルサポート事業	生活困窮者の自立に向けた相談支援に加え、就労支援や家計相談支援など包括的な支援を行うため、総合相談窓口を直営の地域就労支援センターに併設しています。また複雑な課題を有するケースは専門家によるチーム支援を行う「くらし再建パーソナルサポートセンター@いぶき」、アウトリーチが必要なケースはコミュニティソーシャルワーカーと連携した支援ができる「くらし再建パーソナルサポートセンター@社協」の3機関による直営＋委託方式により運営しています。また、困窮者の早期発見、早期支援につなげるために、庁内の関係部局との連携を図っています。	くらし支援課						○	○	2-3(4)	④				
社会福祉事業基金	社会福祉事業基金	広く市民の方からの寄付を受け、積み立て運用し、こどもの福祉にかかわる施設整備(認定こども園の建設費用や修繕費用)や事業に要する費用に充て、社会福祉の充実に努めます。	地域共生課		○	○					1-4(4) 2-3(4)			○		
障害児福祉計画の推進	障害児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援があり、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を行います。	おやこ保健課		○	○	○	○	○							
児童発達支援センター施設運営	発達支援・障害児支援者研修	保育所、幼稚園、こども園等の就学前施設及び市立小・中学校の教員等を対象にこどもの発達や障害について、早期の気づきから発達支援につなげ、こどもの育ちを支えることを目的とした研修を行います。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)		○	○	○	○				⑤				
障害児福祉計画の推進	医療的ケア児支援連絡会議	医療的ケア児が、どのライフステージにおいても、地域で主体的に生活できるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育を担当する機関が緊密に連携します。	おやこ保健課		○	○	○	○	○							
こども療育相談事業	こども療育相談	発達に課題のある児童の課題整理や解決への支援方法を作業療法士や言語聴覚士等の専門職が相談に応じ、ご本人やご家族と検討をします。必要に応じて児童が所属する施設内での支援方法などの助言も行います。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)		○	○	○	○	○		2-3(4)	⑤				
児童発達支援事業等民間委託	児童発達支援センター児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業	児童福祉法に基づく児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業で、障害や発達に課題のある小学校2年生までのこどもに対して、生活習慣の獲得や親子関係を基本とした人間関係の土台づくりを行います。高校生相当年齢に対して、生活環境の広がりにあわせた社会的技能を習得し、就労をはじめとした成人期における自分の望む生活スタイルの準備を支援します。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)		○	○	○		○		2-3(4)	⑤				

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
			課(施設)	出 産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフ ス テ ー ジ を 通 し	ライフステージ別			
														誕生 前 ～ 幼 児 期	学 童 期 思 春 期	青 年 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
診療・看護・訓練	児童発達支援センター診療事業	身体障害や発達に課題のあるこどもに対し、医学的な見立てを行い、必要に応じて、発達検査や医学的処置等を行います。また、医師の指示に基づき理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による医学的リハビリテーションを実施します。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)		○	○	○	○	○		2-3(4)		⑤				
公立こども園施設運営	家庭支援推進保育事業	入所児童に対して、家庭環境に配慮したきめ細やかな保育を行います。	こども事業課		○	○					2-3(4)						
認定こども園等教育・保育推進	障害児保育	こどもの実態を把握し一人ひとりの状況に応じながら統合保育を原則とした障害児保育を行います。	こども事業課		○	○							⑤				
母子父子福祉センター施設運営管理	母子父子福祉センター事業	ひとり親家庭及び寡婦に対する各種相談、生活及び生業の指導、就労支援などの講習会、日帰りレクリエーション等の事業及び必要な場所の提供を行います。 (ひとり親家庭 学習支援教室) 豊中市在住のひとり親家庭の中学・高校生に対し、大学生等の講師が自習形式で個人に合った勉強を指導します。また勉強のサポートだけにとどまらず、一緒に将来について考える時間を持ったり、悩みを打ち明ける場であったり、みんなでレクリエーションを行ったり、学校や塾とは違う学習の場を提供します。 (相談員による相談ほか) 母子父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭全般の悩みについて相談員が対応し、必要に応じて行政の支援施策へつないでいます。そのほか、日帰りレクリエーション等の事業及び必要な場所の提供を行います。 (弁護士等相談) 養育費の未払いや増額、別居している親子の面会交流、子育て、その他の様々な家庭内の悩みごとについて弁護士による法律相談並びに養育費等の専門相談員による相談を実施しています。離婚前の相談にも応じています。 (就業支援講習会等事業) ひとり親家庭の母または父ならびに寡婦の自立のため、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための講習会を実施します。休日に開講する等、就労中のひとり親家庭の母等の実態・ニーズをふまえて実施しています。	子育て給付課	○	○	○	○	○	○	○	2-3(4)					○	④
認定こども園等入園	保育施設への入所	被虐待児童家庭への支援のため、優先的な保育施設入所に配慮します。(児童虐待防止法 13 条の 2)	子育て給付課		○	○					2-3(4)						
奨学金事務	奨学金事務	修学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のために、高等学校等の修学が困難な者に対し、奨学費を貸し付けています。	学務保健課							○	2-3(4)		④		○		①
課題別講座	公民館講座 課題別講座 地域で育ちを考える学習会	貧困問題をはじめ、子どもたちを取り巻く環境が厳しさを増す中、子どもの人権について考えます。今回は児童養護施設の取り組み方やその中でのこどもたちの思いやその背景を知ることから、こどもに関わる視点や地域としての課題、望まれる支援策等について考える機会として実施します。(蛭池公民館実施)	中央公民館		○	○	○	○	○		2-3(4)		①				②
中学校夜間学級補食提供事業	中学校夜間学級補食事業	中学課程の修得をめざしている生徒の健康保持と就学奨励を図るために補食(パンと牛乳)を実施します。 ※1.義務教育の年齢(満 15 歳)を超えている人が入学対象	学校給食課							※	○		②			○	
通訳派遣事業	通訳派遣事業	帰国・渡日してくる児童・生徒、また、保護者の様々な状況に対応するため、学校等へ通訳者の派遣を行います。	学校教育課					○	○								

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
			課(施設)	出産 前	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフ ステージ を通し	ライフ ステージ 別 青年 期	学 童 期 思 春 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
国際教室	国際教室	帰国・渡日児童生徒に、学校の学習支援や日本語の読み書きを指導するとともに、様々な国から来たこどもたちが交流し様々な文化を学びます。	学校教育課				○	○								
在日外国人教育推進事業	在日外国人教育推進協議会	在日外国人教育基本方針に基づき在日外国人教育の推進について連絡・調整を行います。	学校教育課				○	○								
進路選択支援事業	進路選択支援事業	進学意欲がありながら、経済的な理由により就学が困難な生徒に対して、相談・助言を行い、積極的に自己の進路を考え、将来に対する展望がもてるよう支援します。豊中・蛍池の両人権平和センターにおいて実施します。	学校教育課					○	○		2-3(4)					
学校支援事業	障害児教育推進事業	障害等支援が必要なこどもの教育環境の充実を図ります。	児童生徒課				○	○					⑤		○	②
学校支援事業	支援教育事業	支援教育を進めるため、教職員を対象とした研修会や巡回相談を行います。	児童生徒課				○	○					① ⑤		○	②
寄り添い型学習支援事業	寄り添い型学習支援事業	「生活困窮者自立支援法」の趣旨に基づき、経済的等の困難を抱える中学3年生及び義務教育学校9年生に対して、義務教育終了後も必要となる自学自習力をはぐくみ、自らの進路を切りひらくことができるよう、学習の場を提供します。	児童生徒課					○			1-3(3)		② ④		○	②
家庭児童相談事業	ヤングケアラー専用相談窓口	ヤングケアラーの当事者やまわりの大人、関係者からの相談を受け付け、ケースに応じた支援へとつなげていく相談窓口を設置しています。	こども安心課		○	○	○	○	○		1-4(1)		⑥	○	○	

○施策の柱1－5 若者の自立支援

施策展開(1) 若者支援に係る相談・支援機能の充実

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
			課(施設)	出産 前	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフ ステージ を通し	ライフ ステージ 別 青年 期	学 童 期 思 春 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
いぶき主催事業	若者支援総合相談窓口等事業	社会的支援を要する若者にかかる相談に応じ、支援機関の紹介や必要な情報提供、助言などコーディネートを行い、若者の自立を支援します。 包括的な支援を要する相談には支援プログラムを作成し、関係支援機関等への支援調整など必要な支援を実施します。 高校生世代の若者の義務教育課程の学び直し(いぶき学習支援事業)や学校出張相談も行っています。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき) くらし支援課						○	○	1-4(4) 2-3(4)					○

施策展開(2) 支援ネットワークの強化

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
			課(施設)	出産 前	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフ ステージ を通し	ライフ ステージ 別 青年 期	学 童 期 思 春 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
若者支援事業	豊中市子ども若者支援協議会	多機関・多職種による包括的な支援ネットワークを作り、多様で重層的な課題を有する若者への支援を行います。	くらし支援課						○	○			④			○

施策展開 (3) 居場所など社会的自立に向けた取組みの強化

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
			課(施設)	出産前	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	小学生	中学生	高校生 相当年	若者			ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者への支援
若者支援事業	高校生世代のひきこもり未然防止事業(ユースホーム事業)	高校生世代の若者がひきこもりとならないよう、前段階の若者に安心して過ごせる居場所を提供し、就学や就労など、社会的に自立ができるよう支援を実施します。	くらし支援課						○		1-3(3)		④		○		② ④
青少年自然の家施設運営管理	ユースチャレンジキャンプ	ひきこもり若しくはひきこもり経験のある無業の若者を対象として、青少年自然の家において4泊5日の生活・就労合宿訓練を行い、自然環境の中での原始的労働や集団生活において自尊感情や自己肯定感を高め、仲間を意識することで協調性を養うとともに社会貢献活動への参加のきっかけを作ります。	社会教育課						○	○	1-4(4)						

＜施策の柱2 子育て支援＞

○施策の柱2－1 地域の子育て環境の整備

施策展開 (1) 身近に集える地域の子育ち・子育て支援の拠点（場）の活用

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				子育て 当事者への 支援
				出産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフ ステージ を通し	ライフ ステージ 別 支援 対象 年齢	学 童 期・ 思 春 期	青 年 期	
重層的支援体 制整備事業	地域子育て支 援センターの運 営	地域の子育て支援拠点として、子育て相談、情報提供、ボランティアグループの活動の支援、遊びや交流の場などを提供する地域子育て支援センター等の施設をおおむね1中学校区に1カ所設置します。 また、子育て支援センターほっぺが地域子育て支援拠点を総括する中核的な施設として、こどもの視点に立ったこども施策の企画調整を行います。	こども事業課 こども支援課 (子育て支援センター)	○	○	○					2-1(3)		-	○			②
重層的支援体 制整備事業	遊びの場の提 供	気軽な集いの場として、子育て支援センターほっぺ・南部分室にて、プレイルールの開放を行います。	こども支援課 (子育て支援センター)	○	○	○						① ②	-	○			②
重層的支援体 制整備事業	年齢別講座等	子育て支援センターほっぺ・南部分室において、妊婦及び就学前の保護者を対象に、子育て相談を行ったり、親子のふれあい遊びの場と情報を提供します。	こども支援課 (子育て支援センター)	○	○							① ②	-	○			②
私立認定こども園等運営助成	地域活動事業	施設型給付施設等(こども園、保育所等)において、就学前児童を対象に園庭開放、誕生会、発育測定、高齢者との世代間交流、育児講座、赤ちゃんサークル等を行います。	こども事業課		○	○				○	2-2(2) 2-3(1)		②	○			②
重層的支援体 制整備事業	こども園地域活動事業	公立こども園において、就学前児童を対象に園庭開放、誕生会、発育測定、高齢者との世代間交流、育児講座、赤ちゃんサークル等を行います。	こども事業課		○	○				○	2-2(2) 2-3(1)		②	○			②
私立幼稚園振興助成金	私立幼稚園教育振興・子育て支援事業	私立幼稚園が幼児教育の充実推進事業と、子育て支援事業を実施することで、地域の幼児教育支援センター的な役割を担います。	こども事業課		○	○											②
庄内公民館施設運営 千里公民館施設運営	保育室開放	千里公民館において週5回、庄内公民館において週1回、就学前の親子を対象に保育室を開放します。	中央公民館		○	○							-	○			-
蛸池公民館施設運営 庄内公民館施設運営 千里公民館施設運営 中央公民館施設運営	公民館登録グループ(子育てグループ)の支援	各公民館(中央、蛸池、庄内、千里)において、公民館登録グループとして、子育てグループの活動場所を提供します。	中央公民館		○	○	○	○	○				-	-			②
—	外国人親子の交流の場づくり	とよなか国際交流協会に協力し、絵本の読み聞かせや図書館利用を体験する外国人親子の集いの場づくりを提供し、図書館の多文化サービスの促進を図ります。	読書振興課		○	○	○	○	○		1-4(4) 2-1(1) 2-3(4)	②	②	○	○		②
—	子育てサロン	小学校区単位に月1～2回、子育て中の親子の交流や情報交換の場づくりを行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会		○								③	○			②
地域連携事業	子育て支援に関するイベントや講座の実施	親子で参加することのできるイベントや保護者(妊娠中を含む)を対象にした子育てに関する講座を多数実施することで、子育てしやすい地域の環境づくりをめざします。	地域連携課	○	○						2-1(3)		-	-			②

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
			課(施設)	出 産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフ ステージ を通し	ライフ ステージ 別 学 童 期・ 思 春 期	学 童 期・ 思 春 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
重層的支援体 制整備事業	マイ子育てひろ ば	市在住の未就学児の保護者や妊婦が子 育て支援施設に利用者登録し、より気軽 に子育て支援施設の子育て相談や、イベ ント、園庭開放を利用できる取組みを実施 しています。	こども支援 課 (子育て支 援センタ ー) こども事業 課	○	○	○						① ②		○		②
図書館活動・す べての人への 資料提供事業	もぐもぐ広場	市図書館にお弁当などを持ち込んで飲食 ができるスペースを設置し、小さなこども連 れの保護者も安心して利用できる環境の 整備に取り組んでいます。	読書振興課	○	○	○	○	○	○	○						

施策展開 (2) 地域子育て・子育てネットワークの充実

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
			課(施設)	出 産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフ ステージ を通し	ライフ ステージ 別 学 童 期・ 思 春 期	学 童 期・ 思 春 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
—	子育て支援ネッ トワーク事業	小学校区単位の子育てサロンの開催、子 育てボランティアの派遣を行います。 【市補助事業】	(社福)豊中 市社会福祉 協議会		○	○					2-1(1)		③	○		②
重層的支援体 制整備事業	地域福祉ネッ トワーク会議(こ ども部会)	こども支援課が、地域福祉ネットワーク会 議のこども部会の事務局を担い、コミュニ ティソーシャルワーカーとともに各小学校 区の地域支援活動を推進するために、園 域連絡会を開催し、関係機関や団体との 連携を図ります。	こども支援 課		○	○					2-1(1)	① ②		○		②
重層的支援体 制整備事業	公民協働事業	「みんなあつまれわくわくランド」など公民 が一体となり、地域の親子へ子育て情報 の提供とともに、遊びの場を提供します。	こども支援 課 (子育て支 援センター)	○	○	○						②				
民生・児童委員 協議会	民生・児童委員 活動 主任児童委員 活動	こども支援課をはじめ地域の関係機関・団 体等と連携・協働し、見守りや支援活動を 進めます。	地域共生課		○	○	○	○	○	○	2-1(1)		⑦	○	○	②
—	小地域福祉ネッ トワーク活動	校区福祉委員会において見守りや声かけ 活動を行うとともに、子育てサロン等の子 育て支援事業の充実を図ります。 【市補助事業】	(社福)豊中 市社会福祉 協議会		○	○	○	○			2-1(1)		③	○		②

施策展開 (3) 地域の多様な人材の育成・連携を強化した地域教育力の向上

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
			課(施設)	出 産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフ ステージ を通し	ライフ ステージ 別 学 童 期・ 思 春 期	学 童 期・ 思 春 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
更生保護事業	豊中地区 BBS 会活動	様々な問題を抱えるこどもと交流し、立ち 直りを支援したり、レクリエーション活動や 非行防止活動などを行います。	地域共生課					○	○	○			① ②		○	
青少年団体の 事業補助	青少年団体連 絡協議会	青少年団体相互の連絡及び情報交換を 行います。	社会教育課 (青少年交 流文化館い ぶき)						○	○						
子どもをとりま く読書環境整 備の取り組み	子育て支援セ ンターほっぺ・ 地域子育て支 援センター・社 会福祉協議会 との連携・協力	図書館による団体貸出や絵本講座など、 こどもとその保護者が読書に親しむための 機会を関係機関と連携して提供します。	読書振興課		○	○					2-1(2) 2-1(3)	②			○	

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
			課(施設)	出産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフ ステージ を通し	ライフ ステージ 別 学 童 期 ・ 思 春 期	学 童 期 ・ 思 春 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
子どもをとりま く読書環境整 備の取り組み	子ども文庫活 動の支援と協 力・連携	個々のこども文庫に対して、資料の団体貸 出、こどもの本に関する情報、文庫活動に 役立つ情報の提供を行います。また、豊中 子ども文庫連絡会との共催事業を通じて、 こどもの読書の大切さについて保護者や 地域の大人の理解を深める取組みを推進 します。	読書振興課		○	○	○	○	○		2-1(1) 2-1(3)	②			○	
子どもをとりま く読書環境整 備の取り組み	子ども読書活 動推進計画の 推進	図書館が中核となって、家庭・学校・地域 との連携を図り、こどもの読書環境の整備 を進めます。	読書振興課		○	○	○	○	○		2-1(3)					
子どもをとりま く読書環境整 備の取り組み	子ども読書活 動連絡会	子ども読書活動推進連絡協議会を発展さ せ、市民、関係部局、関係機関からなる 「子ども読書活動連絡会」を立ち上げ、全 市的、多角的に、こどもの読書環境の見守 りを行います。	読書振興課		○	○	○	○	○		2-1(3)					
—	青少年健全育 成会	各中学校区及び義務教育学校区での青 少年の健全育成活動を通じて、家庭や地 域における教育力の向上を図るとともに、 地域における子育て支援の強化を進めま す。	児童生徒課				○	○					① ⑦		○	②
子ども見まも り事業	学警合同補導・ 巡視及び広報 活動	各関係機関・団体と連携し、市内の危険箇 所や書店等への立ち入り調査並びに交通 安全指導等を行うとともに、広く市民への 啓発広報活動を行い、青少年の健全育成 を図ります。	児童生徒課				○	○					① ⑦		○	②
地域教育協議 会(すこやかネ ット)	地域教育協議 会(すこやかネ ット)	中学校区に設置された地域教育協議会の 活動を通じて、学校・家庭・地域の三者連 携を充実し、地域における総合的な教育 力の向上をめざした活動を展開します。	学び育ち支 援課		○	○	○	○			2-1(2)		②		○	②
—	高齢者による 有償育児支援 サービス	小学校の放課後やこども園等で見守りな どの支援を実施しています。 【団体自主事業】	(公社) 豊 中市シルバ ー人材 センター		○	○	○	○	○							
青少年団体の 事業補助	青少年活動指 導者の養成	青少年団体のリーダーや野外活動ボラン ティアが青少年活動の指導者として必要な 知識や技能を習得するために、青少年指 導者人権研修を行います。	社会教育課 (青少年交 流文化館い ぶき)						○	○						

○施策の柱2-2 子育てに必要な情報提供等

施策展開 (1) はぐくみセンターを中心とした利用者支援体制の充実

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
			課(施設)	出産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフ ステージ を通し	ライフ ステージ 別 学 童 期 ・ 思 春 期	学 童 期 ・ 思 春 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
重層的支援体 制整備事業(お やこ保健課)	利用者支援事 業 (母子保健型)	妊娠から子育て期にわたる総合的な相 談対応を行います。必要に応じて、医療機 関、地域の子育て支援事業や、教育・保育 施設の利用について情報提供しています。	おやこ保健 課	○	○	○							③	○		
重層的支援体 制整備事業	利用者支援事 業 (基本型)	子ども・子育て関連3法の円滑な施行をめ ざし、認定こども園、幼稚園、保育所など の教育・保育施設や地域の子育て支援事 業の利用にあたっての相談対応を行います。	こども支援 課 (子育て支 援センター)	○	○	○						① ②		○		
認定こども園 等入園	利用者支援事 業 (特定型)	子ども・子育て関連3法の円滑な施行をめ ざし、認定こども園、幼稚園、保育所など の教育・保育施設や地域の子育て支援事 業の利用にあたっての相談対応を行います。	子育て給付 課	○	○	○										

施策展開 (2) 子育てに関する情報発信の充実

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
			課(施設)	出産 前	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフステージ を通して	ライフステージ 別 別 期	学 童 期・ 思 春 期	学 童 期・ 思 春 期	子 育 く 当 事 者 へ の 支 援
外国人向け市 政案内・相談窓 口	外国人向け市 政案内・相談窓 口	外国人向け市政案内・相談窓口に外国語 (英語・中国語・その他言語も対応可)ので きる相談員を配置し、来庁する外国人に基 本的な行政(サービス)情報を適切に提供 するほか、担当課への案内、手続きにかか る通訳、その他相談に応じます。	人権政策課	○	○	○	○	○	○	○	2-3(4)		① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	○	○	○	① ② ③ ④
広報とよなか 等の発行	広報とよなかの 発行	子育て・子育てに関する特集やお知らせの 記事を掲載します。また、未就学児を対象 にした記事には「こども」マークを付け、より 探しやすいとしています。	広報戦略課	○	○	○	○	○	○	○			① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	○	○	○	① ② ③ ④
外国人向け市 政案内・相談窓 口	外国人向け市 政案内情報の 発行	外国人に関わりが深いと思われる市政情 報(乳幼児予防接種や相談窓口、催しな ど)を毎月8言語(英語、中国語、韓国朝 鮮語、ベトナム語、ネパール語、スペイン 語、インドネシア語、タイ語)で発行します。	人権政策課	○	○	○	○	○	○	○	2-3(4)		① ② ③ ④	○	○	○	① ② ③ ④
「子育て・子育 て支援行動計 画」の推進	子育て・子育て て応援アプリ「と よふあみ」	子育て・子育てに関する情報発信の充実 を推進することに加え、妊娠・出産・育児ま での関連情報を一元化して発信するアプリ 「子育て・子育て応援アプリ」とよふあみ」 を作成し、その円滑な運営管理を行います。	こども政策 課	○	○	○								○			②
重層的支援体 制整備事業	出前講座	子育てサロン・サークル等からの依頼によ り地域に出向き、遊びや情報の提供・子育 て相談を行います。	こども支援 課 (子育て支 援センタ ー)		○	○						① ②		○			②
重層的支援体 制整備事業	情報提供の充 実	身近な地域の子育て支援の情報提供や 子育て情報冊子を発行します。また、子育 て支援をはじめ、母子保健や医療、福祉、 教育など子育てに関わる様々な情報をイ ンターネットで公開するとともに、最新情報 を定期的に更新します。	こども支援 課 (子育て支 援センタ ー)	○	○	○						① ②		○			②
公立こども園 施設運営	「食育」の取組 み	心とからだの健康、人との関わりや食を営 む力の基礎を培うことができるよう、教育・ 保育指導を行います。	こども事業 課		○	○					3-1(1)						
重層的支援体 制整備事業	「食」に関する 子育て講座	地域の子育て家庭を対象に、こども園給 食をもとに、離乳食・幼児食や手づくりおや つなどの講習を行います。	こども事業 課		○	○					3-1(1)						
公立こども園 支援事業	外国人保護者 への保育施設 入所案内等	入所時の説明や教育・保育制度の理解に 役立つように、英語版の入所案内を作成、 配布します。	子育て給付 課 こども事業 課		○	○					2-3(4)						
図書館活動・す べての人への 資料提供事業	情報提供の充 実	図書館ホームページやメールマガジンなど 多様なメディアでの情報提供を行います。 各図書館では子育てに関する図書の充 実、地域の子育て情報の提供に努めま す。	読書振興課		○	○	○	○	○	○	1-2(2)		①	○	○	○	②
—	子育てサロン情 報	インターネットを通じて、子育ての情報を提 供します。 【市補助事業】	(社福) 豊 中市社会福 祉協議会		○	○							③	○			②
教育情報化推 進事業(小学校 管理費・中学校 管理費)	保護者と学校と の連絡システム の運用	学校からの情報配信だけでなく、保護者及 び学校が双方向で情報を発信できる「保 護者と学校との連絡システム」の運用を行 います。	教育センタ ー				○	○			1-1(3)						
重層的支援体 制整備事業	子育て情報誌 「みんなで」	妊娠からこどもの健康、子育てにおける 手続きや相談窓口・支援制度の他、就学 前施設や子育て関連施設などの情報の掲 載など、子育てを応援する情報を発信し ています。	こども支援 課 (子育て支 援センタ ー)	○	○	○						① ②		○			②
重層的支援体 制整備事業	ほっぺちゃん通 信	はぐみセンター公式Xを活用して、施設の 紹介、イベントや講座の開催予定など、豊 中市の子育て支援に関する情報などをタ イムリーに発信します。	こども支援 課 (子育て支 援センタ ー)	○	○	○						① ②		○			②

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
				出 産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者への支援
インターネットを活用した情報発信等	豊中市公式LINE	豊中市の市政情報やイベント、子育て、福祉など、自分が希望する情報を受け取ったり、市役所の窓口・公共施設等の予約などをLINEを通じて行っています。	広報戦略課	○	○	○	○	○	○	○			① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	○	○	○	① ② ③ ④
コミュニケーション戦略事業	魅力発信サイト	子育てのしやすさなど、人々の暮らしの充実につながる豊中市の魅力発信に取り組めます。	魅力文化創造課	○	○	○	○	○	○	○			②	○	○	○	②

施策展開 (3) 家庭教育支援の推進

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
				出 産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者への支援
地域連携事業	子育て・子育て・親育ち事業	南部地域で子育てする親向けの講座を定期的に開催し、子育てしやすい地域をめざします(パパママ☆クラフトなど)。	地域連携課		○						1-3(1)		-	○			②
重層的支援体制整備事業	子育て講座	子育て支援センターにおいて、就学前児童の保護者を対象に子育てに関する講座を開催します。	こども支援課 (子育て支援センター)		○	○					1-3(1)	① ②		○			②
重層的支援体制整備事業	親を学ぶプログラム	親の本来持っている力を引き出し、「親」としての自信を持って子育てができるようにワークショップを行います。参加者同士が経験・交流する中で各自が様々な事に気づき、自分自身を見つめる機会とします。	こども支援課 (子育て支援センター) (こども安心課)		○	○					1-3(1)	① ②		○			②
重層的支援体制整備事業	「安心感の輪」プログラム	日常生活の何気ないこどもの姿からこどもの欲求や気持ちを理解し、こどもの安心感を育むかわりを学ぶ機会とします。	こども支援課 (子育て支援センター) (こども安心課)		○	○					1-3(1)	① ②		○			②
小学校体験学習の推進	こども園児童とのふれあい及び育ちを学ぶ機会提供	家庭科授業の中で、①こどもの育ち方・こどもへの接し方②子育てで大事にしたいことを話し、実際にこども園等でこどもと接する機会を持つこととあわせて、子育てや保育について体験し学習します。	学校教育課				○				1-3(1)		②		○		
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	ブックスタート事業「えほんはじめまして」	4カ月児健康診査時の機会を活用するなど、図書館が関係部局・市民と連携しながら、乳幼児と保護者が絵本と出会うきっかけづくりを推進します。	読書振興課		○						1-3(1) 2-2(2)		②	○			②
家庭教育支援事業	家庭教育支援事業	親学習の講座や世代間交流の実施など、様々な家庭教育に関する学習機会の提供を行います。	学び育ち支援課	○			○	○	○	○	1-2(2) 1-3(1) 2-1(3)		①	○	○	○	②

○施策の柱2－3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援

施策展開 (1) 包括的な相談・支援体制の充実

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年	若者			ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期	学童期・思春期	青年期
精神保健事業	こころの健康相談	こころの不調や精神疾患等に関して、予防から、早期発見早期対応、社会復帰に至るまでの一連の相談支援を行っています。親のうつ病自殺予防として産後うつ病の早期発見や、思春期の精神疾患の早期発見に努めています。	医療支援課	○	○	○	○	○	○	○	1-4(1)		③ ⑦	○	○	○
相談(母子保健)	妊娠・出産・子育て相談窓口	妊娠から出産、子育て、不妊・不育症、グリーフケア等幅広い相談に対応するため、関係機関との連携により、すこやかプラザ内に相談窓口を設置します。	おやこ保健課	○	○	○					3-1(1)		③	○		
相談(母子保健)	妊産婦乳幼児等電話面接相談	①妊産婦・乳幼児の保護者等の電話や窓口による健康相談に、保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師等が相談に応じます(「妊娠・出産・子育て相談窓口」とし関係機関との連携も図り対応します)。 ②妊娠や産後の体や育児状況などの経過の確認が必要と思われる対象者に対し保健師等から電話・面接による保健指導を行います。	おやこ保健課	○	○	○					3-1(1)		③	○		
児童虐待相談事業	子どもを守る地域ネットワーク	児童に係る関係機関等と連携・協働し、児童虐待の予防や早期発見及び被害児童への迅速かつ適切な対応を行うための情報共有及び対応策、関係機関職員への研修等の検討を行います。	こども安心課	○	○	○	○	○	○				⑥	○	○	
児童虐待相談事業	児童虐待相談事業	児童虐待の相談対応、支援を行います。	こども安心課	○	○	○	○	○	○				⑥	○	○	
子育て心の悩み相談事業	子育て心の悩み相談事業	保護者の子育ての悩みや不安、乳幼児の心身の発達に関する個別の相談を受けたり、親子が前向きな関係をつくる具体的なスキルを学ぶ保護者支援プログラムを実施します。	こども支援課		○	○	○									
重層的支援体制整備事業	子育て支援センターの相談事業	乳幼児の育児相談を電話や面談、訪問にて実施します。	こども支援課 (子育て支援センター)		○	○						① ②		○		②
重層的支援体制整備事業	子育て相談	子育てに関する電話相談と来所による相談を行います。	こども事業課		○	○			○							
教育相談業務	教育相談(電話相談)	こどもの心理・ことば(発音等)などに関する悩みや問い合わせについての対応を行うことを目的として、電話相談や関係機関等の紹介を行います。	児童生徒課			○	○	○					③ ⑤		○	②
教育相談業務	教育相談(来所相談)	こどもの心理・ことば(発音等)などに関する悩みについての相談に対応し、個人のより豊かな心身の成長を促すことを目的としたカウンセリングやプレイセラピー等を行います。	児童生徒課			○	○	○					③ ⑤		○	②

施策展開 (2) 自ら出向くことが困難な保護者などへの訪問型(アウトリーチ型)

支援体制の充実

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年	若者			ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期 学童期・思春期 青年期	子育て当事者の支援	
訪問指導事業 (母子保健)	妊産婦及び乳幼児(新生児含む)等訪問指導	助産師または保健師などが家庭訪問して、妊産婦や乳幼児の健康状態を観察し、ニーズに応じた保健指導や助言、受診勧奨などを行います。	おやこ保健課	○	○	○					3-1(1)		③	○		

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						関連 施策	重点 施策	こども大綱			
			課(施設)	出産 前	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者		ライフ ステージ を通し	ライフ ステージ 別 学 童 期 思 春 期 学 童 期 思 春 期	学 童 期 思 春 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
訪問指導事業 (母子保健)	地区育児相談	地域の子育てサロンやこども園などからの要望に応じて、保健師、栄養士、歯科衛生士などが地域に出向き健康相談を行います。	おやこ保健課		○	○						③	○		
訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業	生後 4 か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげます。	こども支援課 (子育て支援センター)		○							① ②	○		②
訪問事業	育児支援家庭訪問事業	養育支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭や、育児不安が高い家庭に対して、保育教諭などが家庭を訪問し、育児に関する継続相談支援を行います。	こども支援課 (子育て支援センター)		○	○	○					① ②	○		②
子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業	家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・育児における必要な支援を行います。	こども支援課		○	○	○	○	○			① ②	⑥		②

施策展開 (3) 多様な子育て支援の充実

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
				出産 前	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフ ステージ を通し	ライフステージ別			子育て 当事者への 支援
														誕生 前	幼 児 期	学 童 期 思 春 期	
相談(母子保 健)	宿泊型及び デイサービス 型産後ケア 事業	産後 1 年未満の母子に対して、心身のケ アや育児のサポート等必要な保健指導を 産後ケア事業(宿泊型及びデイサービス 型)で実施します。	おやこ保健 課		○						3-1(1)		③	○			
ファミリー・サ ポート・センタ ー事業	ファミリー・サ ポート・センタ ー事業	育児の援助を行いたい人と受けたい人か らなる相互活動を支援します。サービス内 容は、こども園等の開所前、終了後のこど もの預かり、こども園等への送迎などで す。運営は社会福祉協議会に委託してい ます。	こども支援 課		○	○	○	○	○			②	④ ⑥	○	○		② ④
子育て短期支 援事業	子育て短期支 援事業	こどもを家庭で養育することが一時的に難 しくなったときに、7 日間を限度にこども を児童養護施設等で預かる「宿泊型ショ ートステイ」と、「日帰り型ショートステイ」 を行います。	こども支援 課		○	○	○						① ②	④ ⑥	○	○	② ④
児童発達支援 事業等民間委 託	障害児一時預 かり事業	就学前の障害や発達に課題のあるこども について、保護者の緊急時等一時預かり を行います。	おやこ保健 課 (児童発達 支援センタ ー)		○	○					2-3(3)			⑤			
緊急一時保育 事業(公立)	一時預かり事 業 (一時保育事 業)	一時保育として、週 3 日を限度とした断続 的保育、やむを得ない理由により月 12 日 を限度とした緊急保育を行います。	こども事業 課 子育て給付 課		○	○					2-4(1)			③	○		
庄内一時保育 事業 北部一時保育 事業	休日保育	保護者の就労、疾病等の事由により、休 日における家庭での保育が困難である児 童に対し保育サービスを提供します。	こども事業 課 子育て給付 課		○	○					2-4(1)						
—	ボランティア派 遣事業	産後の家事援助やこども園等送迎など子 育て家庭に対し、ボランティアによる支援 を行います。 【市補助事業】	(社)豊中 市社会 福祉協議会		○	○					2-1(2)			① ④	○	○	② ④
図書館活動・す べての人への 資料提供事業	「図書館で一時 保育」	すべての人が利用しやすく、かつ滞在した いと思える図書館にするための環境を整 えるため、図書館内で保育士による託児 を行い、子育て中の方が読書や勉強をする など、自分の時間を過ごせるようサポート します。	読書振興課		○	○					2-1(3) 2-2(2) 2-3(3)	②	②	○			②

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
			課(施設)	出産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフ ステージ を通し	ライフ ステージ 別 別 学 童 期 思 春 期 学 童 期 思 春 期	別 学 童 期 思 春 期	別 学 童 期 思 春 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
子ども・子育て 世帯支援の推 進	フリータイムプ ロジェクト	子育て支援サービスを探しやすく、使いやす くすることで保護者の子育てに係る負担 感を軽減することを目的に、民間も含めた 子育て支援サービスを一元的に管理・発 信するポータルサイトを構築するとともに、 子育て世帯の多様なニーズに応えるサー ビスの創出の支援や、生成AIを活用した 子育て相談チャットボット開発の検討に取 り組みます。あわせて、必要となる人材(ベ ビーシッター等)の育成に取り組みます。	こども支援 課		○	○	○	○	○		2-3(3)	②	⑥	○	○		① ② ③ ④

施策展開 (4) 必要な支援を届ける環境づくり

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
			課(施設)	出産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフ ステージ を通し	ライフ ステージ 別 別 学 童 期 思 春 期 学 童 期 思 春 期	別 学 童 期 思 春 期	別 学 童 期 思 春 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
DV 及び困難 な問題を抱え る女性支援	DV 面接・電話 相談事業	配偶者暴力相談支援センターにおいて、 DV に関する情報提供や助言を行っています。 また、必要に応じて、関係機関と連携 とりながら、DV に関する悩みや相談に対 応しています。	人権政策課	○	○	○	○	○	○	○	1-3(1)		⑥ ⑦				④
男女共同参画 推進センター すてつ施設運 営管理	性別に起因す る人権の侵害 及び悩みに関 する相談事業	男女共同参画社会実現のための拠点施 設における相談事業として、性別に起因す る悩みにジェンダーに敏感な視点を持ち相 談を実施します。複雑化する社会の中で 性別役割に捉われることなく、誰もが自分 らしく生きていくために問題解決できるよう エンパワメントにつながる支援を行います。	人権政策課 (とよなか 男女共同参 画推進 センターす てつ)					○	○	○	1-4(4)	①	① ⑦		○	○	
国際交流セン ター施設運営 管理	外国人のため の多言語相談 サービス事業	外国人に対して母語で必要な情報提供を 実施します。(就労相談を含む)	人権政策課 (とよなか 国際交流セ ンター)	○	○	○	○	○	○	○	1-4(4) 2-2(2)		⑥ ⑦				
国際交流セン ター施設運営 管理	おとなサポート 事業	子どもを抱える外国人女性などが気楽に 集まって子育てなどについて話す場を提 供したり、子育てなどに悩む外国人の相談 窓口を設けています。	人権政策課 (とよなか 国際交流セ ンター)	○	○	○	○	○	○	○							
国際交流セン ター施設運営 管理	日本語交流活 動「もともつ つかえるにほん ご」	資格取得や就労などステップアップをめざ す外国人のための日本語学習の場を実施 します。(毎週月曜日 10 時～12 時)	人権政策課 (とよなか 国際交流セ ンター)	○	○	○	○	○	○	○							
国際交流セン ター施設運営 管理	日本語検定サ ポート	就労を視野に入れて、日本語検定能力試 験をめざす外国人のための試験対策の場 を実施します。(年 2 回、試験の 3 か月前 から 3 か月間実施)	人権政策課 (とよなか 国際交流セ ンター)	○	○	○	○	○	○	○							
重層的支援体 制整備事業	くらし再建パ ーソナルサポ ート事業	生活困窮者の自立に向けた相談支援に加 え、就労支援や家計相談支援など包括的 な支援を行うため、総合相談窓口を直営 の地域就労支援センターに併設していま す。また複雑な課題を有するケースは専 門家によるチーム支援を行う「くらし再建パ ーソナルサポートセンター@いぶき」、アウ トリーチが必要なケースはコミュニティソ シャルワーカーと連携した支援ができる「く らし再建パーソナルサポートセンター@社 協」の3機関による直営＋委託方式により 運営しています。また、困窮者の早期発 見、早期支援につなげるために、庁内の 関係部局との連携を図っています。	くらし支援 課	○	○	○	○	○	○	○	2-3(4)		④				

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
			課(施設)	出産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフステージを通し	ライフステージ別			子育て当事者への支援
														誕生前 ～ 幼児期	学童期 思春期	青年期	
就労支援事業	就 労 準 備 支 援 事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業として、生活自立・対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、就業が著しく困難な生活困窮者に対して、就労に従事する準備として基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援するもので、講座や事業所等での就労体験の場を提供し、就労に対する意欲喚起や、適応能力等の自覚を促す支援を実施しています。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	○		④					
住居確保給付事業	住 居 確 保 給 付 金事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業で、離職者等で就労能力及び就労意欲のある者のうち住宅を喪失している者または喪失するおそれのある者に対して住居確保給付金を支給します。就職活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。また、令和7年度からは家計改善のため転居により家賃負担等を軽減する必要がある者に対して転居費用を支給します(いずれも一定の資産・収入等要件あり。支給上限あり)。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	○		④					
家計改善支援事業	家 計 改 善 支 援 事業	家計に課題を抱える世帯から生計や債務の状況などを聴取し、生活困窮者自立支援事業と連携しながら、家計改善を通じて生活再建に向けた支援を行います。また、多重債務者の債務整理のため状況に応じて法律専門家への誘導を行います。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	○		④					
生活保護受給者等就労支援事業	豊中市生活保護受給者等「自立・就労」支援	生活保護受給者等で保護受給において就労が要件となる方に対して就労支援事業を行っています。福祉事務所が事前に就労指導対象者と判断した方で、一人での求職活動が難しい場合や就労に際して制限がある場合には就労支援事業の活用を促し、同意を得て個々の状況に応じた支援を行います。支援を行ううえで、池田公共職業安定所やくらし支援課との連携を行っています。	福祉事務所	○	○	○	○	○	○	○		① ③ ④			○	① ③ ④	
認定こども園等入園	ひとり親家庭の優先入所	従来より通常の就労事由を上回る世帯加算を実施しています。	子育て給付課		○	○										④	
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭及び寡婦の方で自立促進に必要な事由(技能習得のための通学、就職活動等)または社会的事由(疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等)により、一時的に生活援助、子育て支援が必要な世帯に家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣します。また、2017年8月からファミサポ利用料の補助を開始しています。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○					○	④	
ひとり親家庭支援事業	母子・父子自立支援員	ひとり親家庭及び寡婦を対象に離・死別直後の精神的安定を図りその自立に必要な情報提供、相談指導等職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	子育て給付課	○	○	○	○	○	○	○					○	④	
自立支援給付金事業	ひとり親家庭自立支援給付金	ひとり親家庭の父母のよりよい就業に向けた能力開発を支援、資格取得のための安定した修業環境の提供と雇用、就労促進を図ります。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○					○	④	
—	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、母子父子自立支援プログラム策定員を設置し、個々の受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、就業・自立支援事業等を活用することで、継続的な自立・就業を図ります。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○						④	
母子生活支援施設入所事業	母子生活支援施設への入所	様々な事情のため、母子保護を希望する場合、こどもと一緒に入所できます。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○	1-4(4)					④	
—	市社協くらしささえあい事業	援助の必要な妊産婦等に対し、家事援助(調理・洗濯・掃除・買物等)、相談・話し相手などの生活支援を協力会員を通じて行います。 【団体自主事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会	○	○						2-1(2)		① ④	○	○	① ② ④	

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						関連 施策	重点 施策	こども大綱			
			課(施設)	出産 前	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者		ライフ ステージ を通し	ライフ ステージ 別 学 童 期 ・ 思 春 期	別 学 童 期 ・ 思 春 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
自立支援給付 金事業	ひとり親家庭高 等学校卒業程 度認定試験合 格支援	ひとり親家庭の親子の学び直しを支援す ることにより、よりよい就業や転職に向 けた能力開発を支援し、雇用安定を図りま す。	子育て給付 課		○	○	○	○	○	○					④
ひとり親家庭 支援事業	養育費の履行 確保支援	離婚前後の父母に対し、養育費や面会交 流に関する取り決めを促進し、養育費の履 行を確保します。	子育て給付 課		○	○	○	○	○	○					④

○施策の柱2－4 子育てと仕事の両立の推進

施策展開 (1) 保育所等の整備、多様な保育サービスの充実

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						関連 施策	重点 施策	こども大綱			
			課(施設)	出産 前	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年			ライフ ステージ を通し	ライフ ステージ 別 学 童 期 ・ 思 春 期	別 学 童 期 ・ 思 春 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
公立こども園 施設運営	通常保育(公 立・民間)	児童の保護者の労働、疾病等により、保 育を必要と認定された児童を、認定こども 園・保育所等において保育し、児童の福祉 の増進を図ります。	こども事業 課 子育て給付 課		○	○									
家庭保育所事 業	家庭保育所制 度	児童の保護者の労働、疾病等により保育 を必要とする児童を、市独自制度の家庭 保育所において保育し、児童の福祉の増 進を図ります。	こども事業 課 子育て給付 課		○					2-3(3)					
公立こども園 施設運営	延長保育	保護者の勤務時間・通勤時間等の状況に 応えるため、開所時間をこえて1時間また は2時間の延長保育を実施します。	こども事業 課 子育て給付 課		○	○									
公立こども園 施設運営	1号認定児の預 かり保育	子育て支援の一環として、1号認定の正規 の教育時間終了後、希望する保護者の園 児を対象に預かり保育を実施します。	こども事業 課 子育て給付 課			○									

施策展開 (2) 家庭・企業・事業所等への啓発

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						関連 施策	重点 施策	こども大綱			
			課(施設)	出産 前	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年			ライフ ステージ を通し	ライフ ステージ 別 学 童 期 ・ 思 春 期	別 学 童 期 ・ 思 春 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
男女共同参画 推進センターす てっぷ施設運 営管理	男女共同参画 に関する学習	男女共同や仕事と子育ての両立などに ついての講演会や親同士のネットワーク、子 育てについてのフリートーキング、ふれあ い遊びなどを行い、男女共同参画の啓発 を行います。	人権政策課 (とよなか 男女共同参 画推進セ ンターす てっぷ)	○	○	○	○	○	○	○					③
男女共同参画 推進センターす てっぷ施設運 営管理	男女共同参画 の推進のため のアウトリーチ (地域啓発)事 業	地域に Outreach 男女共同参画についての講 座(ジェンダー平等教育推進助成事業、デ ートDV防止出前講座)を実施し、啓発しま す。地域とのつながりをつくるとともに自前 講師育成につなげます。	人権政策課 (とよなか 男女共同参 画推進セ ンターす てっぷ)	○	○	○	○	○	○			⑦			
就労支援事業 (生活困窮者 等)無料職業紹 介事業	地域就労支援 センター事業	障害者、母子家庭の母親、中高年齢者な どで働く意欲がありながら様々な就労阻害 要因を抱えるため就労が実現できない者 や就労意欲が乏しい若年者、学卒無業者 などに対して、相談や各種講座などの支 援や、無料職業紹介所と連携して求人情 報の提供等を行っています。	くらし支援 課						○	○	2-3(4)			○	③ ④

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
			課(施設)	出 産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者への支援
無料職業紹介事業	無料職業紹介事業	求職者の居住地の近隣での就職を実現するために、職業安定法に基づく無料職業紹介所を設置し、相談者の状況に応じた求人開拓とマッチング、及び就職後の定着支援を行っています。また、合同面接会や就職支援講座等を実施しています。	くらし支援課						○	○	2-3(4)					○	③ ④
労働相談啓発業務	労働関係法令等の啓発	勤労者ニュースの発行等を通じて、労働関係法令の改正についての情報提供、障害者等の雇用促進普及に努めます。	くらし支援課						○	○						○	

＜施策の柱3 安心・安全なまちづくり＞

○施策の柱3－1 生活環境、保健・医療体制等の整備

施策展開 (1) 妊娠・出産・子育てに関する知識の普及、相談支援体制の充実

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
				出産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフ ステージ を通し	ライフ ステージ 別 支援 期 間	学 童 期・ 思 春 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
母子健康手帳 交付事業	母子健康手帳 の交付(妊娠届 の受理)時の保 健指導	妊娠届出者に対して、保健師・助産師等が 面接を行い、母子健康手帳の目的・内容 の説明及び妊娠・出産に関する保健指導 を行います。	おやこ保健 課	○							2-2(2)		③	○		
健康教育(母子 保健)	妊娠期の教室	妊娠中の過ごし方について助産師、栄養 士、歯科衛生士が講話などを行う「マタニ ティークラス」、調理実習を行う「マタニテ ークッキング」を開催します。	おやこ保健 課	○									③	○		
健康教育(母子 保健)	両親教室	初めての妊娠を迎える妊婦とパートナーを 対象に、妊娠・出産・育児について学び、 意見交換をします。助産師会に委託してい ます。	おやこ保健 課	○							2-4(2)		③	○		
健康教育(母子 保健)	離乳食講習会	栄養士による離乳食に関する講話と試食 の講習会を行います。	おやこ保健 課		○								③	○		
食育関連事業	幼児食講座	栄養士による幼児食に関する講話と試食 の講座を行います。また、希望する保護者 には相談も行います。	おやこ保健 課		○								③	○		
応急手当の 普及啓発	乳幼児のため の予防救急講 習会	市内で発生した乳幼児の救急事案を分析 し、救急事故の未然防止を図るため、救急 事故の予防法、応急手当などについて説 明します。対象は、乳幼児の保護者です。	消防局 救急救命課	○	○	○								○		
相談(母子保 健)	妊娠前からの 健康づくり(プレ コンセプション ケア)	若い男女が将来どんな人生を送りたいの かを考えて、今の自分の体の状態や生活 と向き合う妊娠前のヘルスケアとして、早 い段階から正しい知識を得て健康的な生 活を送ることで、こどもを望んだ時に健や かな妊娠や出産につながり、次世代を担う 未来のこどもの健康の可能性を広げるた めの取組みを実施します。	おやこ保健 課	○									③	○	○	

施策展開 (2) 母子保健事業の推進

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱			
				出産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフ ステージ を通し	ライフ ステージ 別 支援 期 間	学 童 期・ 思 春 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
妊産婦健康診 査	妊婦健康診査	妊婦に対して、妊婦一般健康診査受診票 を交付し(母子健康手帳別冊綴りこみ)、そ れに基づき個別医療機関(大阪府内の委 託医療機関)で健診を実施。府外の受診 者には還付しています。	おやこ保健 課	○							3-1(5)		③	○		
妊産婦健康診 査	産婦健康診査 事業	産婦健康診査受診券を発行し、かかりつ け医での個別健診受診料の一部を助成し ます。	おやこ保健 課		○								③	○		
乳幼児健康診 査	4か月児健康診 査	集団健診で小児科医による診察、個別相 談(育児、栄養、発達、健康管理など)を行 います。千里保健センター、中部保健セン ター、庄内保健センターの3か所でそれぞ れ月1～2回実施しています。	おやこ保健 課		○								③	○		
乳幼児健康診 査	1歳6か月児健 康診査	集団健診で小児科医・歯科医師による診 察をはじめ保健師・歯科衛生士・栄養士・ 心理相談員の相談や保健指導を行います 。千里保健センター、中部保健センタ ー、庄内保健センターの3会場でそれぞ れ月1～2回実施しています。	おやこ保健 課		○								③	○		

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						関連 施策	重点 施策	こども大綱					
			課(施設)	出産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年			若 者	ライフ ス テ ー ジ を 通 し	ライフステージ別			子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
														誕生 前 ～ 幼 児 期	学 童 期 思 春 期	青 年 期	
乳 幼児健康診 査	3 歳 6 か月児健 康診査	集団健診で小児科医・歯科医師による診 察・屈折検査、保健師・歯科衛生士・栄養 士・心理相談員の相談や保健指導を行いま す。視聴覚の検査は、スクリーニングの 結果に基づき、必要な児に対して、眼科 医・耳鼻科医に紹介状を発行しています。 千里保健センター、中部保健センター、庄 内保健センターの 3 会場でそれぞれ月 1 ～ 2 回実施しています。	お や こ 保 健 課			○						③	○				
二次健診	二次健診	健診などで経過観察が必要と思われる乳 幼児に対し二次健診を行うことにより、疾 病や障害の早期発見・治療につなげると もに、その保護者に対し相談や保健指導 を実施します。また、未熟児や身体障害な どの児に対して医師や心理士による相談 や必要な療育指導を行うことで、その家族 の不安の解消や孤立の解消、障害の受容 をめざします。	お や こ 保 健 課		○	○				2-3(4)		③	○				
相 談 (母 子 保 健)	育児相談(乳幼 児健康診査後)	乳幼児健康診査後の経過観察や電話相 談などで指導が必要と思われる乳幼児の 保護者を対象に、保健師・栄養士による個 別相談(育児、栄養、発達)などを行います (予約制)。	お や こ 保 健 課		○	○						③	○				
母子健康手帳 交付事業	外国語・日本語 併記母子健康 手帳	在日外国人で必要な方に、10 か国語(英 語、中国語、タガログ語、インドネシア語、 ハングル語、タイ語、ポルトガル語、スペ イン語・ベトナム語・ネパール語)と日本語併 記の母子健康手帳を交付します。	お や こ 保 健 課	○						2-3(4)		③	○				
乳 幼児健康診 査	新生児聴覚検 査	新生児の聴覚障害を早期発見し、早期の 療育等必要な支援につなげることを目的 に医療機関での検査費用の一部を助成し ます。	お や こ 保 健 課		○					3-1(5)		③	○				

施策展開 (3) 小児医療体制の確保

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						関連 施策	重点 施策	こども大綱					
			課(施設)	出産前	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	小学生	中学生	高校生 相当年			若者	ライフ ステージを通し	ライフステージ別			
														誕生前 ～ 幼児期	学童期・ 思春期	青年期	子育て 当事者への支援
豊能圏域救急 医療対策事業	豊能広域こども 急病センター	豊能二次医療圏(豊中市、池田市、箕面市、吹田市、豊能町、能勢町)の4市2町が協力して、箕面市に小児初期救急医療診療所を開設し、小児救急医療体制の充実を図ります。	保健安全課		○	○	○	○				③	○	○		② ③	
—	地域周産期母 子医療センター	正常分娩の取扱いの他、基礎疾患を持つ妊産婦やハイリスク妊娠に対し高度な医療やケアを提供しています。	市立豊中病院 病院総務課	○	○					○		③	○				
—	NICU (新生児集中治 療室)	小さな赤ちゃんだけでなく、生まれても何らかの治療が必要な赤ちゃんや、他院で生まれ治療が必要な赤ちゃんも入院しています。	市立豊中病院 病院総務課		○					○		③	○				

施策展開 (4) 子育て・子育てにやさしい生活環境づくり

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年	若者			ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者への支援
公園安全安心対策事業	都市公園等安全・安心対策事業	こどもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園等をめざし、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保等、都市公園等における総合的な安全・安心対策事業による整備を、緊急かつ計画的に実施します。	公園みどり推進課		○	○	○	○	○	○			②	○	○	○	②
健康政策の推進	大阪府子どもの受動喫煙防止条例の推進	大阪府子どもの受動喫煙防止条例を推進するため、美化推進課と協働ですべてのこども園・小中学校に受動喫煙防止横断幕を設置しており、今後は順次経年劣化した横断幕の取り換えを行います。また、市管理施設受動喫煙防止ガイドラインにより、市が管理する施設は、敷地内全面禁煙となります。	健康推進課		○	○	○	○					①	○	○		
「子育て・子育て支援行動計画」の推進	とよなか子育て応援団	子育て家庭に配慮している事業者「とよなか子育て応援団」に登録してもらい、その情報を一覧にして冊子やホームページなどで公開し、子育て家庭に提供することを通して、市内事業者の子育て家庭に対する配慮への意識醸成もはかりながら、「このまちなかで子育て応援」をするまちづくりをめざします。	こども政策課	○	○	○					2-2(2)	②		②	○		②
「子育て・子育て支援行動計画」の推進	赤ちゃんの駅普及・啓発事業	乳幼児連れの保護者が安心して外出できるように、授乳、おむつ交換または遊びのスペースが自由に利用できる公共施設に「赤ちゃんの駅」標識(看板またはステッカー)を掲示します。また、施設一覧表を作成し、市ホームページに掲載するとともに、「こんにちは赤ちゃん事業」訪問時などに配布します。	こども政策課		○	○								②	○		②
市営住宅施設運営管理	市営住宅の子育て世帯向け募集枠の設置	市営住宅の募集時に子育て世帯向けの募集枠を設定し、小学校就学前のこどもがいる世帯に対して居住の安定の確保に努めています。	住宅課		○	○							④	○			①
市営住宅施設運営管理	市営住宅の入居時における優遇倍率の措置	市営住宅の入居申込者のうち、母子・父子世帯などについては、抽選時に倍率を優遇して居住の安定の確保に努めています。	住宅課		○	○	○	○	○				④	○	○		①
交通安全整備事業	歩道改良整備の推進	歩道設置されている市道で、狭い、勾配がきつい、段差、凹凸がある等の問題がある歩道について、「歩道改良実施計画(改訂版)」(2012年9月策定)2022年度以降は「歩道改良実施計画(2021年度改訂版)」(2022年3月策定)に基づき、安全で快適な歩行空間を形成するため、歩道の拡幅や構造形式の変更などの改良整備を実施します。	基盤整備課	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	

施策展開 (5) 子育て家庭への経済的な支援

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年	若者			ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者への支援
固定資産税等課税事務事業	固定資産税・都市計画税の減免	税法上の寡婦及びひとり親で、所得・所有資産・年税額の一定要件を満たす方は、申請に基づいて、固定資産税・都市計画税の年税額のうち、最大で2分の1を減免します。	固定資産税課	○	○	○	○	○	○		2-3(4)						④

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
			課(施設)	出 産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者への支援
重度障害者福祉手当支給	障害児福祉手当	重度障害児に対してその障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ることを目的としています。	障害福祉課		○	○	○	○	○	○	1-4(4) 2-3(4)		⑤	○	○	○	①
重度障害者福祉手当支給	特別児童扶養手当	精神または身体に障害を有する児童に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。	障害福祉課		○	○	○	○	○	○	1-4(4) 2-3(4)		⑤	○	○	○	①
未熟児養育医療給付事業	未熟児養育医療給付事業	入院を必要とする未熟児に、その養育に必要な医療の給付を行います。	おやこ保健課		○								③	○			
小児慢性特定疾病医療費助成	小児慢性特定疾病医療費助成事業	医療費の助成を実施します。また、認定審査のため小児慢性特定疾病審査会を運営します。	おやこ保健課		○	○	○	○	○				③	○			
結核児童療育給付事業	結核児童療育給付事業	結核にかかっている児童に適切な医療を給付し、あわせて学習用品等を支給します。	おやこ保健課		○	○	○	○	○				③	○			
子ども医療費助成事業	子ども医療費助成制度	18歳到達後最初の3月31日までのこどもの医療費の自己負担額(保険診療に限る)を助成します。ただし、1医療機関1日500円、月2回を限度に一部自己負担金があります。	子育て給付課		○	○	○	○	○				③	○			①
助産制度	助産制度	生活保護世帯等、経済的理由により出産費用の負担が困難な方は、指定の助産施設(病院)へ入所を措置します。	子育て給付課	○						○	1-4(4) 2-3(4)		③	○			①
教材費等の実費徴収に係る補足給付事業	給食費・教材費等の実費徴収に係る補足給付事業	認可施設に在園する低所得で生計が困難である世帯のこどもの保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入費用または行事への参加費用等を補助することで特定教育・保育のさらなる円滑な利用を図ります。	子育て給付課		○	○					1-4(4) 2-3(4)		③	○			①
償還払分施設利用等給付費	償還払分施設等利用給付	幼児教育・保育の無償化に伴い、対象となる児童の保護者に対し、預かり保育・認可外サービス利用の費用を償還払い(認定要件・上限あり)にて支払います。	子育て給付課		○	○					1-4(4) 2-3(4)						①
認定こども園等入園	第2子以降の保育料無償化	認可保育施設などに在籍する第2子以降の保育料を無償化します。	子育て給付課		○	○								○			①
児童扶養手当	児童扶養手当	父もしくは母と生計を同じくしていない児童や、父もしくは母が政令で定める程度の障害の状態にある児童等が、育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○	2-3(4)						④
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭医療費助成制度	18歳到達後最初の3月31日までのひとり親家庭の児童とその保護者の医療費の自己負担額(保険診療に限る)を助成します。ただし、1医療機関1日500円、月2回を限度に一部自己負担金があります(所得制限あり)。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○	2-3(4)						④
私立認定こども園等費負担金(民間保育所負担金)	ひとり親世帯・在宅障害者世帯及び多子世帯の利用者負担額(保育料)軽減措置	従前から一定の軽減措置を実施している中、国からの幼児教育の段階的無償化の方針に則り、範囲を拡大し、該当する世帯の利用者負担額を軽減するものです。	子育て給付課		○	○				○	2-3(4)						④
母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子父子寡婦福祉資金貸付金	高校、大学等の修学に必要な資金など、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。	子育て給付課					○	○	○	1-4(4) 2-3(4)						④
小学校特別支援教育就学奨励、中学校特別支援教育就学奨励	特別支援教育就学奨励費制度	市立小・中学校、義務教育学校の特別支援教育の普及奨励を図るため、特別支援学級及び通級学級に就学する児童・生徒の保護者に対し、奨励費を支給することにより経済的負担を軽減しています。	学務保健課				○	○			1-4(4) 2-3(4)		④				①
要・準要保護児童就学援助(小学校)、要・準要保護生徒就学援助(中学校)	要・準要保護児童(生徒)就学援助	経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費等を援助します。	学務保健課				○	○			1-4(4) 2-3(4)		④				①

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
				出 産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期	学童期・児童期	青年期	子育て当事者への支援
入学支度金貸付あっせん	私立高等学校入学支度金貸付あっせん制度	私立高等学校に修学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な生徒の保護者に、入学支度金の貸付のあっせん及び利子等を補給しています。	学務保健課						○		1-4(4) 2-3(4)		④				①
不妊治療等支援事業	不妊症治療費等助成事業	保険診療で行った不妊治療等の費用の自己負担分を助成します。	おやこ保健課	○									③	○			
不妊治療等支援事業	不妊症・不育症オンライン専門相談	不妊症や不育症の検査や治療について、産婦人科医師がオンラインで相談を受けます。	おやこ保健課	○									③	○			
不育症医療費助成事業	不育症治療費等助成事業	妊娠はするものの、2 回以上の流産や死産等の不育症に悩む、法律上の婚姻または事実婚の夫婦に対し、医療保険が適用されない不育症検査及び治療に要した費用の一部を助成します。	おやこ保健課	○							3-1(5)		③	○			
妊産婦健康診査	初回産科受診支援事業	市民税非課税世帯の方を対象に、妊娠の判定のために産科を受診する初回の費用(保険診療外に限る・上限あり)を助成します。	おやこ保健課	○									③	○			
コミュニケーション戦略事業	魅力発信サイト	子育てのしやすさなど、人々の暮らしの充実につながる豊中市の魅力発信に取り組めます。	魅力文化創造課	○	○	○	○	○	○	○			②	○	○	○	②

○施策の柱3-2 こどもの安全確保

施策展開 (1) 地域住民や関係団体等と連携した見守り体制の充実

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢							関連 施策	重点 施策	こども大綱				
				出 産 前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年	若 者			ライフステージを通し	ライフステージ別 誕生前・幼児期	学童期・児童期	青年期	子育て当事者への支援
防犯活動支援事業	青色回転灯防犯パトロールカー活動助成	青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロール活動を行う団体に対して、青色回転灯パトロールカーの申請に要する費用の一部を助成し、地域における自主的な防犯活動を支援します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	○	2-1(3)		⑦		○	○	②
パトロール事業と散乱ごみ・不法投棄対策事業	青色防犯パトロールの実施	不法投棄防止パトロール業務で市内を巡回している車両を利用し、主に小学生が下校する時間帯にこどもの安全を確保するため、青色防犯パトロールを実施します。	美化推進課		○	○	○	○									
更生保護事業	更生保護活動(豊中地区保護司会)	教育関係機関と連携、協力しながら犯罪をした青少年の更生や対話集会などを通じて青少年の犯罪予防活動を行います。	地域共生課					○	○	○	3-2(3)		①		○	○	
学校教育課一般事務事業(小学校管理費)	子どもの安全見まもり隊	PTA や健全育成会、自治会等地域の住民や団体等で組織するこどもの安全見まもり隊を小学校区ごとに設置し、登下校時の通学路におけるこどもの見守り活動を行うことにより、こどもの安全を確保することを目的としています。	学校教育課				○	○							○		②
子ども見まもり事業	「こども 110 番の家」運動	地域住民等に「こども 110 番の家」の旗を掲げてもらい、地域の児童生徒の緊急時における危険回避場所として協力をお願いしています。地域の協力家庭を拡充することにより、児童生徒の安全確保に加え、地域における犯罪抑止効果も期待できます。	児童生徒課				○	○					⑦		○		②
防犯活動支援事業	こどもの安全 110 番パトロール隊	ごみ収集や水道検針などの業務で市内を走る公用車にパトロール隊のステッカーを貼り、市民への啓発を行うとともに、街頭犯罪の警戒を行います。また郵便集配バイク及びタクシー等の車両が参加しています。	危機管理課		○	○	○	○	○	○			① ⑦		○		②

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						関連 施策	重点 施策	こども大綱					
				出産 前	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	小 学 生	中 学 生	高 校 生 相 当 年			若 者	ライフ ステージ を通じ	ライフ ステージ 別 誕生 前 ～ 幼 児 期	学 童 期 思 春 期	青 年 期	子 育 て 当 事 者 へ の 支 援
—	学警連絡会兼 協力員会	大阪府箕面子ども家庭センター、豊中警察署、豊中南警察署、大阪府池田少年サポートセンター、豊中地区少年補導協力員会、豊中南地区少年補導協力員会と連携し問題行動傾向の少年の指導、非行防止に取り組みます。	児童生徒課				○	○			2-1(3)		⑦		○		②

施策展開(2) こどもを対象とした災害や犯罪に対する安全対策の強化、交通安全活動の推進

予算管理 事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						関連施策	重点施策	こども大綱					
				出席前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年			若者	ライフステージを通し	こども大綱			子育て当事者への支援
														誕生前～幼児期	学童期・思春期	青年期	
自主防災体制 推進事業	防災に関する 出前講座	災害に対する普段からの備え等について や地震・水害対策などに関する内容のほか、 地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて 結成される防災組織の活動等について、 出前講座を開催します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	○	③	⑦	○	○	○	② ③	
自主防災体制 推進事業	防災アドバイザー 派遣制度	気象、防災等の専門的な知識を有する防災 アドバイザーを地域に派遣し、防災対策 に関する講演会等を実施します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	○		⑦	○	○	○	② ③	
防犯設備補助	防犯カメラ設置 補助事業	自治会で自発的に取り組む防犯活動を支援 するため、防犯カメラを新たに設置する 自治会に対し、その設置費用の一部を補助 します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	○		⑦		○	○	②	
見守りカメラ事業	見守りカメラ事業	通学路を中心に見守りカメラ(防犯カメラ) を設置し、維持管理を行います。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	○		⑦		○	○	②	
交通安全啓発 事業	通学路交通安全 プログラムの 推進	各小学校区の通学路や未就学児の移動 経路の交通安全を確保するため、定期的 な合同点検を実施し、関係機関と連携しながら、 安全対策を推進します。	交通政策課		○	○	○					⑦		○		②	
交通安全啓発 事業	交通安全啓発 事業	「交通事故をなくす運動」豊中市推進協議 会の活動を通じて、保育所や幼稚園、認定 こども園、学校等を対象とした交通安全 教室を実施します。	交通政策課		○	○	○	○	○			⑦		○		②	
ジュニア救命サ ポーター事業	ジュニア救命サ ポーター事業	市内小学校の5年または6年生の児童を 対象に心肺蘇生法等の講習会を実施し、 「命の大切さ」、「救命の連鎖」の指導を行い、 こどもの頃から救命手当の必要性を根 付け、将来的には全市民が救命手当を 習得できることを目標とし、救命力の向上 を図ります。	消防局 救急救命課				○				③	②		○			
防火・防災普及 啓発	子どもに対する 防火・防災教育	幼稚園等の幼児、小学校・中学校の児童・ 生徒を対象に、火災や地震の怖さの理解、 災害時の身の安全の確保、初期消火 や応急救護など、年齢に応じた防火・防災 教育を実施します。	消防局 予防課			○	○	○				②					

2

条例等

■豊中市子ども健やか育み条例

<条例の概要>

前 文

子どもの人権について、子どもの育ちについて
大人の役割について、条例制定の趣旨

第1条 目的

子どもが健やかに育ち、
子どもを愛情深く育む社会の実

第2条 定義

子ども おおむね 18 歳未満の者

<子どもの育ちに大切なこと>

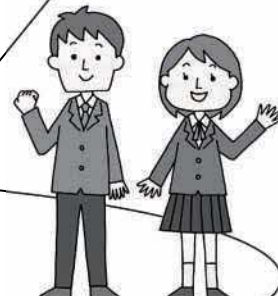
- 愛され、信頼され、認められること
- 多様な人との交流
- 様々な体験

<人とつながり、未来を切り拓く力>

- 主体的に考え、行動する力
- 豊かな人間性や社会性
- 規範意識

<育ちの中で身につける力>

- 基本的な生活習慣
- 豊かな情操
- 自分を大切にする気持ち
- 他者への思いやり
- 個性
- 創造力
- 責任感



第3条 基本理念

子どもの人権の尊重、子どもの最善の利益の実現、子どもが個性や能力を発揮できる機会の提供

育 む

第4条 相互の連携協力

第6条 保護者の役割

子育てについての第一義的責任、子どもが安らぐことができる家庭づくり、子どもを育み、その育ちを支える

第7条 子ども関連施設の役割

安全に安心して活動できる環境の確保、
子どもの育ちを支える、
社会生活を円滑に営む上での困難を
有する子どもの早期発見・早期対応

第8条 地域住民の役割

子どもが安心して生活できる地域づくり、
子どもの育ちを支える、
子育て家庭への支援

第9条 事業者の役割

雇用する労働者の職業と家庭の両立支援、
子どもの育ちを支える

第5条 市の役割

福祉、保健、教育その他の関連分野が連携して、総合的に取り組む
保護者、子ども関連施設、地域住民、事業者と連携し取り組む。また、相互に連携できるよう
調整

第10条 こども審議会

- ・子育て・子育て支援行動計画の
策定・評価
- ・市長からの諮問事項についての
調査審議
- ・子ども・子育て支援法に基づく事務

施策の策定

第11条 施策の策定

- ・子育て支援
- ・子育て支援
- ・安心・安全なまちづくり

第12条 子どもの社会参加の促進

第13条 相談体制

第14条 社会生活を円滑に営む上での
困難を有する子どもへの支援

施策の推進

第15条 子育て・子育て支援行動計画

第16条 評価

第17条 実施状況等の公表

第18条 推進体制の整備

第19条 広報、啓発、学習

第20条 委任

平成 25 年 4 月 1 日

条例第 23 号

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。

子どもには、自ら育つ力と多くの可能性があり、まわりの人から愛され、信頼され、そして認められることで、その力を伸ばし、可能性を広げます。また、子どもは、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校をはじめとする社会での多様な人との関わりや様々な体験を通して、自分を大切にする気持ちや他者への思いやり、個性や創造力、そして自ら考え、主体的に判断して行動する力などを養いながら、人とつながり、未来を切り拓く力を身につけていきます。そして、次代の担い手となる子どもを大切に育むことのできる大人へととなります。

大人は、子どもの声に耳を傾け、子どもとしっかりと向き合い、子どもの思いや意見を尊重し、子どもにとって最もよいことは何なのかを子どもと共に考えることが大切です。また、大人は、子どもが大人の姿を見て育つことを自覚し、自分の言葉や行動に責任をもたなければなりません。

市においては、「青少年健全育成都市」を宣言し、「豊中市子ども総合計画」や「豊中市次世代育成支援行動計画」に基づき子どもが健やかに育つまちづくりを推進していますが、社会環境や生活基盤の変化など子どもや子育て家庭を取りまく環境が大きく変化し、子どもの育ちに大きな影響を及ぼしています。このことから、子どもに関わる全ての人それぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めるとともに、全ての人子どもや子育て家庭に関心を持ち、地域全体で子どもを育てていかなければなりません。また、自分自身のこと、家庭のこと、学校のことなど様々な理由から社会的援助が必要な状態の子どもや誰にも相談できず悩みを一人で抱え込んでいる子どもに対しては、関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を行っていかねばなりません。

ここに私たちは、豊中市の子ども一人ひとりが健やかに育ち、そして、子どもや子育て家庭に関わる全ての人がつながり、社会全体で子どもを愛情深く育む地域社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、子どもの健やかな育ちに関し、基本理念を定め、市、保護者、子ども関連施設、地域住民及び事業者の役割を明らかにするとともに、子育て・子育ての支援に関する施策について必要な事項を定めることにより、子育て・子育ての支援を総合的かつ計画的に推進し、もって、子どもが健やかに育ち、子どもを愛情深く育む地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 子ども関連施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)及び社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定する社会教育に関する施設その他これらに類するもので市規則で定めるものをいう。

(基本理念)

第3条 子どもの健やかな育ちは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの人権の尊重を全ての取組の基礎とすること。
- (2) 子どもの年齢及び成長に応じ、その思いや意見を尊重し、子どもにとっての最善の利益を実現するために必要なことを子どもと大人が共に考えること。
- (3) 子どもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長することができるよう、子どもの力を信頼し、又は認めるとともに、その個性や能力を発揮することができる機会を提供するほか必要な支援を行うこと。

(相互の連携協力)

第4条 市、保護者、子ども関連施設、地域住民又は事業者は、子ども及び子育て家庭への支援に関心を持ち、子どもの健やかな育ちを支えるために、各々の役割を果たし、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(市の役割)

第5条 市は、子どもの健やかな育ちに関し、子育て・子育ての支援に関する施策を策定し、その推進に当たっては、福祉、保健、教育その他の関連分野が連携して総合的に取り組むものとする。

- 2 市は、保護者、子ども関連施設、地域住民又は事業者と連携して子育て・子育ての支援に関する施策の推進に取り組むものとする。
- 3 市は、子育て・子育ての支援に関する施策の推進に当たっては、保護者、子ども関連施設、地域住民又は事業者が、相互に連携を図りながら協力することができるよう、支援及び調整を行うものとする。
- 4 市は、子ども及び子育て家庭への支援を行うため、職員の育成を行うとともに、地域での人材育成に取り組むものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子育てについての第一義的責任を有するものであって、子どもが心身ともに安らぐことができる家庭づくりに努めるものとする。

- 2 保護者は、子どもの情操を豊かにするとともに、基本的な生活習慣を身につけることができるように年齢及び成長に応じて、子どもを育み、その育ちを支えるように努めるものとする。

(子ども関連施設の役割)

第7条 子ども関連施設は、子どもの安全を確保して、子どもが安心して活動に参加することができる環境の整備に努めるものとする。

- 2 子ども関連施設は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもを早期に発見して必要な対処を行うように努めるものとする。
- 3 保育所、幼稚園、認定こども園、学校等の子どもが育ち学ぶことを目的とする子ども関連施設は、子どもの個性や創造力を伸ばすとともに、集団生活を通じて、自他を尊重する心、責任感を培いながら主体的に考え行動する力、豊かな人間性や社会性、規範意識等社会で生きる力を育むように努めるものとする。
- 4 子ども関連施設において、子どもを対象とした遊びや学習等の事業を実施する場合は、身近な社会生活や自然等に対する子どもの興味や関心を引き出すことができるよう、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会の提供に努めるものとする。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、子どもが安心して生活することができる地域づくりに努めるものとする。

- 2 地域住民は、地域における取組の中において、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会の提供に努めるものとする。
- 3 地域住民は、保護者と子どもが共に交流することができる機会の提供や地域における見守り、子育てに関する経験の提供等子育て家庭への支援に努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、その雇用する労働者が職業生活と家庭生活との両立を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、子どもが社会の仕組み及び職業に対する理解を深めるための機会の提供に努めるものとする。

(こども審議会)

第10条 市は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、この条例によりその権限に属させられた事項のほか、市長の諮問に応じて子どもの健やかな育ちに関する重要事項を調査審議するため、豊中市こども審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、子どもの健やかな育ちに関する重要事項について市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員 20 人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市民
 - (3) 保護者
 - (4) 市民団体の代表
 - (5) 福祉の関係団体の代表
 - (6) 事業者の代表
 - (7) 労働者の代表
 - (8) 子育て・子育ての支援に関する事業に従事する者
 - (9) 関係行政機関の職員
- 5 前項第 2 号及び第 3 号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 6 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(子育て・子育ての支援に関する施策の策定)

第 11 条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる子育て・子育ての支援に関する施策を策定し、これを推進するものとする。

- (1) 子育て支援
 - ア 保育及び教育環境に関すること。
 - イ 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供に関すること。
 - ウ 子どもの居場所づくりに関すること。
 - エ 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援に関すること。
- (2) 子育て支援
 - ア 地域の子育て環境の整備に関すること。
 - イ 子育てに必要な情報提供等に関すること。
 - ウ 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援に関すること。
 - エ 子育てと仕事の両立の推進に関すること。
- (3) 安心・安全なまちづくり
 - ア 生活環境、保健・医療体制等に関すること。
 - イ 子どもの安全に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、子どもの健やかな育ちに関して必要なこと。

(子どもの社会参加の促進)

第 12 条 子どもは、この条例に基づき市が実施する施策について意見を表明することができる。市に

おいては、表明された子どもの意見の内容を審議会に報告するものとする。

- 2 市は、子どもが意見を表明することができやすくなるように施策の情報を提供するものとする。
- 3 市は、施策の策定に当たっては、第 1 項の規定により表明された子どもの意見を反映するように努めるものとする。

（相談体制）

- 第 13 条 市は、子どもが、自分自身のこと、家庭及び学校のこと、暴力、虐待及びいじめのこと等どのような内容についても、直接相談することができ、及び安心して容易に相談することができる窓口の体制整備に取り組むとともに、これらの相談窓口の周知を図るものとする。
- 2 職員は、子どもからの相談を受ける場合、子どもの意思を十分に尊重しながら対応するものとする。
 - 3 市は、子どもからの相談内容や子どもが置かれている状況に応じ、子ども関連施設及び関係行政機関等と連携して、子どもの救済又は心身等の回復を図るために必要な支援を行うものとする。

（社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもへの支援）

- 第 14 条 市は、保護者、子ども関連施設及び地域住民と連携して社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもの早期発見に努めるものとする。
- 2 市は、前項に規定する子どもが、社会的援助を必要とする場合にあっては、子どもの状況に応じ、子ども関連施設及び関係行政機関等と連携して、子どもの意思を十分に尊重し、かつ、継続した支援を行うものとする。

（子育て・子育て支援行動計画）

- 第 15 条 市長は、子どもの健やかな育ちに関し、子育て・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第 11 条から前条までに定める施策を推進するため必要な事項（法第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている事項を含む。）を定める子育て・子育て支援行動計画（以下「行動計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 市長は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
 - 3 市長は、行動計画の策定に当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。
 - 4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
 - 5 前 3 項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（評価）

- 第 16 条 市長は、行動計画の適正な進行管理を行うため、毎年度、施策の実施状況を審議会に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた審議会は、その内容を評価し、その結果を市長に通知する。

この場合において、審議会は、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

- 3 市長は、前項の規定により意見があったときは、その内容の調査又は検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならない。

（実施状況等の公表）

第 17 条 市長は、前条第 1 項に規定する施策の実施状況及びこれについての審議会の評価の結果を公表しなければならない。この場合において、同条第 2 項の規定により意見があったときは、当該意見及びその内容の調査又は検討の結果を付記するものとする。

- 2 前項の規定により公表された施策の実施状況及び審議会の評価等について、市民は、市長に意見を述べることができる。
- 3 市長は、前項の規定により意見があったときは、その内容を審議会に報告しなければならない。

（推進体制の整備）

第 18 条 市は、行動計画に基づく施策の総合的な推進及び調整を図るため、必要な体制を整備するものとする。

（広報及び啓発並びに学習）

第 19 条 市は、この条例について、子どもを含めた市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うとともに、学習の機会を提供するものとする。

（委任）

第 20 条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 10 条並びに次項及び附則第 4 項の規定 市規則で定める日
〔平成 25 年 6 月規則第 80 号により、平成 25 年 7 月 1 日から施行〕
 - (2) 第 15 条第 1 項(法第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定め
ることとされている事項に係る部分に限る。)の規定 法の施行の日
- 2 法第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、審議会の意見を聴くことができる。
- 3 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項の規定により同項の市町村行動計画として策定され、同条第 5 項の規定により公表されている豊中市次世代育成支援行動計画は、第 15 条第 1 項の規定により策定され、同条第 4 項の規定により公表された行動計画とみなす。この場合において、第 16 条及び第 17 条の規定は、当該行動計画に係る平成 25 年度分の施策の実施状況から適用するものとする。

4 他の条例の一部改正〔略〕

附 則(平成 27 年 3 月 24 日条例第 15 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 22 日条例第 11 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

■子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元年（1989年）秋の国連総会で全会一致で採択されたものです。我が国は平成2年（1990年）9月21日にこの条約に署名し、平成6年（1994年）4月22日に批准を行いました。

この条約は、こどもが守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」など、条約の定める様々な権利に共通する基本的な考え方は、「差別の禁止（差別のないこと）」「子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）」「生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）」「子どもの意見の尊重（こどもが意味のある参加ができること）」の4つの「原則」とされており、これらは「こども基本法」にも取り入れられています。



3 審議会等

■豊中市子ども審議会規則

平成 25 年 6 月 28 日

規則第 81 号

(目的)

第 1 条 この規則は、豊中市子ども健やか育み条例(平成 25 年豊中市条例第 23 号。以下「条例」という。)第 10 条第 7 項の規定に基づき、豊中市子ども審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、条例第 10 条第 4 項第 2 号及び第 3 号の委員を除き、再任されることができる。
- 3 市長は、特別の理由があると認める場合は、第 1 項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員(以下「委員等」という。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(臨時委員)

第 5 条 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第 6 条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員等で組織する。

- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員等のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(関係者の出席等)

第7条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(施行細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に招集される審議会並びに会長及び副会長に事故がある場合その他会長の職務を行う者がいない場合における審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、市長が行う。

附 則(平成27年3月25日規則第20号抄)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

■豊中市子ども審議会委員名簿

令和6年(2024年)11月現在

会長◎・副会長○(区分順・五十音順・敬称略)

	区 分	名 前	所属名	役 職
1	学識経験者	伊藤 篤	甲南女子大学	教授
2		小野 るす 摩耶 ◎	同志社大学	准教授
3		中橋 美穂 ○	大阪教育大学	教授
4	市民	片岡 伸元		
5		土井 亜希子		
6		脇坂 久美		
7	市民団体等	安家 比呂志	豊中市民間保育園連合会	会長
8		植村 美代子	豊中市青少年団体連絡協議会	副会長
9		浦 耕太郎	連合大阪豊中地区協議会	副議長
10		大塚 幸美	一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会	職員
11		河本 良昭	豊中商工会議所	副会頭
12		北島 孝通	豊中市認定こども園協議会	会長
13		佐々木 文子	社会福祉法人豊中市母子寡婦福祉会	理事長
14		中川 由紀子	豊中市民生・児童委員協議会連合会	主任児童委員
15		伴野 多鶴子	豊中市地域教育協議会	会長
16		平井 薫	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会	副会長
17		星屋 好武	豊中市手をつなぐ育成会	会長
18		三石 深雪	豊中市私立幼稚園連合会	会長
19	行政機関	寺本 正行	豊中市立小学校校長会	高川小学校長
20		福田 滋	大阪府箕面子ども家庭センター	所長
21	※学識経験者	井上 景	長野大学	准教授
22	※市民団体等	浜田 真樹	大阪弁護士会 子どもの権利委員会	
23		鷺島 実	箕面子ども家庭センター里親会	会長
24		土井 聡子	社会福祉法人大阪水上隣保館 翼	施設長
25		中村 みどり	CVV(Children's Views & Voices)	副代表

※臨時委員

■豊中市子ども施策推進本部会設置要綱

（設置）

第1条 豊中市子ども健やか育み条例に基づく行動計画の策定及び推進を図るため、豊中市子ども施策推進本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 本部会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- （1） 行動計画の策定に関すること。
- （2） 行動計画に基づく施策の進行管理に関すること。
- （3） 行動計画に基づく施策の推進及び調整に関すること。

（組織）

第3条 本部会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 本部会議の委員長はこども未来部長、副委員長は教育委員会事務局長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、委員長が必要と認めるときは、本部会議の委員の追加をすることができる。

（運営）

第4条 委員長は、本部会議を総理する。

- 2 本部会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

（連絡会義）

第5条 本部会議の円滑な運営を図るため、連絡会議を置く。

- 2 連絡会議は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。ただし、委員長が必要と認めるときは、連絡会議の委員の追加をすることができる。
- 3 連絡会議の座長はこども政策課長、副座長は社会教育課長の職にある者をもって充てる。
- 4 連絡会議は、必要に応じて座長が召集する。

（専門部会）

第6条 連絡会議に特定の施策及び専門事項の調査・研究及び検討を行わせるため、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の招集については別に定める。

（実務担当者会議）

第7条 連絡会議はその所掌事務を行うにあたり、必要があると認めるときは、実務担当者会議を置

くことができる。

2 実務担当者会議の招集については別に定める。

(庶務)

第8条 本部会議の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年(2013年)4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年(2014年)4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年(2014年)10月14日から施行する。

この要綱は、平成27年(2015年)4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年(2016年)4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年(2017年)4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日より施行する。

別表1

豊中市こども施策推進本部会議

委員長	こども未来部長
副委員長	教育委員会事務局長
委員	都市経営部長 都市活力部長 市民協働部長 市民協働部理事 福祉部長 こども家庭支援監 教育委員会事務局教育政策監

別表2

豊中市こども施策推進本部連絡会議

座長	こども未来部	こども政策課長
副座長	教育委員会	社会教育課長
委員	人権政策課	人権政策課長
	都市経営部	経営戦略課長
	都市活力部	魅力文化創造課長
	市民協働部	くらし支援課長
	福祉部	地域共生課長
		福祉事務所長
		障害福祉課長
	こども未来部	こども支援課長
		こども安心課長
		おやこ保健課長
		こども事業課長
		子育て給付課長
	教育委員会	教育総務課長
		読書振興課長
		中央公民館長
		学校教育課長
		児童生徒課長
		学び育ち支援課長
		教育センター所長

4 計画策定にあたっての意見聴取

■こども審議会の審議状況

本計画の策定にあたっては、条例第 10 条に基づく「豊中市こども審議会」において、子育て・子育てに関する総合的な検討を図るため、計画内容の審議を行いました。

年月日	会議名	主な議事内容
令和 5 年 (2023 年)	8 月 28 日 (月) 令和 5 年度 第 2 回 こども審議会	○第 3 期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」の策定について ・第 3 期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」の策定について（諮問） ・豊中市子育て・子育て支援に関するニーズ等調査について ・社会的養育推進のあり方検討部会の設置について
	10 月 23 日 (月) 令和 5 年度 第 1 回 社会的養育推進の あり方検討部会	○社会的養育推進のあり方検討部会について ○社会的養育推進計画について ○現在の豊中市のこどもたちの状況について ○豊中市社会的養育推進計画骨子素案について
	10 月 24 日 (火) 令和 5 年度 第 3 回 こども審議会	○豊中市子育て・子育て支援に関するニーズ等調査について
令和 6 年 (2024 年)	3 月 15 日 (金) 令和 5 年度 第 2 回 社会的養育推進の あり方検討部会	○豊中市社会的養育推進計画骨子案について ○「豊中市児童相談所・一時保護所に期待すること」 ○「大阪府池田子ども家庭センターの業務」 ○「こども・若者を中心とした計画策定を」
	3 月 19 日 (火) 令和 5 年度 第 4 回 こども審議会	○第 3 期豊中市子育て・子育て支援行動計画策定に向けたニーズ等調査結果（速報）について ・子育て・子育て支援に関するアンケート ・ひとり親家庭等の自立促進のための計画策定に向けたアンケート
	5 月 13 日 (月) 令和 6 年度 第 1 回 義務教育就学前の 保育・教育のあり 方検討部会	○待機児童発生等に係る保育定員暫定確保量の設定について
	6 月 5 日 (水) 令和 6 年度 第 1 回 社会的養育推進の あり方検討部会	○「里親家庭の現状と豊中市児童相談所に期待すること」 ○「児童養護施設の現状と課題」 ○代替養育を必要とするこどもの数 等について

年月日	会議名	主な議事内容
令和 6 年 (2024 年)	7 月 10 日 (水) 令和 6 年度 第 1 回 こども審議会	○第 3 期豊中市子育て・子育て支援行動計画に係る以下の審議 ・計画の位置づけについて ・計画の骨子案について ・これまでの取組みと今後の課題等について ・ひとり親家庭等自立促進計画について ・若者自立支援計画について
	7 月 19 日 (金) 令和 6 年度 第 2 回 義務教育就学前の 保育・教育のあり 方検討部会	○子ども・子育て支援法に基づく第 3 期市町村計画にかかる教育・保育の「量の見込み」について
	7 月 22 日 (月) 令和 6 年度 第 2 回 社会的養育推進の あり方検討部会	○「児童相談所の法的対応について～子どもの意見表明支援等」 ○豊中市社会的養育推進支援計画 ・中間案について
	9 月 17 日 (火) 令和 6 年度 第 2 回 こども審議会	○第 3 期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」の策定について ・施策展開について ・子ども・子育て支援法に基づく市町村計画について ・第 3 期豊中市子育て・子育て支援行動計画に内包する個別計画について
	9 月 30 日 (月) 令和 6 年度 第 3 回 義務教育就学前の 保育・教育のあり 方検討部会	○子ども・子育て支援法に基づく第 3 期市町村計画にかかる教育・保育定員の確保方策について
	11 月 11 日 (月) 令和 6 年度 第 3 回 社会的養育推進の あり方検討部会	○豊中市社会的養育推進計画 最終案(はぐくみプラン包含後)について ○豊中市社会的養育推進計画 今後の進行管理等について
	11 月 25 日 (月) 令和 6 年度 第 4 回 義務教育就学前の 保育・教育のあり 方検討部会	○第 3 期子育て・子育て支援行動計画 ・子ども・子育て支援法に基づく市町村計画(乳児等通園支援事業)について
	12 月 26 日 (火) 令和 6 年度 第 3 回 こども審議会	○第 3 期子育て・子育て支援行動計画 ・「こどもすこやか育みプラン・とよなか」の策定について(答申)

■ニーズ等調査及び懇談会・ヒアリングの実施

計画の策定に向けた基礎資料とするため、こどもや保護者、子育て支援関係者に対して、市の子育て・子育て支援に対する意見や要望、教育・保育ニーズなどを把握するための調査を実施しました。

	こども本人	保護者	支援者(機関)
アンケート	子育て・子育て支援に関する ニーズ等調査		地域の関係者への アンケート
ヒアリング	こどもへの ヒアリング	保護者・支援者(関係機関)への ヒアリング	

1. 子育て・子育て支援に関するニーズ等調査（アンケート）

計画策定の基礎資料とするため、保護者に対しては就労状況や教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用意向等、こども本人に対しては、学校生活や日常生活でのこと、将来のこと等への思いや考えを把握するため、ニーズ等調査を実施しました。

実施内容					
対象者		抽出人数 ※	有効回収数		有効回収率
				うちWEB回答	
保護者	就学前児童（0～5歳児）の保護者	4,214人	1,449件	813件	34.4%
	小学生（6～11歳児）（義務教育学校前期課程を含む）の保護者	2,518人	900件	494件	36.9%
こども本人	小学5年生（義務教育学校5年生を含む）	890人	270件	－	30.3%
	中学2年生（義務教育学校8年生を含む）	880人	248件	－	28.2%
	高校2年生相当年齢の方	844人	146件	70件	17.3%
合計		9,346人	3,013件	1,377件	32.2%
調査方法		郵送により配布。回収は郵送、もしくは一部についてWEBアンケートによる返信			
調査期間		令和5年（2023年）12月8日～12月27日 （令和6年（2024年）1月31日回収分をもって回収締め切り）			

※住民基本台帳より年齢配分・地域配分を勘案して、令和5年（2023年）11月1日時点で無作為抽出
その他個別計画である「ひとり親家庭等自立促進計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」については、別途アンケート調査を実施しました。

2. こどもへのヒアリング

	実施内容
調査期間	①令和6年2月 ②令和6年1月から3月 ③令和6年3月、6月 ④令和6年5月から6月
対 象 者	就学前児童から高校生までの児童・生徒
実施方法	学校等を訪問してヒアリングを実施
訪 問 先	①認定こども園 3園 ②小学校 2校、中学校 3校、高校 3校 ③地域子ども教室 2か所（アンケート） ④こどもの居場所 9か所
実施人数	①就学前児童 37人 ②小学生 37人、中学生 16人、高校生 21人 ③小学生 24人 ④就学前児童 4人、小学生 11人、中学生 13人、高校生 3人
主な意見	○居場所について ・ おともだちがさそってくれて遊べるので、保育園が好き。 ・ 否定されないのがよい、ありのままを受け入れてくれる心地よさ。親ではない大人、大学生、中学生などいろいろな世代と話ができるのが楽しい。 ・ 家族や学校の先生以外に、塾の人、近所の人、先輩に、学校や部活、進路について話や相談をする。 ・ スポーツや地域の魅力を知る体験活動、いろいろな人と交流できるイベントなどがあれば参加したい。 ・ 体験活動を通じて、自分が必要とされる喜びや協働する力が身についた。 ○相談について ・ 深刻なものは「親しくは無いがちょっと知っている人」くらいの距離間の人。全く知らない人だと「何もわかってくれないくせに」と思ってしまう。 ・ 深刻な相談は身近な人には話さない。話すとしたら自分を直接知らない人（相談窓口など）の方が気が楽。 ・ 将来就いてみたい職業はあるが、自分に合わなかったらどうしようかと不安。人生の先輩の体験談などが聞けたり、相談できたりする場がほしい。 ・ 自分の考えや話を聞いてもらえる機会は貴重なので、これからも大切にしてほしい。 ○環境について ・ 公共施設での自習スペースの充実や、勉強をみてもらえる場所がほしい。 ・ 通っていたこども食堂でお手伝いをするようになって、より積極的に参加できるようになった。 ・ 成年年齢が18歳に引き下げられて、できることとともに責任も増えるので、不安な気持ち大きい。

3. 地域の子育ち・子育て支援の関係者へのアンケート

	実施内容
調査対象	民生・児童委員、主任児童委員、校区福祉委員会、自治会・地域自治協議会、自主防災組織、就学前教育・保育事業者、障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス等）、社会福祉事業者（高齢）、社会福祉事業者（障害）、こどもの居場所運営者などの団体関係者
調査方法	地域福祉ネットワーク会議（生活圏域7ブロックごとに開催）で配布・回収
調査期間	令和5年2月9日から3月5日
回収件数	7ブロック合計 343件
主な意見	○こどもや子育て家庭について ・父親が積極的にこどもに関わるようになった。 ・こども食堂やこども見守り活動など、地域の中でこどもを見守りながら育んでいる。 ・最近、ひきこもりのこどもが増えているように思う。 ・子育ての同世代と世代間の交流が薄い。 ・子育てに不安を感じている人が多い。相談相手がなくて、その不安を1人で抱えてしまうケースが多い。 ・貧困母子家庭への経済的支援や、経済的自立ができるような就労支援は必要と考える。 ・活用できる制度・サービスの情報を自発的に入手しづらい世帯が多く、丁寧な情報提供が必要。 ○所属団体で不足しているもの ・マンパワー ・個人の知識や経験 ・他の機関（公共機関を除く）との連携 ○社会全体でこどもや子育て家庭を支えるための課題 ・地域のつながりが薄れていく中で、どう接していいかわからない。 ・集団や社会になじめないこどもが増えているように思う。 ・こどもの立場で生きやすい・住みやすい地域が必要。 ・地域と子育て家庭のつながりの強化。 ・地域と教育・保育施設（保育所や学校など）とのつながり強化。

4. 保護者、子育ち・子育て支援の関係者へのヒアリング

	実施内容
対 象 者	①就学前保護者 ②こどもの居場所の運営者、こどもの居場所コーディネーター ③地域子ども教室の支援者 ④児童生徒課の支援者 ⑤国際交流センターの支援者
訪 問 先	①子育て支援センター等 3か所 ②こどもの居場所 9か所 ③地域子ども教室 2か所 ④児童生徒課 ⑤国際交流センター
開催日時	①令和6年6月 ②令和6年5月から6月 ③令和6年3月、6月（一部アンケート 令和6年2月） ④令和6年2月 ⑤令和6年5月

参 加 者	①18人 ②45人 ③3人（一部アンケート 48人） ④3人 ⑤2人
実施形式	子育て支援センターなどに訪問し、グループヒアリング ③一部アンケートを実施
主な意見	○子育て支援について ・ こどもたち一人での時間が多く孤独につながっている。 ・ 自分が外国人であることが、ばれないでよかった、といけないことと感じている。 ・ 世話人が楽しんで参加することが大切。 ・ 1対1でこどもが希望する好きな活動を一緒に楽しむことで信頼関係が築け、少しずつ話してくれるようになる。 ○子育て支援について ・ 妊娠中の人の方が不安をかかえている時に気軽に相談できる、場所や制度が充実するとうれしい。 ・ 子育てに関する情報をどこでどのように入手したらいいのかわからない。 ・ 転入者にも情報を入手しやすくしてほしい。 ・ 保護者は同世代の友だちがほしい。一時的に預けられるところ、遊ばせられるところがほしい。 ・ 子育てに関する交流や活動の拠点（場）について、住んでいる地域によっては利用が難しいので数を増やしてほしい。 ・ こどもの小学校入園にむけて、小学校生活はどのようなものなのか、こういった準備をしておくことよいなどの情報発信があると安心できる。 ・ こどもと過ごせる時間が少なく、親がゆとりをもって子育てできる環境を整えることが必要。 ・ 登下校通路の安全面や地域の防犯について不安感があるので、環境の整備や見守り体制の充実が必要。 ・ 子育ては母親だけではなく、配偶者など周りの協力なしでは大変なものなので、パートナー（特に父親）に対する子育て・家事に対する意識を向上させるような取組み・契機がほしい。 ・ 子育て家庭が遠慮なく地域や行政・公的機関に「しんどい」「助けて」と言える関係性を日ごろからつくるのが大切。 ・ うまく話ができなくても、活動を通じて信頼関係を築いていくことで、少しずつ話してくれるようになる。 ・ 支援の質を向上するために、各支援団体の人員体制や配置の拡大が必要。 ・ 多世代で交流できる場所がもっと必要だと感じている。 ・ 居場所にきてくれる、困り感をかかえる家庭を居場所や適切な支援につなげることに難しさを感じる。 ・ 不登校児童が通いやすい学校をつくってほしい。 ・ 若者と関りが難しくなっている。 ○外国にルーツをもつこどもへの支援 ・ こども同士のつながりをつくるのが課題。 ・ こどもたちにとって、自身の背景や悩みなどを打ち明けたり、大人になっていくうえでつながりを築いていけるような、安心して過ごせる居場所になればいい。

■意見公募手続きの実施

本計画について、市民等から幅広い意見を募集するため、計画素案に対する意見募集を令和7年（2025年）1月14日（火）から2月3日（月）にかけて実施し、21人の市民等から76件の意見が提出されました。

第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画（素案）に関する意見募集の結果

○提出方法別人数と意見件数

提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
郵便	0	0
ファクシミリ	0	0
電子メール	10	44
電子申込システム	9	18
所管課への直接提出	2	14
その他	0	0
合計	21	76

○市民等の区分別人数と意見件数

市民等	提出人数（人）	意見件数（件）
市の区域内に住所を有する者	16	60
市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等	2	4
市の区域内に存する事務所等に勤務する者	1	9
市の区域内に存する学校に在学する者	0	0
市税の納税義務者	0	0
意見公募手続きに係る計画等に利害関係を有する者	2	3
その他（市民等の区分について未記入のもの）	0	0
合計	21	76

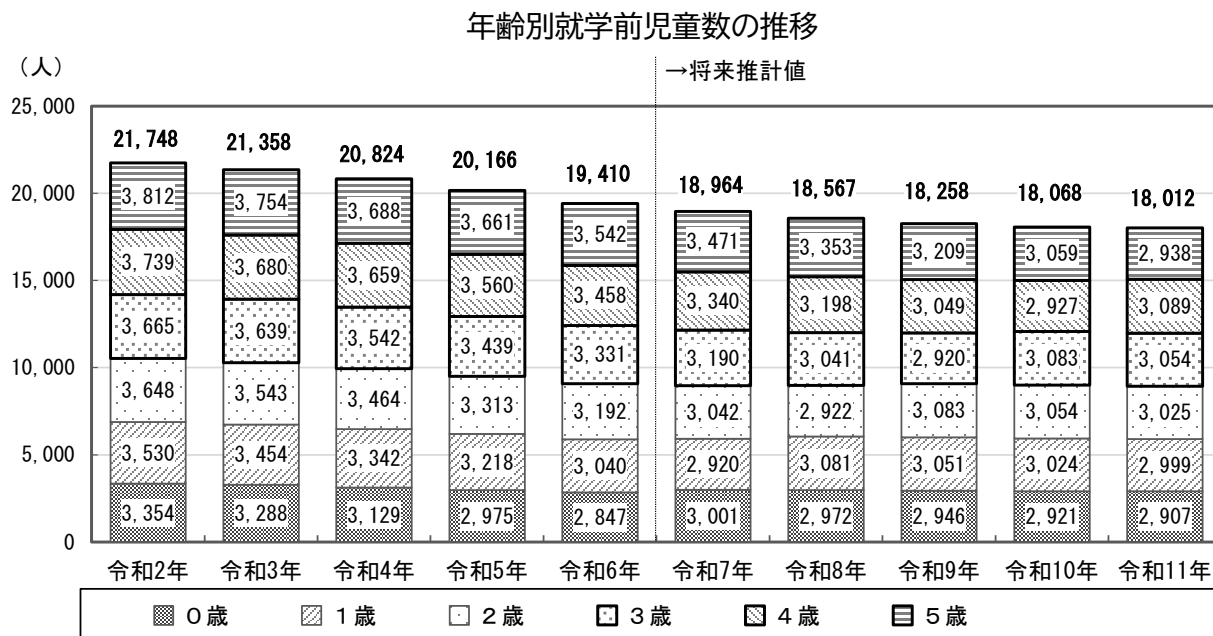
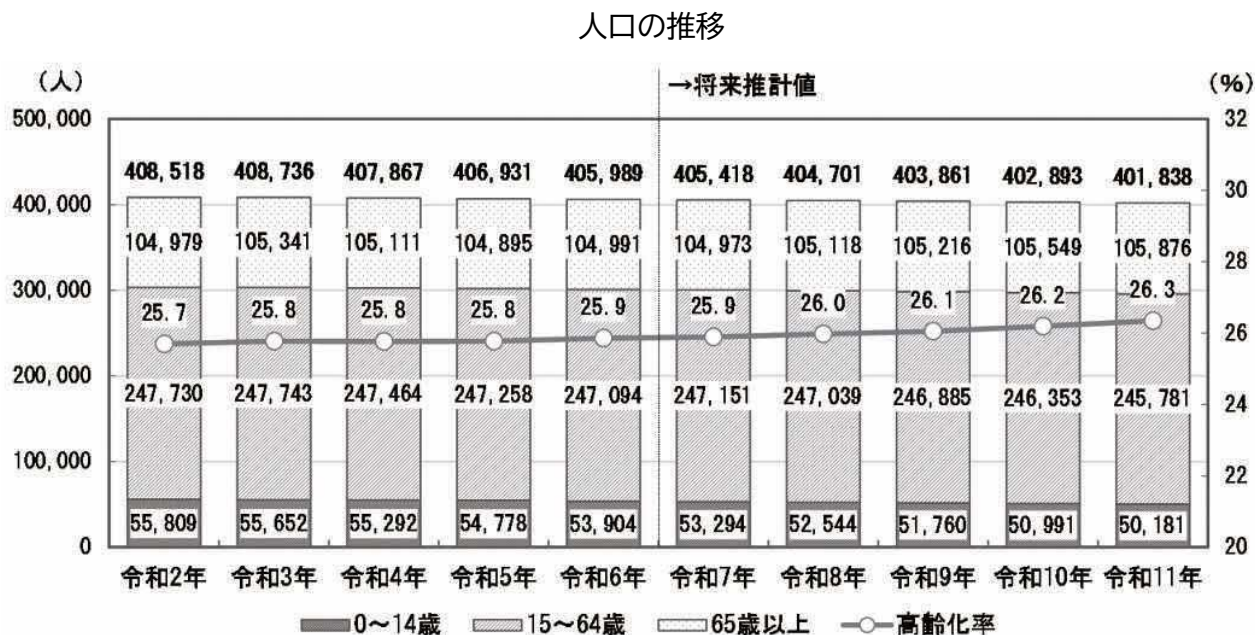
○項目別意見件数

該当箇所	意見件数（件）	該当箇所	意見件数（件）
第1章	2	第6章	2
第2章	3	第7章	1
第3章	14	第8章	5
第4章	—	第9章	2
重点施策	2	第10章	13
施策の柱	25	第11章	3
第5章	1	全般	3

5 豊中市の現状(データ)

■統計データからみる状況

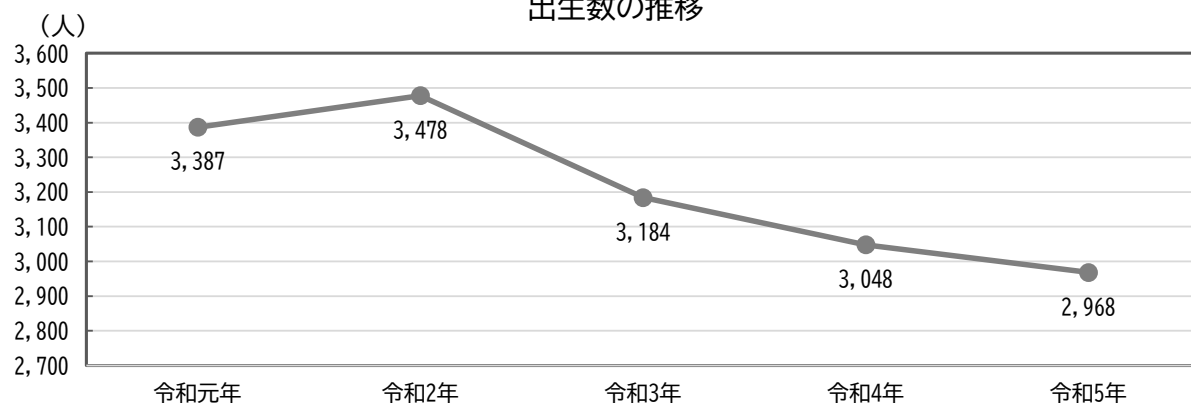
○人口について



資料：令和6年まで住民基本台帳（各年4月1日）

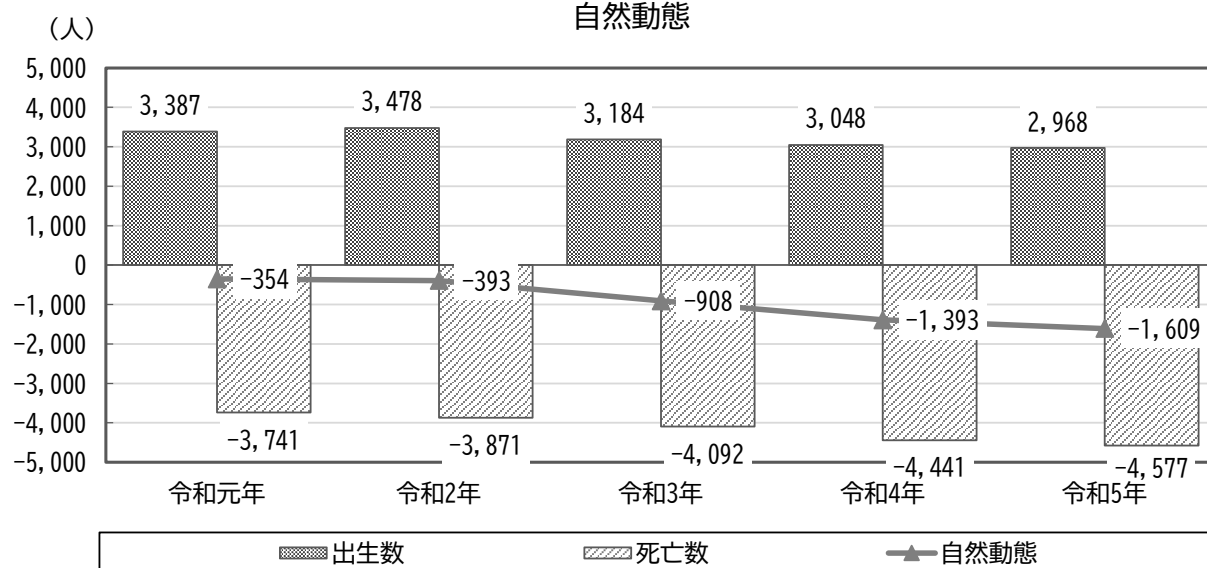
令和7年以降は住民基本台帳を基にした将来推計値

出生数の推移



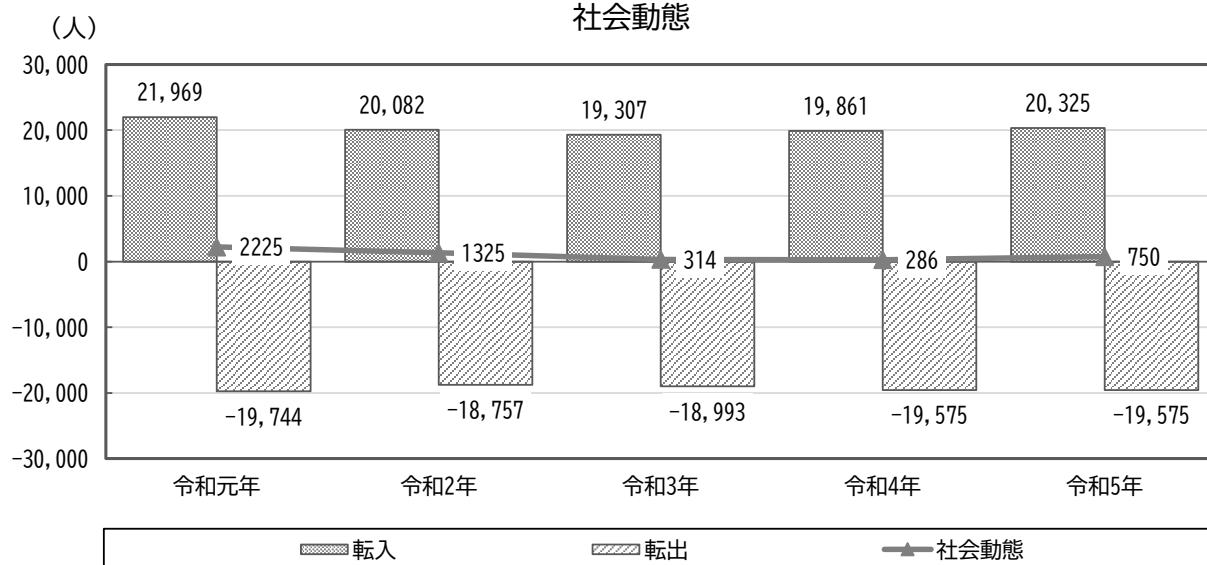
資料：豊中市統計書

自然動態



資料：豊中市統計書

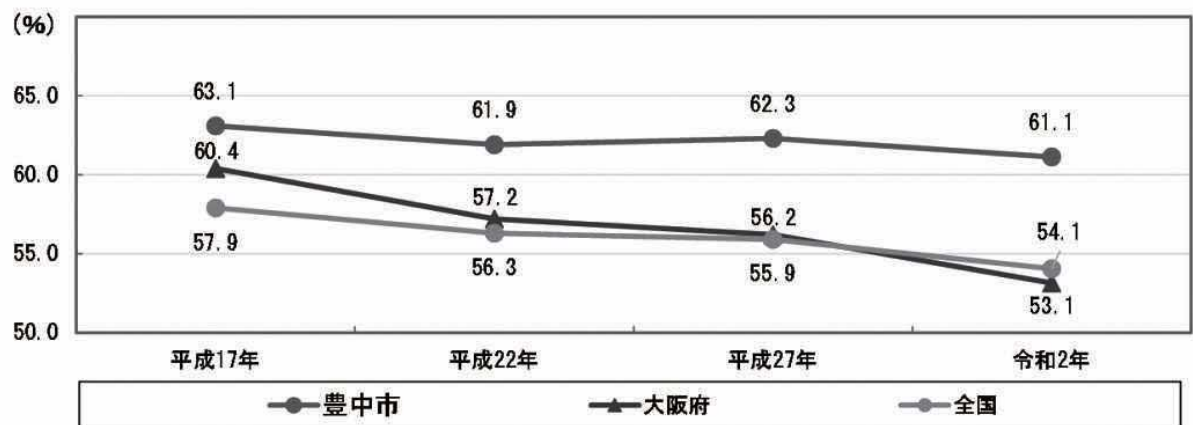
社会動態



資料：豊中市統計書

○世帯数について

一般世帯に占める核家族世帯の割合



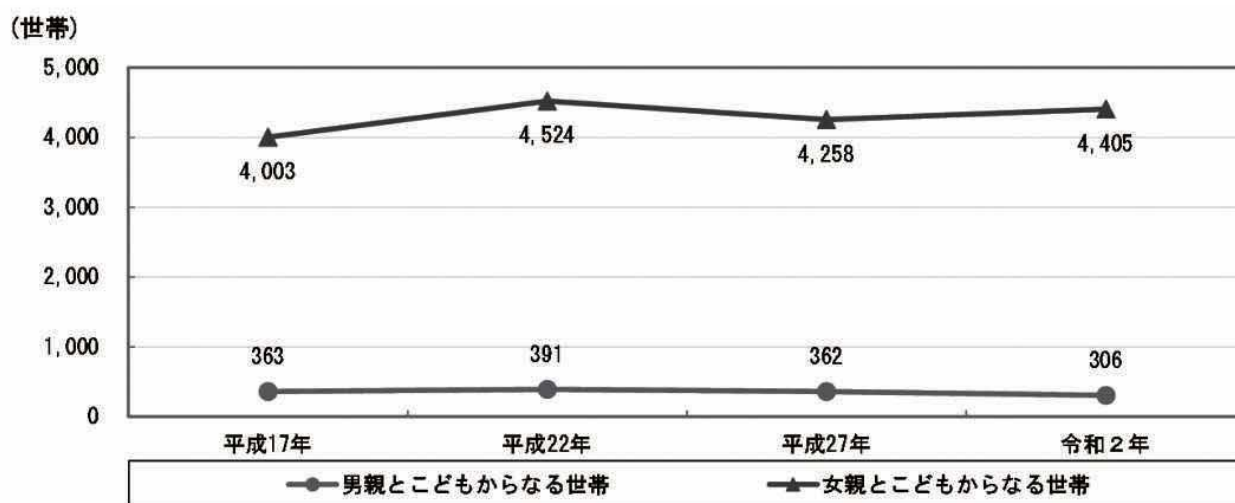
資料：国勢調査

こどものいる世帯数及び世帯割合の推移

	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
一般世帯数	160,974	100.0	166,540	100.0	170,179	100.0	176,759	100.0
6歳未満のこどものいる世帯	16,437	10.2	16,137	9.7	16,661	9.8	16,449	9.3
核家族世帯	15,448	9.6	15,349	9.2	15,910	9.3	15,804	8.9
その他の親族世帯	989	0.6	759	0.5	718	0.4	620	0.4
非親族・単独世帯	0	0.0	29	0.0	33	0.0	25	0.0
18歳未満のこどものいる世帯	38,638	24.0	38,887	23.3	39,858	23.4	39,666	22.4
核家族世帯	35,607	22.1	36,205	21.7	37,413	22.0	37,786	21.4
その他の親族世帯	3,003	1.9	2,516	1.5	2,213	1.3	1,794	1.0
非親族・単独世帯	28	0.0	166	0.1	232	0.1	86	0.0

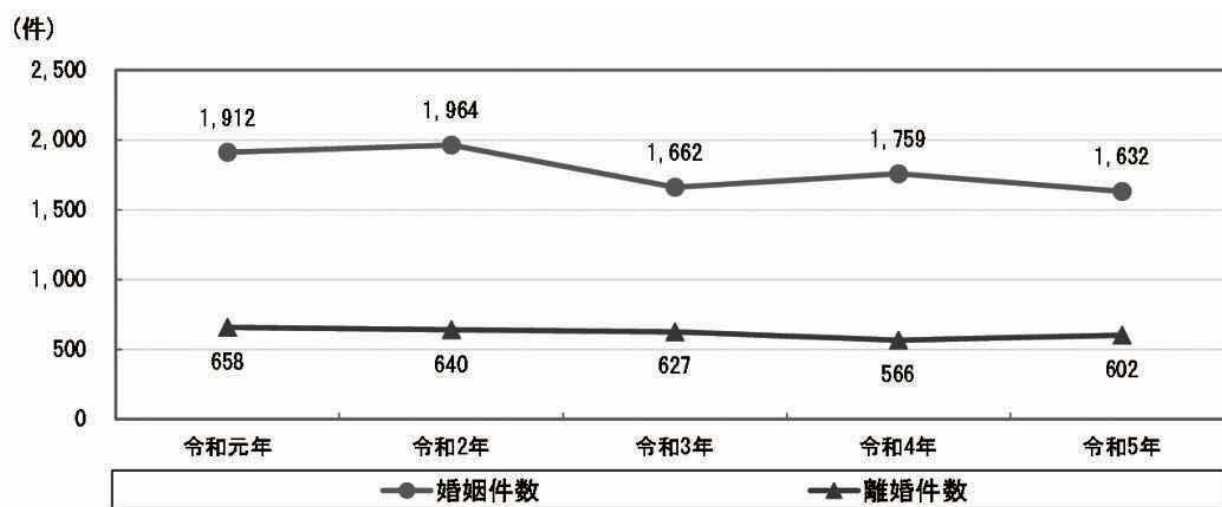
資料：国勢調査

18歳未満のこどもがいる母子家庭、父子家庭の状況



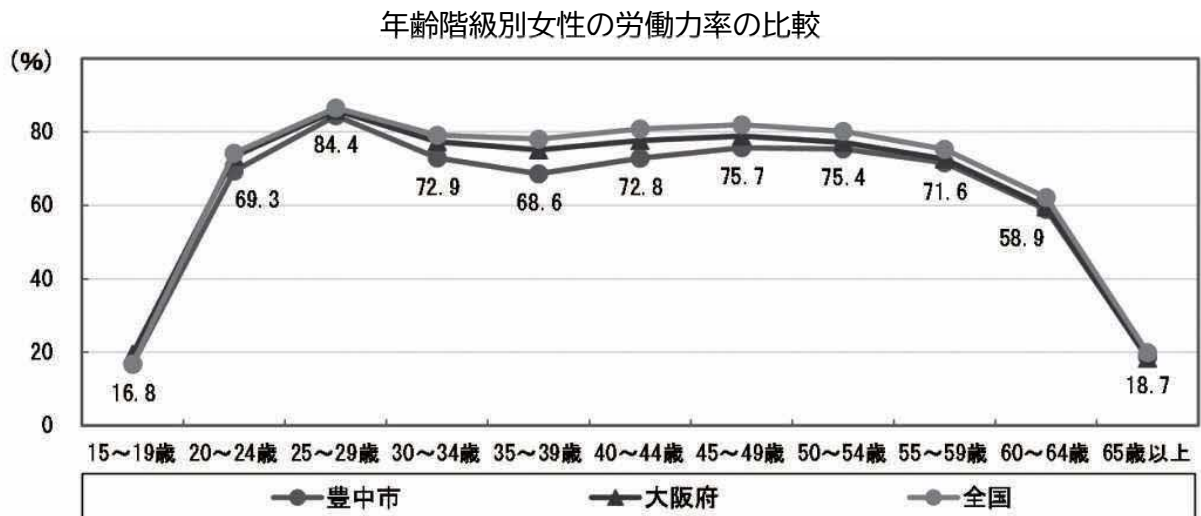
資料：国勢調査

婚姻件数と離婚件数の推移

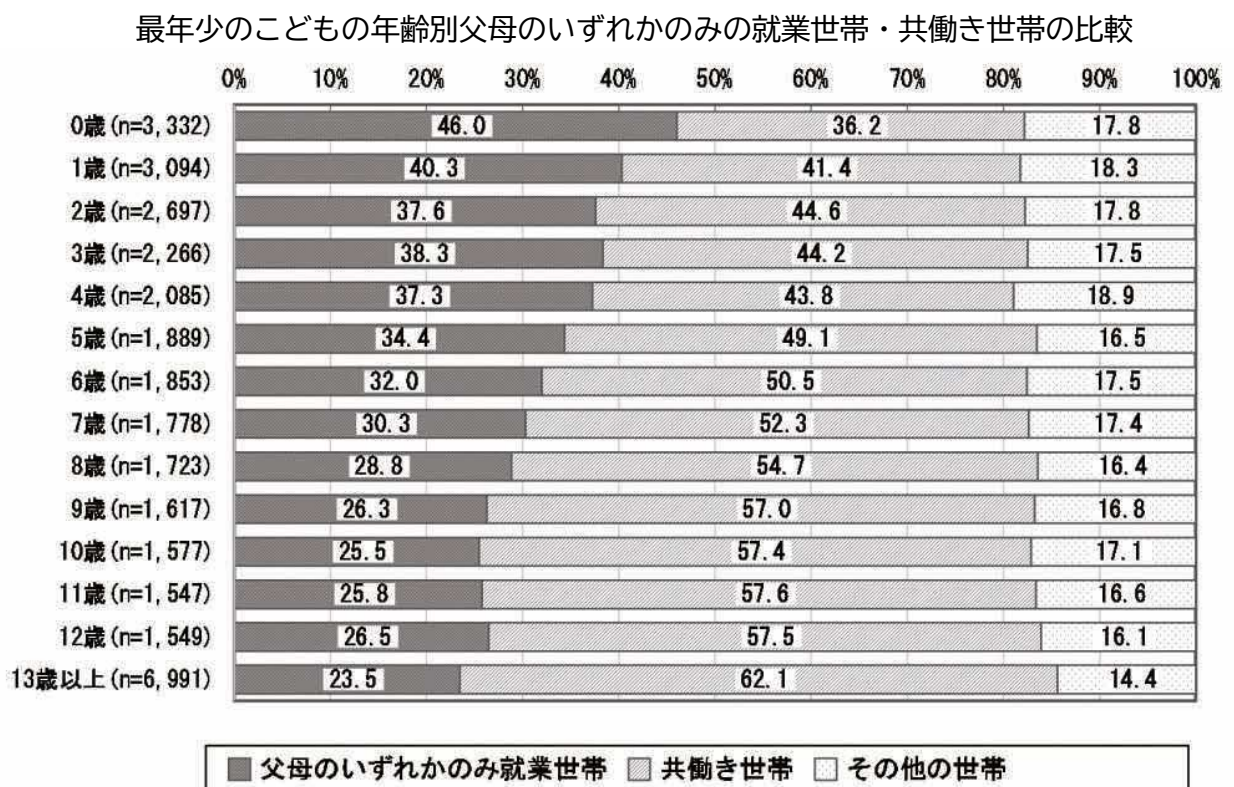


資料：豊中市統計書

○就業の状況について



資料：令和2年国勢調査



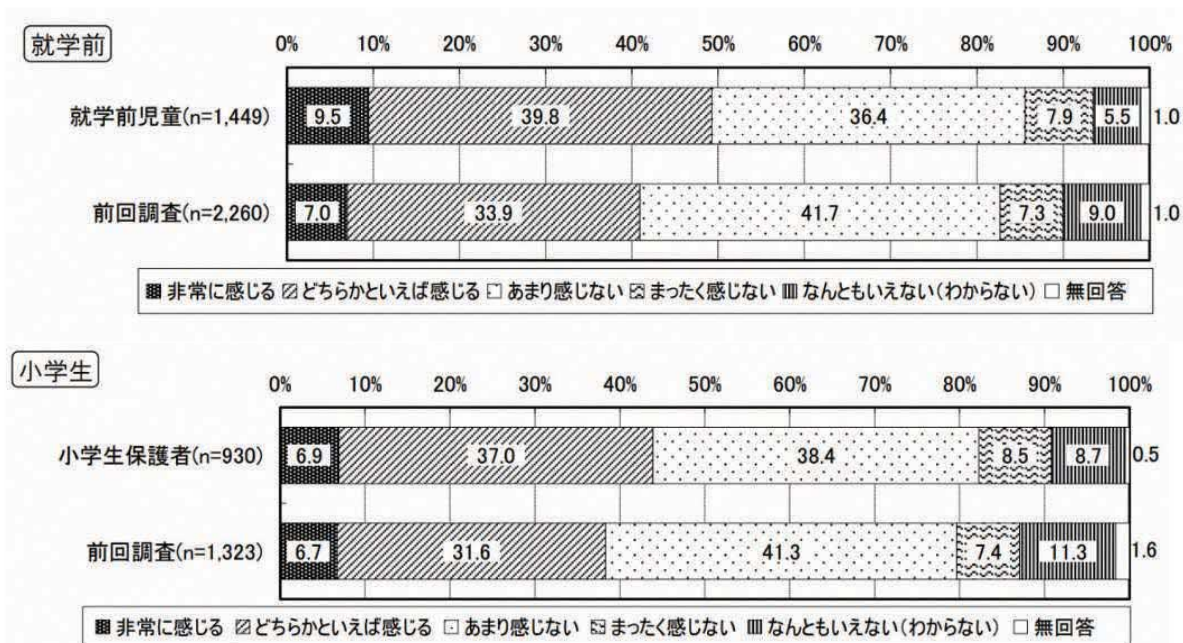
資料：令和2年国勢調査

■アンケート調査からみる状況

○子育て・子育て支援に関するニーズ等調査（調査概要はP.197 参照）

※前回調査は、平成 30 年度調査です

保護者の子育てに関する不安・負担（保護者）



就学前

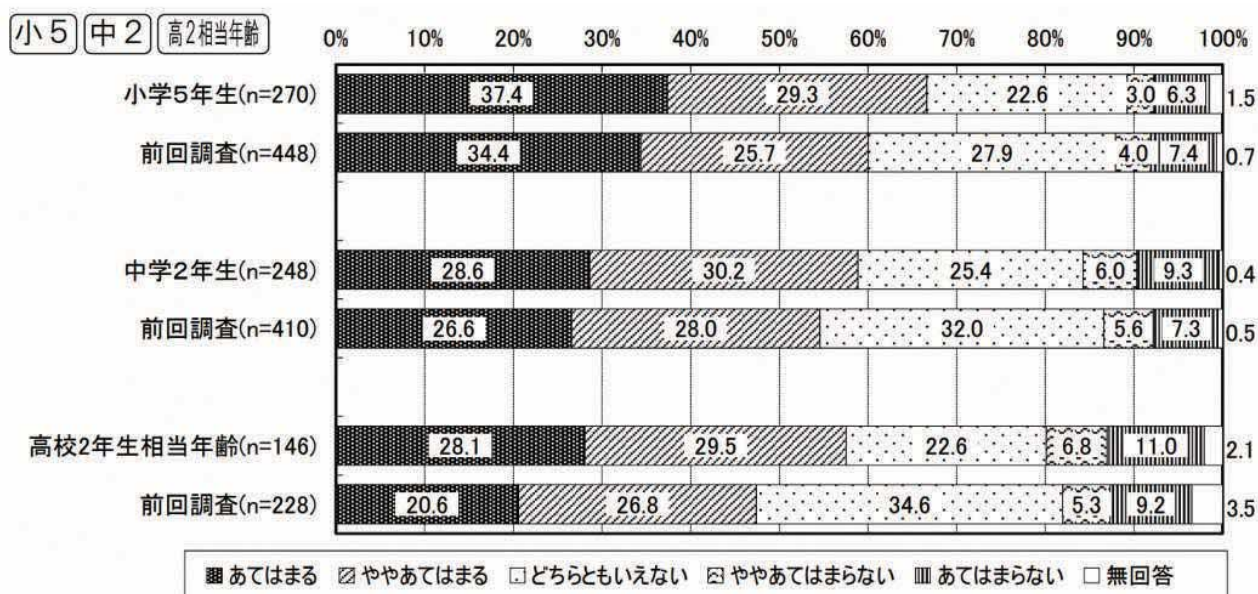
子育てに関する事業や取組みを利用しない理由（保護者）

	①妊婦教室、 ための子育て教室	②保健センターでの相談	③子育て支援センター ほっぺでの相談	④地域子育て支援センター・ 保育所などでの相談	⑤育児支援家庭訪問事業	⑥家事支援サービス (料理・掃除など)	⑦児童発達支援センター での療育相談	⑧教育センターでの相談	⑨こども総合相談窓口 での相談	⑩保育所・幼稚園などの 園庭などの開放
n =	752	855	834	851	1,006	1,125	1,021	1,086	1,074	588
悩んだり困っていることがない	34.3	49.0	40.6	45.0	42.9	28.9	58.7	47.9	47.2	31.5
サービスの情報がこない（PR不足）	9.7	6.8	5.4	7.4	10.9	15.0	5.0	12.3	11.7	8.8
親せきや知人の援助は受けるが、行政のサービスは受けたくない	0.1	0.6	0.6	0.4	0.2	1.2	0.4	0.4	0.3	0.0
サービスを受ける場所が遠い	5.6	7.7	16.2	5.3	0.9	0.5	1.9	2.3	2.3	3.6
サービスを受ける手続きなどがわからない、面倒だ	7.2	9.2	8.5	8.1	11.2	12.3	4.1	6.4	6.4	7.3
サービス内容に興味・関心がない（面白くない、役立たないなど）	5.5	2.2	2.3	2.9	3.8	1.3	1.3	2.4	2.6	1.9
サービスの質に不安がある（訪問の場合は、他人を家に入れるのが不安など）	0.7	2.1	0.8	1.6	6.6	10.8	0.6	0.9	1.0	0.3
利用料金がかかる	1.1	0.8	0.7	0.5	0.7	15.5	0.6	0.1	0.3	0.7
時間がない	12.6	7.4	7.6	7.6	5.0	3.2	3.8	4.6	5.1	15.0
ご自身がサービスの対象者になるのかどうかわからない	5.2	4.0	3.8	3.6	5.4	5.6	6.9	6.3	6.0	3.1
なんとなく利用したくない	3.1	3.9	3.4	3.5	4.4	3.5	3.2	2.6	2.9	3.2
その他	13.7	2.8	3.2	2.1	2.1	2.0	2.5	2.0	2.0	5.3
無回答	17.6	18.7	19.9	22.8	19.1	23.0	19.6	22.5	22.5	27.9

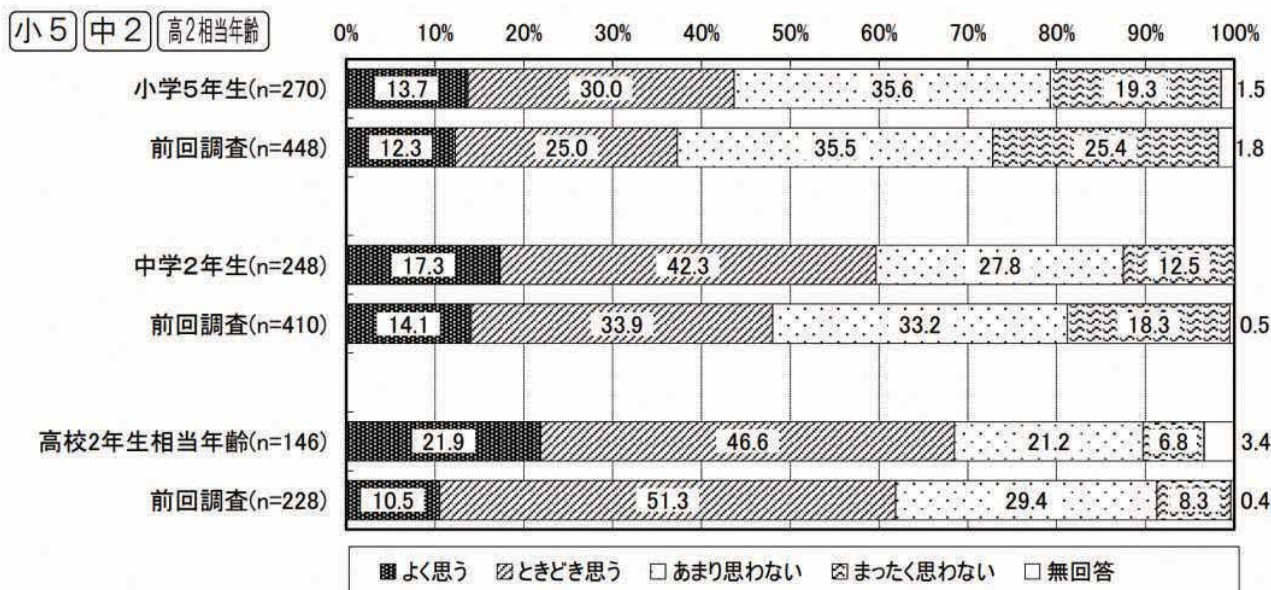
	⑪子育て支援センターなどの屋内で自由に遊べるスペースの開放	⑫親子教室・子育てに関する講座	⑬子育てサロン	⑭図書館での絵本などの貸出やおはなし会などの行事	⑮赤ちゃんの駅	⑯とよなか子育て応援団	⑰市のホームページによる子育て情報	⑱子育て・子育て応援アプリ「とよなかあみご母子モ」	⑲とよなか子育て・子育て応援窓口「みんな」などの子育て情報誌
n =	566	854	912	578	904	1,038	722	698	762
悩んだり困っていることがない	25.8	35.6	33.7	20.6	36.0	31.7	31.7	33.4	31.9
サービスの情報がこない（PR不足）	11.7	13.2	12.7	12.3	16.9	23.3	19.1	21.3	22.0
親せきや知人の援助は受けるが、行政のサービスは受けたくない	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	0.2	0.3	0.1	0.1
サービスを受ける場所が遠い	10.6	3.9	4.2	8.1	2.0	1.1	0.7	0.3	0.4
サービスを受ける手続きなどがわからない、面倒だ	7.1	7.3	7.5	4.8	6.0	6.5	5.1	7.3	5.0
サービス内容に興味・関心がない（面白くない、役立たないなど）	1.8	4.7	4.5	2.9	3.1	2.9	3.9	6.2	3.9
サービスの質に不安がある（訪問の場合は、他人を家に入れるのが不安など）	0.4	0.4	0.9	0.5	0.7	0.5	1.1	1.0	0.8
利用料金がかかる	0.5	0.5	0.7	0.3	0.2	0.3	0.3	0.4	0.3
時間がない	12.9	9.8	9.2	17.3	5.1	4.0	4.8	3.7	4.3
ご自身がサービスの対象者になるのかどうかわからない	4.4	3.5	3.6	2.1	5.4	4.6	2.8	2.3	2.1
なんとなく利用したくない	3.7	3.6	5.5	3.3	3.5	3.2	3.3	3.6	3.5
その他	5.1	3.2	4.2	3.8	2.4	2.7	2.2	2.7	2.2
無回答	27.9	25.8	25.0	32.5	25.8	26.9	31.4	25.9	29.7

※太字は、無回答と選択肢「悩んだり困っていることがない」を除いて最も割合の高いもの

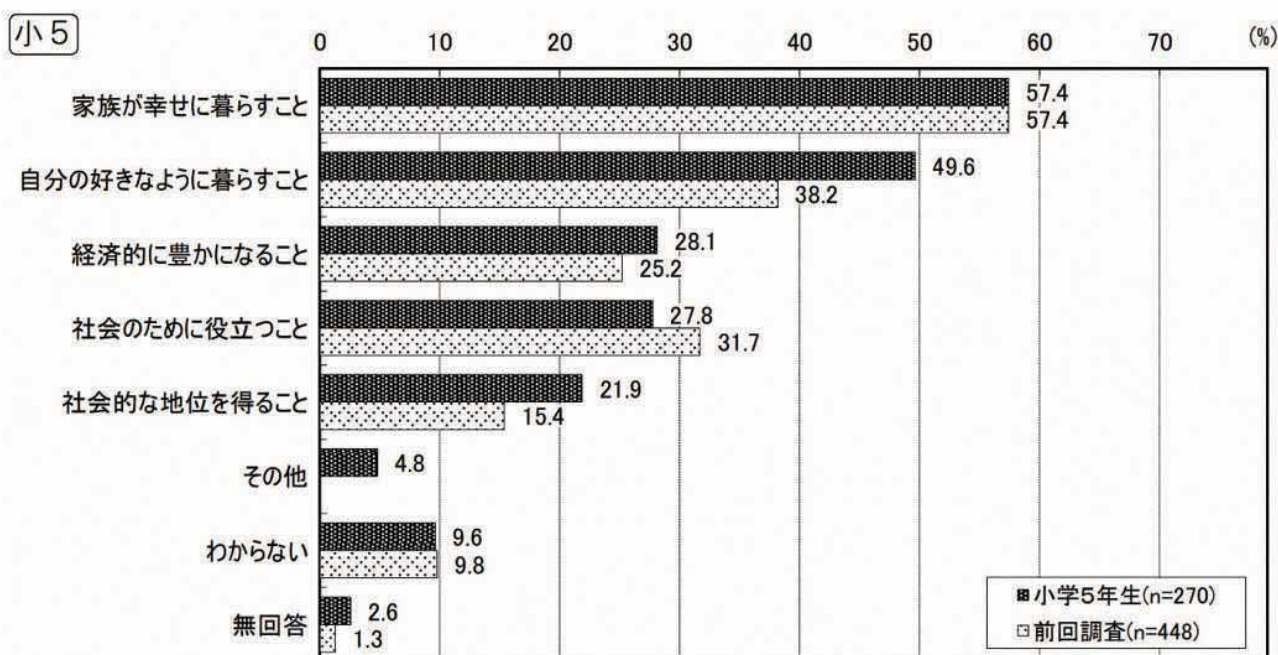
自分のことが好きだ（こども）



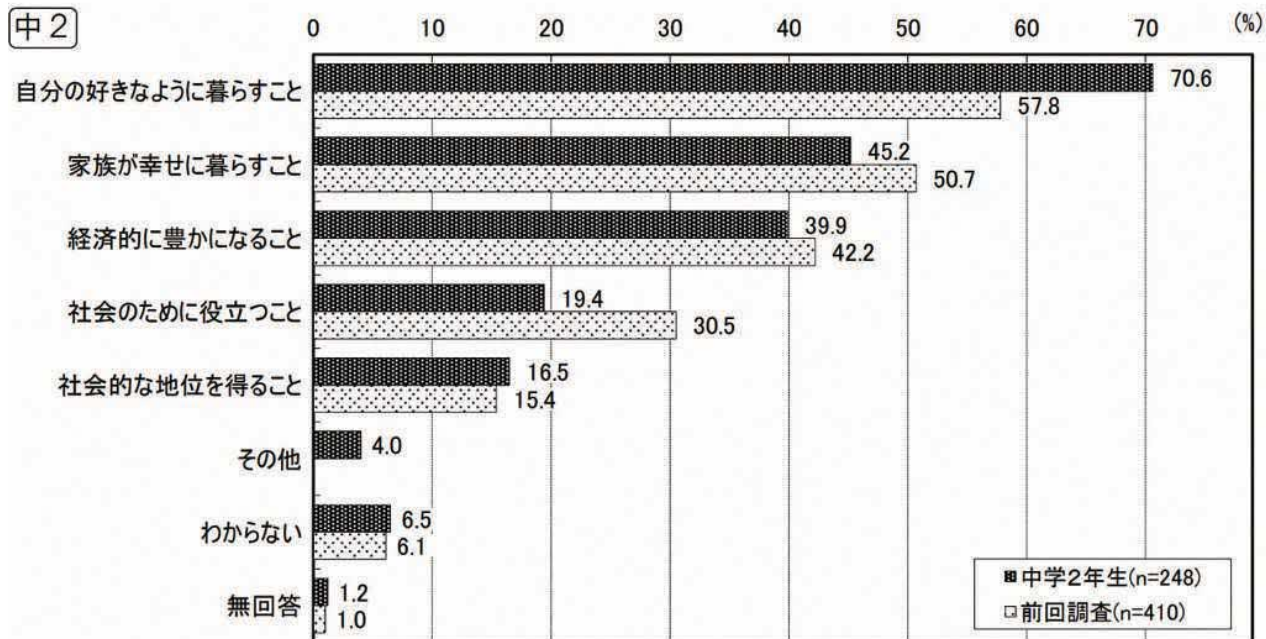
友だちというより、ひとりで自分のしたいことをする方が好き（こども）



将来どのようになりたいか（こども）

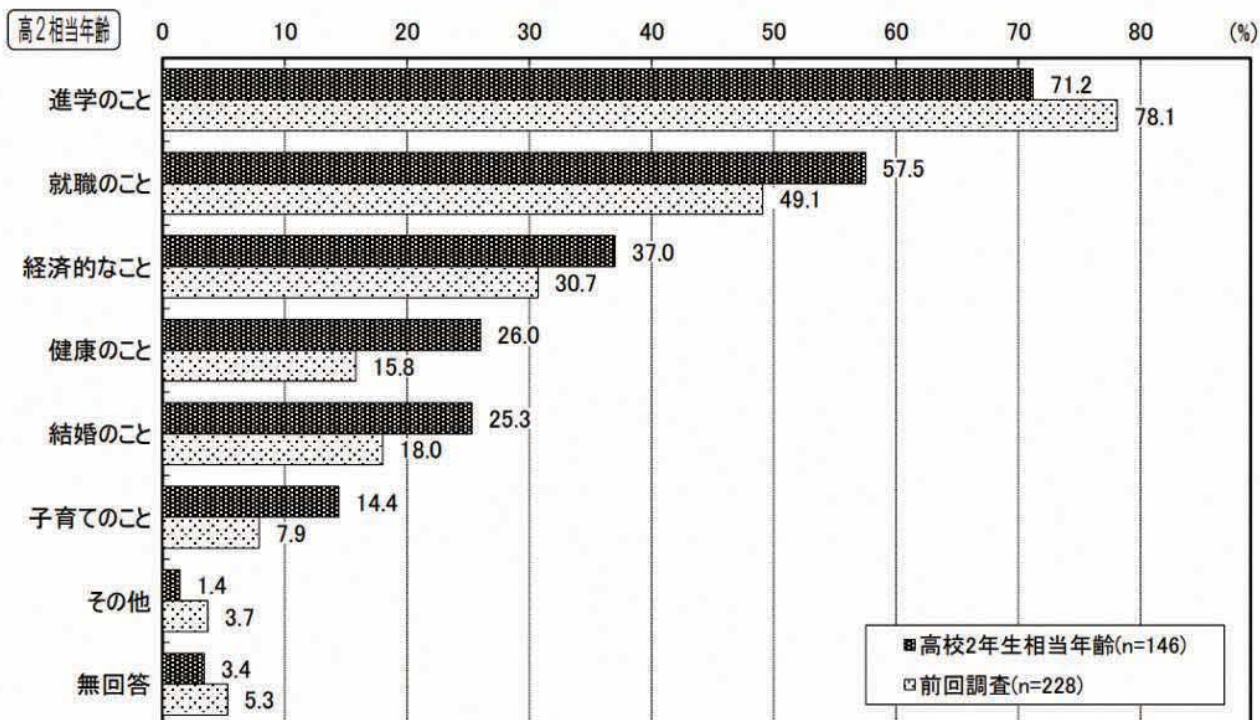


※選択肢「その他」は前回調査では設定していません



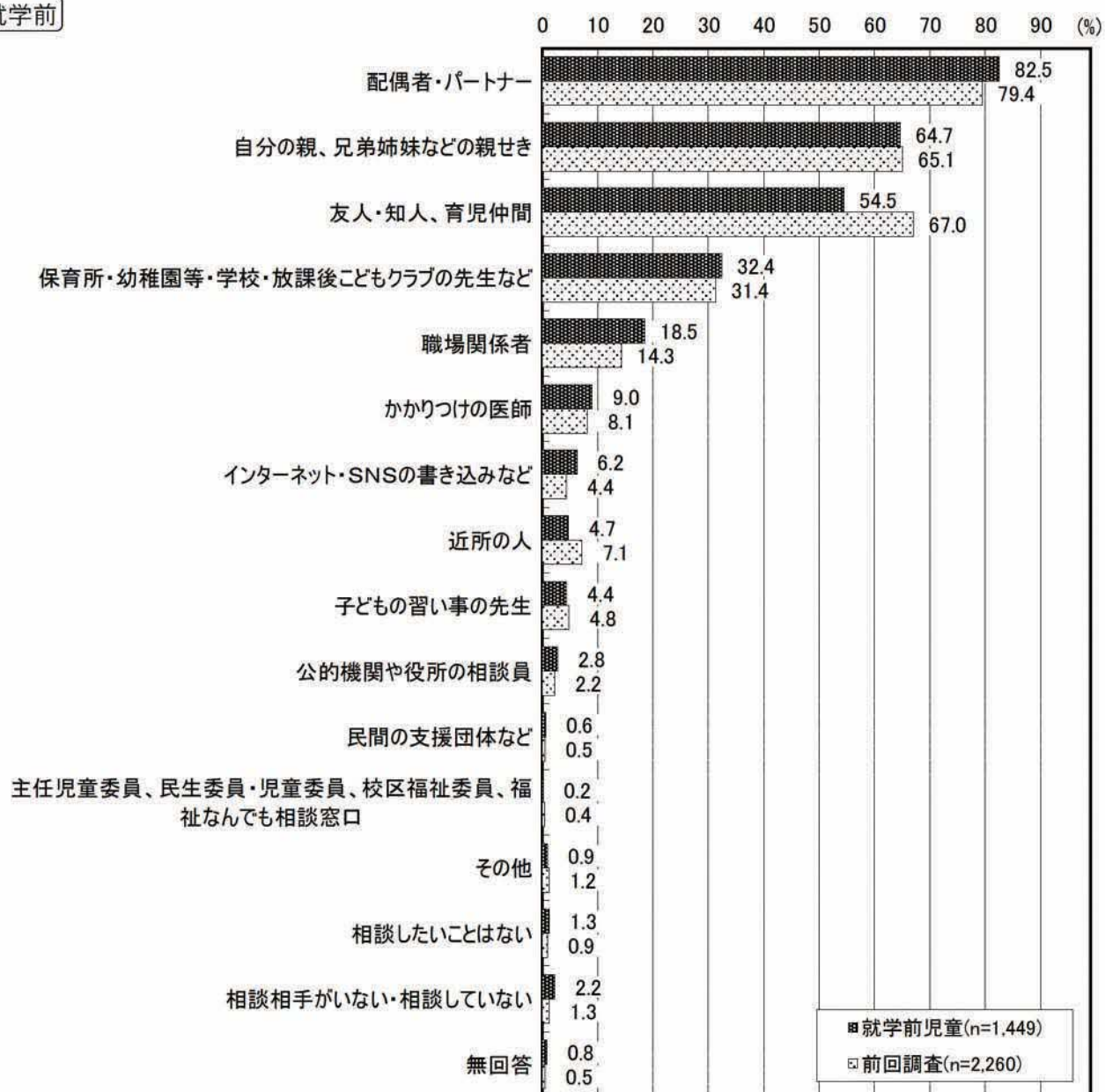
※選択肢「その他」は前回調査では設定していません

将来に関して不安に思っていること（こども）

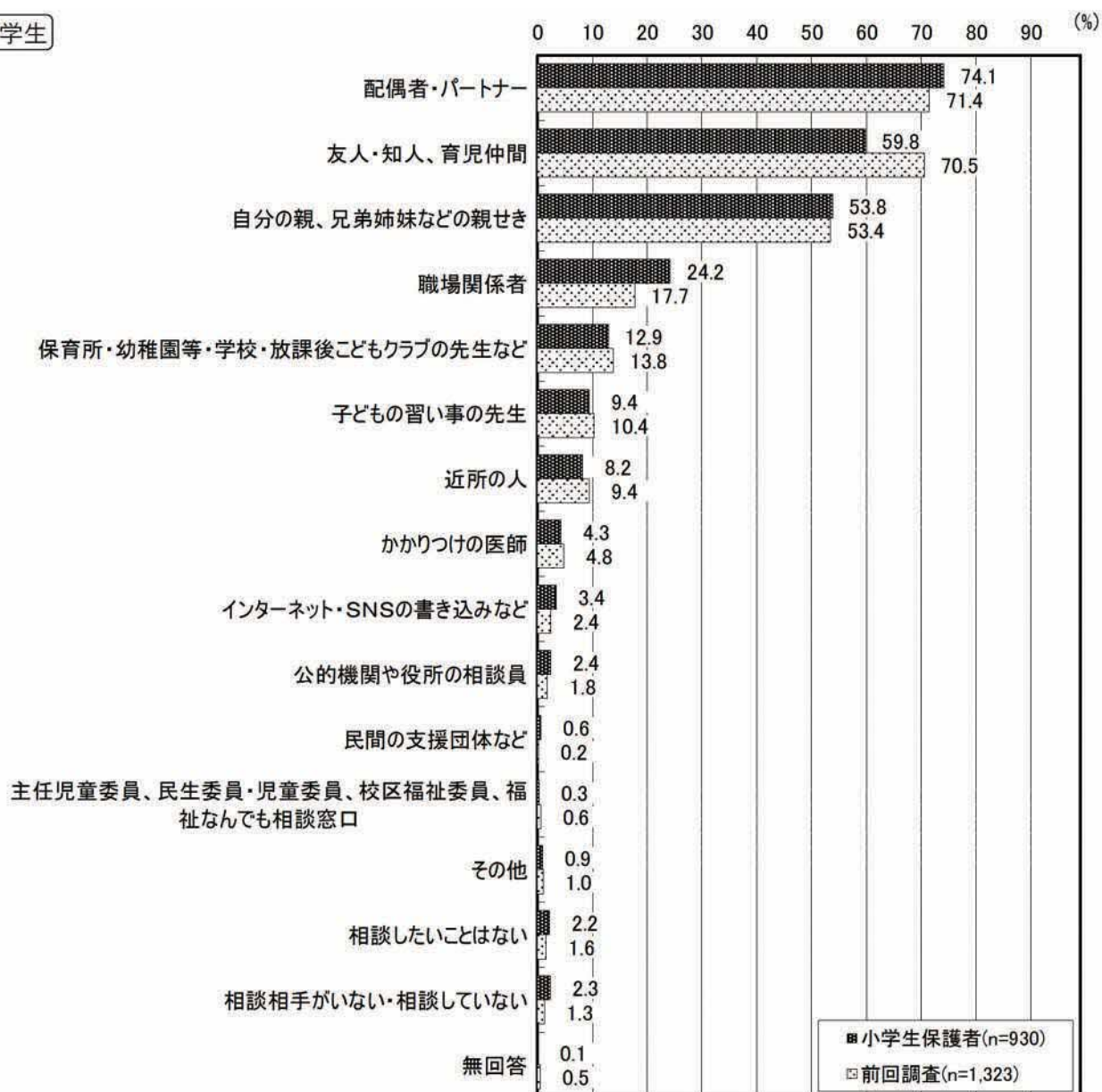


保護者の悩みや不安についての相談先（保護者）

就学前



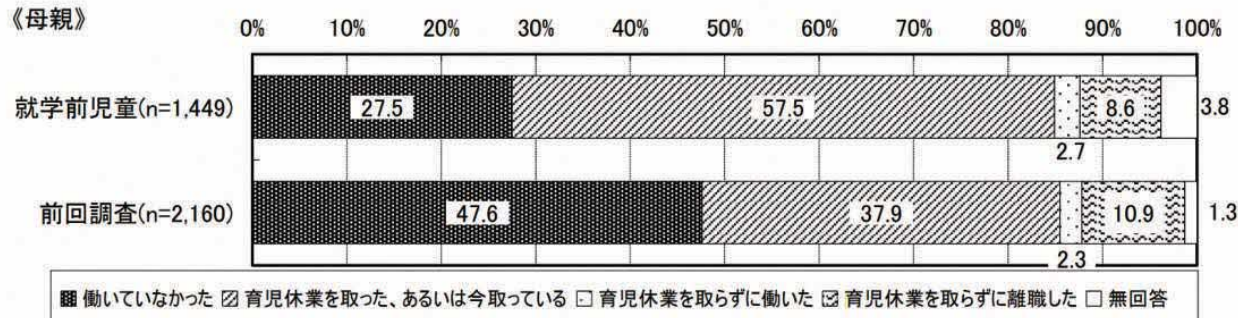
小学生



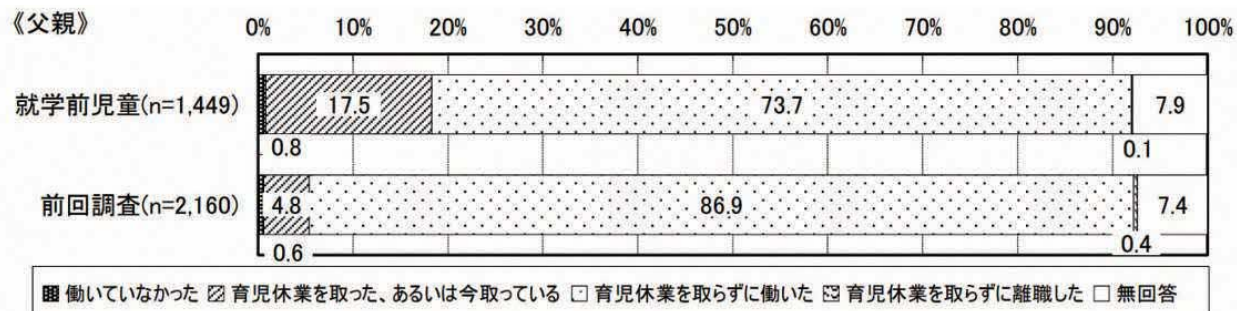
育児休業の取得状況（保護者）

就学前

《母親》

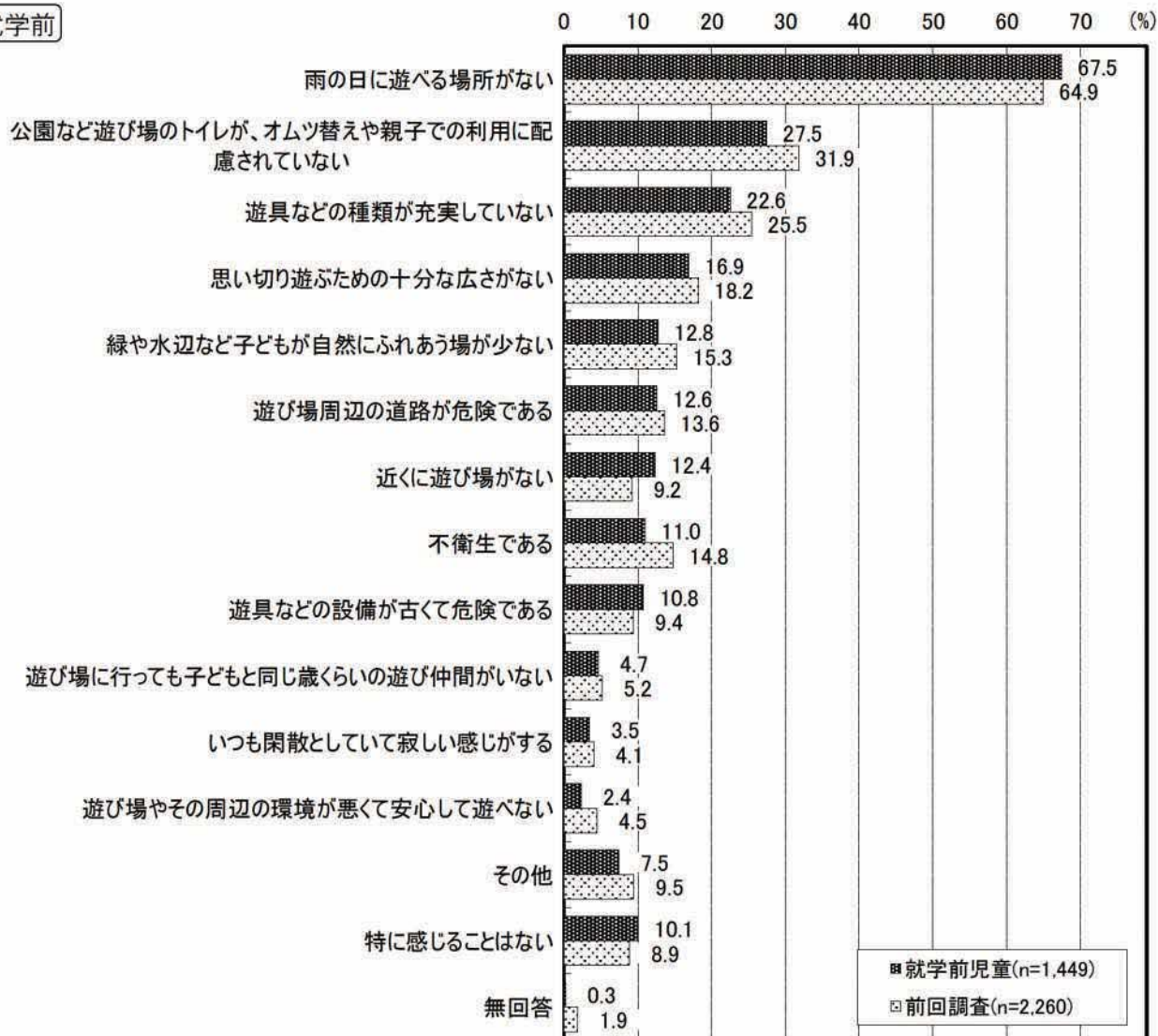


《父親》

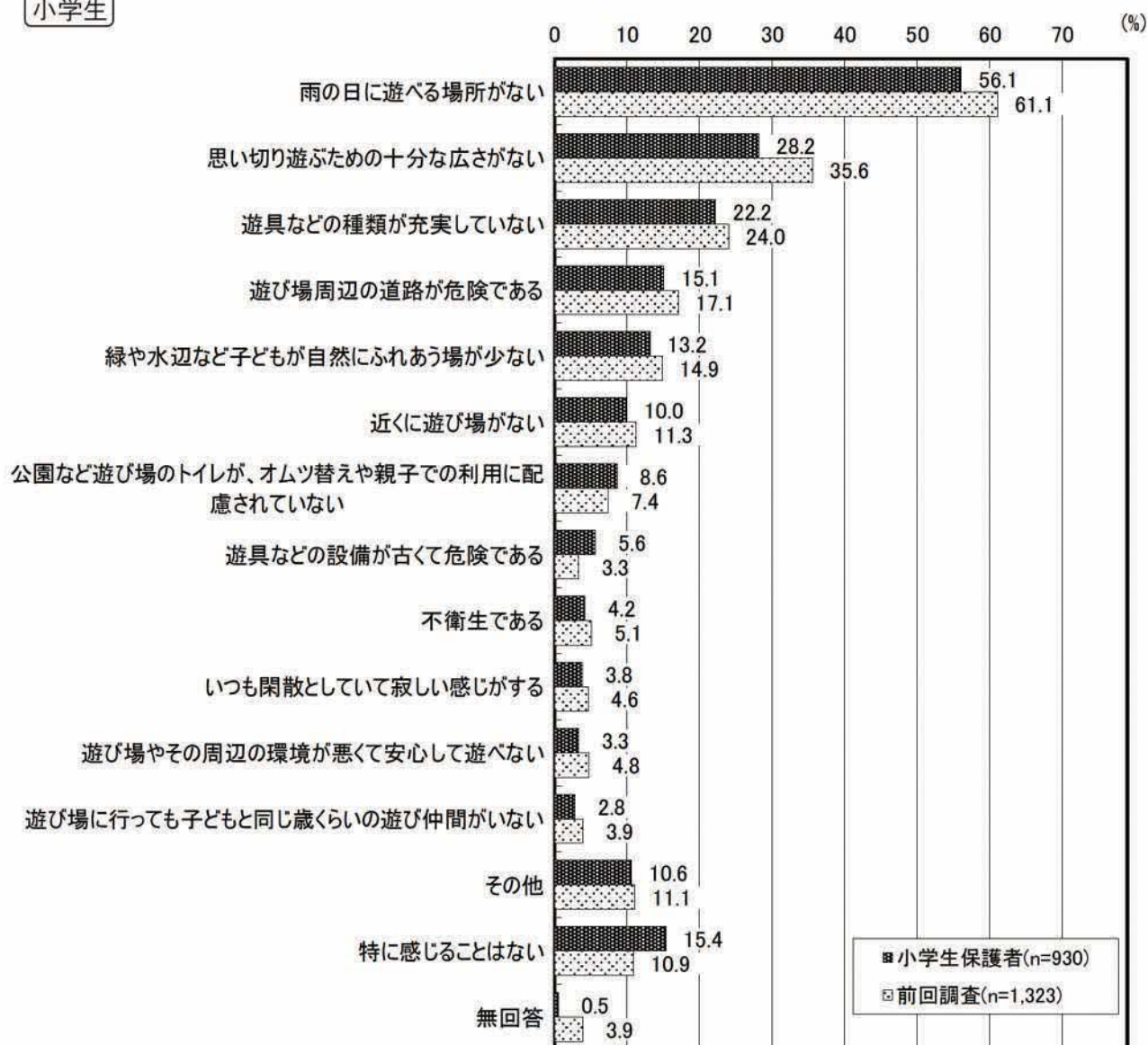


こどもの遊び場について感じる事（保護者）

就学前

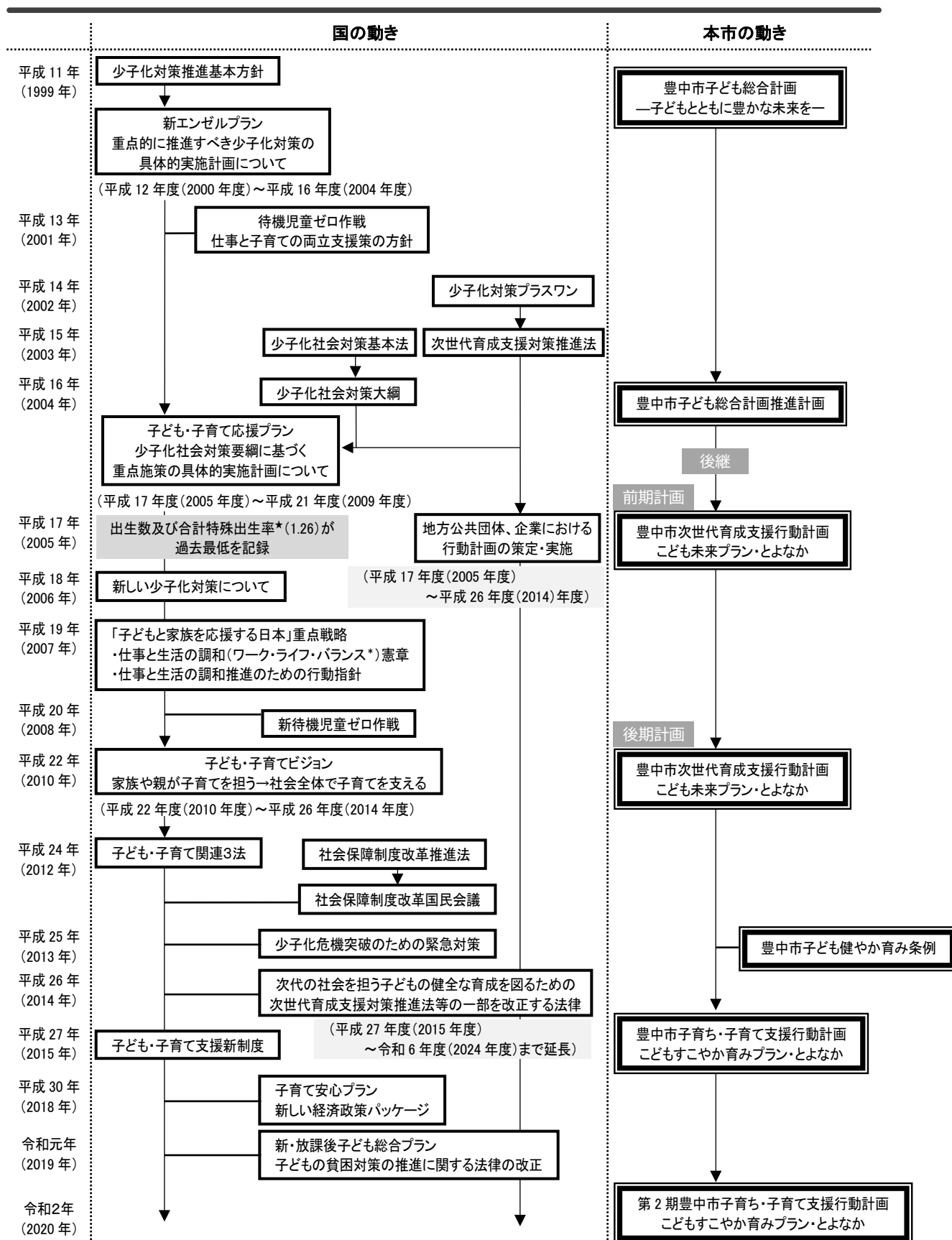


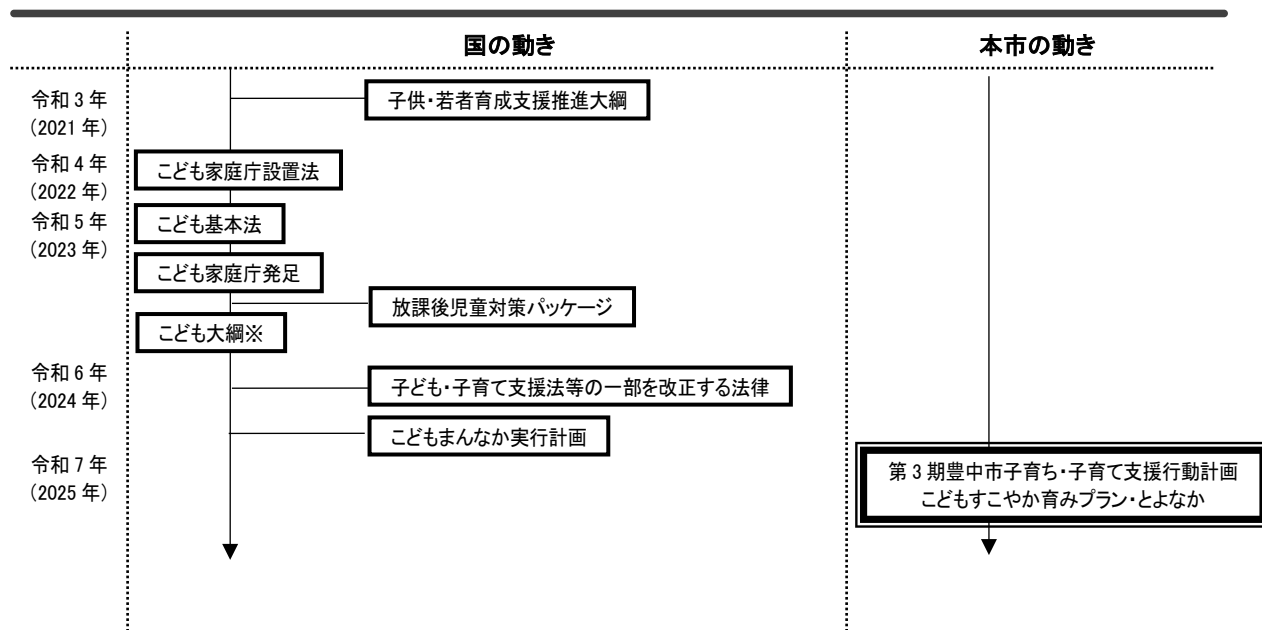
小学生



6

子育て・子育て支援の流れ





※こども大綱（令和5年（2023年）12月22日閣議決定）

○こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

○こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろう）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

7 用語集

【アルファベット】

ICT（情報通信技術）

「Information and Communication Technology」の略。インターネットなどの通信技術を活用した産業やサービスなどの総称。

SDGs（持続可能な開発目標）

「Sustainable Development Goals」の略。平成27年(2015年)9月に国連サミットにおいて採択され、令和12年(2030年)を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の目標とそれを実現するための具体的な169のターゲットのこと。「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対応するものとなっている。

SNS

「Social Networking Service」の略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

NPO

「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。NPO法人は法律にのっとって設立された法人格をもつ団体であり、より公益性のある活動を行っている団体は認定NPO法人という。

【あ行】

アウトリーチ

訪問・派遣など出向いて行う公共サービスの手法のこと。

医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童。

【か行】

キャリア教育

児童・生徒一人ひとりに勤労観や職業観を育み、主体的に進路を選択し、社会人として自立できる力をつける教育。

グリーフケア

死別後、残された家族等の身近な者が悲しみを癒やす過程を支える取り組み。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率（母の年齢別年間出生数÷年齢別女性人口）を合計したもの。一人の女性が一生の間に出産する平均のこどもの数とみなされる。

子育て支援コーディネーター

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業において、子育て家庭が身近に思える場所で、利用者本人の力や地域資源を生かしながら、個別の家庭状況に応じ、支援策を調整、調達、開発する人のこと。

こども 110 番の家

「こども 110 番の家」の旗等を掲げ、こどもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に、駆け込み、助けを求めることができる地域の協力家庭や事業所等。

こども家庭ソーシャルワーカー

こども家庭福祉の現場において実務者の専門性を向上させることを目的に創設された認定資格。こどもが将来にわたり健やかで幸福な生活がおくれることができる社会の実現をめざし、様々な場所で活動する専門家。

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）

児童虐待の予防と早期発見、早期援助を目的に、こどもに関わる機関や団体を構成員とする会議であり、こどもの権利の擁護とこどもと家庭の福祉の向上を図る。関係機関の連携及び協力体制の確立と推進、虐待防止に向けた意見交換と情報共有等を行う。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度。学校と保護者や、地域の方などと知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら、児童生徒の成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める取組み。

プレコンセプション・ケア

女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組み。

困窮度

令和 5 年度（2023 年度）に実施した豊中市こどもの生活に関する実態調査により世帯の可処分所得（収入から税金や社会保険料を引いた実質手取り分の収入）を世帯人数の平方根で割った額によって世帯の困窮の度合い分類したも

の。世帯の可処分所得が低いほど困窮度は高い。

【さ行】

主任児童委員

地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う、厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員のうち、児童に関することを専門的に担当するため別途大臣から指名された委員。

スクールカウンセラー

児童・生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する、学校配置の臨床心理士。

スクールサポーター

豊中市内の小中学校及び義務教育学校において、児童生徒の学習面や生活面などに関わる支援をする者。

スクールソーシャルワーカー

いじめ・不登校等の課題に対し、福祉の視点からこどもの「背景」を見立て、関係機関等とつなぐ専門家。

ソーシャルスキルトレーニング

社会生活に必要なスキルを身につけるための訓練。

【た行】

豊中市教育保育環境ガイドライン

豊中市内のすべての就学前のこどもたちが学びの基礎になる力をつけるために、すべての教育・保育施設において質の確保を行うとともに、主体的・継続的な教育・保育の質の向上サイクルに寄与するため、保育課程の質を評価する豊中市独自のチェック項目を定めたもの。

【な行】

認定こども園

就学前のこどもの教育・保育並びに家庭に対する子育て支援を行う機能を有する施設で、4類型（①幼保連携型②幼稚園型③保育所型④地方裁量型）がある。

- ①学校かつ児童福祉施設としての単一の認可施設となる類型
- ②認可幼稚園が保育所機能を備えている類型
- ③認可保育所が幼稚園機能を備えている類型
- ④幼稚園・保育所いずれの認可もない地方の教育・保育施設が、必要な機能を果たす類型

【は行】

パーマネンシー保障

永続的な家庭関係をベースにした家庭という育ちの場の保障。

ハイリスク妊婦

若年、経済的な不安、生育歴、パートナー・家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予想される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦。

ピアサポート

同じような経験や課題を抱える人同士が、個々の困難や課題に対して理解し、共感し、助言等を提供することで、互いに支えあうこと。

非認知能力

学習における知的な能力を支えるこどもの内面の力。（例：好奇心や意欲などの感じる力、自尊心や忍耐力などのやりぬく力、協調性や思いやりなどの他人を理解し関係を調整する力。）

フォスタリング機関

里親等のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親等に対する研

修、こどもと里親等のマッチング、こどもの里親等委託中における里親等養育への支援、里親等委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援業務（フォスタリング業務）を実施する機関。

福祉共育

地域や学校における地域福祉活動の体験や学習の機会などを通じて、こどもから大人まであらゆる地域住民同士が、異なる世代や立場を認め合い、支えあいながら「共に生きる・共に育ちあう」文化の醸成をめざすもの。

保育士・保育所支援センター

保育士資格を所持しながら保育士として就業していない者（潜在保育士）の就職に関する相談・支援や、新しく市内保育施設に就職した保育士等へ助成金を交付し、保育人材の確保と定着を図る「保育士版ハローワーク」機関。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行う非常勤特別職の地方公務員。守秘義務などの各種規定がある。また、児童福祉法に基づく児童委員も兼ねており、地域の子育て相談にも応じている。

【や行】

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。

幼児教育サポーター

大阪府幼児教育アドバイザー育成研修を修了した者で、①勤務する就学前施設での公開保育

や園内研修、②「豊中市教育保育環境ガイドライン」の活用と推進、③就学前施設への巡回支援を行い、就学前施設に通うこどもたちが等しく一定の教育・保育を受けられるよう相談支援等を行う。

【ら行】

リービングケア

施設を退所する前に、自立した生活を送るために行われる支援。

レスパイト

一時的に中断したり休息したりすること。レスパイトケアは、こどもや介護の必要な高齢者のいる家庭において、家族が育児や介護から解放される時間をつくり、心身疲労や共倒れ等を防止することを目的に行われるサービス。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

働く人の価値観やライフスタイルの変化に対応して働き方を見直し、仕事と生活の調和を図る考え方や取組みを重視すること。

第3期 豊中市子育て・子育て支援行動計画

こどもすこやか育みプラン・とよなか

令和7年（2025年）2月

【編集・発行】

豊中市 こども未来部 こども政策課

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚 3-1-1

電話 06-6858-2258 FAX 06-6254-9533